令和７年第１回吉田町議会定例会

吉 田 町 議 会 会 議 録

令和７年３月３日　開会

～

令和７年３月２１日　閉会

吉　田　町　議　会

令和７年第１回吉田町議会定例会会議録目次

第　１　号　（３月３日）

○町長挨拶……１
○開会の宣告……１
○会議録署名議員の指名……１
○会期の決定……１
○諸報告について……２
○議会閉会中の委員会活動報告……１２
○議会ＤＸ推進特別委員会委員長報告……１４
○吉田町議会議員定数等検討特別委員会委員長報告……１６
○議案第２号～議案第３１号の一括上程、説明……１７
○議案第２５号の質疑、討論、表決……６１
○散会の宣告……６２

第　２　号　（３月１２日）

○開議の宣告……６３
○議事日程の報告……６３
○一般質問……６３
増　田　剛　士……６３
平　野　　積……７６
山　内　　均……９１
楠　元　由美子……１０５
大　石　裕　之……１１８
○散会の宣告……１３２

第　３　号　（３月１４日）

○開議の宣告……１３３
○議事日程の報告……１３３
○議案第１３号の質疑……１３３

○議案第１４号の質疑……１４０
○議案第１５号の質疑……１４１
○議案第１６号の質疑……１４１
○議案第１７号の質疑……１４１
○議案第１９号の質疑……１４１
○議案第２０号の質疑……１４２
○議案第２１号の質疑……１４４
○議案第２２号の質疑……１４５
○議案第２３号の質疑……１４８
○議案第２４号の質疑……１４９
○散会の宣告……１５２

第　４　号　（３月１７日）

○開議の宣告……１５３
○議事日程の報告……１５３
○議案第１８号の質疑……１５３
○散会の宣告……２２７

第　５　号　（３月２１日）

○開議の宣告……２２８
○議事日程の報告……２２８
○議案第１３号の討論、表決……２２８
○議案第１４号の討論、表決……２２９
○議案第１５号の討論、表決……２２９
○議案第１６号の討論、表決……２２９
○議案第１７号の討論、表決……２３０
○議案第１８号の討論、表決……２３０
○議案第１９号の討論、表決……２３１
○議案第２０号の討論、表決……２３１
○議案第２１号の討論、表決……２３１

○議案第２２号の討論、表決……２３２
○議案第２３号の討論、表決……２３２
○議案第２４号の討論、表決……２３３
○議案第　２号の質疑、討論、表決……２３５
○議案第　３号の質疑、討論、表決……２３５
○議案第　４号の質疑、討論、表決……２３６
○議案第　５号の質疑、討論、表決……２３６
○議案第　６号の質疑、討論、表決……２３７
○議案第　７号の質疑、討論、表決……２３７
○議案第　８号の質疑、討論、表決……２３８
○議案第　９号の質疑、討論、表決……２４０
○議案第１０号の質疑、討論、表決……２４０
○議案第１１号の質疑、討論、表決……２４１
○議案第１２号の質疑、討論、表決……２４１
○議案第２６号の質疑、討論、表決……２４２
○議案第２７号の質疑、討論、表決……２４３
○議案第２８号の質疑、討論、表決……２４３
○議案第２９号の質疑、討論、表決……２４４
○議案第３０号の質疑、討論、表決……２４８
○議案第３１号の質疑、討論、表決……２４９
○発議案第１号の上程、説明、質疑、討論、表決……２５０
○発議案第２号の上程、説明、質疑、討論、表決……２５１
○委員会活動報告……２５３
○請願の継続審査について……２５７
○議会閉会中の継続調査について……２５７
○町長挨拶……２５８
○議長挨拶……２５８
○閉会の宣告……２５８

開会　午前　９時００分

○議長（大石　巖君）　改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和７年第１回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いをいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石　巖君）　開会に当たりまして、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長　田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君）　おはようございます。

元気な議員の皆様のお顔に接し、うれしく思います。

今議会は、令和７年度のまちづくりを決める議会となりますので、どうぞよろしくお願いします。

◎開会の宣告

○議長（大石　巖君）　本日は、３番、盛　純一郎君から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は11名であります。ただいまから、令和７年第１回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大石　巖君）　日程第１、会議録署名の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定によりまして、４番、楠元由美子君、５番、福世義己君を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（大石　巌君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日３月３日から３月21日までの19日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

本定例会は、本日３月３日から３月21日までの19日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（大石　巌君）　日程第３、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてでありますが、議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係に関することについてでありますが、２月４日火曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会第２回政策研究会が静岡県庁で開催されました。研修会では、国立研究開発法人海洋研究開発機構理事の小平秀一氏による、「地球深部探査船「ちきゅう」で挑む地震・津波調査」と題した講演が行われました。

２月18日火曜日、令和６年度静岡県町村議会議長会総会・議長会議が静岡市で開催されました。総会では、審議事項として、静岡県町村議会議長会規約の一部変更、令和７年度静岡県町村議会議長会事業計画及び令和７年度静岡県町村議会議長会歳入歳出予算について審議が行われ、原案のとおり可決されました。

また、協議事項として、役員の選出に関する申合せ事項の変更、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者推薦及び郡町村監査委員協議会の県組織の編成に関する要望について協議するとともに、報告事項として、会費及び事業の見直し及び公益財団法人静岡県消防協会要望書について報告がありました。

会議への出席に関する報告は以上のとおりであります。

次に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

最後に、常任委員会に付託した請願について報告をいたします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第87条第１項の規定によりまして所管の総務文教常任委員会に付託をしました。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほど、お願いをいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長　田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君）　令和７年度第１回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けて施政方針並びに各種施策の方針や概要等について申し上げます。

本年は、6,434人もの命が奪われ、全半壊など約63万棟の住宅が被害を受けた阪神淡路大震災の発生から30年という大きな節目を迎え、年末年始には恐怖のどん底に陥るような当時のニュースや映像や証言などに触れる機会が多くありました。改めて大震災の記憶と教訓の重みを痛感するとともに、多くの人々があの未曽有の災害から防災の在り方や地域における助け合いの重要性、そして一人一人の防災意識が欠かせないものであることを学んできたのではないでしょうか。

また、東日本大震災の発生から間もなく14年が経過しようとしております。沿岸部に甚大な被害をもたらしたあの大震災以降、海岸に面する本町はピンチをチャンスに変えるべく、津波防災町づくりを強力に推し進めてまいりました。失われた安全と安心を取り戻すため、いち早く津波ハザードマップを作成し、15基の津波避難タワーを急ピッチで完成させるとともに、避難路や防災公園の整備なども迅速に進めてまいりました。さらには、1000年に一度の大津波を海岸線で食い止める全周防御の構築を推進し、令和４年３月に川尻海岸防潮堤、１月には多目的広場の整備が完了したところでございます。

そしていよいよ、これまでに幾度となく国や県と協議を重ねてまいりました住吉海岸防潮堤の整備が前に進み、令和７年度からようやく盛土工事が開始される運びとなりました。２月７日には、この全周防御に係る国・県・町と基本的な取決めを交わし、今後これに基づいて整備を進めていくこととなります。

加えて、この防潮堤の整備とは幾分遅れるものの、一体的に進める予定の吉田漁港における津波レベル２の津波対策が完成の日の目を見るとき、南海トラフ巨大地震による大津波が海岸線でブロックされ、この町の安全が高いレベルで確保されるものと確信をしております。

そして、最終的には、大井川の右岸と坂口谷川左岸の堤防のかさ上げによって全周防御が確立し、この町の安全が揺るぎないものになるものと確信しておりますので、この確固たる安全を１日でも早く手にすることができるよう、その日まで歯を食いしばり、前を向いて走り続けなければならないと覚悟をしております。

また、津波防災とともににぎわいづくりを一体的に進めるシーガーデンシティ構想において、町の玄関口として位置づけております吉田インターチェンジ周辺の整備も加速させ、路線バス利用者の利便性向上を図るとともに町内外への人の流れを促進し、新たなにぎわいの創出を図ってまいります。

こうして住みたいと思ってもらえる魅力ある町、選ばれる町をつくり上げるべく、確固たる安全の上に人と人との交流を通じて豊かな心を育み、さらに豊かで活気にあふれた心を魅了する町の実現に向かって邁進をしてまいります。

それでは、令和７年度の主な事業につきまして、第６次吉田町総合計画の施策体系に沿って御説明申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、防潮堤整備について御説明申し上げます。

レベル２クラスの大津波から町を守る防潮堤整備につきましては、さきに申し上げました

とおり、住吉海岸防潮堤の盛土工事にようやく着手できる運びとなりました。令和７年度は、本年度進めております測量設計業務の成果に基づき整備工事を早期に発注するとともに、かねてから調整を進めてまいりました土砂の搬入も夏頃から開始される予定ですので、着実に土砂の受入準備を進め、できる限り早期に確固たる安全を提供することができるよう事業を推進してまいります。

次に、令和７年度防災訓練についてでございます。

これまで町では、９月に総合防災訓練、12月に地域防災訓練、３月には津波避難訓練を実施しておりますが、令和７年度においては、近年の猛暑が続く状況や災害はいつ起こるか分からない状況を踏まえ、９月の訓練を初めて夜間参集という形で実施し、12月の訓練を自助・共助・公助の連携を重点とした総合防災訓練として実施する予定でございます。

次に、住民主体の災害時の避難所運営についてでございます。

災害発生時、町職員は被災者の支援や復旧復興業務に当たるため、避難所は地域住民の皆様が主体的となり協力し合って運営していただくことが必要になります。各避難所が秩序の保たれた安全で安心な生活拠点として機能するよう、それぞれの運営マニュアルの作成を進め、住民主体の避難所運営体制の構築を目指してまいります。

次に、感震ブレーカー等設置推進事業補助制度の創設についてでございます。

過去の地震における出火原因の多くは電気に起因したものであり、能登半島地震の教訓も踏まて地震による火災被害の低減に向けた取組の需要が高まっておりましたことから、町内の住宅を対象に感震ブレーカー等の設置の対する補助制度を創設をし、令和７年度から運用を開始する予定でございます。

この感震ブレーカーとは、地震により大きな揺れを感知した際に自動的にブレーカーを落とし、電気の供給を遮断することにより通電火災を防ぐ装置でございますので、この補助制度創設により感震ブレーカー等の設置を推進し、被害の軽減を図ってまいります。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「ＴＯＵＫＡＩ－０」についてでございます。

県では、令和７年度までを「ＴＯＵＫＡＩ－０」事業の総仕上げと位置づけて取組を強化しており、町もこれに同調し事業を進めているところでございます。本年度で終了を予定していたわが家の専門家診断事業が令和７年度まで延長されましたことから、対象となる家屋を有する皆様に無料で耐震診断を受けていただけるよう、今後も引き続き県と連携を図りながら個別訪問を中心としたＰＲを積極的に展開するとともに、令和８年度以降の耐震補強事業の方向性について県と協議を進めてまいります。

次に、治水対策についてでございます。

坂口谷川流域における治水対策につきましては、坂口谷川水災害対策プランに基づき、近年激甚化している集中豪雨による浸水被害の軽減に向け、令和６年度から宮裏川河口部に設置している第３号ポンプの増強に係る工事に着手しております。令和７年度は、このポンプ設備等の工場製作と現地における躯体工事の完了を目指して工事進捗を図ってまいります。

また、このほかにも浸水被害は町内各所で発生しておりますことから、浸水発生箇所に可搬式排水ポンプを設置することにより被害の軽減に努めてまいります。

次に、河川の改修についてでございます。

準用河川であります大窪川では、河川の流下能力を高めるため、国の交付金を活用して、下流側から順次河川の改修を実施しております。令和７年度においても、引き続き上流側に

向かって護岸整備を進める予定で、国の防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策に係る事業として進捗を図ってまいります。

次に、交通安全対策についてでございます。

町では、吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラムに基づき、通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全対策を推進しております。令和７年度においても、学校、警察、道路管理者などによる合同点検の結果を基にこれまで対策を検討してまいりました危険箇所について、区画線の設置や防護柵の更新などを迅速に進めてまいります。

また、交通事故防止に向けて例年実施しております道路交差点部の区画線の更新に加え、町内の幹線道路のうち特に交通量の多い道路の一部についても、先進安全自動車に搭載される車線逸脱警報装置や車線維持支援制御装置が確実に検知し作動するよう、区画線の更新を予定しております。

次に、消防救急広域事業についてでございます。

本町の消防救急は、平成28年度から静岡市、島田市、牧之原市、川根本町と吉田町の３市２町で構成する広域消防の枠組みを形成し、その事務を静岡市に委託しております。この消防に関する事務の管理や執行に要する経費につきましては、吉田町と静岡市との間の消防事務の委託に関する協定書により額が定められ、静岡地域広域消防運営計画の負担ルールに基づいて算出されております。この負担ルールは、広域化から10年が経過する時点で見直しをすることとされておりましたことから、11年目となる令和８年度からの経費負担ルールについて決定をするため、昨年度から構成市町の間で協議を重ねてまいりました。

また、協議を進める中で消防体制についても見直しが行われ、３市２町で構成する広域消防の継続と、令和８年度以降に適用する新たな静岡地域広域消防運営計画を策定することが決定されたところでございます。

この新たな計画においては、指揮命令権を明確にするため、現在の吉田消防署の管轄のうち牧之原市内の区域は全て牧之原消防署の管轄に変更され、吉田消防署は吉田町のみを管轄することになります。また、吉田消防署はさらなる消防力の強化が期待できる適地に移転させることとなりましたので、令和７年度はそのための基本構想の策定を進めてまいります。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業について御説明申し上げます。

水道事業は、町民の皆様の生活や社会経済活動を支えるライフラインを維持するための重要な役割を果たすものであり、大規模災害の発生時においても被害を最小限に抑え、安定して水道水を供給することを目指し、令和７年度についても引き続き基幹管路の耐震化や老朽管の更新を進めるとともに、災害等による故障に備えた水道施設の整備を進めてまいります。

基幹管路の耐震化につきましては、第２配水池からの配水の本管であります牧之原市坂部地内の大正橋谷田線のほか３路線の配水管の布設替え工事を予定しております。

老朽管の更新については、大幡地内の亀の尻線のほか、片岡地内の下水道管渠布設工事に伴い、岩留５号線の配水管の布設替えを予定しております。また、水道施設の正常な運転を維持し、水道水の安定的な供給を継続するため、大幡地内の第３水源において予備ポンプを設置する予定でございます。

次に、下水道事業についてでございます。

１月に埼玉県で発生した大規模な道路の陥没事故は、流域下水道のコンクリート管の腐食

が原因と見られております。これを踏まえ、町内においてコンクリート管を埋設している路面の緊急点検を実施いたしましたが、陥没につながるような異常はございませんでした。

また、さらに精度の高い調査といたしましては、令和元年度からストックマネジメント計画に基づき小型カメラを使って下水道管内の状況確認を実施しているところでございます。これまでに、腐食しやすい箇所や主要な管渠などの調査を順次実施し、町内道路に埋設したコンクリート管の８割以上の調査が完了しておりますが、令和２年度に腐食の認められた箇所について速やかに更新工事を実施したほかには、早急に措置が必要な異常は発見されていない状況でございます。

今後も引き続き、ストックマネジメント計画に基づき、管渠や処理場施設などの重大な故障や事故、機能停止を未然に防ぐための点検調査や診断を実施してまいります。

浄化センターの整備につきましては、令和７年度から３年間の債務負担行為を活用した施設内の機械や電気設備の更新工事、建築改修工事を実施する予定でございます。

未普及解消工事につきましては、片岡地区において債務負担行為を活用した１件の管路布設工事を既に発注しており、これに加え２件の管路布設工事を実施し、令和８年度の完了を目指して未普及対策を進めていく予定でございます。

吉田町公共下水道事業経営戦略につきましては、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくため、中長期的な基本計画として令和３年度から12年度までの10年を計画期間として策定をしております。これをより質の高い経営戦略とするために、５年以内の見直しが求められておりますことから、令和７年度の改定に向けて着手してまいります。

また、本年度に改定しました下水道使用料についても、さらなる経営の安定化を目指して、引き続き令和９年度の改定に向けて検討を進めるとともに、経費節減などの経営努力を継続し、事業の効率化と健全化に取り組んでまいります。

次に、浄化槽設置費補助金についてございます。

この補助金につきましては、国と県の補助金を活用し、国や県の制度改定に沿って運用しておりますことから、令和７年度は新規の設置に係る補助金単価の見直しを図ることとなりますが、全体の整備基数は本年度と同数の140基を予定しており、引き続き合併浄化槽へのさらなる転換の促進を図ってまいります。

次に、ごみ減量・リサイクルの推進についてでございます。

次に、ごみ減量・リサイクルの推進につきましては、昨年９月に不用品の一括査定サービス「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、リユース促進によるごみ減量化の取組を進めているところでございます。また、昨年11月から中央公民館において開始しました衣類等の回収につきましては、１月末までに約１トンを回収している状況でございます。さらに、現在は各自治会に御協力をいただきながら、それぞれの会館に回収ボックスを設置するよう準備を進めております。令和７年度も、引き続きこうした事業を積極的に展開しながら、ごみ減量・リサイクルを推進してまいります。

続きまして、「活力と魅力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、吉田インターチェンジ周辺整備について御説明申し上げます。

吉田インターチェンジ周辺の整備につきましては、本年度、周辺道路の改良や送迎レーン、駐車場などの詳細設計を行うとともに、施設などの基本設計について取りまとめているところでございます。令和７年度につきましては、整備対象用地の鑑定評価や測量を行い、用地

の取得に着手していく予定でございます。

吉田インターチェンジ周辺は、シーガーデンシティ構想において町の玄関口として位置づけられており、人流創出に向けた重要な交通結節点となりますので、このバスターミナルの整備を進めることにより、路線バス利用者の利便性向上を図るとともに町内外への人の流れを促進し、にぎわいの創出を図ってまいります。

次に、県営吉田公園南側用地の整備についてでございます。

県営吉田公園周辺の用地を活用したにぎわいの創出につきましては、県と町、民間事業者が連携して事業を進めるため、町の基本構想を取り入れながら、地元の産材や地域の人材などを生かしたローカルＰＦＩの事業体制を軸としたスキームを構築するための調査を本年度実施しているところでございます。

令和７年度につきましては、この調査結果を基に官民連携の事業手法について精査し、ＰＦＩ法に基づく事業者の選定方法や官民の役割分担などについて方針を策定する予定でございます。そして、この方針に沿ってより実現可能な事業とするため、様々な民間事業者へのヒアリングを行いながら公募要件などを整理してまいります。

次に、ふるさと納税の推進についてでございます。

本年度４月から１月までの寄附金額は12億3,416万6,800円となり、年間寄附額が最高であった令和４年度の同時期と比較して約８％の増加となっております。これは、例年どおり事業者の皆様から魅力ある返礼品を安定的に供給していただいたことに加え、返礼品を小分けにするなど寄附者のニーズに合ったものへ見直しを行い、ウェブサイト画像の充実や効果的なウェブ広告により返礼品ＰＲの強化に取り組んだことが寄附額増加につながったものと捉えております。

令和７年度においても、産業の活性化を目指し、町内企業を訪問して新たな返礼品の掘り起こしなどに努めるとともに、全国に向けて町の魅力を発信し、ふるさと納税事業のさらなる推進に努めてまいります。

次に、シティプロモーション動画の活用についてでございます。

町のイメージを高め知名度を向上させるため、町広報大使であるひかりんちょさんに主演を務めていただき、子育て支援や学校教育など町の強みや魅力をテーマにドラマ仕立てで５本のシティプロモーション動画を作成し、昨年末にＳＮＳなどを通じて配信したところでございます。令和７年度は、この動画を移住セミナーや４月から開催される大阪・関西万博において放映するなど積極的に県外に向けても発信し、この町が広く認知され関心を持っていただけるよう努めることにより、関係人口の増加や移住定住の促進につなげてまいります。

次に、都市計画マスタープランの策定についてでございます。

町では、都市計画に関する基本的な方針を定める吉田町都市計画マスタープランに基づき、「住みやすく活気のある水・緑豊かな協働のまち」の実現に向けた町づくりを進めております。このマスタープランは令和７年度末を計画期間としておりますことから、本年度から２か年をかけて新たなプランの策定を進めているところでございます。第６次吉田町総合計画や第４次吉田町国土利用計画との整合を図るとともに、関係機関や町民の皆様の御意見を伺いながら町の将来像を見据えた計画を策定し、地域の実情に即した適正な土地利用の促進を図ってまいります。

また、これに併せて、町の都市づくりを進めるに当たっての課題解決を図るため、令和７

年度から９年度までの３か年をかけて立地適正化計画を策定してまいります。

次に、吉田漁港のしゅんせつについてでございます。

水産物供給基盤機能保全事業により実施しております港内泊地しゅんせつ工事につきましては、令和元年度から着手し、計画水深であります３メートルを確保するため、吉田漁港入り口部分から港内に向かって段階的に実施しているところでございます。令和７年度は、東防波堤周辺の水域を中心にしゅんせつを進める計画で、これにより吉田漁港の機能が確保され、航行の安全が確保されるとともに、地域水産業の振興につながることを期待をしております。

次に、吉田漁港機能保全計画の更新についてでございます。

漁港施設の長寿命化計画であります吉田漁港機能保全計画につきましては、漁港施設の維持管理や更新などを効率的に実施していくため、平成28年度からの50年間を計画期間として策定しております。この計画は、国のガイドラインにおいておおむね10年ごとに見直しを図ることが示されており、令和８年度には策定から10年を経過しますことから、令和７年度に防波堤や岸壁などの詳細な点検を実施し、漁港施設の健全度を再評価した上で計画の更新を行っていくものでございます。計画の更新に当たりましては、将来にわたり効率的で効果的な維持管理方法を検討し、長期的な事業の平準化やライフサイクルコストの縮減に努めてまいります。

次に、原材料・食品価格等の物価高騰対策についてでございます。

長引く原材料や食料品価格等の物価高騰に対し、消費の下支えなどを通じた生活者の支援や町内事業者の皆様を支援するため、町といたしましては、吉田町商工会と協議を重ね、商工会が実施する７回目のプレミアム付商品券発行事業に対して商工業振興事業費補助金を交付する予定でございます。これまでのプレミアム付商品券事業と同様に、この事業の実施が町民の生活や町内事業者の事業活動の一助となることを期待しております。

続きまして、「多様な人々が快適に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、橋梁の維持補修について御説明申し上げます。

町内の橋梁につきましては、長寿命化を借るため、国の補助を受けながら５年ごとの定期的な点検と、その結果に基づき計画的な補修工事を実施しております。令和７年度におきましては、定期点検の結果により構造物の機能に支障が生じる可能性があると判定された橋梁のうち、大幡地内の４号橋、神戸地内の出水川橋、川尻地内の第４号橋梁の３本の橋の補修工事と、構造物の機能に支障が生じていると判定をされた片岡地内の念佛橋の撤去工事を実施する予定でございます。

次に、町内を走る新しい交通についてでございます。

既存の路線バスだけでは対応できない町内の移動や、バス停から遠い地点とバス停との移動手段を確保することを目的に、令和５年10月からオンデマンド型乗合タクシー“ぎゅっと”カーよしだの実証運行を行っております。本年度は、利用者の皆様のお声などを踏まえた停留所の増加や福祉割引、回数券を導入するとともに、あらゆる機会を捉えて事業の説明を行い、様々な媒体を活用して周知を行うことにより利用の促進を図ってまいりました。令和７年度も引き続き実証運行を実施し、誰もが気兼ねなく町内を移動できる環境の整備に向けて、本格運行への移行を総合的に判断してまいります。

次に、初期日本語教室の開催についてでございます。

町内における外国人住民が著しく増加している状況を踏まえ、本年度は町内に居住する日本語に不慣れな外国人住民の皆様を対象に、日常生活に必要な最低限の日本語を身につけてもらうため、初期レベルの吉田町はじめてのにほんご教室を吉田町国際交流協会と連携して実施してまいりました。教室には、７か国28人の学習者と高校生を含む33人の日本人サポーターの皆様に御参加をいただき、回を重ねるごとにお互いのコミュニケーションが図られ、和やかな雰囲気で対話を重ねていただくことができました。

この教室の開催を通じて、外国人住民を理解し多様性を認め合う機会の創出を図ることができたものと捉えておりますので、今後も引き続き多文化共生を推進するため、関係者の皆様と調整を図りながら、令和７年度の実施に向けて準備を進めてまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、産後における支援の充実について御説明申し上げます。

町内全ての妊婦や子育て世帯の皆様が安心して妊娠、出産、子育てができるよう、各種健康診断や相談、産後ケアなどの母子保健事業の充実を図っております。令和７年度につきましては、疾病の早期発見と適切な保健指導を実施するため、出産後の早期である１か月児健康診査に係る費用全額助成を新たに開始をし、引き続き妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を展開してまいります。

次に、第３次健やかプラン吉田21策定事業についてでございます。

町民の皆様が心身ともに健康に暮らしていけるよう、健康寿命の延伸を目指して、第２次健やかプラン吉田21～吉田町健康増進計画・食育推進計画～に基づき、健康づくりや食育の推進に向けた取組を進めております。この計画期間が令和３年度から７年度となりますことから、次期計画の策定に向け、本年度は町民の皆様の健康観や生活習慣など健康に関する実態を把握するためのアンケート調査を実施をし、結果の集計や分析を行っているところでございます。令和７年度につきましては、この分析結果による実態や各種統計などを基に新たな計画を策定し、さらなる健康寿命の延伸を目指して町民の皆様の健康づくりを推進してまいります。

次に、高齢者福祉と介護保険事業についてでございます。

高齢者福祉及び介護保険事業の指針となります高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、３年ごとの見直しが義務づけられており、令和８年度には次期計画である第11次高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画を策定することとなるため、令和７年度は65歳以上の高齢者の皆様が要介護状態になる前の日常生活や社会参加の状況について調査する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と、在宅における介護の実態を調査する在宅介護実態調査を実施いたします。これらの結果を次期計画に反映させ、高齢者の皆様が生きがいを持ち、住み慣れた場所で安心して生き生きと暮らせるよう、高齢者福祉や介護保険に関する施策を総合的に推進してまいります。

次に、児童発達支援センターの開設についてでございます。

平成26年４月に開設しましたこども発達支援事業所すみれでは、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練など、約30人の児童に対して児童発達支援の障害児福祉サービスを提供しているところでございます。今後は、これら既存のサービスに加え、相談機能や保育所の巡回訪問機能を備えた地域の中核的役割を担う児童発達支援センターとして、令和８年度から業務ができるよう準備を進めてまいります。

このセンターは、児童の心身の発達に合わせた適切な教育を提供するとともに、保護者の相談対応や地域の障害児支援の中核施設として運営していくため外部事業者に業務を委託することとし、令和７年度には開設の準備業務として、豊富な知識と経験を持つ事業者に対し施設運営についての提案を求め、総合的に判断して最適な事業者を契約相手とする公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定していく予定でございます。

次に、放課後児童健全育成事業等の充実についてでございます。

現在、放課後児童クラブを利用する自彊小学校の高学年児童は、学校から離れたところにある神戸集落センターまで移動をしており、その移動の安全を確保するため、今後は学校の隣接地にクラブを移設する予定でございます。また、この新たな施設を子供たちの居場所として、安全に遊び、学び、仲間と共に成長できる環境を提供するとともに、保護者の皆様が気軽に立ち寄り子育ての悩みを共有できる場などとしての活用も検討してまいります。

こうした施設の開設により、新たな子供の居場所を確保し、町の子育てにおける基本理念であります「子どもたちが健やかに、いきいきと育つようみんなで子育てできるまち」を目指してまいります。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町教育元気物語ＴＣＰトリビンスプランについて御説明申し上げます。

吉田町教育元気物語ＴＣＰトリビンスプランにつきましては、子供、教職員、保護者が共に元気になり、三者にとって魅力ある教育を実現することを達成するため、「子供の「確かな学力」を保障する環境づくり」、「教職員が授業等に専念できる環境づくり」、「保護者が安心して子育てできる環境づくり」の３つを柱に、それぞれ具体的な施策を着実に実施していくとしております。

令和７年度は、ＴＣＰトリビンスプランの各事業を引き続き推進していくとともに、ＧＩＧＡスクール構想に基づき配備しました児童・生徒１人１台の学習用端末が導入から５年を経過しますことから、新しい端末への入替えを行う予定でございます。

また、令和４年度に実施しました劣化診断調査に基づき、各学校施設の建物や設備の改修計画を進めており、令和７年度は給水設備や校舎バルコニー、自動火災報知設備などの改修工事を実施する予定でございます。

このほか、町教育委員会では、本年度に引き続き町内の全教職員を対象とした研修会を各校で開催する予定でございます。ＩＣＴを学習ツールとして日常的に活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びをともに充実をさせ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を教職員が学び合うことにより、教職員の資質や能力の向上につなげ、児童・生徒の学力向上を目指すこととしております。

Ｇｏｏｇｌｅ ｆｏｒ Ｅｄｕｃａｔｉｏｎ パートナー自治体につきましては、グーグル合同会社と連携を図りながら、教職員を対象とするＩＣＴの利活用に向けた研修会や、児童・生徒をジュニアＩＣＴリーダーとして育成する研修会などを引き続き開催をし、情報活用能力や情報モラルの習得を推進していくこととしております。

さらに、文部科学省が展開するリーディングＤＸスクール事業につきましては、引き続き町内小・中学校の全てが指定校の認定を受けられるよう申請を行い、１人１台端末とクラウド環境を活用したより効果的な教育実践を創出していくこととしております。

次に、中学校における部活動の地域移行についてでございます。

町教育委員会では、吉田中学校の生徒にとって望ましい部活動環境の構築と教職員の働き方改革の両方の実現を図るため、昨年度に吉田町部活動の在り方協議会を設置をし、部活動の在り方について協議を行っております。これまで、協議会では、令和８年度に３年生となる生徒が部活動を引退する時期を境目に、休日の部活動から段階的に地域に移行していくことを目指して議論を重ねており、令和７年度は地域クラブの制度の構築などについて協議をしていくこととしております。

次に、吉田町シニアカレッジについてでございます。

シニア世代が互いに学び合い、高め合いながら生き生きと充実した生活を送ることができるよう平成28年に開設しました吉田町シニアカレッジにつきましては、昨年11月から第４期生30人が２年間の学生生活をスタートさせ、大学教授などから歴史や健康、環境などについて学ぶ一般教養講座のほか、健康づくりや生きがいづくりなどを体験するコース別講座を月２回のペースで受講をしております。令和７年度も、引き続き新たな知識の習得や仲間づくりなどを通して充実した学生生活を過ごしていただけるよう、受講者の皆様の意見を取り入れながら魅力ある事業の展開に努めてまいります。

次に、高齢者のスポーツ振興についてでございます。

高齢者の皆様がいつまでも住み慣れた地域で心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、町内の65歳以上を対象としたシニアフィットネス教室を昨年６月に開講しており、現在32名の参加者が楽しみながら毎月２回の筋力トレーニングや軽スポーツに取り組んでいるところでございます。教室では、筋力や体脂肪などを測る体組成計測定を実施をし、参加者はその結果を確認しながらそれぞれの目標に向かって筋力と生活の質の向上を図っておりますので、令和７年度も引き続き多くの皆様に参加していただけるよう、事業内容のさらなる充実を図ってまいります。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、自治体ＤＸの推進について御説明申し上げます。

急速に進展するデジタル社会の中、町民の皆様の暮らしを支え守るとともに事務手続の効率化や高度化を推進するため、吉田町ＤＸ推進計画に基づきＤＸの推進に取り組んでおります。令和７年度につきましては、引き続き地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく自治体における主要な20業務の標準化に取り組むとともに、キャッシュレス決済の推進やさらなる行政手続のオンライン化を図ってまいります。

キャッシュレス決済の推進につきましては、税金など各種公金の会計窓口における支払いについて、それぞれのニーズに合った決済サービスが選択できるよう、キャッシュレス決済対応レジを設置する予定でございます。

また、さらなる行政手続のオンライン化につきましては、町民の皆様などに利用していただいております吉田町総合体育館、小・中学校体育館やグラウンド、吉田町中央公民館などについてオンラインで施設の空き状況の確認や予約が可能になり、支払いにつきましてもクレジット決済などが可能となる公共施設予約システムを導入する予定で進めてまいります。これに併せて、鍵を借りたり返したりする必要のない電子キーの導入も進め、利用者の皆様の利便性向上を図ってまいります。

そのほか、町内保育園において欠席等の電話連絡や手書きの連絡帳など、これまでアナログだった保護者と園とのコミュニケーションの効率化や園児の成長記録、写真等の情報を一

元化するなど保育サービスの向上につなげていくことを目的に、保育所業務支援システムを導入する予定でございます。こうして一歩一歩着実にデジタル化を進め、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。

以上が、令和７年度を迎えるに当たり、第６次吉田町総合計画の将来都市像であります「豊かで活気にあふれ心を魅了するまち」の実現に向けた各種施策の方針や概要等について述べさせていただきました。これらを具現化するための令和７年度一般会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ過去最高の額となる149億4,900万円を編成いたしました。引き続き景気の動向や町税など歳入が不透明な状況ではございますが、財政の健全性を維持しつつ、最小の経費をもって最大の効果が図れる、適時適切にそのときの状況に柔軟に対応しながら、町民の皆様が安心して心豊かに暮らし続けることができ、また多くの皆様に訪れていただけるような魅力あふれる町をつくり上げていくための様々な施策を展開してまいります。

議員各位をはじめ町民の皆様におかれましては、ぜひともこうした本町の町づくりに御理解をいただき、今後より一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、令和７年度の施政方針といたします。

○議長（大石　巌君）　町長の施政方針が終わりました。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大石　巌君）　日程第４、議会閉会中の委員会活動報告を、初めに、総務文教常任委員会副委員長から報告をお願いします。

12番、蒔田昌代君。

〔総務文教常任委員会副委員長　蒔田昌代君登壇〕

○総務文教常任委員会副委員長（蒔田昌代君）　12番、蒔田昌代です。

総務文教常任委員会から、議会閉会中の活動について御報告をいたします。

総務文教常任委員会は、議会閉会中において委員会を２回開催いたしました。

令和７年１月10日月曜日、吉田町役場４階第２会議室において、午前９時から午前10時半まで、委員５人、事務局２人の出席で委員会を開催しました。協議事項は、所管事務調査について。報告書の作成のため、委員から出されたまとめ原案について、その内容について協議し、提案や要望に分け文言の整理を行いました。また、今後の進め方については、次回の委員会は報告書（案）について協議し、報告書は３月定例会中にこれを決定し、報告することを決め、委員会を終了いたしました。

令和７年２月28日金曜日、吉田町役場４階第２会議室において、午前10時から午後12時28分まで、委員５人、事務局２人の出席で委員会を開催しました。協議事項として、所管事務調査である重層的支援体制について、報告書（案）の内容について修正や文言の整理をしました。また、今後の進め方については３月定例会中に決定をし、定例会最終日に報告をするとしました。また、その他として、今定例会において、３月の定例会において請願が提出されるため、当委員会に付託されることと、そのための委員会開催を３月３日本会議終了後に開催することを決定しました。

以上で、議会閉会中の総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（大石　巌君）　報告が終わりました。

副委員長に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

副委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から報告をお願いいたします。

８番、山内　均君。

〔産業建設常任委員会委員長　山内　均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内　均君）　産業建設常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告をいたします。

まず、第１には視察の藤枝市役所です。

令和６年12月20日、午前10時から午前11時35分まで、出席者委員５人、事務局２人で視察を行いました。担当職員は、藤枝市役所建設住宅戦略課長、係長ほか３名が対応、事前の質問に対して回答をいただいた。

一つ目は、空き家の対策の全般について。質問は、空き家の対策開始の時期は。回答は、平成29年度に空き家対策室を設置、同年度に空き家対策計画を策定。

質問の２、背景及び目的に対しては、空き家は平成20年度から平成25年度の間に件数が急増、平成26年度、空家等対策特別措置法が制定された。空き家の適正管理及び利活用を促進するため、空き家対策の専門部署を設置した。主な空き家対策は、空き家対策等の計画の制定と空き家ゼロサポーターの制度の設置を行った。

質問の３は、空き家及び特定空家の数及び対策です。空き家件数は、平成20年度に4,250戸、平成25年度5,720戸、平成30年度6,980戸へと増加に対し、令和元年、空き家ゼロサポーターを発足、令和４年度、条例を制定、空き家対策制度の制定を行い、令和５年、空き家が5,990戸に減少に導いた。

質問４、民間との連携による空き家減少の効果と成果。空き家ゼロサポーターによって空き家が減少したなどの貴重な有意義な回答を聞くことができた。

令和７年１月16日、午前９時から午前10時21分、委員６名、事務局２人、藤枝市視察のまとめを行った。各委員から提出された藤枝市視察の意見及び感想を基にまとめたものの修正を行った。修正しまとめたものを各委員に配付することに決定。２、袋井市視察についての確認をした。袋井市視察の日程を確認、令和７年２月６日、14時視察のために13時に役場玄関を出発することを確認して終了した。

視察、袋井市。視察です。令和７年２月６日、午後２時から午後３時50分、出席者６人、事務局２人で袋井市役所の視察を行った。担当職員は、袋井市都市建設部建築住宅課長、課長補佐、ふくろいすまいの相談所長の３名が対応をしていただいた。事前の質問に対しての回答をいただいた。

１、空き家対策の全般については、質問が空き家対策の開始の時期は。回答は、2018年度、平成30年度に行った。

質問の２は、空き家対策制度制定の背景及び目的は、回答は空家対策の推進に対する特別措置法が制定されたことを受け、2018年度に袋井市空き家対策計画を策定。

２、空き家の調査方法と数については、調査は自治会に依頼して空き家調査をしている。具体的には、自治会の管内で把握している一戸建ての空き家について地図にマーキングを依頼、その後、市職員による現地調査を行い、空き家として認定している。それを５年ごとに実施している。

空き家の数に関しては、平成27年度766戸、令和２年度714戸、令和７年度末で508戸。

３の空き家バンク制定の対応と数については、空き家バンクは制定はしていないが、ふくろいすまいの相談センターが空き家相談の窓口として空き家バンクの業務を担っている。

民間との連携による空き家減少の効果と成果については、すまいの相談センターの内容と利用状況、連携による実績と効果を尋ねた。空き家の所有者等の悩みや困っていることを幅広く気軽に相談できる場所とすること。窓口は本庁舎ではなく、旧中村洋裁学園の建物を活用している。職員体制は、会計年度職員を２名を配置している。業務の内容は、空き家所有者や空き家を所有する見込みの方からの相談に対応している。見守り管理業務、不動産流動化業務、解体業務、相続相談業務を進めている。施設の利用状況は、令和４年が37件、令和５年が79件、令和６年度は81件と増加している。

今後に取り組んでいく必要があると考えている対策に対しては、管理の行き届いていない空き家の対策や空き家所有者管理者に対する不動産の利活用、処分等、早期対応等などの貴重で有意義な回答を聞くことができた。

令和７年２月20日、午前９時から午前９時59分、委員５名、事務局２人で対応で委員会を行った。袋井市視察感想のまとめを行った。各委員が提出した視察の意見、感想を発表し、まとめたものに必要な箇所の修正を行い、委員の袋井市視察の感想を確定した。２、産業建設常任委員会の調査完了報告書の書式及び日程について確認を行った。まとめの書式は、視察した４市の成果が比較できるものとすること、調査完了報告書の提出は、３月議会最終日の３月21日に提出することを決定し、委員会を終了した。

以上が産業建設常任委員会の報告であります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議会ＤＸ推進特別委員会委員長報告

○議長（大石　巌君）　日程第５、議会ＤＸ推進特別委員会活動報告を委員長からお願いをいたします。

12番、蒔田昌代君。

〔議会ＤＸ推進特別委員会委員長　蒔田昌代君登壇〕

○議会ＤＸ推進特別委員会委員長（蒔田昌代君）　12番、蒔田昌代です。

議会ＤＸ推進特別委員会の委員会活動について報告をいたします。

まず、この議会ＤＸ推進特別委員会の目的は、国は自治体ＤＸを推進し、当町においても町の業務や町民対応に資するためＤＸ化の推進が図られている。一方、吉田町議会は、議会ＤＸに対応する準備が整っていない。そこで、議会活動のデジタル化、インターネットの活用の推進を図るため、議員のスキル向上及び議会ＤＸを目指し、調査研究のため特別委員会を設置するというのが目的でございます。

令和６年６月17日月曜日、午前10時38分から午前10時53分まで、吉田町役場４階第１会議室において、委員５人、事務局２人で第１回委員会を開催いたしました。

協議内容は、委員長と副委員長の選出についてで、指名選挙により委員長に蒔田昌代が、副委員長に増田剛士議員が選出され、その後は今後の委員会活動について協議をいたしました。

令和６年７月16日火曜日、午前８時52分から午前９時42分まで、吉田町役場４階第２会議室において、委員５人、事務局２人で第２回委員会を開催いたしました。

協議内容は、今後の委員会活動についてで、吉田町ＤＸ推進計画について当局の説明を求めること、議会ＤＸ推進に関し目指す姿を明確にし、推進計画を立てることとしました。

吉田町ＤＸ推進計画について、当局の説明を求めるについては、総務課に説明を求めるものについて、ア、吉田町のＤＸ推進に対する姿勢について、イ、推進計画にあるアクションプラン、町独自について、ウ、アクションプランにある環境分析について、当局の説明を受けた後、協議していくということを決め、決定しました。また、この当局の説明に関し、他の議員にも知らせ、傍聴を促すことを決めました。

令和６年８月26日水曜日、午前８時58分から午前10時40分まで、吉田町役場４階第２会議室において、委員５人、事務局２人、当局３人で第３回委員会を開催いたしました。

内容は、ＤＸ推進について、総務課から紙の資料なしでノートパソコンを全委員に配付し、デジタル化した資料、吉田町ＤＸ推進計画アクションプランについてをノートパソコンを使用して説明受け、説明後、質問と答弁を行いました。

また、今後の委員会の進め方については、10月中をめどに当委員会が主催し、紙の資料を使わないデジタル化した資料の見方やパソコンの取扱いの講習を行うことや、ネットワーク（インターネット）利用が可能になった際、議会としてどのような活用ができるかを協議することを決定いたしました。

令和６年11月28日木曜日、午前９時から午前10時40分まで、吉田町役場４階第２会議室において、委員５人、事務局２人で第４回委員会を開催いたしました。

協議内容は、今後の調査研究について。具体的な行動として、議員のパソコン操作のスキルに関するアンケートを実施すること、このアンケートは正副委員長で作成し、委員会にて協議することにしました。このアンケート結果を踏まえ、パソコン操作等の講習を行うということも決定いたしました。

パソコン、タブレット等の電子端末の会議での利用に関しては、引き続き調査研究を行うこと。また、一般質問通告書提出のデジタル化の提案も次回の全協にて行うこと。そのための提案の素案を決定いたしました。昨年12月定例会中にその報告をいたしました。

また、オンラインセミナー受講、議会ＤＸ化について提案があり、これについても協議いたしました。これについては、特別委員会として受講することを検討し、委員会を終了いた

しました。

令和７年１月30日木曜日、午後１時半から午後５時15分まで、吉田町役場４階第２会議室において、委員５人、事務局２人で第５回委員会を開催いたしました。

協議内容は、アンケート調査の内容についてで、正副委員長で作成した議会ＤＸに関するアンケート（案）のアンケートの内容や設問について、指摘を受けた箇所を訂正し、改めて正副委員長でアンケート内容を作成し提示することとし、次回の委員会においてはこのアンケート内容を決定し、全議員に配付し、アンケートを実施することを決定いたしました。

また、この日の委員会は、午後２時から午後４時45分までオンラインセミナーを委員５名全員で受講いたしました。タイトルは議会のＤＸ化で、講師は明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授の湯淺墾道教授でございました。

令和７年２月13日木曜日、午前10時21分から午前11時16分まで、吉田町役場４階第２会議室において、委員５人、事務局２人で第６回委員会を開催いたしました。

協議内容は、アンケート調査についてで、前回の委員会で指摘を受けた箇所を修正し、改めて正副委員長で提示した議会ＤＸに関するアンケート（案）を協議し、アンケートの決定をいたしました。また、アンケートの実施については、２月17日の全員協議会にて議員に説明し、２月18日金曜日17時を締切りとし回収をすることを決め、アンケートの回収方法についてはメールとプリントの両方で送付をすることとしました。

次回の委員会については、議会ＤＸに関するアンケート調査の集計についてで、その集計は正副委員長で行い、そのアンケート結果について協議し、今後の方針について委員会で協議することを決定し、特別委員会を終了いたしました。

以上で、議会ＤＸ推進特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（大石　巌君）　報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎吉田町議会議員定数等検討特別委員会委員長報告

○議長（大石　巌君）　日程第６、吉田町議会議員定数等検討特別委員会活動報告を、委員長から報告をお願いいたします。

10番、八木　栄君。

〔吉田町議会議員定数等検討特別委員会委員長　八木　栄君登壇〕

○吉田町議会議員定数等検討特別委員会委員長（八木　栄君）　10番、八木　栄です。

吉田町議会議員定数等検討特別委員会の報告をいたします。

令和７年１月22日水曜日、所管事務調査について視察を行いました。視察先は川根本町で、担当は川根本町議会及び議会事務局です。参加者は、委員６名、事務局２名です。川根本町役場において、午後２時から午後３時20分まで、川根本町議会の議員定数等特別委員会の委

員及び議会事務局から、事前に提出した質問に対する回答をいただきました。

質問の内容は、１、議員定数の検討をする特別委員会が設置されるに至った理由は。２、特別委員会での議論の仕方や方法、進め方は。３、特別委員会ではどのような議論が行われたのか。４、定数を削減することを決定した主な理由と考え方は。５、削減を決定後に町民への周知や広報などはどのようにされたのか。６、定数削減後の議会運営に状況に何か変化はあるか。以上の質問に対しそれぞれ回答をいただき、その回答に対する再質問を行い、またその回答をいただきました。

以上で視察を終了し、帰路につきました。本日の視察に対する感想を１月31日までに事務局へ提出することを決定し、委員に伝えました。

以上が、吉田町議会定数等検討特別委員会の報告です。

○議長（大石　巌君）　報告が終わりました。

委員長対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時35分といたします。

休憩　午前１０時２２分

再開　午前１０時３３分

○議長（大石　巌君）　それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

◎議案第２号～議案第３１号の一括上程、説明

○議長（大石　巌君）　次に、会議規則第35条の規定によりまして、日程第７、第２号議案から、日程第36、第31号議案までの30議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長　田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君）　令和７年第１回吉田町議会定例会に上程をされました議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程されました議案は、条例の一部改正について10件、条例の制定について１件、補正予算について５件、当初予算について７件、規約の変更について１件、指定管理者の指定について３件、町道の路線廃止について１件、町道の路線認定について１件、人事案件１件の合計30件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第２号議案は、吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、人事院勧告に伴いまして職員の給料、期末勤勉手当、地域手当、扶養手当等について国家公務員の制度改正に準じた改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第３号議案は、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、一般職の職員の期末勤勉手当の改正に準じて、特別職の職員で常勤のものの期末手当を改正する内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第４号議案は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、特別職の国家公務員の期末手当の改正に準じて議会議員の期末手当を改正する内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第５号議案は、吉田町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴いまして、非常勤消防団員の退職報奨金に関し、関係する条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第６号議案は、吉田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴いまして、非常勤消防団員の損害補償に関し関係する条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第７号議案は、吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてございます。

本議案は、国家公務員の非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和されたことに伴いまして、会計年度任用職員の部分休業に関し関係する条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第８号議案は、吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、国家公務員の超過勤務の免除の見直し等が行われたことに伴いまして、一般職の職員の時間外勤務の免除等に関し関係する条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第９号議案は、吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について国の基準が改正されましたことから、関係する条例に所要の改正をする内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第10号議案は、吉田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援

等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例及び吉田町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域包括支援センターの職員の配置基準について国の基準が改正されましたことから、関係する条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第11号議案は、個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、個人情報の開示請求等における開示決定等の期限を、個人情報の保護に関する法律同様の期限に改める内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第12号議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、同法律を引用している条例に条ずれが生じますことから、関係する条例に所要の改正を行う内容の条例制定につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第13号議案は、令和６年度吉田町一般会計補正予算（第８号）についてでございます。

本議案は、令和６年度一般会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億2,073万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ152億4,406万3,000円と定めるとともに、繰越明許費、地方債の補正について定める補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第14号議案は、令和６年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

本議案は、令和６年度吉田町土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,512万3,000円と定める補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第15号議案は、令和６年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてでございます。

本議案は、令和６年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ252万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億1,096万5,000円と定める補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第16号議案は、令和６年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

本議案は、令和６年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ266万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億147万2,000円と定める補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第17号議案は、令和６年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

本議案は、令和６年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ608万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億9,181万2,000円と定める補正

予算をお認めいただこうとするものでございます。

第18号議案は、令和７年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、令和７年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億4,900万円と定めるほか、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についてを定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第19号議案は、令和７年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和７年度の土地取得事業特別会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,522万5,000円と定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第20号議案は、令和７年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和７年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,839万8,000円と定めるほか、歳出予算の流用について定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第21号議案は、令和７年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和７年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億1,618万3,000円と定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第22号議案は、令和７年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和７年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,416万5,000円と定めるほか、歳出予算の流用について定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第23号議案は、令和７年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、令和７年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を６億5,053万5,000円とし、収益的支出の総額を５億9,876万1,000円とするとともに、資本的収入の総額を１億4,762万円とし、資本的支出総額を５億4,642万3,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３億9,880万3,000円は減債積立金などで補塡するものと定めるほか、企業債、一時借入金などについて定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第24号議案は、令和７年度吉田町公共下水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、令和７年度の公共下水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を７億9,650万7,000円とし、収益的支出の総額を７億3,268万1,000円とするとともに、資本的収入の総額を11億3,017万3,000円とし、資本的支出の総額を11億4,854万2,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,836万9,000円は過年度分消費税資本的収支調整額で補塡するものと定めるほか、債務負担行為、企業債、一時借入金などについて定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第25号議案は、静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、静岡県市町総合事務組合の構成団体である西豆衛生プラント組合が、令和７年４月１日から名称を西豆広域行政組合に変更することとなりましたことから、同組合の規約に所要の変更を行うことにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第26号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、町立住吉コミュニティ防災センターの管理につきまして、地方自治法第244条の２第６項の規定により、その指定管理者に大浜自主防災会を指定することについて、お認

めいただこうとするものでございます。

第27号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町高齢者人材活用センターの管理につきまして、地方自治法第244条の２第６項の規定により、その指定管理者に一般社団法人吉田町シルバー人材センターを指定することについて、お認めいただこうとするものでございます。

第28号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町神戸コミュニティ広場の管理につきまして、地方自治法第244条の２第６項規定により、その指定管理者に北区自治会を指定することについて、お認めいただこうとするものでございます。

第29号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、田方川５号線に関連する町道を廃止する必要がありますことから、片岡地内の１路線について町道の路線廃止をお認めいただこうとするものでございます。

第30号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、田方川５号線に関連する町道を認定する必要がありますことから、片岡地内の１路線について町道の路線認定をお認めいただこうとするものでございます。

第31号議案は、吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在、吉田町教育委員会教育長であります山田泰巳氏が本年３月31日をもって現在の任期が満了となりますことから、引き続き吉田町住吉530番地の１、山田泰巳氏を吉田町教育委員会教育長に任命することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

なお、今回の議会定例会に上程されました第25号議案の静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてにつきましては、静岡県市町総合事務組合の組合長から３月10日付で協議書の提出を求められていることから、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石　巌君）　町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いをいたします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長　太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

総務課からは、第２号議案、第３号議案、第４号議案、第７号議案、第８号議案、第11号議案、第12号議案、第25号議案及び第31号議案について御説明申し上げます。

初めに、第２号議案　吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書１ページから25ページ、参考資料ナンバー１を御覧ください。

本議案は、人事院勧告に伴いまして、職員の給与、期末勤勉手当、地域手当、扶養手当等について国家公務員の制度改正に準じた改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めい

ただこうとするものでございます。
それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。
参考資料を御覧ください。
第１条は、吉田町職員の給与に関する条例の一部改正について規定しております。改正の内容としましては、第15条の５第２項に規定されている一般職員の期末手当の支給率につきまして、「100分の122.5」を、「６月に支給する場合は100分の122.5、12月に支給する場合は100分の127.5」に改め、同条第３項に規定されている定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率につきまして、「100分の68.75」の次に「「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を加えるものでございます。
また、15条の８第２項第１号に規定されている一般職の勤勉手当の支給率につきまして、「100分の102.5」を、「６月に支給する場合は100分の102.5、12月に支給する場合は100分の107.5」に改め、同項第２号に規定されている定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率につきまして、「100分の48.75」を「６月に支給する場合は100分の48.75、12月に支給する場合は100分の51.25」に改めるものでございます。
なお、別表第１及び別表第２に規定されている行政職給料表及び技能労務職給料表につきましては、民間給与の状況を反映した水準とするための改正を行うものでございます。
参考資料16ページを御覧ください。
第２条は、吉田町職員の給与に関する条例の一部改正について規定しております。主な内容について御説明申し上げます。
第２条第１項に規定されている手当に地域手当を追加するものでございます。
次に、第８条第２項に規定されている扶養手当の支給対象となる扶養親族から配偶者を削り、同条第３項に規定されている22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子の支給額について、１万円から１万3,000円に改めるものでございます。
次に、新たに追加する第９条の４は、地域手当に関し算出方法、人事交流等職員の場合の定め及び支給方法を規定しております。
次に、第10条に規定されている通勤手当につきまして、新幹線通勤に伴う通勤手当の支給限度額を月額15万円に引き上げる等の要件緩和を行うための改正でございます。
次に、第15条の４第２項に規定されている管理職員特別勤務手当の対象時間帯について、「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改めるものでございます。
次に、15条の５第２項に規定されている一般職員の期末手当の支給率につきまして、「６月に支給する場合は100分の122.5、12月に支給する場合は100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第３項に規定されている定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率につきまして、「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「「100分の125」とあるのは「100分の70」」に改め、同条第４項及び第５項に規定されている期末手当基礎額につきまして、地域手当の月額を加える改正をするものでございます。
また、15条の８第２項第１号に規定されている一般職の勤勉手当は、勤勉手当基礎額に地域手当の月額を加算するとともに、支給率につきましては、「６月に支給する場合は100分の102.5、12月に支給する場合は100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第２号に規定されている定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率につきましては、「６月に支

給する場合は100分の48.75、12月に支給する場合は100分の51.25」を「100分の50」に改め、同条第３項に規定されている勤勉手当基礎額につきまして地域手当の月額を加える改正をするものでございます。

次に、第15条の10に規定されている定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外につきまして、「第４条第１項から第10項まで、第８条、第９条及び第９条の３」を「第４条及び第８条」に改めるものでございます。

次に、第16条に規定されている勤務１時間当たりの給与額の算出につきまして、地域手当の月額を加える改正をするものでございます。

次に、第18条第２項から第４項までに規定されている休職者の給与につきまして、地域手当を加える改正をするものでございます。

また、別表第１及び別表第２に規定されている行政職給料表及び技能労務職給料表につきましては、各号の初号給を引き上げるための改正を行うものでございます。

参考資料の40ページを御覧ください。

第３条は、吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について規定しております。

改正の内容としましては、第７条第１項に規定する給料表につきまして改正を行うものでございます。

また、第８条第２項中、「100分の170と」の次に「「100分の127.5」とあるのは「100分の180」と」を加えるものでございます。

参考資料の41ページを御覧ください。

第４条は、吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について規定しております。

改正の内容としましては、第８条第２項中、「「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の180」」を「「100分の125」とあるのは「100分の175」」に改めるものでございます。

第５条は、吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について規定しております。

改正の内容としましては、第２条第３項に規定されている手当の種類に地域手当を加えるものでございます。

新たに追加する第５条の２は、地域手当は全ての職員に支給することを規定しております。

また、19条に規定している会計年度任用企業職員の給与に地域手当を追加するものでございます。

第６条は、吉田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について規定しております。

主な内容としましては、第３条第１項に規定されている手当に地域手当を加えるものでございます。

次に、新たに追加する７条の２は地域手当の規定で、吉田町職員の給与に関する条例で規定した地域手当は、フルタイム会計年度任用職員に準用することを規定しております。

次に、第16条に規定されている勤務１時間当たりの給与額の算出につきまして、地域手当の月額を加える改正をするものでございます。

次に、第18条第４項に規定されているパートタイム会計年度任用職員の基準月額、第25条第１項に規定されている期末手当基礎額及び第25条の２第１項に規定されている勤勉手当基礎額につきまして、地域手当の月額を加える改正をするものでございます。

参考資料の45ページを御覧ください。

第７条は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について規定しております。

改正の内容としましては、附則第13条第７項に規定している吉田町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置につきまして、「第８条、第９条並びに第９条の３」を「並びに第８条」に改めるものでございます。

附則第１項は、この条例は公布の日から施行するものとする。

第２条及び第４条から第７条までの規定並びに附則第４項から第７項までの規定は、令和７年７月１日から施行すると規定しております。

附則第２項は、第１条及び第３条の規定による改正後の条例は、令和６年４月１日から適用すると規定しております。

附則第３項は、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による支給の内払いとみなすと規定しております。

附則第４項は、令和７年４月１日切替日の前日から引き続き在職する職員の令和７年４月１日から適用する号給の切替表を附則別表とすると規定しております。

附則第５項は、切替日までに級を異にする移動をした職員等の新号給について、必要な調整を行うことができると規定しております。

附則第６項は、令和８年３月31日までの間における扶養手当に関する経過措置について規定しております。

附則第７項は、令和９年３月31日までの間における地域手当に関する経過措置について規定しております。

続きまして、第３号議案　特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書26ページ、27ページ、参考資料ナンバー２を御覧ください。

本議案は、一般職の期末勤勉手当について、年間支給月数を0.1月分引き上げることに伴い、特別職の期末手当についても0.1月分引き上げる内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料の１ページを御覧ください。

第１条は、同条例第２条第２項に規定されている期末手当の支給率につきまして、「100分の225」を「６月30日に支給する場合においては100分の225、12月10日に支給する場合においては100分の235」に改めるものでございます。

第２条は、同条例第２条第２項の期末手当の支給率につきまして、「６月30日に支給する場合においては100分の225、12月10日に支給する場合においては100分の235」を「100分の230」に改めるものでございます。

附則第１項は、この条例は公布の日から施行するものとし、第２条の規定は令和７年４月１日から施行すると規定しております。

附則第２項は、第１条の規定による改正後の条例は、令和６年４月１日から適用すると規定しております。

附則第３項は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による支給の内払いとみなすと規定しております。

続きまして、第４号議案　議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書28ページ、29ページ、参考資料ナンバー３を御覧ください。

本議案は、特別職の国家公務員の期末手当の引上げに準じて、議会議員の期末手当を0.05月分引き上げる内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料の１ページを御覧ください。

第１条は、同条例第４条第２項に規定されている期末手当の支給率につきまして、「100分の170」を「６月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」に改めるものでございます。

第２条は、同条例第４条第２項の期末手当の支給率につきまして、「６月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」を「100分の172.5」に改めるものでございます。

附則第１項は、この条例は公布の日から施行するものとし、第２条の規定は令和７年４月１日から施行すると規定しております。

附則第２項は、第１条の規定による改正後の条例は、令和７年４月１日から適用すると規定しております。

附則第３項は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による支給の内払いとみなすと規定しております。

続きまして、第７号議案　吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書34ページ、35ページ、参考資料ナンバー６を御覧ください。

本議案は、国家公務員の非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和されたことに伴いまして、会計年度任用職員の部分休業の要件を緩和する内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料を御覧ください。

主な内容といたしましては、第20条第１項に規定されている部分休業をすることができる職員に会計年度任用職員を加え、同条第２項に規定されている部分休業の承認から会計年度任用職員を除外する規定を加えることとし、同条第３項として会計年度任用職員の部分休業の承認についての規定を新たに追加するものでございます。

附則は、この条例は令和７年４月１日から施行すると規定しております。

続きまして、第８号議案　吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書36ページから38ページ、参考資料ナンバー７を御覧ください。

本議案は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

及び次世代育成支援対策推進法の一部改正により、子の年齢に応じ柔軟な働き方をするための措置や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等に伴い、国家公務員の超過勤務の免除の見直し等が行われたことから、一般職の職員の時間外勤務の免除等をする内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料２ページを御覧ください。

主な内容につきまして御説明申し上げます。

第８条の２第２項に規定されている時間外勤務免除の対象となる職員につきまして、「３歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達する前の子」に改めるものでございます。

次に、新たに追加する第15条の３は、職員が配偶者等の介護を必要とする状況を申し出たときは、仕事と介護の両立に資するための周知や当該職員の意向確認等の措置を講ずること。また、40歳に達した職員に介護に関する制度の周知をしなければならないことを規定しております。

次に、新たに追加する第15条の４は、職員に対する介護に関する研修、相談体制の整備、勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないことを規定しております。

附則第１条は、この条例は令和７年４月１日から施行することとし、附則第２条の規定は公布の日から施行すると規定しております。

附則第２条は、この条例施行日前においても時間外勤務の免除等の請求をすることができると規定しております。

続きまして、第11号議案　個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書44ページ、45ページ、参考資料ナンバー10を御覧ください。

本議案は、個人情報の開示請求等における開示決定等の期限について、個人情報の保護に関する法律と同様の期限に改める内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律の規定に従い運用しておりますが、個人情報の開示等の手続に関する事項につきましては、条例に必要な規定を定めることが法によって許容されておりますことから、当町においては個人情報の保護に関する法律施行条例に必要な規定を定め、運用しております。

現在、条例に規定している個人情報開示請求等における開示決定等の期限については、法施行前に運用していた吉田町個人情報保護条例の規定を引き継ぐ形で規定し、運用しておりますが、近年、取り扱う個人情報が増加傾向にあることや行政事務全般の事務量も増加していることから、開示決定までに要する時間が長期になってきております。

このようなことから、正確な事務が行えるよう、開示決定などの期限を現在の15日間から法と同じ30日間に、また延長の期限につきましては現在の45日間から法と同じ30日間にすることで、現在の規定と同様に60日以内の開示等の決定をし、サービス低下を招かないようにいたします。

それでは、参考資料１ページを御覧ください。

個人情報の保護に関する法律を適用するために、本条例の第４条及び第５条を削り、第６条を第４条に、第７条を第５条にするものでございます。

附則は、この条例は公布の日から施行すると規定しております。

続きまして、第12号議案　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書46ページ、47ページ、参考資料ナンバー11を御覧ください。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、吉田町税条例、吉田町都市計画税条例及び吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例のそれぞれにおいて引用している同法の条項ずれに対応する必要が生じましたことから、所要の改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料１ページを御覧ください。

第１条は、吉田町税条例の一部改正で、第36条の２第９項中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改めるものでございます。

第２条は、吉田町都市計画税条例の一部改正で、附則第６項中「同条第15項」を「同条第16項」に改めるものでございます。

第３条例は、吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正で、第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第12項」を「第２条第13項」に改め、同条第４号中「第２条第14項」を「第２条第15項」に改めるものでございます。

附則は、この条例は令和７年４月１日から施行すると規定しております。

続きまして、第25号議案　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書81ページ、82ページ、参考資料ナンバー15を御覧ください。

本議案は、静岡県市町総合事務組合の構成団体である西豆衛生プラント組合が、令和７年４月１日から名称を西豆広域行政組合に変更することに伴いまして、同組合の規約に所要の変更を行う内容の規約変更につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

名称変更の理由は、西伊豆町と松崎町が共同で新たに建設、運営する火葬施設の事業主体について、既存の西豆衛生プラント組合に業務を追加することに伴う名称変更でございます。

参考資料を御覧ください。

組合規約別表第１及び第２中、西豆衛生プラント組合を西豆広域行政組合に改めるものでございます。

附則は、この規約は令和７年４月１日から施行すると規定しております。

続きまして、第31号議案　吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案書90ページを御覧ください。

本議案は、現在、吉田町教育委員会教育長であります山田泰巳氏が、本年３月31日をもって現在の任期が満了となることから、引き続き山田氏を吉田町教育委員会教育長に任命する

ことにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の御同意をお願いするものでございます。

山田氏の住所は、吉田町住吉530番地の１、氏名は山田泰巳、生年月日は昭和34年９月21日、現在65歳でございます。

山田氏の主な経歴を申し上げますと、昭和57年４月に静岡県公立学校教員に採用され、掛川市立東中学校教諭として着任されました。以来、榛原中学校、相良中学校などで教壇に立たれ、平成23年には川根本町立中川根第一小学校の校長に就任されました。平成26年には静岡県教育委員会事務局総括管理主事、平成27年には同主席総括管理主事、平成29年には静西教育事務所長を歴任されました。その後、平成30年４月から牧之原市立榛原中学校の校長に就任され、令和２年３月をもって定年退職を迎えられた後、令和２年４月１日からは、皆様御承知のとおり吉田町教育委員会教育長として、吉田町教育元気物語ＴＣＰトリビンスプランに基づく各種施策の推進について、力強く本町の教育行政を進めているところでございます。

また、山田氏は、これまでＧＩＧＡスクール構想に基づくＩＣＴを活用した教育を積極的に取り組んでおります。文部科学省のリーディングＤＸスクール事業に町内全ての小・中学校が指定を受け、また総合的に情報化を進めた学校を認定する日本教育工学協会ＪＡＥＴによる学校情報化優良校及び学校情報化先進地域としての認定など、情報化を積極的に進めている地域として評価を受けた実績がございます。

こうしたことから、山田氏には引き続き高い識見と豊富な経験を生かし、町の教育行政を担っていただかなければならない方でございます。

なお、教育長の任期でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条に規定されております３年間で、令和７年４月１日から令和10年３月31日までとなります。

以上が総務課からの９議案でございます。

なお、今回の議会定例会に上程されました第25号議案の静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約については、静岡県市町総合事務組合の組合長から３月10日付の協議書の提出を求められていることから、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石　巌君）　それでは、続きまして、危機管理監兼防災課長、お願いします。

危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

〔危機管理監兼防災課長　田邊　誠君登壇〕

○危機管理監兼防災課長（田邊　誠君）　防災課でございます。

防災課からは、第５号議案、第６号議案及び第26号議案の３議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第５号議案　吉田町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の30ページから31ページ及び参考資料ナンバー４を御覧ください。

本議案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和７年４月１日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

別表の改正は、退職報奨金支給額を政令に倣い改めるものでございます。

なお、政令では５年刻みで支給額が定められておりますが、本町では平成５年の本条例改正時の消防団員の勤務年数の実績に見合った退職報奨金を支給しようとした観点から、１年刻みで支給額を定めようとするものでございます。

別表中、勤続年数30年以上を30年以上31年未満に改め、同表に勤続年数区分として31年以上32年未満、32年以上33年未満、33年以上34年未満、34年以上35年未満、35年以上を追加し、それぞれの勤続年数区分において団長、副団長、本部長・分団長、副分団長、部長・班長、団員の階級ごとに退職報奨金支給額を定めるものでございます。

支給額につきましては、勤続年数31年以上32年未満では、階級の上位から99万9,000円、92万9,000円、86万9,000円、82万9,000円、75万4,000円、70万9,000円と定め、勤続年数32年以上33年未満では、階級の上位から、101万9,000円、94万9,000円、88万9,000円、84万9,000円、77万4,000円、72万9,000円と定め、勤続年数33年以上34年未満では、階級の上位から、103万9,000円、96万9,000円、90万9,000円、86万9,000円、79万4,000円、74万9,000円と定め、勤続年数34年以上35年未満では、階級の上位から、105万9,000円、98万9,000円、92万9,000円、88万9,000円、81万4,000円、76万9,000円と定め、勤続年数35年以上では、階級の上位から、107万9,000円、100万9,000円、94万9,000円、90万9,000円、83万4,000円、78万9,000円と定めるものでございます。

附則第１項は、この条例は令和７年４月１日から施行すると定めております。

附則第２項は、改正後の条例の規定における経過措置を定めております。

続きまして、第６号議案　吉田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の32ページから33ページ及び参考資料ナンバー５を御覧ください。

本議案は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令に規定されている補償基礎額について改正が行われたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

第５条第２項第２号の改正は、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に改め、最高額を１万4,200円から１万4,500に改めるものでございます。

第５条第３項の改正は、非常勤消防団員等の扶養親族に係る補償基礎額の加算額を改めるもので、第１号に該当する扶養親族については１人につき100円、第２号に該当する扶養親族については１人につき383円、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき217円と改めるものでございます。

第５条第４項の改正は、「特定期間」を「当該期間」に改めるものでございます。

別表の改正は、補償基礎額を政令に倣い改めるものでございます。

別表中、団長及び副団長においては、勤続年数が10年未満の場合は１万2,500円を１万2,900円に、勤続年数が10年以上20年未満の場合は１万3,350円を１万3,700円に、勤続年数が20年以上の場合は１万4,200円を１万4,500円に改め、本部長、分団長及び副分団長においては、勤続年数が10年未満の場合は１万800円を１万1,300円に、勤続年数が10年以上20年未満の場合は１万1,650円を１万2,100円に、勤続年数が20年以上の場合は１万2,500円を１万2,900円に改め、部長、班長及び団員において、勤続年数が10年未満の場合は9,100円を

9,700円に、勤続年数が10年以上20年未満の場合は9,950円を１万500円に、勤続年数が20年以上の場合は１万800円を１万1,300円に改めるものでございます。

附則第１項は、この条例は令和７年４月１日から施行すると定めております。

附則第２項は、改正後の条例の規定における経過措置を定めております。

続きまして、第26号議案　指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案書の83ページ、参考資料ナンバー16を御覧ください。

本議案は、吉田町コミュニティ防災センター設置条例第８条第１項の規定に基づき、町立住吉コミュニティ防災センターの管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に、現在同施設の管理を行っております大浜自主防災会を指定しようとするものでございます。

指定管理者の選定理由につきましては、この施設の設置目的を達成するためには、引き続き地元の自主防災会が運営管理を総括することが最適であると判断し、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

指定する期間は、令和７年４月１日から令和12年３月31日までの５年間とし、令和７年度の指定管理料は年額18万8,000円としております。

防災課からの３議案につきましての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石　巌君）　続きまして、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長　八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君）　財政管理課でございます。

財政管理課からは、第13号議案、第14号議案、第18号議案、第19号議案の４議案について御説明申し上げます。

まず初めに、第13号議案　令和６年度吉田町一般会計補正予算（第８号）についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案は議案書の48ページでございます。

それでは、別冊の吉田町一般会計補正予算（第８号）の１ページを御覧ください。

まず、第１条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億2,073万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億4,406万3,000円とするものでございます。

また、第２項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、２ページから５ページまでの第１表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

次に、第２条でございます。令和６年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みがあるものとして、地方自治法第213条第１項の規定に基づいて翌年度に繰り越して使用することができる経費を、６ページに掲げる第２表繰越明許費補正のとおりとすることをお認めいただこうとするものでございます。

次に、第３条でございます。地方債の補正につきまして、７ページに掲げる第３表地方債補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

具体的な内容といたしまして、繰越明許費から御説明を申し上げます。

６ページを御覧ください。

今回、措置しようとしております繰越明許費でございますが、全部で３事業につきまして、総額4,180万円の予算を翌年度に繰り越して使用することをお認めいただこうとするものでございます。

それでは、繰越しをお認めいただく事業費とその財源につきまして、事業ごとに申し上げます。

まず、母子保健衛生費でございます。こちらにつきましては、国の補正予算に伴う妊婦のための支援給付等システム改修委託料で、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され、令和７年度から施行されることに伴い実施します健康管理システムの改修につきまして、年度内での事業完了が見込めないことから事業費を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全額国庫支出金でございます。

次に、津波・高潮危機管理対策事業費でございます。本事業の中で実施しております吉田漁港津波対策検討業務委託は、吉田漁港において新たに築造する津波対策施設について整理、検討する業務でございますが、住吉防潮堤の設置位置の変更及び漁港関係者との協議により施設配置等の変更が生じたことから、津波防護ラインの必要施設高を求めるための津波シミュレーションを追加で実施する必要があり、年度内での業務完了が見込めないことから、事業費を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、県支出金と一般財源でございます。

最後に、治水対策推進事業費でございます。こちらにつきましては、令和６年度、７年度の債務負担行為により発注している第３号ポンプ場整備に係る土木工において鋼矢板を施工した後、別発注の附帯工に事業着手をする予定でありましたが、社会情勢の影響により鋼矢板の手配が難航したことで不測の日数を要したことから附帯工の着手に当たっても遅れが生じ、年度内の完成が見込めないことから、事業費を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、地方債と一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第２項に基づいて、翌年度の５月31日までに繰越し計算書を調整して、次に開会される議会に報告しなければならないことになっておりますので、これらの繰越明許費につきましてもそのルールに従って御報告させていただくようにいたします。

７ページを御覧ください。

続きまして、地方債補正につきまして御説明申し上げます。

起債につきましては、事業の実施状況に沿って、第３表に掲げる事業の起債限度額につきまして変更をお認めいただこうとするものでございます。

この地方債の補正によりまして、起債全体の限度額は補正前と比較して5,060万円の減額となります。

続きまして、別冊の令和６年度吉田町一般会計補正予算（第８号）に関する説明書に沿って補正予算の内容を御説明いたします。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

説明書の３ページを御覧ください。

１款町税につきましては、4,144万9,000円の増額でございます。これは、２項１目固定資産税におきましては、企業の設備投資の増加に伴いまして、償却資産を4,144万9,000円増額

するものでございます。
次に、２款地方譲与税から８ページの11款交通安全対策特別交付金につきましては、いずれも県から示された決算見込みによりましてそれぞれ増減額するものでございます。
９ページを御覧ください。
次に、14款国庫支出金につきましては、5,194万3,000円の増額でございます。１項国庫負担金、２項国庫補助金につきましては、決算見込みによりそれぞれ増減額するものでございます。
続きまして、15款県支出金につきましては、2,276万9,000円の増額でございます。10ページから12ページにかけての１項県負担金、２項県補助金、３項県委託金につきまして、それぞれ決算見込みにより増減額するものでございます。
13ページを御覧ください。
続きまして、13ページから14ページにかけての16款財産収入につきましては、76万2,000円の増額でございます。これは、１項２目利子及び配当金収入におきまして、利率の上昇により当初予定しておりました金額以上の利子額を収入できることになりましたことから、それぞれの基金について増額するものでございます。
次に、14ページから15ページにかけての20款諸収入につきましては、5,756万4,000円の減額でございます。これは、５項２目雑入におきまして、決算見込み等により減額するものでございます。
続きまして、21款町債につきましては、5,060万円の減額でございます。全て決算見込みによる減額でございます。
以上が歳入でございます。
次に、歳出について御説明いたします。
まず初めに、全体を通してでございますが、人件費につきましては全て人事院勧告に係る増額となっておりますので、各項目での説明は省略させていただきます。
17ページを御覧ください。
まず１款議会費につきましては、314万1,000円の減額でございます。主な内容は、各事業において決算見込みにより減額するものでございます。
続きまして、18ページを御覧ください。
２款総務費につきましては、6,526万円の減額でございます。主な内容は、19ページの吉田町牧之原市広域施設組合負担金（総務管理費）につきまして、広域施設組合補正予算に伴う減額を構成市町で案分した115万4,000円を減額するものでございます。
次に、19ページから21ページにかけての４目会計管理費、６目企画費につきましては、決算見込みによりそれぞれ減額するものでございます。
次に、７目自治振興費におきましては、町内活動費につきましては歳入におけるふるさと・水と土基金の基金利子収入の増額に伴う財源振替となっております。一般財源から特定財源へ6,000円の振替でございます。
21ページから22ページにかけて、８目防犯対策費、９目交通安全対策費につきましては、決算見込みによりそれぞれ減額するものでございます。
次に、22ページから23ページにかけての11目事務改善対策費におきましては、情報化推進費につきまして、当初１月から標準化システムへ移行予定だったところ、現場の業務量過多

により年度内対応困難となったことから、国の方針に基づき対応困難分を減額し、来年度へ延伸するため、自治体標準システム移行に係る業務委託料等5,770万1,000円を減額するものでございます。

次に、23ページから24ページにかけての２項１目税務総務費におきましては、413万6,000円の増額でございます。

次に、24ページから25ページにかけての３項１目戸籍住民基本台帳費におきましては、288万円の増額でございます。

なお、戸籍住民基本台帳事務費につきましては、歳入におけるデジタル基盤改革支援補助金標準化・共通化の補助金確定に伴う財源振替となっております。一般財源から特定財源へ1,003万1,000円の振替でございます。

次に、25ページから26ページにかけての４項１目選挙管理委員会費におきましては、1,238万円の減額でございます。主な内容は、選挙管理費につきまして、決算見込みにより1,252万円を減額し、加えて歳入におけるデジタル基盤改革支援補助金標準化・共通化の補助金確定に伴い、一般財源から特定財源へ112万3,000円を財源振替をするものとなっております。

次に、５項２目諸統計調査費におきましては、農林業センサス指導員・調査員報酬の決算見込みに伴い８万8,000円を増額するものでございます。

27ページを御覧ください。

続きまして、３款民生費につきましては、１億9,013万8,000円の増額でございます。

まず、１項１目社会福祉総務費におきましては、152万5,000円の増額でございます。主な内容は、社会福祉総務費、民生・児童委員会活動費、社会福祉協議会補助金につきまして、決算見込みにより減額。また、福祉介護手当支給事業費につきましては、歳入における地域福祉基金の基金利子収入の増額に伴う財源振替となっており、一般財源から特定財源へ6,000円の振替でございます。

次に、28ページから33ページにかけての２目国民年金事務費、３目国民健康保険費、５目心身障害者福祉費、７目介護保険費につきましては、決算見込みによりそれぞれ増減額するものでございます。

次に、33ページから35ページにかけての２項１目児童福祉総務費、２目児童措置費につきましては、決算見込みによりそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、35ページから36ページにかけての３目保育所費におきましては、8,006万1,000円の増額でございます。主な内容は、保育園管理費につきまして、決算見込みにより5,435万円増額。また、さゆり保育園運営費につきまして、さゆり保育園のＬＥＤ照明更新において、工事からリースに変更したことにより1,420万円を減額するものでございます。

37ページを御覧ください。

次に、４目児童館費におきましては、106万2,000円の増額でございます。主な内容は、放課後児童健全育成事業費につきまして、決算見込みにより減額するものでございます。

38ページを御覧ください。

４款衛生費につきましては、515万4,000円の増額でございます。

39ページを御覧ください。

次に、２目予防費におきましては、369万7,000円の増額でございます。主な内容は、感染

症予防費につきまして、予防接種委託料の決算見込みにより事業費を減額するとともに、過年度事業の精算に伴う返還金を計上し、全体として337万4,000円を増額するものでございます。

次に、39ページから40ページにかけての３目環境衛生費におきましては、１万5,000円の増額でございます。主な内容は、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（ごみ処理費）につきまして、広域施設組合補正予算に伴う減額を構成市町で案分した290万2,000円を減額するものでございます。

次に、40ページから41ページにかけての５目母子保健衛生費におきましては、342万3,000円の減額でございます。主な内容は、母子保健衛生費につきまして、決算見込み等により374万6,000円を減額するものでございます。

なお、母子保健衛生費のうち、国の補正予算に伴い増額した妊婦のための支援給付費システム改修委託の電算処理委託料71万5,000円につきましては、令和７年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

次に、41ページから43ページにかけての７目老人保健事業費、８目健康増進事業につきまして、決算見込みによりそれぞれ増減額するものでございます。

次に、６款農林水産業費につきましては、104万3,000円の減額でございます。主な内容は、３項１目水産振興費、２目漁港管理費につきまして、決算見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

46ページを御覧ください。

７款商工費につきましては、109万1,000円の増額でございます。主な内容は、１項３目観光費の観光振興費におきまして、決算見込みにより104万円を減額するものでございます。

48ページを御覧ください。

８款土木費につきましては、6,305万円の減額でございます。

まず、48ページから49ページにかけての１項１目土木総務費におきまして、主な内容は、防潮堤整備事業費におきまして決算見込みにより922万6,000円を減額するものでございます。

次に、２項１目道路維持費におきましては、吉田町内道路舗装修繕事業につきまして、社会資本整備総合交付金の確定に伴い、特定財源から一般財源へ８万4,000円の財源振替となっております。

次に、49ページから50ページにかけての２目道路新設改良費につきまして、決算見込みにより減額するものでございます。

次に、50ページから53ページにかけての４項１目都市計画総務費、２目土地区画整理事業費、３目街路事業費、５目公園費、６目緑化推進費におきまして、決算見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

54ページを御覧ください。

９款消防費につきましては、362万6,000円の増額でございます。

まず、１項１目常備消防費におきましては、264万1,000円の増額でございます。その内訳でございますが、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（消防費）につきまして、広域施設組合補正予算に伴う減額を構成市町で案分した５万5,000円を減額、また消防救急広域事業費につきまして、人件費上昇に伴い事務委託料269万6,000円を増額するものでございます。

次に、54ページから55ページにかけての５目災害対策費におきましては、決算見込みによ

り地震対策費、防災意識向上事業費、情報伝達充実・強化事業費につきまして、それぞれ減額するものでございます。

56ページを御覧ください。

10款教育費につきましては、402万4,000円の増額でございます。

57ページを御覧ください。

１項３目教育諸費から65ページの５項１目保健体育総務費におきましては、決算見込みによりそれぞれ増減額するものでございます。

次に、65ページから66ページにかけての２目給食施設費におきましては、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（給食施設費）につきまして、広域施設組合補正予算に伴う減額を構成市町で案分した229万1,000円を減額するものでございます。

最後に、13款諸支出金でございます。こちらは１億4,919万1,000円の増額でございます。これは、66ページから68ページにかけての２項１目基金費１億4,919万1,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、財政調整基金につきましては、今回の補正に際しすぐに事業の財源とすることのない収入１億4,844万2,000円と、利率上昇に伴う利子収入38万8,000円の合計１億4,883万円を財政調整基金に積み立てるための増額、また減債基金費、環境保全基金費、小中学校建設基金費、教育振興基金費、ふるさとよしだ寄附基金費につきましては、それぞれ利率上昇に伴う利子収入を基金に積み立てるため、合計36万1,000円を増額するものでございます。

以上、ただいま御説明申し上げました内容が第13号議案　令和６年度吉田町一般会計補正予算（第８号）についての概要でございます。

続きまして、第14号議案　令和６年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

議案は議案書の49ページでございます。

別冊の補正予算書令和６年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第１号）の１ページを御覧ください。

まず第１条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,512万3,000円とするものでございます。

また、第２号にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、２ページの第１表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細につきまして、別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和６年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第１号）に関する説明書の２ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

１款財産収入につきましては、10万1,000円の増額でございます。これは、貯金利息の利率上昇に伴いまして、基金利子10万1,000円を増額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

３ページを御覧ください。

１款総務費につきましては、10万1,000円を増額するものでございます。これは、歳入で計上いたしました財産収入10万1,000円を土地開発基金に積み立てるものでございます。

以上が第14号議案　令和６年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第１号）についての内容でございます。

○議長（大石　巌君）　ここで休憩をしたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後１時、13時とします。よろしくお願いします。

休憩　午前１１時５９分

再開　午後　零時５６分

○議長（大石　巌君）　それでは、皆さんおそろいですので、午後の会議を始めたいと思います。会議を再開をいたします。

出席議員数は11名であります。

引き続いて、財政管理課長から説明をお願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長　八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君）　それでは、第18号議案　令和７年度吉田町一般会計予算について御説明申し上げます。

議案は議案書の53ページからとなっております。

それでは、まず議案書の54ページを御覧ください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億4,900万円とし、また、この款項区分ごとの金額は、55ページから61ページまで掲載しております第１表歳入歳出予算のとおりお認めいただこうとするものでございます。

第２条は、債務負担行為について、62ページに掲げました第２表債務負担行為のとおりお認めいただこうとするものでございます。

第３条は、地方債について、63ページから64ページに掲げました第３表地方債のとおりお認めいただこうとするものでございます。

第４条は、一時借入金の借入れの最高額を５億円と定めることについてお認めいただこうとするものでございます。

第５条は、歳出予算の各項間の金額を流用することができる経費を定めるものでございます。

以上が令和７年度吉田町一般会計予算でございます。

引き続き、その詳細につきまして、別冊の予算に関する説明書に沿って御説明いたします。

それでは、予算に関する説明書の３ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

１款町税につきましては、55億4,001万8,000円の計上でございます。前年度と比較して２億5,343万7,000円の増額で、4.8％の増となっております。

それでは、項目ごとに御説明申し上げます。

まず、１項町民税につきましては、22億2,214万2,000円の計上でございます。その内訳でございますが、１目個人町民税は16億3,071万5,000円でございます。

現年課税分は16億1,071万5,000円で、所得割額は15億5,912万4,000円でございます。令和６年度は、国の経済対策である定額減税に伴い減収となっておりましたが、令和７年度は定額減税が終了するとともに経済の回復による雇用環境が改善する中で、雇用者数が今後も増加していくこと、また所得状況につきましても増加傾向にあると判断し、増額と見込んで計上しております。

均等割額は、5,159万1,000円でございます。これは、均等割対象者が増加傾向にあると判断し、増額と見込んで計上したものでございます。

滞納繰越分につきましては、令和６年度の決算見込み等により、前年度と同額の2,000万円を計上いたしました。

次に、２目法人町民税は５億9,142万7,000円でございます。現年課税分は５億9,132万7,000円で、法人税割額は４億9,726万7,000円、均等割額は9,406万円でございます。これは、予定納税を含めた法人町民税申告の受付状況及び企業への見込み調査を踏まえ、令和６年度の課税状況に基づき計上いたしました。

滞納繰越分につきましては、令和６年度の決算見込み等により、前年度と同額の10万円を計上しております。

続きまして、２項固定資産税につきましては、27億4,069万4,000円の計上でございます。その内訳でございますが、１目固定資産税は27億3,858万6,000円でございます。

土地につきましては、７月１日時点の地価調査を基に修正を行うとともに、地目変更等を含め試算を行い、７億7,275万4,000円を計上いたしました。

家屋につきましては、11億8,363万5,000円で、令和６年中の滅失処理分及び新築分の増減等を踏まえ計上いたしました。

償却資産につきましては、経年の減価率に企業への見込み調査結果から新規投資分を見込むとともに、令和６年度の課税状況から判断し、７億6,519万7,000円を計上いたしました。

滞納繰越分につきましては、令和６年度の決算見込み等により、前年度と同額の1,700万円を計上いたしました。

次に、２目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、210万8,000円の計上でございます。これは、県の算定基準を基に算定しております。

続きまして、３項軽自動車税につきましては、１億2,063万円の計上でございます。その内訳でございますが、１目環境性能割は790万1,000円でございます。これは、令和６年度の決算見込み及び購入台数の増加傾向を踏まえ計上しております。

次に、２目種別割は、１億1,272万9,000円でございます。現年課税分は１億1,212万9,000円で、令和６年度の登録車両台数を基に計上いたしました。

滞納繰越分につきましては、令和６年度の決算見込み等により、前年度と同額の60万円を計上いたしました。

続きまして、４ページから５ページにかけての４項町たばこ税につきましては、２億2,187万3,000円の計上でございます。現年課税分として２億2,187万3,000円を計上いたしました。これは、過去２か年の実績等により見込み本数を算出するとともに、販売本数の増加

傾向を踏まえ増額となっております。

続きまして、５項都市計画税につきましては、２億3,467万9,000円の計上でございます。現年課税分は２億3,337万9,000円で、土地につきましては１億338万3,000円、家屋につきましては１億2,999万6,000円でございます。

滞納繰越分につきましては、令和６年度の決算見込み等により、前年度と同額の130万円を計上いたしました。

以上が１款町税でございます。

次に、２款地方譲与税につきましては、１億547万6,000円の計上でございます。これは、地方財政計画の率を考慮し、１項地方揮発油譲与税2,660万円、２項自動車重量譲与税7,530万円、３項森林環境譲与税357万6,000円を計上するものでございます。

次に、３款利子割交付金は、200万円の計上でございます。これは、県民税として利子等の額の５％が課税され、その収入額から事務費１％を控除した額の５分の３に相当する額が県から市町村に利子割交付金として交付されるものでございます。

続きまして、７ページ、８ページを御覧ください。

４款配当割交付金は、4,170万円の計上でございます。これは、県民税として上場株式等の配当等の額の５％が課税され、その収入額から事務費を控除した額の５分の３に相当する額が県から市町村に配当割交付金として交付されるものでございます。

５款株式譲渡所得割交付金につきましては、6,950万円の計上でございます。これは、県民税として源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得金額の５％が課税され、その収入額から事務費を控除した額の５分の３に相当する額が県から市町村に株式等譲渡所得割交付金として交付されるものでございます。

次に、６款法人事業税交付金につきましては、１億3,420万円を計上しております。法人事業税交付金は、法人事業税の収入額に7.7％を乗じて得た額が県から市町村に法人事業税交付金として交付されるものでございます。

次に、７款地方消費税交付金につきましては、８億6,470万円の計上でございます。これは都道府県間における清算後の地方消費税収入額の２分の１に相当する額が市町村に交付されるものでございます。市町に対する交付は、直近の国勢調査の結果による各市町の人口と経済センサスにおいて公表された結果による各市町村の従業者数によって案分され、交付されます。

なお、別添の参考資料ナンバー12の19ページに社会保障財源化分の内訳を掲載させていただいております。

続きまして、予算に関する説明書の９ページ、10ページを御覧ください。

８款環境性能割交付金につきましては、1,820万円の計上でございます。これは県に納付された環境性能割収入額から徴税費を控除した額の43％相当額が交付されるものでございます。市町への交付基準は、道路の延長及び面積によって案分されます。

次に、９款地方特例交付金につきましては、3,010万円の計上でございます。まず、１項地方特例交付金でございますが、これは個人住民税の住宅借入金等特別税額控除、住宅ローン減税に伴う減収を補塡するために交付されるもので、個人住民税減収補塡特例交付金として2,910万円を計上するものでございます。

また、２項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金でございますが、こ

れは生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充等による減収を補塡するために交付されるもので、固定資産税減収補塡特別交付金として100万円を計上するものでございます。

次に、10款地方交付税につきましては、８億2,400万円の計上でございます。普通交付税７億2,400万円のほか、特別交付金１億円を計上しております。

続きまして、11ページ、12ページを御覧ください。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、380万円の計上でございます。これは、道路交通法第128条第１項の規定により納付されます反則金の収入相当額から通知書送付費支出金相当額等を控除した額が都道府県及び市町村に交付されるものでございます。

12款分担金及び負担金につきましては、5,186万6,000円の計上で、１項分担金260万2,000円、２項負担金4,920万4,000円を計上しております。

次に、12ページから15ページにかけての13款使用料及び手数料につきましては、7,336万7,000円の計上で、１項使用料6,048万5,000円、２項手数料1,288万2,000円を計上しております。

次に、16ページから20ページにかけての14款国庫支出金につきましては、17億5,413万6,000円の計上でございます。令和６年10月からの制度改正に伴う児童手当国庫負担金、国の経済支援に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により増額となっております。

国庫支出金の内訳といたしましては、１項国庫負担金11億6,592万7,000円、２項国庫補助金５億8,021万8,000円、３項国庫委託金799万1,000円を計上しております。

次に、21ページから27ページにかけての15款県支出金につきましては、９億2,061万9,000円の計上でございます。障害者自立支援給付費負担金や学校ＩＣＴ機器の更新整備に伴う情報機器整備事業費補助金の増額があるものの、静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金の終了により、全体額としては減額となっております。

県支出金の内訳といたしましては、１項県負担金４億3,136万1,000円、２項県補助金４億130万3,000円、３項県委託金8,795万5,000円を計上しております。

次に、27ページから28ページにかけての16款財産収入につきましては、7,215万9,000円の計上で、１項財産運用収入890万5,000円、２項財産売払収入6,322万4,000円を計上しております。

次に、28ページから29ページにかけての17款寄附金につきましては、13億8,300万円の計上でございます。そのうち、ふるさと納税分としてふるさとよしだ寄附金13億8,000万円を計上しております。

次に、18款繰入金につきましては、15億733万5,000円の計上でございます。その内訳といたしましては、１項特別会計繰入金92万9,000円、２項基金繰入金15億640万6,000円を計上しております。

次に、19款繰越金につきましては２億円。

31ページからの20款諸収入につきましては、３億4,892万4,000円の計上でございます。

次に、36ページを御覧ください。

21款町債でございます。町債につきましては、10億390万円を計上するものでございます。

まず、１項１目総務債につきましては、7,440万円を計上するものでございます。

次に、２目民生債につきましては、１億2,470万円を計上するものでございます。これは、

社会福祉債870万円、児童福祉債１億1,600万円を計上するものでございます。

次に、３目農林水産業債につきましては、170万円を計上するものでございます。

次に、４目土木債は、５億6,260万円の計上でございます。これは、土木管理債１億5,150万円、道路橋梁債１億7,460万円、河川債２億3,520万円、住宅債130万円を計上しております。

38ページを御覧ください。

次に、５目消防債は、8,880万円の計上でございます。

最後に、６目教育債は、１億5,170万円の計上でございます。これは、小中学校債8,550万円、社会教育債6,620万円を計上しております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

39ページを御覧ください。

まず、１款議会費につきましては、9,600万8,000円の計上でございます。前年度と比較してマイナス69万2,000円で、0.7％の減でございます。

42ページを御覧ください。

２款総務費につきましては、27億1,986万7,000円の計上でございます。前年度と比較して４億3,141万8,000円の増額で、18.9％の増でございます。

その内訳でございますが、まず１項総務管理費は22億4,364万6,000円でございます。主な事業につきましては、54ページ、55ページを御覧ください。６目企画費の７の事業、ふるさと納税推進事業費では、７節ふるさと納税謝礼代、12節にふるさと納税推進業務委託料、オンラインワンストップサービス業務委託料等を計上。

55ページを御覧ください。

８の事業、生活交通確保対策費では、“ぎゅっと”カー運行に係る経費として、12節に新しい交通実証運行業務委託料、13節に配車システム使用料等に係る自動車借上料を計上。

56、57ページを御覧ください。

12の事業、シーガーデンシティ推進事業費では、吉田インターチェンジ周辺における公共交通拠点の整備のため、用地取得に伴い11節に鑑定評価手数料、12節に吉田インターチェンジ周辺バスターミナル整備に係る測量及び補償調査業務委託料として調査委託料を、16節に吉田インターチェンジ周辺活性化事業用地購入費を計上。

また、吉田公園南側エリアの利活用に向けた官民連携事業に係る業務委託料として、12節に支援業務委託料を計上しております。

62ページを御覧ください。

９目交通安全対策費の５の事業、交通安全施設整備費では、14節に吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラムに基づく通学路等における交通安全対策などに係る施設整備費を計上しております。

65、66ページを御覧ください。

11目事務改善対策費の３の事業、情報化推進費では、国が進める自治体ＤＸを推進するため、12節に自治体情報システム移行に係る業務委託料、ＣＩＯ補佐業務委託料、ガバメントクラウド運用管理業務委託料、13節にガバメントクラウド使用料を計上。また、町のＤＸを推進するため、書かない窓口の推進及びキャッシュレス決済対応レジの導入に係る経費とし

て、13節に申請書作成支援システム使用料及びキャッシュレスレジ使用料を、17節に一般備品を計上しております。

67ページを御覧ください。

次に、２項徴税費は３億1,905万4,000円でございます。主な事業につきましては、69、70ページを御覧ください。

１目税務総務費の４の事業、定額減税補足給付金給付事業費では、12節定額減税補足給付金の給付に伴うシステム改修に係る電算処理委託料を計上、18節に定額減税補足給付金を計上しております。

71ページを御覧ください。

次に、３項戸籍住民基本台帳費は、１億440万円でございます。主な事業につきましては、72、73ページを御覧ください。

１目戸籍住民基本台帳費の３の事業、戸籍・住民基本台帳事務費では、12節に標準化に係るシステム改修委託料を計上しております。

74ページを御覧ください。

４項選挙費は、3,819万8,000円でございます。主な事業につきましては、75ページを御覧ください。

１目選挙管理委員会費の３の事業、選挙管理費には、自治体ＤＸを推進するため、12節に投票管理システム標準化移行に係る業務委託料、ガバメントクラウド運用管理業務委託料を計上しております。

76ページを御覧ください。

３目参議院議員選挙費に、参議院議員選挙に係る経費を計上しております。

77ページを御覧ください。

５項統計調査費は、1,316万2,000円でございます。令和６年度は、農林業センサス及び全国家計構造調査に係る経費を計上しておりましたが、令和７年度につきましては国勢調査に係る経費を計上しております。

78ページを御覧ください。

６項監査委員費は、136万7,000円でございます。

79ページを御覧ください。

３款民生費につきましては、40億8,672万1,000円の計上でございます。前年度と比較して５億1,285万1,000円の増額で、14.4％の増でございます。

その内訳でございますが、まず１項社会福祉費は、16億1,190万5,000円でございます。

97ページを御覧ください。

２項児童福祉費は、24億7,451万6,000円でございます。主な事業につきましては、98、99ページを御覧ください。

１目児童福祉総務費の３の事業、児童福祉費では、子供の居場所づくりのための拠点整備に係る用地、建物購入のため、16節に公有財産購入費、施設用地購入費を計上しております。

102ページを御覧ください。

２目児童措置費の３の事業、児童手当費では、19節に児童手当費を計上しております。

116ページを御覧ください。

次に、３項生活保護費は、29万6,000円でございます。

続きまして、４項災害救助費は、4,000円でございます。

117ページを御覧ください。

４款衛生費につきましては、21億2,206万2,000円の計上でございます。前年度と比較して１億800万6,000円の増額で、5.4％の増となっております。主な事業につきましては、まず120ページを御覧ください。

１項１目保健衛生総務費の６の事業、吉田町牧之原市広域市施設組合負担金（火葬場費）では、18節に通常の負担金のほか新火葬場整備事業に伴う実施設計前経費や地域振興事業費を計上しております。

121、122ページを御覧ください。

２目予防費の３の事業、感染症予防費では、12節の予防接種委託料に帯状疱疹ワクチン予防接種の制度改正による定期接種化に伴い、帯状疱疹ワクチン予防接種委託料を計上しております。

124、125ページを御覧ください。

３目環境衛生費の６の事業、地球温暖化防止対策事業費では、再エネ施設導入により公共施設の省エネルギー化や緊急時における電源確保を実現するため、12節に再生可能エネルギー活用調査業務委託料に係る調査委託料を計上しております。

127から129ページを御覧ください。

５目母子保健衛生費の３の事業、母子保健衛生費では、12節の乳幼児・妊婦健診委託料の中に１か月健診委託料を計上、19節に国の伴走型子育て相談支援に呼応して拡充いたしましたよしにこ応援パッケージに係る経費として、妊娠出産等応援助成金、出産子育て応援給付金、また子ども・子育て支援法の一部が改正され令和７年度から創設された妊婦のための支援給付に伴い、妊婦支援給付金を計上しております。

129、130ページを御覧ください。

６目健康づくり事業費の３の事業、健康づくり事業費は、12節に第３次健やかプラン吉田21の策定に伴い、健康増進計画策定委託料を計上しております。

134ページを御覧ください。

５款労働費につきましては、304万5,000円の計上でございます。前年度と比較して２万3,000円の増額で、0.8％の増でございます。

135ページを御覧ください。

６款農林水産業費につきましては、２億3,389万円の計上でございます。前年度と比較してマイナス6,435万5,000円、21.6％の減でございます。

その内訳でございますが、まず１項農業費は9,697万8,000円でございます。主な事業につきましては、138、139ページを御覧ください。

３目農業振興費の３の事業、農業振興費では、12節農業振興地域整備計画の定期変更に伴う業務委託料として、農業振興地域整備計画作成委託料を計上しております。

141ページを御覧ください。

次に、２項林業費は1,269万6,000円でございます。

143ページを御覧ください。

３項水産業費は１億2,421万6,000円でございます。主な事業につきましては、146ページを御覧ください。

２目漁港管理費の４の事業、水産物供給基盤機能保全事業費では、12節吉田漁港の機能保全計画更新のための設計委託料を、14節に漁港内の航路を堆積する土砂を取り除くための港内しゅんせつ工事費を計上しております。

続きまして、７款商工費につきましては、２億2,412万7,000円の計上でございます。前年度と比較して１億1,989万3,000円の増額で、115.0％の増となっております。主な事業につきましては、まず147、148ページを御覧ください。

２目商工業振興費の３の事業、商工業振興費では、18節に物価高騰における生活支援のため吉田町商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業に係る補助金として、商工業振興事業費補助金を計上しております。

149ページを御覧ください。

６の事業、企業立地振興費では、18節に企業立地促進事業費補助金として４件分を計上しております。

152ページを御覧ください。

８款土木費につきましては、16億4,847万円の計上でございます。前年度と比較してマイナス１億2,189万1,000円で、6.9％の減でございます。

その内訳でございますが、まず１項土木管理費は２億8,619万5,000円でございます。主な事業につきましては、155ページを御覧ください。

１目土木総務費の４の事業、防潮堤整備事業費、12節に住吉工区の海岸線における防潮堤の護岸設定業務に係る委託料として設計委託料、用地調査業務に係る委託料として測量調査委託料を、14節に工事用道路整備工事及び防潮堤整備工事費を計上しております。

155ページを御覧ください。

２項道路橋梁費は、４億3,793万1,000円でございます。主な事業につきましては、156ページを御覧ください。

２目橋梁維持費の３の事業、橋梁維持補修費では、12節に橋梁点検業務に係る調査委託料及び橋梁補修設計業務委託料を、14節に新規事業として４号橋補修工事、第４号橋梁補修工事、出水川橋補修工事、念仏橋撤去工事に係る維持修繕料を計上しております。

次に、３項河川費は２億5,334万8,000円でございます。主な事業につきましては、157、158ページを御覧ください。

１目河川総務費の４の事業、治水対策推進事業費では、さくちや川流域における水害対策として実施いたします第３号ポンプ場の整備に係る経費として、14節に施設整備費、移動式排水ポンプ設備の購入費用として17節に機械器具を計上しております。

158、159ページを御覧ください。

３目河川新設改良費の３の事業、大幡川改修事業費では、11節に用地取得に係る不動産鑑定評価手数料、12節に大窪川護岸修繕測量設計業務の設計委託料、用地取得に係る測量調査委託料、14節に大窪川護岸修繕工事費として河川改修の費用、16節に河川用地の費用を計上しております。

次に、４項都市計画費は６億5,638万2,000円でございます。主な事業につきましては、159から161ページを御覧ください。

１目都市計画総務費の３の事業、都市計画総務費では、12節に都市計画マスタープラン策定業務委託料及び立地適正化計画策定業務委託料を計上しております。

166ページを御覧ください。

５項住宅費は、1,461万4,000円でございます。

167ページを御覧ください。

９款消防費につきましては、６億3,269万4,000円の計上でございます。前年度と比較して１億3,057万5,000円の増額で、26.0％の増となっております。主な事業につきましては、１目常備消防費の４の事業、消防救急広域事業費では、12節に消防庁舎整備基本構想作成業務委託の計画作成業務委託料を計上、事務委託料において経常的経費のほか消防総合情報システム更新工事に係る経費及び無線統制台の移設や総合ネットワークの設置に係る経費等を計上しております。

170ページを御覧ください。

３目消防施設費の３の事業、消防施設整備事業費では、17節に本部指令車購入に係る公用車費を計上しております。

171から173ページを御覧ください。

５目災害対策費の３の事業、地震対策費では、18節に感震ブレーカー等設置推進事業補助金を計上しております。

174ページを御覧ください。

６の事業、情報伝達充実・強化事業費では、10節に同報無線親局整備、サーバー更新に係る修繕料を計上しております。

176ページを御覧ください。

10款教育費につきましては、13億4,208万9,000円の計上でございます。前年度と比較して２億3,352万円の増額で、21.1％の増となっております。

その内訳でございますが、まず１項教育総務費は５億2,437万4,000円でございます。主な事業につきましては、180から182ページを御覧ください。

３目教育諸費の４の事業、教育振興事業費では、小・中学校の学習者用コンピューターの更新に伴い、11節に教育用コンピューター設定手数料、17節に学習者用コンピューター2,400台分として教材備品費を計上。182、183ページ、７の事業、確かな学力定着事業費では、リーディングＤＸスクール事業に係る経費として、７節の講師謝礼金、８節の特別旅費、10節図書費などの合計100万円を計上しております。

184ページを御覧ください。

次に、２項小学校費は１億5,805万4,000円でございます。

193ページを御覧ください。

次に、３項中学校費は9,823万8,000円でございます。

197ページを御覧ください。

次に、４項社会教育費では、３億1,339万2,000円でございます。主な事業につきましては、198、199ページを御覧ください。

１目社会教育総務費の３の事業、社会教育総務費では、公共施設等のオンライン予約システムの整備のため、12節公共施設予約システム構築・運営保守業務委託費を計上しております。

202、203ページを御覧ください。

２目公民館費の３の事業、中央公民館運営費では、中央公民館に設置してあります非常用

電源設備を更新するため、12節に中央公民館非常用電源設備更新工事管理業務委託を、14節に工事請負を計上しております。

211ページを御覧ください。

次に、５項保健体育費は２億4,803万1,000円でございます。

217ページを御覧ください。

11款災害復旧費につきましては8,000円の計上で、前年度と比較して4,000円の増額、100％の増でございます。

その内訳でございますが、まず１項厚生労働施設災害復旧費は1,000円で、新規で1,000円を計上しております。

次に、２項農林水産施設災害復旧費は2,000円で、前年度と同額でございます。

次に、３項公共土木施設災害復旧費は2,000円で、前年度と同額でございます。

219ページを御覧ください。

４項文教施設災害復旧費は2,000円で、新規で2,000円を計上しております。

次に、５項その他公共施設・公用施設災害復旧費は1,000円で、新規で1,000円を計上しております。

220ページを御覧ください。

12款交際費につきましては、９億8,855万円の計上でございます。前年度と比較して921万3,000円の増額で、0.9％の増となっております。

223ページを御覧ください。

13款諸支出金につきましては、８億3,146万9,000円の計上でございます。前年度と比較して３億1,043万5,000円の増額で、59.6％の増でございます。

その内訳でございますが、まず１項普通財産取得費は2,000円でございます。

次に、２項基金費は８億3,146万7,000円でございます。

225ページを御覧ください。

14款予備費につきましては、2,000万円の計上でございます。

最後に、全体を通して人件費についてでございますが、227ページの(1)総括を御覧ください。

令和７年度は26億9,465万1,000円。前年度比２億3,653万1,000円の増額、9.6％の増となっております。主な増額要因は、正規職員及び会計年度任用職員ともに人事院勧告に伴う増額及び地域手当の支給による増でございます。

以上が第18号議案　令和７年度吉田町一般会計予算についての概要でございます。

続きまして、第19号議案　令和７年度吉田町土地取得事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案は議案書の65ページからとなっております。

まず、議案書の66ページを御覧ください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,522万5,000円とし、またこの款項区分ごとの金額は、67ページに掲載しております第１表歳入歳出予算のとおりお認めいただこうとするものでございます。

以上が令和７年度吉田町土地取得事業特別会計予算でございます。

引き続き、その詳細につきまして、別冊の説明書に沿って御説明いたします。

それでは、令和７年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関しての説明書の一般会計予算の最終ページ、235ページの次に土地取得事業特別会計予算ございますので、そちらの１ページ、歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

まず、歳入でございます。

１款財産収入につきましては、22万3,000円を計上するものでございます。前年度と比較して20万3,000円の増額となっております。

次に、２款繰入金につきましては1,500万円の計上で、前年度と同額でございます。

次に、３款繰越金につきましては1,000円、また４款諸収入につきましては1,000円をそれぞれ計上しております。

こうした内容で、合計1,522万5,000円という歳入を計上しております。

続きまして、歳出でございます。

１款総務費につきましては、1,522万5,000円の計上でございます。前年度と比較して20万3,000円の増額でございます。

次に、２ページを御覧ください。

歳入についての詳細でございます。

１款財産収入の22万3,000円は、土地開発基金の基金利子22万1,000円と土地売払収入2,000円でございます。

２款繰入金の1,500万円は、土地開発基金繰入金でございます。

３款繰越金の1,000円は、前年度繰越金でございます。

次に、３ページから４ページにかけての４款諸収入1,000円は、土地取得事業特別会計の普通預金における預金利子でございます。

５ページを御覧ください。

続きまして、歳出についての詳細でございます。

１款総務費の1,522万5,000円は、土地開発基金積立金22万3,000円、用地先行取得1,500万円、そして土地開発基金への繰出金2,000円でございます。

以上が第19号議案　令和７年度吉田町土地取得事業特別会計予算についての内容でございます。

財政管理課から４議案につきまして御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石　巌君）　それでは、続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、伊藤美絵君。

〔町民課長　伊藤美絵君登壇〕

○町民課長（伊藤美絵君）　町民課でございます。

町民課からは、第15号議案、第16号議案、第20号議案、第21号議案の４議案につきまして説明申し上げます。

初めに、議案書の50ページ、第15号議案　令和６年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）につきまして説明申し上げます。

別冊となっております令和６年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の１ページを御覧ください。

まず、第１条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ252万7,000円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,096万5,000円とするものでございます。

また、第２項にありますとおり、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、２ページの第１表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

引き続き、その詳細につきまして説明させていただきます。

別冊の令和６年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）に関する説明書を御覧ください。

初めに、歳入でございます。

２ページを御覧ください。

６款繰入金は、252万7,000円の減額でございます。これは、保険基盤安定繰入金の国・県の確定に伴い補正するもので、一般会計の補正予算に合わせて減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

４ページ及び５ページを御覧ください。

２款保険給付費は、200万円の減額でございます。これは、出産育児一時金の決算見込み件数の減により減額するものでございます。

次に、６款保健事業費は、52万7,000円の減額でございます。こちらも、特定健康診査の実施見込み件数の減により減額するものでございます。

以上が第15号議案　令和６年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の内容でございます。

続きまして、議案書の51ページ、第16号議案　令和６年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）につきまして説明申し上げます。

別冊となっております令和６年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）の１ページを御覧ください。

まず、第１条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ266万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億147万2,000円とするものでございます。

また、第２項にありますとおり、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、２ページの第１表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

引き続き、その詳細につきまして説明申し上げます。

別冊の令和６年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）に関する説明書を御覧ください。

初めに、歳入でございます。

２ページを御覧ください。

１款後期高齢者医療保険料は、222万9,000円の減額でございます。これは、令和６年度の後期高齢者医療保険料が確定したことに伴いまして減額するものでございます。

３款繰入金は、43万4,000円の減額でございます。保険基盤安定繰入金の確定に伴いまして減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

３ページを御覧ください。

１款後期高齢者医療広域連合納付金は、266万3,000円の減額でございます。歳入でも申し上げましたが、令和６年度の後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金の確定に伴いまして減額するものでございます。

以上が第16号議案　令和６年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）の内容でございます。

続きまして、議案書の68ページから71ページまでの第20号議案　令和７年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算につきまして説明申し上げます。

議案書の69ページを御覧ください。

第１条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億6,839万8,000円と定めること。第２項の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、70ページ、71ページの第１表歳入支出予算によること、及び第２条の地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、保険給付費における同一款内での各項の間の流用ができることをお認めいただこうとするものでございます。

それでは、その詳細につきまして御説明させていただきます。

別冊の予算に関する説明書の吉田町国民健康保険事業特別会計を御覧ください。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

２ページ及び３ページの１款国民健康保険税は、５億4,581万5,000円の計上でございます。過去５年間の伸び率等により計上した結果、前年度と比較し1,970万2,000円、率にして3.48％の減でございます。

次に、４ページの２款使用料及び手数料は、督促手数料の10万円の計上でございます。

次に、３款国庫支出金は、頭出しの災害臨時特例補助金1,000円の計上でございます。

次に、５ページの４款県支出金は、19億3,142万8,000円の計上でございます。県から交付され、歳出予算の保険給付費に充当される普通交付金と、保険者努力支援分等の特別交付金でございます。

次に、５款財産収入は、基金利子51万1,000円の計上でございます。

次に、６ページの６款繰入金は、１億6,458万8,000円の計上でございます。

１項１目一般会計繰入金は、国民健康保険税の軽減分に充当されます保険基盤安定繰入金や出産育児一時金等繰入金などの法定内の繰入金でございます。

また、２項１目国民健康保険事業基金繰入金は、予算不足額を補うために3,200万円の計上でございます。

次に、７ページの７款繰越金は、1,000万円の計上でございます。これは、前年度の繰越金を見込むものでございます。

次に、８ページ及び９ページの８款諸収入は1,595万5,000円で、延滞金、預金利子のほか返納金等の雑入をそれぞれ計上するものでございます。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

10ページを御覧ください。

１款総務費は、1,507万4,000円の計上でございます。内訳としましては、１項総務管理費966万9,000円、11ページの２項徴収費496万8,000円、12ページの３項運営協議会費43万7,000円でございます。いずれも、補助事業分を除き一般会計から職員給与費等繰入金として充当されるものでございます。

次に、13ページから17ページにかけての２款保険給付費は、18億9,458万2,000円の計上でございます。過去の決算額及び本年度の決算見込みを踏まえた結果、前年度と比較して578万3,000円の減額でございます。

内訳でございますが、13ページ及び14ページの１項療養諸費は、16億3,599万7,000円で、療養給付費、療養費、審査支払手数料でございます。

14ページ及び15ページの２項高額療養費は、２億5,063万1,000円で、高額療養費と高額介護合算療養費でございます。

15ページの３項移送費は、10万円の計上でございます。

以上の１項療養諸費、２項高額療養費、３項移送費につきましては、全額県から普通交付金として充当されるものでございます。

次に、16ページの４項出産育児諸費の550万3,000円の計上でございます。

また、16ページ及び17ページの５項葬祭諸費は535万円の計上で、４項の出産育児諸費とともに過去の実績から件数を推計し、計上しております。

次に、17ページの６項傷病手当諸費は1,000円の計上で、頭出しでございます。

次に、18ページ及び19ページの３款国民健康保険事業費納付金は、７億304万3,000円の計上でございます。こちらは、県が所得水準や医療費指数等を基に算定し、各市町が県に納付する額を決定するもので、当町におきましては被保険者数の減少等により、前年度と比較をして2,455万9,000円の減でございます。

次に、20ページの４款財政安定化基金拠出金は、頭出しの1,000円の計上でございます。

次に、20ページから22ページにかけての５款保健事業費は、3,300万1,000円の計上でございます。

その内訳でございますが、１項保健事業費は991万3,000円の計上で、医療費通知等の発送や人間ドックの助成事業などを実施するための経費でございます。

２項の特定健康診査等事業費は2,308万8,000円で、未受診者への勧奨通知の発送に加え、健診対象年齢前の年代にも引き続き受診を実施するための経費でございます。

次に、22ページ及び23ページの６款基金積立金は、51万1,000円の計上でございます。

次に、23ページから25ページにかけての８款諸支出金は、1,718万6,000円の計上でございます。所得更正などによる保険税の還付金や交付金の償還金の計上でございます。

最後に、25ページの９款予備費は、前年度と同額の500万円の計上でございます。

以上が第20号議案　令和７年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算の内容でございます。

続きまして、議案書の72ページから74ページの第21号議案　令和７年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして説明申し上げます。

議案書の73ページを御覧ください。

第１条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４億1,618万3,000円と定め、第２項で款項の区分及び当該区分ごとの金額は、74ページの第１表歳入歳出予算のとおりとすることをお認めいただこうとするものでございます。

それでは、その詳細につきまして御説明申し上げます。

別冊となっております予算に関する説明書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計の２ページを御覧ください。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

１款後期高齢者医療保険料は、３億5,482万8,000円の計上でございます。被保険者数の増加に伴い、前年度と比較して1,265万円の増でございます。

次に、２款使用料及び手数料は２万1,000円の計上で、保険料の督促手数料等でございます。

３ページの３款繰入金は、5,990万6,000円の計上でございます。低所得世帯と社会保険元被扶養者に対する均等割額減額分で、一般会計から保険基盤安定繰入金として繰り入れるものでございます。

４款繰越金は、頭出しの1,000円の計上でございます。

次に、４ページ、５ページの５款諸収入は、142万7,000円の計上でございます。所得更正などにより被保険者に保険料を還付するため、後期高齢者医療広域連合から町へ返還していただくために、還付金の予算計上が主なものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

６ページの１款後期高齢者医療広域連合納付金は、４億1,473万4,000円の計上でございます。被保険者から納付していただいた保険料と一般会計から繰り入れた均等割額減額分を合わせて後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

次に、７ページ、８ページの２款諸支出金は140万6,000円で、保険料の還付金等でございます。

最後に、８ページの３款予備費は、４万3,000円の計上でございます。

以上が第21号議案　令和７年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容でございます。

町民課から提出いたしました４議案についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石　巌君）　続きまして、福祉課長、お願いします。

福祉課長、増田稔生子君。

〔福祉課長　増田稔生子君登壇〕

○福祉課長（増田稔生子君）　福祉課でございます。

福祉課からは、第10号議案、第17号議案、第22号議案、第27号議案の４議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書の41ページから43ページ、第10号議案　吉田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例及び吉田町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本議案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布され、地域包括支援センターの職員の配置基準について柔軟な職員配置を可能とするための改正が行われたことに伴いまして、関係する２条例について所要の改正を行うことをお認めいただこうとするものでございます。

改正内容につきましては、参考資料ナンバー９の新旧対照表を御覧ください。

初めに、１ページを御覧ください。

第１条は、吉田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に

係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第14条に規定されている指定介護予防支援の業務の委託につきまして、委託に当たって議を経なければならない地域包括支援センター運営協議会の定義規定について、引用している介護保険法施行規則の改正に伴い、同条第１項第１号中、「第140条の66第１号ロ(2)」を、同条同号イに改めるものでございます。

次に、第２条は吉田町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する人員等の基準を定める条例の一部改正でございます。

第２条に規定されている基本方針につきまして、同条第２項において、地域包括支援センター運営協議会の引用規定を改めるものでございます。

第３条に規定されている人員に関する基準につきまして、省令の公布に伴う地域包括支援センターの職員配置について柔軟な職員配置を可能とするため、同条第１項において職員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には常勤換算方法によることを可能とする内容の括弧書きを加え、同項第３号では引用する省令の定義規定を改め、同条第２項に地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域を１の区域として、第１号被保険者の合計数に応じた数の常勤の職員を、当該複数のセンターに振り分けて配置することをもって個々のセンターそれぞれの職員の配置基準を満たすものとし、この場合において、質の担保の観点から、それぞれのセンターは３職種のうちいずれかの２職種以上の常勤の職員を配置しなければならないとする規定を新たに加え、同条第３項中の「前項」を「第１項」に改めるものでございます。

また、附則により、この条例は公布の日から施行することを規定しております。

以上が第10号議案　吉田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例及び吉田町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

次に、議案書の52ページ、第17号議案　令和６年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきまして御説明申し上げます。

別冊の令和６年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）及び補正予算（第２号）に関する説明書を御覧ください。

初めに、補正予算（第２号）の１ページを御覧ください。

第１条でございますが、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ608万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億9,181万2,000円とするものでございます。

また、第２項では、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきまして、２ページの第１表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

引き続き、その詳細について説明させていただきます。

今回の補正は、地域支援事業費に実績見込みにより補正するとともに、国庫支出金など歳入の予算を法定負担割合により併せて補正することに加え、介護保険法施行令の一部改正に伴い必要となるシステム改修に係る経費及び国庫支出金、一般会計からの繰入金を補正するものでございます。

別冊の補正予算（第２号）に関する説明書の２ページを御覧ください。

歳入から御説明申し上げます。

３款国庫支出金は、152万4,000円の減額でございます。２項２目の地域支援事業国庫補助金を減額、４目の事務費交付金を増額するものでございます。

４款支払基金交付金は、250万2,000円の減額でございます。１項２目地域支援事業支援交付金を減額するものでございます。

次に、３ページの５款県支出金は、115万8,000円の減額でございます。２項１目地域支援事業補助金を減額するものでございます。

６款財産収入は、14万3,000円の増額でございます。１項１目の利子及び配当金を増額するものでございます。

次に、４ページの７款繰入金は、82万8,000円の減額でございます。１項２目の一般会計からの地域支援事業繰入金を減額、４目のその他一般会計繰入金を増額するものでございます。

次に、５ページの９款諸収入は、22万円の減額でございます。介護予防・生活支援サービス事業の利用者負担による雑入を、実績見込みにより減額するものでございます。

次に、６ページを御覧ください。

歳出について御説明申し上げます。

１款総務費は、66万円の増額でございます。介護保険法施行令の一部改正に伴い、必要となるシステム改修に係る電算処理委託料を増額するものでございます。

３款基金積立金は、273万9,000円の増額でございます。

次に、７ページの４款地域支援事業費は、948万8,000円の減額でございます。介護予防・生活支援サービス事業の実績見込みによる減額でございます。

以上が第17号議案　令和６年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の内容でございます。

次に、議案書の75ページから78ページ、第22号議案　令和７年度吉田町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

初めに、議案書の76ページを御覧ください。

第１条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億2,416万5,000円と定め、同条第２項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、77ページ及び78ページの第１表歳入歳出予算によることとし、第２条の地方自治法第220条第２項のただし書きの規定により、保険給付費における同一款内での各項間の流用ができることをお認めいただこうとするものでございます。

それでは、その詳細を別冊の予算に関する説明書により説明させていただきます。

予算に関する説明書の冊子の最後につづられております吉田町介護保険事業特別会計１ページを御覧ください。

令和７年度は、第９期吉田町介護保険事業計画の２年目に当たり、予算案につきましては計画に沿った内容となっております。前年度の当初予算と比較しまして、総額で１億1,959万9,000円増額、率にして5.43％の増となっております。

２ページを御覧ください。

歳入から御説明申し上げます。

１款保険料は、第１号被保険者保険料で、５億2,570万7,000円の計上でございます。第９期の保険料は、第１号被保険者の保険料基準額を月額5,250円、区分を第13段階と設定しております。保険料の内訳は、特別徴収保険料が４億7,937万3,000円、普通徴収保険料が4,527万4,000円、滞納繰越分が106万円でございます。

２款使用料及び手数料は３万1,000円の計上で、督促手数料等でございます。

次に、３ページ及び４ページを御覧ください。

３款国庫支出金は４億4,875万9,000円で、介護給付費国庫負担金、財政調整交付金、地域支援事業国庫補助金は、それぞれ法定負担割合等により計上しております。保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金は、国の交付見込額により計上しております。

次に、５ページを御覧ください。

４款支払基金交付金は５億9,008万7,000円の計上で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付される第２号被保険者の保険料負担分でございます。

次に、６ページを御覧ください。

５款県支出金は３億3,481万8,000円で、介護給付費県負担金、地域支援事業補助金を法定負担割合により計上しております。

次に、７ページを御覧ください。

６款財産収入は34万5,000円の計上で、介護給付費準備基金利子でございます。

次に、７ページから９ページにかけての７款繰入金は４億1,897万7,000円の計上で、１項は一般会計からの繰入金で、介護給付費、地域支援事業費に関しての法定負担割合による繰入金と事務費繰入金、低所得者保険料軽減繰入金、２項は介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

９ページの８款繰越金は100万円の計上で、前年度繰越金でございます。

10ページ及び11ページの９款諸収入は444万1,000円の計上で、地域支援事業の利用料が主な収入でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、12ページからの歳出について御説明申し上げます。

12ページから15ページにかけての１款総務費は、4,690万2,000円の計上でございます。介護保険事業運営に係る必要な経費として、総務管理費、徴収費、介護認定審査会費、趣旨普及費及び介護保険運営協議会費を計上しており、介護認定審査会事業費の榛原病院介護認定審査事務運営負担金が主なものでございます。

次に、15ページから18ページにかけての２款保険給付費は、21億96万円の計上でございます。１項介護給付費は、居宅介護サービスや地域密着型介護サービス、施設介護サービスなど介護サービスに係る給付費、16ページからの２項高額介護サービス等諸費は、サービス利用者が一定の上限額を超えたときに支払われる給付費でございます。

17ページの３項は、審査支払手数料、18ページの４項特定入所者介護サービス等費は、低所得者が施設サービスを利用する際の食費や居住費の負担限度額を超える額について現物給付するものでございます。介護保険給付費につきましては、いずれも第９期介護保険事業計画に沿った給付見込額を計上させていただいております。

次に、19ページを御覧ください。

３款基金積立金は34万5,000円の計上で、介護給付費準備基金への積立金でございます。

次に、19ページから26ページにかけての４款地域支援事業費は、１億6,940万8,000円の計上でございます。内訳は、１項介護予防・生活支援サービス事業費、２項包括的支援・任意事業費、３項一般介護予防費事業費、４項その他諸費で、主な事業費は運動器の機能向上事業委託料、介護予防・生活支援サービス給付費、包括支援センター運営事業委託料でございます。

次に、26ページ、27ページを御覧ください。

５款保健福祉事業費は、362万1,000円の計上でございます。高齢者の自立支援、重度化防止に関する取組として、高齢者移動支援事業、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業などに係る事業費でございます。

次に、27ページから28ページにかけての６款諸支出金は192万9,000円の計上で、保険料の還付金及び補助金等の返還金、一般会計繰出金でございます。

最後に、29ページの７款予備費は、100万円の計上でございます。

以上が第22号議案　令和７年度吉田町介護保険事業特別会計予算の内容でございます。

次に、第27号議案　指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の84ページと参考資料ナンバー17を併せて御覧ください。

本議案は、吉田町老人福祉センター設置条例第11条の規定に基づき、令和７年４月１日から吉田町高齢者人材活用センターの管理を指定管理者に行わせようとするもので、現在同施設の管理を行っております一般社団法人吉田町シルバー人材センターを指定管理者に指定することをお認めいただこうとするものでございます。

指定管理者の選定理由でございますが、施設の指定管理者として、今まで２期10年間一般社団法人吉田町シルバー人材センターを指定しており、指定管理者の選定を行うに当たり、各種書類の内容を精査し、適正に管理運営されていることが確認でき、当該施設で行う事業である豊かな知識、経験、技能等を保持する老人と、その技能等を必要とする町民を結びつける生涯現役人材バンク事業の実施のためには、高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを活動目的としております一般社団法人吉田町シルバー人材センターを引き続き指定管理者とすることが最適であると判断し、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第２条ただし書きによりまして、引き続き一般社団法人吉田町シルバー人材センターを指定管理者に選定しようとするものでございます。

指定期間は、令和７年４月１日から令和12年３月31日までの５年間とし、令和７年度における指定管理料は年額14万6,720円を予定しているものでございます。業務の範囲は、施設の運営に関する業務及び施設の管理に関する業務でございます。利用料金は、老人福祉センターの分館でありますことから、吉田町老人福祉センター設置条例別表第１に掲げる金額を上限として、指定管理者が定める利用料金を徴収することとし、徴収した利用料は指定管理者の収入とすることとしております。

以上が第27号議案　指定管理者の指定についての説明でございます。

以上が福祉課から提出いたしました４議案についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石　巌君）　それでは、続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、杉田香織君。

〔こども未来課長　杉田香織君登壇〕

○こども未来課長（杉田香織君）　こども未来課でございます。

こども未来課からは、第９号議案　吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明申し上げます。

議案つづり39ページ、40ページ、そして参考資料ナンバー８を御覧ください。

本議案は、令和６年11月29日に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が公布され、栄養士の次に「又は管理栄養士」を加えるよう基準が改正されましたことから、町の条例について府令に沿った内容に改正を行うものでございます。

それでは、主要な改正内容につきまして、参考資料を基に説明申し上げます。

第16条第１項第２号中、「栄養士」とありますところを、「栄養士又は管理栄養士」とするものでございます。

なお、附則により、この条例の施行日は令和７年４月１日とするものでございます。

こども未来課からの説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（大石　巌君）　それでは、ここで暫時休憩とします。

再開は２時40分にします。

休憩　午後　２時２７分

再開　午後　２時３６分

○議長（大石　巌君）　それでは、休憩を閉じ会議を再開をいたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

続きまして、建設課長の説明をお願いします。

建設課長、栁原真也君。

〔建設課長　栁原真也君登壇〕

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

建設課からは、第29号議案、第30号議案の２議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第29号議案　町道の路線廃止について御説明申し上げます。

議案書の86ページを御覧ください。

本議案は、道路法第10条第３項の規定に基づき、町道の路線を廃止しようとするもので、近隣所有者から土地の一体利用のため用途廃止の要望があり、町道の廃止可否の調査の結果、廃止可能と認められることから、片岡地内の１路線の廃止をお認めいただこうとするものでございます。

提出議案87ページの一覧表と参考資料ナンバー19の１ページの位置図、２ページの公図写しを併せて御覧ください。

路線番号3044田方川５号線は、延長が186.9メートル、幅員が3.1メートルから8.5メートルでございます。

次に、第30号議案　町道の路線認定について御説明申し上げます。

議案書の88ページを御覧ください。

本議案は、道路法第８条第２項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするもので、

第29号議案で説明させていただきました廃止予定路線の一部を再認定をお認めいただこうとするものでございます。

議案書の87ページの一覧表と参考資料ナンバー20の１ページの位置図と２ページの公図写しを併せて御覧ください。

路線番号は3044田方川５号線は、延長が76.2メートル、幅員が3.1メートルでございます。

なお、今回認定をお認めいただこうとしている当該路線の北側に位置する廃止路線の一部につきましては、Ｌ字型の認定されている認定されている他の路線と重複しているものでございます。

以上が建設課からの２議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石　巌君）　続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長　内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君）　上下水道課でございます。

上下水道課からは、第23号議案、第24号議案の２議案につきまして説明申し上げます。

初めに、議案書79ページ、第23号議案　令和７年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

別冊の令和７年度吉田町水道事業会計予算の１ページを御覧ください。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量でございます。給水戸数は１万4,397件、年間総配水量は440万立法メートル、１日平均配水量は１万2,055立法メートルを予定しております。主要な建設改良事業は、基幹管路耐震化事業費として5,320万円、水道施設更新事業として２億1,322万円でございます。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の第１款水道事業収益は６億5,053万5,000円、支出の第１款の水道事業費用は５億9,876万1,000円でございます。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入の第１款資本的収入は１億4,762万円、支出の第１款資本的支出は５億4,642万3,000円でございます。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額３億9,880万3,000円は、減債積立金1,000万円、建設改良積立金１億500万円、過年度分消費税資本的収支調整額2,762万7,000円、過年度分損益勘定留保資金7,419万2,000円、当年度分損益勘定留保資金１億8,198万4,000円で補填するものでございます。

２ページを御覧ください。

第５条は、企業債として、起債の目的を建設改良事業、限度額を１億2,000万円などとして措置するものでございます。

第６条は、一時借入金として限度額を2,000万円とするものでございます。

第７条は、予定支出の各項の経費の金額の流用として、(1)及び(2)のとおり。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を6,119万円と定めるものでございます。

第９条は、棚卸資産購入限度額を530万8,000円とするものでございます。

以上、令和７年度吉田町水道事業会計予算の内容をお認めいただこうとするものでございます。

その内容について、参考資料ナンバー13の１、令和７年度吉田町水道事業会計予算附属書類により、主なところを中心に説明申し上げます。

１ページを御覧ください。

令和７年度吉田町水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

まず初めに、水道事業収益でございます。

営業収益の給水収益は５億5,225万5,000円で、水道料金の算出根拠の基となる有収水量に供給単価を乗じて算出したものでございます。受託工事収益は110万円で、消火栓の修繕でございます。

次に、営業外収益の長期前受金戻入は5,916万9,000円で、建設改良事業などの償却資産の取得、改良のために交付された補助金などを収益化した金額でございます。

次に、水道事業費用でございます。

営業費用の原水浄水及び配水給水費は１億9,537万8,000円で、職員人件費、委託料や水道事業の修繕費、動力費などでございます。受託工事費は170万円で、消火栓の修繕などでございます。業務費は6,485万4,000円で、職員人件費、料金システム使用料、収納業務委託の委託料などでございます。総係費は2,907万6,000円で、職員人件費、貸倒引当金繰入額などでございます。減価償却費は２億4,867万1,000円で、配水管などの構築物、電気設備などの機械及び装置などの減価償却費でございます。資産減耗費は1,004万7,000円で、配水管等の布設替え工事による除却費でございます。

次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は3,120万8,000円で、企業債の利息でございます。消費税は1,386万7,000円でございます。

２ページを御覧ください。

まず初めに、資本的収入でございます。

企業債は１億2,000万円で、建設改良事業に係る起債でございます。他会計出資金は389万2,000円で、消火栓の設置費でございます。国庫（県）支出金は1,359万7,000円で、静岡県生活基盤施設耐震化等補助金でございます。その他資本的収入の加入分担金1,013万1,000円は、量水器出庫に伴い、給水申込者から徴収するものでございます。

次に、資本的支出でございます。

建設改良費は３億9,554万円で、委託料と工事請負費などでございます。企業債償還金は１億4,993万7,000円で、企業債の元金を償還計画に基づき償還する費用でございます。

最後に、棚卸資産購入限度額でございます。量水器購入限度額は65万6,000円、薬品購入限度額は219万2,000円、材料購入限度額は246万円とするものでございます。

３ページを御覧ください。

令和７年度吉田町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

１の業務活動においては、２億3,057万3,000円の現金が増える予定でございます。また、２の投資活動においては３億3,884万円、３の財務活動においては2,604万5,000円の現金がそれぞれ減る予定で、この結果、令和７年度は１億3,431万2,000円の現金が減り、令和７年度の資金期末残高は３億8,505万8,000円となる予定でございます。

４ページから６ページは、給与費明細書でございます。

７ページは、令和６年度吉田町水道事業会計予定損益計算書でございます。

下から４行目の当年度純利益は80万7,000円を予定しております。

８ページ、９ページは、令和６年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございます。こちらは、今年度末における水道事業の財政状況を示すものでございます。

10ページ、11ページは、令和７年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございます。

10ページの２の流動資産の現金預金については、先ほどのキャッシュ・フロー計算書で説明したように３億8,505万8,000円でございまして、資産合計として71億4,043万8,000円を予定しております。

11ページの３の固定負債の企業債については、16億7,924万8,000円でございまして、負債合計として31億9,756万5,000円と予定しております。

７の(2)の利益剰余金の当年度未処分利益剰余金は、１億4,838万2,000円でございまして、資本合計として39億4,287万3,000円と予定しております。

12ページは、注記として重要な会計方針、予定貸借対照表等関連などを記載してございます。

13ページから17ページまでは、先ほど御説明いたしました実施計画明細書でございます。

続きまして、参考資料ナンバー13の２、令和７年度吉田町水道事業会計予算資料について御説明申し上げます。

１ページは、予算実施計画明細書比較でございます。

２ページは、企業債の概況でございます。

３ページは、令和６年度当初の資本的支出補塡財源でございます。

４ページから８ページまでは、令和７年度水道事業主要工事一覧表と工事箇所図でございます。

以上が第23号議案の説明でございます。

続きまして、議案書80ページ、第24号議案　令和７年度吉田町公共下水道事業会計予算について説明申し上げます。

別冊の令和７年度吉田町公共下水道事業会計予算の１ページを御覧ください。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量でございます。年間総処理水量は94万7,000立方メートル、１日平均処理水量は2,595立方メートルと予定しております。主要な建設改良事業は、管渠建設改良として１億4,320万円、処理場建設改良として６億4,612万円でございます。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の第１款下水道事業収益は７億9,650万7,000円、支出の第１款下水道事業費用は７億3,268万１,000円でございます。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入の第１款資本的収入は11億3,017万3,000円、支出の第１款資本的支出は11億4,854万2,000円でございます。また、資本的収入額から資本的支出額に対して不足する額1,836万9,000円は、過年度分消費税資本的収支調整額1,836万9,000円で補塡するものでございます。

２ページを御覧ください。

第５条は、債務負担行為としまして３件でございます。

１件目は、事項をストックマネジメント計画策定業務、期間を令和８年度、限度額を6,221万6,000円とし、２件目は、事項を浄化センター設備更新工事監理業務、期間を令和８年度から令和９年度まで、限度額を1,436万8,000円、３件目は、事項を浄化センター設備更新工事、期間を令和８年度から令和９年度まで、限度額を10億4,564万円とする債務負担行

為を措置するものでございます。
第６条は、企業債としまして、起債の目的を建設改良事業、限度額を４億3,960万円などとして措置するものでございます。
第７条は、一時借入金としまして、限度額を４億5,000万円とするものでございます。
第８条は、予定支出の各項の経費の金額の流用としまして、営業費用と営業外費用の間で経費の流用ができるとするものでございます。
第９条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費5,399万9,000円と定めるものでございます。
第10条の他会計からの補助金は、4,275万9,000円とするものでございます。
以上、令和７年度吉田町公共下水道事業会計予算の内容をお認めいただこうとするものでございます。
その内容について、参考資料ナンバー14の１、令和６年度吉田町公共下水道事業会計予算附属書類により主なところを説明申し上げます。
１ページを御覧ください。
これは、令和７年度吉田町公共下水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。
まず初めに、下水道事業収益でございます。
営業収益の下水道使用料は１億3,068万1,000円とするもので、平均使用料と見込み件数に単価を乗じて算出したものに大口需要企業を加算したものでございます。
次に、営業外収益の他会計補助金は4,275万9,000円で、一般会計からの補助金でございます。補助金は2,673万円で、ストックマネジメント計画策定などに対する社会資本整備総合交付金でございます。
他会計負担金は１億1,517万4,000円で、企業債償還利子などに充てるものでございます。
長期前受金戻入は４億1,530万8,000円で、一般会計、国庫補助金、受益者負担金などの償却資産の取得、改良のために交付された補助金などを収益化した金額でございます。
消費税還付金は、6,575万4,000円でございます。
次に、下水道事業費用でございます。
営業費用の管渠及び処理場費は２億1,094万7,000円で、処理場などに係る光熱水費、運転管理などの委託料及び下水道施設の修繕費などでございます。
総係費は4,784万5,000円で、職員給与費、電算処理委託などの委託料及び下水道使用料賦課徴収負担金などでございます。
減価償却費は４億1,530万8,000円で、建物、構築物及び機械及び装置などの減価償却費などでございます。
次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は5,758万円で、借入金の利息でございます。
２ページを御覧ください。
資本的収入及び支出でございます。
まず、資本的収入でございます。
企業債は４億3,960万円で、建設改良事業に充てる起債でございます。
受益者負担金は828万4,000円で、令和７年度に供用開始する土地に係る負担金でございま

す。
他会計負担金は２億9,995万1,000円で、企業債償還元金に対するものでございます。
国庫（県）支出金は３億8,233万8,000円で、建設改良事業に対して交付される社会資本整備総合交付金でございます。
次に、資本的支出でございます。
建設改良費は８億4,859万1,000円で、委託料と工事請負費などでございます。
企業債償還金は２億9,995万1,000円で、借入金の元金を償還計画に基づき償還する費用でございます。
３ページを御覧ください。
令和７年度吉田町公共下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。
１の業務活動においては、8,722万7,000円の現金が減る予定でございます。また、２の投資活動においては9,484万1,000円が減り、３の財務活動においては１億3,964万9,000円の現金が増える予定で、この結果、4,241万9,000円の現金が減り、資金期末残高は7,351万1,000円となる予定でございます。
４ページから６ページは、給与費明細書でございます。
７ページは、債務負担行為に関する調書でございます。
８ページは、令和６年度吉田町公共下水道事業会計予定損益計算書でございます。下から３行目の当年度純利益は40万6,000円と予定しております。
９ページ、10ページは、令和６年度吉田町公共下水道事業会計予定貸借対照表でございます。これは今年度末における下水道事業の財政状況を示すものでございます。
11ページ、12ページは、令和７年度吉田町公共下水道事業会計予定貸借対照表でございます。11ページの２の流動資産の現金預金については、先ほどのキャッシュ・フロー計算書で説明したように7,351万1,000円を予定しております。未収金については、消費税還付金などとして7,043万1,000円、資産合計として129億3,027万1,000円と予定しております。
12ページの３の固定負債の企業債については、44億3,332万4,000円でございます。４の流動負債の未払金については、工事などについて2,963万7,000円と予定しております。負債合計として124億1,167万7,000円と予定しております。７の剰余金の当年度未処分利益剰余金は256万9,000円でございまして、資本合計として５億1,859万4,000円と予定しております。
13ページは、注記として重要な会計方針、予定貸借対照表等関連などを記載してございます。
14ページから17ページまでは、先ほど御説明いたしました予算の実施計画明細書でございます。
続きまして、参考資料ナンバー14の２、令和６年度吉田町公共下水道事業会計予算資料について説明申し上げます。
１ページは、予算実施計画明細書比較でございます。
２ページは、企業債の概況でございます。
３ページは、令和７年度当初の資本的支出補塡財源でございます。
４ページから10ページまでは、令和７年度主要工事一覧表と工事箇所図でございます。
以上が第24号議案の説明でございます。
上下水道課から２議案につきまして説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申

し上げます。

○議長（大石　巌君）　それでは、続きまして、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長、山脇一浩君。

〔生涯学習課長　山脇一浩君登壇〕

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

生涯学習課からは、第28号議案　指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の85ページ及び参考資料ナンバー18を併せて御覧ください。

本議案は、吉田町立コミュニティ広場設置条例第７条の規定に基づき、令和７年４月１日から吉田町神戸コミュニティ広場の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に現在同施設の管理を行っております北区自治会に指定することをお認めいただこうとするものでございます。

指定管理者の選定理由につきましては、これまで施設の指定管理者として当該施設を平成27年４月１日から現在まで２期10年、施設の管理運営を適切に行ってきたことから、これまでの知識や経験を生かし、今後も地域コミュニティ活動の推進を図る役割を果たすことができることなどから、指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定の期間は、令和７年４月１日から令和12年３月31日までの５年間として、令和７年度に関わる指定管理者委託料は年額200万円を予定しているものでございます。

業務の範囲につきましては、施設の運営に関することとしまして、施設の貸出し、使用料の徴収、利用の案内、相談など運営管理全般の業務と、施設の管理に関することとしまして、保守点検、修繕及び安全管理、備品の管理を行うものでございます。

施設の使用料金につきましては、吉田町立コミュニティ広場設置条例に掲げる金額を上限として、指定管理者が徴収することとし、徴収した使用料金は指定管理者の収入とするものでございます。

以上が第28号議案　指定管理者の指定についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石　巌君）　各担当課長からの説明が終わりました。

ただいま説明のありました第25号議案については、この後、審議を行います。そして、第13号議案から17号議案まで及び19号議案から24号議案までの11議案につきましては14日に、また18号議案については17日に質疑を行い、最終日に、21日の最終日に討論、表決を行います。その他の第２号議案から第12号議案まで及び第26号議案から31号議案までの17議案につきましては、最終日21日に審議を行いますので、よろしくお願いをいたします。

◎議案第２５号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第37、第25号議案　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大石　巌君）　以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会　午後　３時０６分

開議　午前　９時００分

◎開議の宣告

○議長（大石　巌君）　改めまして、おはようございます。

本日は定例会10日目でございます。

本日は、３番、盛　純一郎君から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は11名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石　巌君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大石　巌君）　日程第１、一般質問を行います。

会議規則第57条第１項及び第２項の規定によりまして、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第３項の規定によりまして、質問の順序は通告順といたします。

１人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇　増　田　剛　士　君

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

〔９番　増田剛士君登壇〕

○９番（増田剛士君）　９番、増田です。

今回は、第６次吉田町総合計画の第３章は、「活力と魅力あふれる産業振興のまちづくり」と題し、「まちの魅力を高め新たな賑わいを創出することでたくさんの来訪者で賑わうまちを実現するとともに、既存産業の活性化や新産業の創出、雇用の拡大と安定化に取り組むことにより、活力と魅力あふれる産業振興のまちを目指します。」とうたっており、９分野で構成されております。

当町において、コロナ禍や気象異常、仕入れ価格上昇等の影響を受け、厳しい経営を続けている事業者が、どの産業にも少なからずあると認識しております。町は各産業における課題を認識するとともに、これらを解決すべく施策を計画に上げております。

今回は、第３章の主に三つの分野について、今後の課題解決を目指す施策について質問をいたします。

なお、今回つけております資料は、２月10日に行った議員研修の講師、一般社団法人地方公共団体政策支援機構代表の長内紳悟氏から提供いただいたもので、当町の住民の年収を総務省統計局のデータを基にグラフ化したものであります。

産業振興の活性化を図るためには、事業者側はもちろんのこと、消費者側の視点も考慮しなければ、成り立たないと考えております。国も現在、国民の所得をいかに上げていくかという課題に取り組んでおります。当町の住民の所得を把握することで、消費動向などを推察できると思い、資料を添付いたしております。

では、質問に入ります。

(1)賑わいづくり分野、「施策１　新たな賑わい拠点の整備」の東名吉田インターチェンジ周辺の交通結節点整備について、文中に、「人の流れを促進し、賑わい創出の一端を担うエリアの整備を進めます。」とあるが、具体的にどのようなエリア整備を行う計画か。

(2)「施策３　都市間交流の推進」の八女市との多様な交流の促進において、イベント等への相互出店以外で、お互いの市民・町民間の交流は考えているのか。また、これまでのイベント相互出店以外でのにぎわいづくりの実績は。

(3)水産業分野においては、シラス漁の漁獲量不安定、漁業者の後継者不足の課題についての施策は示されていないが、町が考える施策は。

(4)商工業分野については、課題意識が薄く感じられる。雇用・就業対策分野にも関連するが、外国人の雇用が増加している現状、特に工業についての課題や影響に言及がないが、町の考えは。

(5)既存商店の集客力低下への懸念として、インターネット通販市場の急速な成長を挙げているが、大型店舗の進出や後継者不足の課題もあると考える。町の課題認識と、それらに対する施策は。

(6)商工業分野の主な成果指標について、小口資金利子補給金交付率があり、現状値100％、目標値100％となっている。主な成果指標として、これは優先度が一番高いということなのか、ほかに理由があるのか。

(7)コロナ禍、異常気象、物価高騰と、国内はもとより、町内の産業も大変厳しい状況が続いている。町民の消費マインドを地元産品の消費に向かわせる地産地消の施策が産業振興の鍵でもあると考える。町の考えは。

以上、答弁をお願いします。

○議長（大石　巌君）　それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長　田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君）　第６次吉田町総合計画、第３章の産業振興のまちづくりを基に今後の課題解決を目指す施策についての御質問のうち、１点目の賑わいづくり分野、「施策１　新たな賑わい拠点の整備」の東名吉田インターチェンジ周辺の交通結節点整備について、文中に、「人の流れを促進し、賑わい創出の一端を担うエリアの整備を進めます。」とあるが、具体的にどのようなエリア整備を行う計画かについてお答えをいたします。

東名吉田インターチェンジ周辺の整備につきましては、このエリアをシーガーデンシティ構想における町の玄関口として、重要な交通結節点と位置づけ、路線バス等の利用者の利便性向上を図るため、バスターミナルの整備を進めているところでございます。

現在、施設等の設計業務を進めており、議員の御質問にありますエリアの整備計画につきましては、特急バス静岡相良線をはじめ、路線バスや空港バスの乗降レーンを設け、また、待合所やトイレ、歩行者の動線にはアーケードを設置し、天候に左右されない安全で快適な環境を整備してまいります。

加えて、駐車場や駐輪場、自家用車などの送迎車両が待機できる専用レーンを設け、乗換えの利便性向上を図るとともに、にぎわい創出における空間づくりとして、イベントなどに活用できるオープンスペースも整備してまいります。

また、これらの施設につきましては、平常時だけではなく災害時の活用も視野に入れ、防災機能の整備や再生可能エネルギーによる発電設備などの導入に向け、令和７年度に調査を実施する予定でございます。

このバスターミナルにつきましては、シーガーデンシティ構想における人流創出の核となる施設として、通勤・通学のためのバス利用者の利便性向上を図ることはもちろん、バス停の利用環境の向上だけではなく、より多くの人を町に呼び込むための拠点づくりとして整備を進め、新たな人の流れをつくり、にぎわいの創出を図ってまいります。

次に、２点目の「施策３　都市間交流の推進」の八女市との多様な交流の促進において、イベント等への相互出店以外で、お互いの市民・町民間の交流は考えているのか。また、これまでのイベント相互出店以外でのにぎわいづくりの実績はについてお答えをいたします。

福岡県八女市との交流事業につきましては、平成24年の九州北部豪雨により甚大な被害を受けた八女市に職員を派遣し、災害復旧支援を行ったことから交流が始まり、八女市と吉田町のそれぞれが開催するイベントへの相互出店や自治会連合会など各種団体の視察研修、災害支援などの交流事業が始まりました。その後、これを持続的な取組へと発展させていくため、平成27年度から新たに、八女市・吉田町未来創造の翼交流事業としてスタートいたしました。

この事業では、首長会談や職員交流事業の場とした八女市・吉田町未来創造の翼交流フォーラムを柱とし、災害時相互応援協定や特産品交流連携協定を締結するなど、防災や産業観光分野の交流を中心に展開しているところでございます。

途中、令和２年度からは、コロナ禍の影響により中止を余儀なくされましたが、令和５年度からはイベント交流事業を、本年度からは職員交流事業を再開しております。

議員御質問のイベント等への相互出店以外で、お互いの市民・町民間の交流につきましては、スポーツ交流事業として、平成27年度と平成30年度は八女市において、平成28年度は本町において、サッカーを通じた交流を図っております。その後は、コロナ禍などにより実施をしておりませんが、今後もスポーツを通じた交流については、その方向性や展開について検討してまいります。

また、この交流事業における意見を参考にしながら、その他の分野につきましても、今後、どのような交流ができるか検討してまいります。

イベント相互出店以外でのにぎわいづくりの実績につきましては、さきに申し上げました特産品交流連携をより一層強化していく取組といたしましては、平成28年度に八女市の地酒を本町で、吉田町のシラスを八女市で、それぞれ販売する取組を行っております。

また、ふるさと納税におきましては、平成30年に国の返礼品見直しの意向を受けて、現在は取扱いをしておりませんが、本町において、八女市の特産品である地酒や蜂蜜などを、八

女市において、本町のシラスやウナギなどを返礼品として取り扱う事業を実施しておりました。

このほかにも、地場産品の販路拡大に向け、今月、吉田町商工会観光部の皆様が八女市を訪問し、イベントにおける販売やＰＲ、八女市観光協会の皆様と情報交換を行ったほか、観光事業の参考となる施設を視察をしており、にぎわいづくりの交流も進めているところでございます。

八女市との交流事業につきましては、今後、民間団体同士の交流促進も含めて、様々な分野における交流を充実させるため、引き続き民間団体などには、交流の橋渡しに加え、吉田町都市交流事業補助金や富士山静岡空港利活用促進地域連携事業によるサポートを実施するとともに、町も職員交流などにより意見交換を深めることにより、両市町の新たなにぎわいづくりに結びつけ、さらなる都市間交流が図られるよう取り組んでまいります。

次に、３点目の水産業分野において、シラス漁の漁獲量の不安定、漁業者の後継者不足の課題についての施策は示されていないが、町が考える施策はについてお答えいたします。

シラス漁の漁獲量が不安定につきましては、議員の御質問にもありますとおり、静岡県水産・海洋技術研究所の発表によりますと、2024年漁期のシラス漁は、吉田漁港を含む県内主要６港の総漁獲量が過去最低の数値となっており、吉田漁港におきましては、10年前と比較しまして、約４分の１にまで減少しております。

この漁獲量の減少は、深刻な問題であると捉えておりますが、静岡県近海において漁獲量が減少している要因といたしましては、黒潮大蛇行と呼ばれる海洋環境の変化や、親魚であるカタクチイワシなど海洋資源の減少に起因しているものと推測されており、これらは人為的にコントロールできるものではございません。しかしながら、漁獲量の不安定さが漁業者の収入の不安定さにつながっていくことから、漁業者が水揚げに依存しない新たな事業を確立し、所得の向上や雇用の機会を確保していくことが重要であり、このことは全国の漁村地域における共通の課題となっております。

この件につきましては、令和６年第４回議会定例会における楠元議員の一般質問でもお答えしましたとおり、現在、この課題を解決する糸口として、海業の推進に注目が高まっており、本町も水産庁から海業の推進に取り組む地区に選定され、先行的な取組事例などについて、情報収集を進めている状況でございます。

この海業推進への取組につきましては、漁業協同組合や民間事業者が主体となって行うものではございますが、町の水産振興の発展や漁港のにぎわい創出にもつながっていくものでございますので、実施主体と連携を図りながら、水揚げに依存しない新たな事業の確立に向け、町も支援や協力に努めてまいります。

漁業者の後継者不足につきましては、農林水産省が実施しました2023年の漁業センサスによりますと、全国の漁業就業者数は、５年前の前回調査と比較して２割ほど減少しており、過去最少の数値であったことが発表されております。南駿河湾漁業協同組合吉田支所の正組合員数につきましても、この５年間で２割ほど減少しており、漁業就業者の減少や後継者不足につきましては、全国の漁村地域における共通の課題となっております。

新たな漁業就業者を確保することが、将来的に後継者不足の解消にもつながっていくものと考えられますが、現在、吉田支所の組合員が行っております漁業就業者の募集につきましては、組合の事務所内に求人情報を掲示するにとどまっており、広域的な求人活動が実施で

きていない状況であることは確認をしております。

こうした広域的な求人活動の実施につきましては、町が主催する吉田町合同企業説明会を漁業の実情や将来性を直接的に発信できるよい機会と捉えていただき、積極的に活用していただけるよう、組合や漁業者の皆様に対して働きかけを行い、新たな漁業就業者の確保を支援してまいります。

次に、４点目の商工業分野につきましては、課題意識が薄く感じられる。雇用・就業対策分野にも関連するが、外国人の雇用が増加している現状、特に工業についての課題や影響に言及がないが、町の考えはにつきましてお答えいたします。

現在、日本全体の人口減少が進んでいる状況において、産業活動を担う労働力不足も深刻化しており、本町に立地する企業においても、企業活動を継続していくために、多くの外国人労働者の皆様が活躍されております。

町内企業で雇用されている外国人労働者につきましては、正確な数は把握できておりませんが、厚生労働省が発表している静岡県の外国人雇用状況の届出状況のまとめによりますと、県内における外国人労働者数は、令和６年10月末時点で８万1,560人、前年と比較して6,701人増加しており、外国人労働者を雇用する事業所数は１万235事業所、前年と比較して712事業所の増加となっております。こうした統計の結果を踏まえますと、本町における外国人の雇用につきましても、年々増加しているものと推察をされます。

この外国人労働者の雇用について、雇用する企業側では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、厚生労働大臣が定めた外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針により、事業主が外国人労働者の適切な待遇の確保や、日本人との相互理解などを通じた魅力ある職場環境の整備をはじめ、職業生活上、日常生活上、社会生活上の適切な支援などに努めなければならないとされております。

町といたしましては、町内企業の皆様に外国人労働者の雇用管理を適正に行っていただくため、国から提供されるリーフレットや町ホームページなどを積極的に活用し、企業向けの制度周知に努めているところでございます。

また、町内において、就労により地域住民として生活する外国人とその家族の増加に伴い、言葉の問題などから意思の疎通がうまくいかない方々が増え、地域のトラブルにつながるという懸念もございます。こうした懸念を解決する方策として、外国人住民の皆様が地域と交流を持ちながら快適な生活を送ることができるよう、本年度、吉田町はじめてのにほんご教室を開催いたしました。

今後も引き続き、外国人労働者の皆様が適切な労働環境で働いていくことができるよう制度の周知に努めるとともに、地域と交流を持ちながら快適に暮らしていただくための支援に取り組んでまいります。

次に、５点目の既存商店の集客力低下への懸念として、インターネット通販市場の急速な成長を挙げているが、大型店舗の進出や後継者不足の課題もあると考える。町の課題認識と、それらに対する施策はについてお答えいたします。

議員の御質問にあります大型店舗の進出につきましては、大型店舗の進出により既存商店における集客力の低下が懸念されますことから、既存商店の皆様にとって脅威となり得るということは承知をしております。しかしながら、大型店舗が進出することによって、町外か

らの新たな人流が生まれ、大型店舗に来られた方が既存の商店に立ち寄ることも期待されます。

一例ではございますが、大型店舗の一画に既存商店が出店して販売を行うことや、既存商店で取り扱っている商品を大型店舗に陳列して販売を行ってもらうなど、効果的な販促につながるという利点もございます。

また、本年度は、小規模事業者が自身の力で環境変化に対応し、持続的な事業活動を実現いただけるよう、吉田町商工会と共同して経営発達支援計画を策定いたしました。この計画の実行により、自らの強みを生かした事業展開が町内事業者の皆様に根づき、既存商店の活性化につながることを期待しております。

後継者不足につきましては、その要因として、後継者の育成ができない、少子高齢化による働き手の減少、事業内容などに将来性や魅力がないことなど、事業者ごとの状況や事業形態などにより、様々な原因や課題があると考えております。町といたしましては、このような課題の解決に向け、３点目の御質問でも触れました吉田町合同企業説明会の活用も、一つの方策と考えております。

この説明会は、町内事業者と働き手のマッチングや被雇用者の職場定着率の向上を目的として開催しており、本年度からは、新たに町内事業者の魅力を知っていただきたいという思いから、説明会に参加していただいた事業者のうち、希望される事業者について、町のホームページで紹介をする取組も始めております。こうした説明会を積極的に活用していただき、まずは就業を希望される方々に仕事内容を知っていただき、就業につなげ、ひいては後継者となるよう育成していくことにより、後継者不足の解消につながればと考えております。

次に、６点目の商工業分野の主な成果指標について、小口資金利子補給金交付率があり、現状値100％、目標値100％となっている。主な成果指標として、これは優先度が一番高いということなのか、ほかに理由があるのかについてお答えいたします。

第６次吉田町総合計画における商工業の分野の目指す状態であります「活力あふれる商工業のまち」を目指すに当たりましては、まずは事業者が自らの力で経営改善に取り組むことが肝要であり、その上で、持続的な事業活動を実現するため、吉田町商工会や町がどのように支援していくかということが重要であると考えております。

また、コロナ禍の収束により国の資金繰り支援が縮小していく動きのある中、町内事業者が経営を改善するに当たり、町の利子助成や補給事業が資金繰りの支援として、大変重要な役割を果たすものになると考えております。

この利子助成制度につきましては、特に要件を定めておらず、事業資金を借り入れた時点において適用されますが、一方で小口資金の利子補給につきましては、借入期間が２年以上となり、その期間を遅延なく償還することが要件であること、また、借入れから申請までに２年以上の日数を要しますことから、金融機関との情報共有や事業者に対する適切な説明、借り入れた事業者のリスト管理などを的確に行わなければ、100％の交付にはつながりません。

こうしたことから、町といたしましては、小口資金を借り入れた全ての事業者が利子補給制度による支援を確実に受けられるよう、フォローアップを万全なものとして積極的に取り組んでいかなければ達成できないことから、この指標を主な成果指標として掲げることといたしました。

その他の指標といたしましては、吉田町商工会の会員数の増加を掲げており、この指標の達成に向けた取組といたしましては、町内の新規事業者に対してパンフレットの配布などを行い、周知を図っているところでございます。

今後も引き続き、吉田町商工会と連携し、事業者の経営改善や持続的な事業活動に対する支援に努めてまいりたいと考えております。

最後に、７点目のコロナ禍、異常気象、物価高騰と、国内はもとより、町内の産業も大変厳しい状況が続いている。町民の消費マインドを地元産品の消費に向かわせる地産地消の施策が産業振興の鍵であると考える。町の考えはについてお答えをいたします。

町といたしましては、地産地消は消費者と生産者の双方に多くのメリットがあり、地域内における経済循環を生み出す取組として有用なものであると考えており、産業振興事業費補助金による６次産業化事業への支援や、１次産業者と２次産業者のマッチングなどに取り組んでおります。

地域内消費ということにおきましては、町民の皆様に町内生産者が取り扱う魅力ある商品やサービスを知っていただくきっかけが必要であると考え、小山城売店しらすのまどぐちにおいて町内生産者が取り扱う商品を販売し、吉田町港まつり花火大会や小山城まつりなどのイベントを通じて、ＰＲにも取り組んでいるところでございます。

また、令和７年度におきましても、吉田町商工会において第７弾のプレミアム付商品券事業の実施が予定をされており、この事業の趣旨といたしましては、消費の下支えを通じた生活者の支援や町内事業者の支援となっており、店舗で取り扱う商品やサービスについて、町民の皆様に広く知っていただくよい機会となり、町内事業者の皆様には積極的に参加していただきたいと考えております。

このように、地産地消は重要な考え方の一つではありますが、昨今はインターネットなどの普及により、消費者による消費活動の範囲も拡大しており、今後の人口減少などを勘案しますと、地域内消費のみにとらわれず、町外に対して積極的に消費拡大を図っていくことも大切であると考えております。

今後も引き続き、吉田町商工会と連携し、町内事業者の魅力ある商品開発や町内外に向けた商品・サービスのＰＲについて支援をしてまいります。

○議長（大石　巌君）　答弁が終わりました。

再質問はありますか。

９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　長い答弁ありがとうございました。

まず最初に、一つ目のところで、東名インターチェンジ周辺の整備ということでございますが、今はまだ結節点ということで、これからやっていくよという話でございます。

そうした中で、答弁にもありますが、より多くの人を町に呼び込むための拠点づくりということを考えますと、やはり何かしらの、人がここで降りて町内を回遊するという仕組みがないと、私、議員になる前から言っていたんだけれども、吉田町は通過の町だよ、東名を降りても通過して、150号で今度御前崎のほうに、当時、行ってしまう。吉田町の方も、東名に乗って静岡なり何なりと行ってしまう。本当に通過の町になっちゃっているよという意味でも、議員に立候補したときは、そういう話もしておりました。

今回、こういったものを整備する中で、本当に吉田町を目指して来て、ここに降りて町内

を回遊してもらう。そのためには、何が本当に必要なのかということを考えなきゃいけないと思うんですが、その点について、シーガーデン構想はあるんですけれども、具体的にまだ、じゃこういうふうに、ここを目指して来てもらうようなものにするというようなのが、まだ示されていないように思うんですが、その点について、具体的に何か考えていることがありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

今、議員おっしゃいましたとおり、それを今後、町にとどまっていただけるということを目指して、今、シーガーデンシティ構想というものを計画しまして、それに向けて今、取り組んでいるという状況でございます。

まずその一つ目といたしまして、第６次総合計画の中でも、住民意識調査とかということをやりますと、まず最初に出てくるのが、公共交通が非常に悪いというところがございます。それは、電車が通っていないということもございますけれども、まず交通のところが、どこに行けばどういうふうに動けるのかというところが、まずないと。バスの乗り具合がまずいというところもございますので、吉田町のどこに来れば吉田町を回遊できるのかという、まず公共の結節点ということの意味で、最初にバスターミナル、ここに来れば、吉田町にまず降りてもらって、そこからいろんなところに行くという一つの目標として、そこにバスターミナル、そこに来れば、吉田町、どこにでも行けますよと。

逆に言うと、今度、吉田町からどこに行くにも、そこに来れば、バスターミナルから全てのところに行けるという、そこの人流の交流する結節点というものをまずつくるということで、今回、バスターミナルの整備を進めていきたいというふうに考えてございます。

どう回遊するかというものについては、今うちのほうで実証実験をやっています“ぎゅっと”カーもございますけれども、そういうものが今後、本格運行ということで判断がなれば、そういうものも利用しながら、町の回遊を進めていくというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　そこで、一つの提案になるかもしれないんですが、私、過去ずっと言っているんだけれども、レンタサイクル、理事は分かっていると思うんですが、過去においても、そういったレンタサイクルはどうだということで、うん、やっていきましょうみたいな話が過去ありました。

そうした、“ぎゅっと”カーもいいですよ、もちろん。でも、町内を回遊するというのは目的地を、“ぎゅっと”カーの場合は目的地があって、そこにぐっと行っちゃう。そうじゃなくて、本当にぶらぶら町を回っていただく、そうした中で新たな発見を見つけてもらって、それこそ今、ネット社会なので、いろんなＳＮＳとかで発信してもらえれば、吉田町へまた、こんなのあるんだということで来てくれるかもしれない。それを思うと、そうしたレンタサイクル所みたいなところをちゃんと整備、今から考えておけば、できるのかなと思うんですよ。

そういったものがあれば、ここを結節点として、吉田町で降りて、何せ交通不便ですから、歩くにも大変ですよ。商店街があると結構歩いちゃうんだけれども、そういうところもないとすると、やっぱり自転車でぶらぶら走るというのが、一番適しているかなと思います。そ

うしたものを一つ提案として、レンタサイクルのシステムというか、そういったものを設けていただければと思いますが、いかがでしょう。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

今、議員おっしゃるとおり、自転車を使って町を周遊していただくというような話ですけれども、それこそ県のほうでもサイクルロードということで、湯日川を下っていくというようなコースもございますし、今回、防潮堤の整備につきましても、防潮堤の上を人であるとか自転車であるとか、そういうものが回遊できるような形で整備していくということで、車は乗り入れできないとか、そういう安全性も保ちながら、そういう自転車の方もその上を走っていただけるというようなことも考えておりますので、その中でやはり、どこにどういうステーションを設けて、どういう形でやっていくかということについては、シーガーデンシティ構想の拠点整備の中では、そういうことも含めて考えていかなければいけないかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　ぜひ考えて、取り入れていただければ、ありがたいなと思います。もうずっと言っていますので、理事のほうもうんと言っていましたので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

じゃ、次にいきます。

八女市との交流の中で、いろいろこれまでやってきているというのは、小山城まつりをはじめ、分かってはいるんですが、民間レベルでの交流というのは本当にできているのかなというのが、非常に疑問に思っております。

お互いイベントのときは来て、どうのこうのしているんだけれども、吉田町の住民の方が、じゃ八女市へ行ってみようかとかというようなことにつながっているのか、また八女市の方が、吉田町、こういうものがあるんだったら行ってみようかというような、それが一つの交流というか、お互い行き来ができるということにもつながってくるのかなと思うんですが、そういったデータのようなものはあるんでしょうか。お互いの町民というか市民が行ったり来たりしているというような。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

個人で行くというのは、うちのほうでも把握はできておりませんけれども、先ほど言ったサッカーの交流であるとか、あと、うちのほうで都市間交流事業で、この事業を使って八女市に行った方がいれば、そういう方法では把握できています。

ただ、今回商工会の方が、今までは物産を売っただけで帰ってくるということが多かったんですけれども、そこで観光協会のほうと交流をしながら、じゃ、これ以外に一体どういう交流ができるかということも含めて、視察を兼ねた形で向こうに行っていただいております。その辺がきっかけになればというふうには考えてございます。

また、先ほど答弁の中でありましたとおり、職員交流の中でも、いろんなテーマを設定しまして職員間の交流をしております。その中で、各市町の、八女市、吉田町の課題とかというものを整理した中で、やはりこれは民間の方に少し入っていただいて交流したほうが、向

こうで話を聞いたほうが、事業としてこれから発展できるんじゃないかということがあれば、そういう中でもそういう交流の場を探りながら、やっていきたいというふうに考えてございますので、今後そういう意味では、発展をさせていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　９番、増田です。

次にいきたいと思います。

水産業分野においてなんですが、本当に、吉田町といえばシラス、ましてや吉田の港は組合の中で、シラスしかと言っちゃ悪いんだけれども、水揚げができない状況で、そのシラスが非常に不安定であるという中で、水揚げに依存しない新たな産業ということを答弁の中でありましたが、まず漁協がそういった今のシステムを取っ払わないと、水揚げに依存しない新たな産業、事業というのは、できないんじゃないかなと考えているんですよ。

吉田町はシラスを水揚げする場所だよと、彼らの中で決めてあるわけですよね。そうした中で、そこの組合との話を、町ができるか知らないけれども、どういう展開を考えられるのかなというのが非常に疑問に思っています。何かありますか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

今、議員から御質問のありました漁協の、今シラスに頼っているところでのシステムを、どういうふうにやっていくかというお話だと思うんですけれども、今、まさに津波対策を進めようとしております。そういった中で、これから今後進めていく津波対策の施設整備等の中でも、当然、なかなか今、シラスというものだけに頼っているということなんですが、いかにやっぱりそれを、それだけではなくて、海業というものにつなげていくかという中で、そういった施設整備を含めた形の中で、今の漁協の構造物とか、そういったものというのは、やはり今、固定になってしまっているものですから、そういった中で、違う展開ができるんじゃないかというところも一部、今、実はお話をさせていただいている中なんですが、やはり答弁にもありましたとおり、海業につきましても、主体というのは漁協さんであったりとか、あと漁業者さんであったりとかということになりますので、やはり町としましても、今後、漁業者さんの収入アップにつながるものとかというのは、当然大切なものになりますので、そういったところで、そういった話を含めながらも、そういった話の中で出させていただいて、もっと人が集まるような、あと例えば、そういった水産物が食べられるようなとか、そういったところも含めて、話を今してはいるんですけれども、その結果というのは、今後出てくる話にはなるんですけれども、今そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　今の現状、漁業者、漁師さんというのは非常にいろんな利権がある。シラス以外は獲ってはいけないとか、そういった利権、カツオを捕れるのはこの船だけとかと、すごいんですよ、あの世界って。そういうところをやっぱり、行政が口を出せるのか分からないんですが、そういうところを緩和していかないと、多分、新しい後継者問題にも絡んでくるんだけれども、つながっていかないんじゃないかな。

そこをどう行政が切り込める隙があるのかというところをやっていけば、今後後継者も、

シラスだけじゃなくても、ほかの魚も捕れるんだよ、捕るのは捕れる、売れない、売っちゃいけない。だから、そこに関して、やっぱりちゃんと支援というのか、相談をかけていかないと、この問題は非常に難しいかなと思うんですが、その辺は理解しての話ですよね。いかがですか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

ただいま増田議員から、漁業権といいますか、そういった権利の関係のお話がありまして、今、漁業者の方も減ってきている中で、当然今は、吉田町はシラスというところになるんですけれども、今後、今あくまで、漁協の組合が南駿河湾漁協という形で、ちょっと広域的に組織化しているところになりますので、そういった中でも、実際に漁業者が例えば減ってきたとかという形になりますと、当然今、吉田ではシラスだけしか捕っていないんですが、やはりもっと、例えば、あってはあんまりよくないんですけれども、漁業者さんが減ってきてしまって、いろんなものを捕れる状況があるのに、そういったものが捕れないと、捕る方がいないというような状況になってきたときに、そういったところで、吉田町だけではなくて、南駿河湾漁協というところの広域的な観点で、やはりお話をしていかなきゃいけないことになりますので、今、産業課にしましても、そういった会議とか、磯焼けの会議とか、あと水産のそういった会議とかで、南駿河湾漁協の方とお話をする機会もありますので、そういった中でも、そういった後継者不足とか、一つの魚種に限らないものといいますか、そういったところで、今後いろんな場面で、調整が必要になってくるんじゃないかというようなお話をさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　昔から吉田町は、浜が元気だと町も元気になるというのをすごく言われています。ぜひ、何とかして浜を盛り上げないと、吉田町、活気出ないんですよ。そういう中で、またぜひ対策のほうお願いしたいと思います。

次にいきます。

次が、５点目についてなんですが、答弁の中に、吉田町商工会と共同して経営発達支援計画というものを策定したということでございますが、これについて、自分はあんまり理解していないんですが、ざっくりどういったものなのか、説明できたらお願いしたいと思います。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

ただいま増田議員から、経営発達支援計画についての御質問がございました。

ちょっと御説明させていただきますと、経営発達支援計画というものは、商工会、商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づきまして、商工会、商工会議所が行ってきた経営改善普及事業の中で、小規模事業者の経営発達に特に資するものとしまして、経営発達支援事業を位置づけまして、商工会または商工会議所が小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施するというものが経営発達支援計画となります。

こちらにつきましては、商工会または商工会議所が市町村と協働して計画を作成すること、あと、経済産業大臣が計画認定をする際には都道府県知事の意見を聞くこと、あと、一定の知識を有する経営指導員が計画に関与することというもので、こういったもので構成されて

いるものになります。

こちらの構成の中身といたしましては、まず、１に目標、あと、２に経営発達支援事業の実施期間、目標の達成方針、３といたしまして、地域の経済動向調査に関すること、あと需要調査に関すること、経営状況の分析に関すること、事業計画策定支援に関すること、事業計画策定後の実施支援に関すること、需要の開拓に寄与する事業に関すること、ちょっと数が多いものであれなんですが、こういった様々なものが盛り込まれている計画となってございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　ありがとうございます。

そうした中で、じゃ吉田町に当てはめたときに、どういったことができるということで、具体的に、そんなにいっぱい挙げなくていいです。二、三お願いしたいと思います。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

ただいま増田議員のほうから、経営発達支援計画でどういうものが生かせるかというところがございました。

この計画の中で、特に、これ計画が更新されまして、令和７年度から実施するものになるんですが、今、やはりインターネットが普及しております。そういった中で、経営発達支援計画の中で、特に新規の事業としまして力を入れますのが、ＩＴにおける情報発信とか、あとはそういう講習会を開いたりとか、そういったものを特に来年度から始まる経営発達支援計画の中で、小規模事業者に対してどういうふうな情報発信をしていくかとか、そういったものを学んでいただいて、自分の魅力ある商品をいかに情報発信して商売につなげていくかという、そういうようなところを力を入れてやるというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　ネットに関しては、個々でやってもなかなか大変なのは分かっているので、大きなモールに入らない限り商売にはならないというのは分かっていますので、そこをどうカバーできる、支援できるかということで、お願いしたいと思います。

次に、６点目の小口資金利子補給についてなんですが、これ、もちろんこの制度というのはすごくありがたいし、町でもこういった支援制度というのが、四つくらいやっていますよね。そうした中で、小口資金というのは、基本的には運転資金のための資金なんですよね。そういう中で、運転資金、今、本当に皆さん厳しい中でありがたい。100％というのは、金融機関のほうでほとんどチェックしてやってくると、大体通るのかな、金融機関のチェックのほうが厳しいと思うので、その辺で通ってくるのかなと思います。

そうした中で、今、四つ制度がある中で、もう一つ、それこそまた提案なんですが、信用保証料、今、ほとんどの企業がお金を借りるときに信用保証協会なんですよ。そこを通さないと、金融機関、お金貸さないですよね。そういう中で、保証料ってすごいきついんですよね。自分、借金王なので、あっちこっち、本当にきついんですよ。そういう中で、やっぱり信用保証料というのの一部を助成する制度、これ、近隣でもやっているところもございます。内容は調べていただければいいと思うんですが、そうした制度、もう一つ、そういった支援

をするための制度というものを考えらえるのかどうか、その辺をお答えできるようでしたら、お願いしたいと思います。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

ただいま増田議員から、信用保証料の負担といいますか、話がございました。

まず、吉田町につきましては、今、小口資金につきましては、ちょっと制度の御説明をさせていただきますと、対象としては、借入れの対象のものとして特に決まりはございません。あと、補給率は借入金額の１％ということで、３年以内の補給という形になっています。

近隣市におきましては、増田議員おっしゃったように、融資実行額の年間保証率の１年分のみを対象として補給しているものと、信用保証料としているものとなっております。あと、近隣市におきましては、実は小口資金のものについては、小口の対象としては、対象が設備のみとなるというところ、あとは補給率に、借入金額の１％というところは同じなんですが、上限額が10万円という上限が定められております。あと、補給の期間は３年以内というところで、吉田町と近隣市のものを比べたときに、上限が設けられていないことと、あと対象として縛っていないというところから、これ非常にフレキシブルに、当町での小口については使えていただけるというようなものになります。

今後、借入金額とか状況によって、有利・不利というのがケース・バイ・ケースになってきてしまうので、どちらが有利だというところは一概には言えないんですが、そういったものを今後、先日２月６日の町政連絡会のほうでもお話しさせていただきました条例の制定等も含めまして、そういった中でも、そういった事業者さんに対して、どういった制度が一番いいのかというところを勘案しまして、そういったところも含めまして、また今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　一つの制度として持っておく分には、どれを使うかは、それは企業側の考えによると思いますので、ましてや設備投資のときにそれを使うというような、縛りを設ければそうなるし、そこは我が町の独自のものを考えていただければと思いますので、また考えていただければと思います。

時間がないので最後にしますけれども、商工会の会員数を上げるというのも、小口資金云々の中で答弁の中にありましたが、現在、新たに進出してきている企業であるとか大型店舗というのは、なかなか商工会には加盟していないんじゃないか。昔は大店法があって、本当に昔ですよ、大店法があった時代は、やっぱり地元にこびるじゃないけれども、するために、商工会員になっているんですよね。今はそういうのがないから、商工会員になかなかなってもらえないみたいなんですよ。

そういう中で、町としても、そういった企業なり店舗なりが進出というか、新しく新規で来たときには、そういった口添えみたいなことはしているのか、していないのかというのがまず１点ありますが、どうですか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

ただいま増田議員から、大きな店舗が来た際に、商工会への加入の勧誘といいますか、そ

ういったものについてというお話があったんですが、先日、商工会さんと打合せをしていぅ中でも、やはり今、増田議員がおっしゃったような状況はあるんですが、意外と吉田町の大きい店舗というのが、商工会のほうに加入していただいているという面もちょっと聞いていまして、全部とかじゃないんですけれども、一部参加していただいているというところもございます。

しかしながら、やはりそういった、例えば土地利用とかそういったところになってくるとき、強制ということは当然できないんですが、あくまで商工会さんと、うちのほうもタイアップしながら、いろいろ進めておりますので、そういった中でも、産業課のほうでコメントみたいなのも書くときに、そういった中でも、商工会の加入について勧誘といいますか、こういったものがありますので、よろしければ御加入くださいというようなことは可能だと思いますので、そういったものを積極的に、産業課としても働きかけていければと思います。

ただいまやっているというところではないものですから、そういったところも含めて、今後実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　今回は産業振興ということで質問させていただきまして、まだほかにも言いたいことといっぱいあるんだけれども、時間がないのでしようがないので、今後も基本計画、総合計画は、このような条題で載っていますので、それに沿って、とにかく町が活性化するように、にぎわいづくりもそうなんですが、にぎわいづくりをやることによって、本当に町内を回遊してもらって、どっちが先か分からないですよ。回遊するから発展するのか、先に商店なり何なりが魅力あるものを出すから寄ってくるのか、そこはちょっと、どっちが先か分からないんですが、お互いそうした中でやっていければ、もっとこの町が発展していくと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　以上で、９番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

◇　平　野　　積　君

○議長（大石　巌君）　続きまして、７番、平野　積君。

〔７番　平野　積君登壇〕

○７番（平野　積君）　７番、平野です。

私は通告のとおり、町長の施政方針について一般質問いたします。

町長の施政方針についての一般質問の３月定例会での実施が、当局及び議会の協議によって復活できたことに感謝いたします。

町長の施政方針は令和７年度の主な施策の方向性を示すものであることから、本一般質問においては、幾つかの施策について、より深く掘り下げるために、以下の点について質問いたします。

１、住吉海岸防潮堤の整備について。

参考資料の静岡新聞の記事について、吉田町の方針、最大クラスの津波を通さない高さの

盛土を堤防の背後に整備する方針と、駿河海岸保全委が示した変更案、盛土の調達などの事業調整が進む場合は堤防の海側のみを補強する構造に、時間がかかる場合は背後側も含めて補強する方針の詳細を説明いただきたいというふうに思います。

２番目、県営吉田公園南側用地の整備について。

同用地はレジャーとスポーツゾーンの形成を目指しているが、令和６年度に実施したことと令和７年度に実施することは何か。加えて、完成はいつと計画しているか。

３番、吉田インターチェンジ周辺の整備について。

路線バス利用者の利便性向上を図るとともに、町内外への人の流れを促進し、新たなにぎわいの創出を図ってまいりますのうち、吉田インターチェンジ周辺の整備で、どのように新たなにぎわいが創出できると考えているか。

４番、多目的広場の整備について。

多目的広場の整備が完了したとのことであるが、今後、海岸沿いの強風対策を進める考えはあるか。

５番、吉田消防署の移転について。

さらなる消防力の強化が期待できる適地に移転させるとのことであるが、消防力強化について検討する項目は。

６番、防災訓練について。

９月の地域防災訓練において、夜間参集を計画しているとのことであるが、そのときの町民及び自主防災会の動きと夜間参集防災訓練実施に至った経緯は。

７番、キャッシュレス決済の推進について。

税金など各種公金の会計窓口における支払いにおいて、それぞれのニーズに合った決済サービスが選択できるよう、キャッシュレス決済対応レジを設置する予定でございますについて、コンビニ支払いに対して、町にとって有利なことか。

８番、ＴＣＰトリビンスプランについて。

長い文章だったので、前略といたしましたけれども、ＩＣＴを学習ツールとして日常的に活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びをともに充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を教職員が学び合うことにより、教職員の資質や能力の向上につなげ、児童・生徒の学力向上を目指すこととしておりますについて、第５次・第６次吉田町総合計画の分野の主な成果指標に記載されている全国学力・学習状況調査の県平均正答率以上の科目数の割合、小・中学校ともに100％を長年達成できていない理由をどのように考えているか。

質問は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大石　巌君）　それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長　田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君）　町長の施政方針について御質問のうち、１点目の住吉海岸防潮堤の整備について、参考資料の静岡新聞の記事について、吉田町の方針、最大クラスの津波を通さない高さの盛土を堤防の背後に整備する方針と、駿河海岸保全検討委員会が示した変更案、盛土の調達などの事業調整が進む場合は堤防の海側のみを補強する構造に、時間がかかる場合は背後側も含めて補強する方針の詳細はについてお答えをいたします。

吉田町の方針であります最大クラスの津波を通さない高さの盛土を堤防の背後に整備する方針の詳細につきましては、２月６日に開催しました町政連絡会において御説明しましたとおり、堤防延長約2,230メートルの区間において、基本構造は、川尻海岸防潮堤と同様の天端高海抜11.8メートル、天端幅6.8メートルとするものでございます。

盛土ののり線につきましては、国・県との協議において、静岡モデル防潮堤として整備しました川尻海岸防潮堤と同様の背後盛土を基本とし、今後も引き続き調整する事項はありますが、既存Ｌ１堤防の背後に家屋が連坦する区間につきましては、既存Ｌ１堤防の海側の工事に着手できる運びとなりましたので、町といたしましては、町民の皆様にできる限り早期に確固たる安全を提供することができるよう、Ｌ２防潮堤の整備を進めてまいります。

駿河海岸保全検討委員会が示した変更案の詳細につきましては、住吉海岸のＬ２防潮堤の整備方針が決定しましたことから、町が実施する背後盛土区間において、国が実施する既存のＬ１堤防の粘り強い海岸堤防の構造について、２月26日に開催されました第16回駿河海岸保全検討委員会で審議をされ、了承されたものと承っております。

次に、２点目の県営吉田公園南側用地の整備について、同用地はレジャーとスポーツゾーンの形成を目指しているが、令和６年度に実施したことと令和７年度に実施することは何か。加えて、完成はいつと計画しているかについてお答えいたします。

県営吉田公園南側用地の整備につきましては、沿岸部の新たなにぎわい創出に向けて、昨年度、対象用地や周辺施設の現況調査、関係法令の整理、ゾーニング案の検討を行うとともに、官民連携手法導入の可能性について検討を行いました。

また、地域の課題やポテンシャルを探すことにより、地元事業者の皆様が主体的に活躍できるローカルＰＦＩの実現を目指すため、吉田町商工会を対象にワークショップを開催し、皆様の意見を取り入れながら検討を進めてまいりました。

これらにより、地域のにぎわい創出に寄与する手段として、ローカルＰＦＩにＰａｒｋ－ＰＦＩを組み合わせる方式や、隣接する吉田公園との連携による事業化を検討できるのではないかという可能性が示されております。

本年度におきましては、昨年度からの業務において示された取組が先進的なものでありますことから、国の先導的官民連携支援事業補助金を活用し、事業化に向けたより具体的な検討を進めるための調査業務を進めてまいりました。

その業務内容といたしましては、ローカルＰＦＩの核となる地元事業者の機運の醸成を図るため、昨年度に引き続き、吉田町商工会とワークショップを開催いたしました。このワークショップでは、官民連携事業に精通したアドバイザーが進行役となり、吉田町商工会において立ち上げられました地域振興支援委員会のメンバーと共に、具体的な事例紹介や意見交換などを交え、地域課題の解決や施設整備に向けたアイデアを出しながら、具体的な事業化を見据えたミーティングを重ねてまいりました。

加えて、吉田公園を利用するプレーヤー側からの意見などを把握するため、地域で活躍する人やイベントなどを行っている方々を対象としたワークショップを開催し、官民連携事業の実現に向けて取り組んでまいりました。

また、先進事例についての調査・分析として、実際に官民連携事業に携わった民間事業者や金融機関へのヒアリングを通じ、事業推進における成功要因や課題などについて整理を行いました。そのほか、事業対象地となる国有地を管轄する財務省や併設する吉田公園を管轄

する県など、関係機関との協議を進めてきたところでございます。
令和７年度におきましては、これまでの調査結果を踏まえ、事業者選定に入っていくための手続を進めてまいります。
官民連携手法の推進についてはＰＦＩ法で定められており、その規定に基づく手続を順次行ってまいります。まずは実施方針を策定・公表した後、より実現性の高い計画にするため、民間事業者への意見聴取を行い、民間事業者の意見を踏まえながら、官民の役割分担や財政負担軽減見込額を検証した上で、官民連携事業で実施することを決定する特定事業の選定の手続を行う予定でございます。
なお、この手続に当たりましては、官民連携事業に精通した事業者にアドバイザリー業務を委託し、専門的見地からの助言や支援を受けながら業務を進めてまいります。
その後の令和８年度からは、要求水準書や公募要領を作成して公表し、民間事業者の公募を行ってまいります。提案理由の審査を経て事業者を選定し、事業契約の協議、締結を経て事業が実施されます。
事業の実施に当たりましては、公募において示された提案内容を基に、民間事業者と調整を図りながら、整備計画や設計、工事の工程を組んでいくこととなりますので、具体的な完成時期につきましては現時点においては不明確であり、事業者が選定された後にお示しさせていただきたいと考えております。
この官民連携事業、ローカルＰＦＩの推進により、地域の活力を十分に発揮するとともに、吉田公園南側用地のポテンシャルを最大限に生かすことにより持続可能な地域経済の循環を実現し、レジャーとスポーツゾーンにおける新たなにぎわいを創出してまいります。
次に、３点目の吉田インターチェンジ周辺の整備について、路線バス利用者の利便性向上を図るとともに、町内外への人の流れを促進し、新たなにぎわいの創出を図ってまいりますのうち、吉田インターチェンジ周辺の整備で、どのようにして新たなにぎわいが創出できると考えているかについてお答えいたします。
第６次吉田町総合計画において、東名吉田インターチェンジ周辺をシーガーデンシティ構想における町の玄関口として重要な交通結節点として位置づけており、人の流れを促進し、にぎわいの創出の一端を担う施設としてバスターミナルの整備を進めており、このバスターミナルが、まさに新たなにぎわいを創出するための核となる施設であると考えております。
その理由の一つ目としては、交通の結節点として整備をし、新しい人の流れを生み出すということでございます。
これは現在、近接しながらも、それぞれの路線ごとに設置されているバス停留所を１か所に集中させ、公共交通の利便性の向上を図ることにより、町外から本町を訪れる方がこの場所に来れば、既存の公共交通を利用して町内のどこへでも移動ができる。また、町民の皆様においても、ここに来れば町外に移動する手段があるなど、人の流れを促進するための施設として期待できるものと考えております。
二つ目として、このバスターミナルは、人が集まり、周辺ににぎわいを生むための施設であるということでございます。
これは、バスターミナルを整備し、公共交通の利便性の向上が図られることにより、人の流れが促進され、結果、人が集まり、そこに人が住みたいと感じ、人が住むことによって、にぎわいが生まれることが期待できるからでございます。

そのため、東名吉田インターチェンジ周辺については、町の土地利用における最上位計画であります第４次吉田町国土利用計画において、バスターミナル整備事業地の西側を住宅集積検討ゾーン、幹線道路沿線は沿道商業誘導ゾーンと位置づけ、にぎわいの一端を担うための土地の利用を図ってまいります。

このエリアにつきましては、重要な交通結節点としてバスターミナルを整備することにより、そこに人の流れを生み、その流れを周辺にも波及させ、新たなにぎわいの創出につなげてまいります。

次に、４点目の多目的広場の整備について、多目的広場の整備が完了したとのことであるが、今後、海岸沿いの強風対策を進める考えはあるかについてお答えいたします。

海岸沿いの強風対策につきましては、一般の住宅などに対して、保安林がその役割を担っております。その保安林は、松食い虫の防除を目的とした薬剤地上散布や環境維持を目的とした枝払いなどを実施し、その機能が損なわれることがないよう、維持管理に努めている状況でございます。

多目的広場の上部は、海岸沿いの地盤の高い位置にあるということもあり、海からの風を受けやすい環境にあることは承知をしております。しかしながら、広場上部における強風対策につきましては、風向きや吹き込みなどから広場全体を囲うような対策が必要であると考えられますが、その対策により得られる効果が定かでないことや、その後の維持管理に係る費用などを勘案しますと、強風対策を講じることは現実的に難しいものと考えております。

なお、多目的広場におきましては、冬場には厳しい寒さが感じられる一方で、夏場には涼しい潮風を感じることもでき、現在は、ウオーキングやサイクリングなどで利用される方々も多く見受けられるようになってまいりましたので、今後も引き続き、利用者の皆様が快適に安心して利用できる施設の維持管理に努め、季節に応じた楽しみ方で御利用いただきたいと考えております。

次に、５点目の吉田消防署の移転について、さらなる消防力の強化が期待できる適地に移転させるとのことであるが、消防力強化について検討する項目はについてお答えをいたします。

消防力とは、市町が消防の責任を十分に果たすために必要な施設や人員をいい、消防庁の消防力の整備指針により、市町の消防力の整備水準が示されております。

消防力強化に関する検討は、消防署管内で発生する火災や救急事案等の災害を対象として、合理的かつ妥当性のある消防サービスが提供できるように、消防力の適正な配置を検討し、消防サービスの向上を図ることを目的として行うものであります。

消防署の移転・建て替えに当たって、現状の消防力の充足状況を把握し、現庁舎の課題等を整理するために、令和７年度に作成する予定の基本構想においては、消防署員と消防車両の効率的な運用の検討、消防庁舎及び訓練施設の位置や条件の検討を行っていく予定でございます。

消防機能は、平常時の消防体制だけではなく、大規模災害時の発災直後から、最低限の対応ができる体制を確保する必要があります。消防を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、今後とも住民の生命と財産を守る責務を全うするため、静岡地域消防運営協議会等を通じながら、消防力の充実・強化を図ってまいります。

次に、６点目の防災訓練について、９月の地域防災訓練において夜間参集を計画とのこと

でありますが、そのときの町民及び自主防災会の動きと夜間参集防災訓練実施に至った経緯はについてお答えいたします。

初めに、夜間参集防災訓練の実施を計画した経緯について御説明申し上げます。

これまで町では、防災週間となります８月30日から９月５日までの間の日曜日の午前中に総合防災訓練を実施しておりましたが、時間を選ばず発生する災害への新たな訓練手法を取り入れるとともに、この時期でも連日熱中症警戒情報が発令されるような気象状況を鑑み、令和７年度におきましては、防災週間内の土曜日の夜間に訓練を実施する計画といたしました。

なお、この夜間訓練の実施につきましては、事前に各自主防災会などを対象に意向調査を実施し、おおむね了承が得られたことから計画したものでございます。

９月の地域防災訓練における町民や自主防災会の皆様の動きにつきましては、初めての夜間訓練となりますことから、町民の皆様には安全に対する注意を促した上で、避難場所へ参集をしていただき、昼間と異なる環境下における避難行動を通じて、非常持ち出し品の再確認や避難経路、避難場所における課題の洗い出しなどを実施していただきたいと考えております。

自主防災会の皆様には、これまでの訓練同様、参集状況の確認や情報伝達訓練を実施していただくことを予定しております。また、訓練の実施状況を踏まえ、夜間避難における課題を各地区で共有するとともに、対策を講じるためのよい機会にしていただきたいと考えております。

次に、７点目のキャッシュレス決済の推進について、税金など各種公金の会計窓口における支払いについて、それぞれのニーズに合った決済サービスが選択できるよう、キャッシュレス決済対応レジを設置する予定でございますについて、コンビニ支払いに対して、町にとって有利なことかについてお答えをいたします。

初めに、本町のキャッシュレス決済の推進につきましては、吉田町ＤＸ推進計画の中の取組指針にあります、より便利な住民サービスの提供の中の施策の一つとして取り組んでおります。この計画に記載してありますとおり、町へ納付する税金などの決済手段につきましては、コンビニ決済に続き、クレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済を拡充することにより、住民の皆様の利便性向上と業務の効率化を図ることを目的に実施をするものでございます。

現在、コンビニでの支払いにつきましては、取扱いが現金のみであるのに対して、会計課窓口に設置を考えているレジはキャッシュレス決済にも対応できることから、支払いの選択肢が広がります。また、現金で支払いをした場合には、自動で釣銭が出るため、職員が現金に触れることがなくなり、釣銭間違いもなくなります。さらに、集計も自動計算となるために、対応する職員の負担軽減にもつながることから、キャッシュレス決済対応レジを導入することは町にとって有利であると考えております。

続きまして、８点目の質問につきましては、教育長から答弁させます。

○議長（大石　巌君）　それでは、教育長、答弁お願いします。

教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君）　それでは、最後に、８点目のＴＣＰトリビンスプランについて、教職員の資質や能力の向上につなげ、児童・生徒の学力向上を目指すこととしておりますにつ

いて、第５次及び第６次吉田町総合計画の分野の主な成果指標に記載されている全国学力・学習状況調査の県平均正答率以上の科目数の割合、小・中学校ともに100％を長年達成できていない理由をどのように考えているかについてお答えいたします。

第５次吉田町総合計画後期基本計画において、成果指標を全国平均以上から県平均以上に切り替えて以降、残念ながら目標を達成できていない状況が続いております。

その理由を特定することは、なかなか難しいわけですが、これまでの全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、長文の読み取りがうまくできなかったり、問いの意味が理解できなかったりするために正答を導き出せないという傾向が見られます。こうした課題を解決していくためには、文章を読み解く読解力を高めていくとともに、低学年の段階から基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させていくことが大切になります。

本町では、１人１台端末の導入以降、一斉画一的な授業ではなく、一人一人が課題を持ち、児童・生徒同士が互いに関わり合いながら協働的に学ぶことにより、主体的に考えて課題解決を図るよう授業改善を進めておりますが、文章を読んだり表現したりする活動を充実させていくとともに、対話的な活動の中でも、相手が何を伝えようとしているのかをしっかり酌み取ったり、自分の考えを分かりやすく相手に伝えたりする活動を充実させていくことにより、読解力や思考力、表現力などを高めていくことが必要であると考えております。

そのためには教師の指導力の向上が求められますので、教育委員会といたしましては、全教職員研修会や学校訪問を通して、教師が児童一人一人の状況を見取り、個に応じた支援によって学力向上を図っていくよう指導してまいります。

○議長（大石　巌君）　答弁が終わりました。

再質問はありますか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　再質問いたします。

予想よりは早く終わったと思っております。８問もありますので、予算との絡みもあるので、７番のキャッシュレスは再質問なしです。

住吉海岸防潮堤の整備についてでありますけれども、参考資料にもつけましたように、吉田漁港側は海側に、坂口谷川は陸側に盛土をすると。これは確定ということで、完成時期は令和12年度を目指しているということでよろしいでしょうか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

議員の今おっしゃっていただいたように、漁港側のところにつきましては……

○７番（平野　積君）　いいですよ。

海側に盛土をした場合に、波が防潮堤に、盛土にぶつかるというようなことはあるのでしょうか。あるとしたら、それはどのように対策するのでしょうか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

波が当たった場合、どのような対応をするかということでございますけれども、それにつきましては、今後、護岸の検討を考えてございますので、護岸で整備をしていくということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　あんまり再質問するなという話なので、ここで終わります。

県営吉田公園南側の整備について、吉田公園南側の用地はレジャーとスポーツゾーンを考えているということですけれども、そのゾーンに関する町の基本構想というのはあるんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　基本構想というところでございますけれども、それこそ令和６年５月８日の町政連絡会の中でお示しさせていただきましたけれども、検討委員会でお示しさせてもらったレジャー・スポーツゾーン、どのようなことで町としては活用を考えているかということについては、あの図面の中でうたわせていただいたものが、基本構想の図面というふうに理解していただければと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　そこをもう一度、レジャーとスポーツ、どういうイメージを持てばいいのかというのを、もう一度お願いします。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

それこそ南側用地について、レジャー・スポーツゾーンということで、今回、その両方を考える中で必要と思われるのが、吉田公園を含めた中で、あれだけ人が集まってくるところで、家族連れを含めて、レジャーとして、今現在でも公園については活用されていると。そこを広げるような形で、今回の南側についても、家族連れや子供連れに関して、そういうものを利用して、あそこで家族が楽しめる。なおかつ、防潮堤等の整備、先ほど言った自転車であるとかランニングであるとか、そういう健康づくりにも活用していただけるという中では、あそこのところにつきましては、スポーツとしても活用できるのではないかという、その両輪をあの中で実現していきたいというふうな考え方でございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　ちょっと私の認識不足なのかもしれない、スポーツゾーンというから、もうちょっと何か球技とか、そういう施設とかを造るのかなと思っていたんですが、そうじゃないと。防潮堤の上を自転車で走る、健康づくりだという理解のスポーツだということでよろしいでしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

町の構想とすれば、町民の方が、基本的には家族連れというか、子育て世代の方がそこで楽しめるというコンセプトがございますので、そういう中であそこを活用していきたいというふうなコンセプトの下で、あそこのところに球技場を造って、ある一定のスポーツの方に楽しんでもらうというよりは、そういう中で、家族連れがあそこで１日を過ごしてもらえるというような形で考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　ＰＦＩ事業について、ちょこちょこっとインターネットで調べたところによると、メリットとしては、高いレベルのサービスを提供できることや地域の活性化が図れることなどが挙げられています。また、デメリットとしては、公共性の低下のリスクがあることや運営管理をコントロールしにくくなることというようなことが挙がっておりました。

計画している施設は、シーガーデンシティ構想の推進事業の公共事業の中に民間業者が入ってくるということで、民間業者が入って町を盛り上げてくれるということに関しては歓迎なんですが、やはり吉田町の事業であるということから、運営に関して、町がしっかりコントロールできるような体制をつくっていただきたいというふうに思っておりますので、民間だと料金値上げとか、そういうことをよく聞きますので、そういうことができるだけ抑えられるような、町民の負荷が増えないような運営にしていただきたいと思うんですが、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

今、議員おっしゃる、要はＰＦＩでやったときのデメリットというところで、民間が主導になってしまって、行政が関わってこないんじゃないかというところの懸念だと思いますけれども、令和５年度、令和６年度の調査の中で、ＰＦＩといっても方法論がいろいろございます。町がどういうふうに関わっていくか、貸すのか、それともその土地を売ってしまうのか、協働でやるのか、いろんなＰＦＩの方法がございます。それも今回の調査の中では、令和６年度までの調査の中で可能性を示していると。

この場合はこういうデメリットがある、この場合はこういうデメリット、今回、令和７年度においては、それを実施方針として、世間一般の方々に、どの方法かはまだ、それはあくまでも事業者の選択と、町の意向もありますけれども、事業者の選択もございますので、ここでこんなものをやりたいということを実施方針として示していきます。

最終的には、それを特定事業として選定するという中で、初めてＰＦＩとして事業を行いますということを宣言して、それから今度、公募に入っていきます。今度、公募の段階で初めて、じゃどんなやり方をしていくのか、要はどういう基本構想を町として持っているのかというところも正式に公表していきまして、公募によって決まった優先権者の方と、そこについてはすり合わせをしていきます。そこで、町の意見を入れた中で、民間がどう考えていくか。

その後に、今懸念しておられるその後についても、民間が主導でいってしまうのではないかというところについては、今度町のほうで、いかに質の高い公共事業というのが、ＰＦＩの中でも一番重要なところになってきますので、町がコントロールするような組織をつくっていきます。

その中で、どこまで関与できるかというのは、事業の中でお互いの中で決めていくんですけれども、その中で、町が民間に全部渡しちゃうんではなくて、町がある程度監視をしながら、一定の公共サービスが行われているかどうかということも監視しながら、ＰＦＩの事業というのは、その後進めていくというような仕組みでございますので、そういう中では、町も関与していくというふうに考えていただければと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　３番の吉田インターチェンジ周辺の整備は、先ほど同僚議員が質問したので、やめようと思っていたんですが、面白い答弁があったので、そもそも、にぎわい創出という言葉がよく使われます。このにぎわいというのをどう定義しているのか、そこを説明いただけますか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

一般的には、そこに人が集まって、いろんなものがそこで活性化してくるというところで、にぎわいという定義があるとは思いますけれども、ただ今回の場合、にぎわいの一端を担うエリアとして、まず、そこが全てのにぎわいを生むというものではなくて、そこにまず一つは、にぎわいの基となる人流を活性化させるためのエリアとして、まず整備をさせていただく。それが、答弁書でいう核となるものだということで定義をさせていただきまして、それに合わせた形で、そこに人が、交流が集まれば、そこから例えば交通の便がよくなれば、そこに人が集まってくる。そういうものがあれば、その周辺に波及してきて、そこに例えば、答弁の中にありましたとおり、住宅ができるだとか、商店街ができるだとか、そういうもので、そこを核として、周りがそういう形でにぎわっていく、いろんなものが波及していくということで、にぎわいの定義をこの中では示させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　バスターミナルの整備の説明の中では、私が持ったイメージは観光、人が吉田町に集まってきて、バス停に降りて、サイクリングというのもありましたけれども、そこから人が町内に入っていくと。要するに、にぎわいという中に、観光的な人の集まりということ。

もう一点、この答弁によりますと、にぎわいの中に人口増をつくって、その地域をにぎわせるという、何か観光と人口増の二つの意味が、にぎわい創出に含まれているように感じたんですが、本来の目的は人が集まってきて、だから、人が集まるというのは観光によるものなのか、住宅を造ってそこの人口増というようなこと、何か二つの意味が入っているような感じがするので、観光というのと人口増というところで、言葉を換えたほうが人は理解しやすくなるんではないかと思うんですが、その辺はどうでしょう。一貫に、にぎわい創出だけではなくて。

○議長（大石　巌君）　理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君）　谷澤です。

今、平野議員から、にぎわいというのがどういう定義かということも、先ほどありましたけれども、人が集まるというのは、これ、当町が今進めているシーガーデンの一番の根幹をなすものになります。

シーガーデンは、ちょっとすみません、話が大きくなるかもしれませんが、シーガーデンシティ構想というのは、私たち沿岸域にありますので、東日本大震災級の津波が来た場合に、まずそれを沿岸域でブロックする。今現在は、全て防潮堤ありませんので、非常に沿岸域から内陸部への人の移動というのが今出ているということで、私たちはシーガーデンシティ構想によって、新たな安全、防潮堤によって新たな安全を築く。この築くことによって、住民

の皆さんは生命、命を守る、また財産も守る。また、企業の皆さんにおきましては、生産活動がそのまま維持できる、またさらに、そこに投資をしていただく。安全なところ、まず安全な場所を確保するということで、人の流れを今、町としては、玄関口を基点として、沿岸域に人の流れを戻すということを今進めています。

この人が集まるというのは、定住もあります。企業の働く労働の、企業があってそこに人が集まる、いわゆる働く場もある、これもにぎわいです。さらに、観光も同様です。そうしたものを総合的に今進めているのが、シーガーデンシティ構想となりますので、これだけと、観光特化というものではなくて、観光も含め、また企業進出、企業立地も含め、定住も含めるということの意味合いとなるものでございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　そこで、バスターミナル整備の西側を住宅集積検討ゾーンと銘打って、確かに家がどんどん建っていると思うんですが、そこに町が何がしかの施策を打つということでしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

西側については、今現在、具体的に言いますと、農振・農用地になっているという、農業振興地域となっている中では、やはりあそこのところは、最終的にはそういう農振・農用地を外しながら、住宅としてそこに住めるような施策は打っていきたいなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　もう一点、幹線道路沿道商業誘導ゾーン、東名川尻、あの道路にスーパーも入りましたよね。田子重か、言っちゃいいのか分かりませんが、そこをもっとどんどん商業施設を誘導するというお考えなんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

今の幹線道路の沿線等につきましては、そういうにぎわいづくりといいますか、そういう商業施設であるとか、そういうものについて、そこに誘致していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　では、続きまして、４番目の多目的広場の整備についてでございます。

施政方針を聞きまして、ちょっと実は驚いたので、多目的広場の整備が完了したと。私のイメージでは、あの地域に水産物関連の販売店を設けるようなのがあって、そこへ人を呼び込んで、にぎわいをつくるという話があったと私は記憶しているんだけれども、ただ駐車場を造って完成というのが、ちょっとイメージと違うんですが、その辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

ただいま平野議員から、水産物の販売所というようなお話がありましたけれども、今、あくまで町が整備したといいますのは、町が今やったところ、駐車場とか、あと広場のほうをやっていまして、その先にまだ土の部分の場所があります。そちらにつきましては、先ほど企画課長のほうで答弁のほうがありましたＰＦＩとかで、南側の用地を含めた形で、そちらの販売所とか、あと海業に資するような、あそこの多目的広場につきましては、あくまで漁港施設という形になりますので、漁業に資するような施設であって、漁業者の収入になるようなものというところの、そういった海業の規制緩和みたいなものありますので、そういったところを含めまして、そこに出店していただける事業者と話合いをしながら、またそこをそういった形で、例えば販売所とか、販売所を含めた休憩所とか、そういったもので考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　そういたしますと、先ほどの吉田南港、南側という話ではなくて、南側と多目的広場、もっと港側というのの開発を含めて進めていくということなんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

それこそ令和５年度事業の中で、アクセシビリティーということで調査のほうをさせていただいたんですけれども、今回、うちのほうで方針として進めていきたいと思っているのは、基本的には吉田公園と吉田公園南側用地ということになりますけれども、やはり民間企業といたしましては、周りにいろんなものがあれば、それも活用できれば一緒に活用しながら、事業のほうを進めていきたいという、多分意向があるかというところもありますので、周辺にはこういうふうな、まだ活用できる土地がありますとか、こういう場所がありますということも、アクセシビリティーの中で調査をやっていますので、それも含めて公表した中で、利用のほうは進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　多目的広場、行ったんですよ。そうしたら、むちゃくちゃ風が強くて、ドアを開けたら、ぴゅーっと取られたわけですよね、大きく。うちの近辺で３メートルぐらいの風だって、それで多目的広場へ行って風速測ると、平均10メートルなんです。最大12.8メートルぐらい記録したわけです。

そうすると、そのとき思ったのが、今の駐車場の幅、これ絶対、風が強い日だとぶつかってしまう。それは個人の責任だと言ってしまえば、そうかもしれんけれども、そういう可能性をなくすために、やはりあそこはもう少し、そういうことがあったとしても広げておいたほうが、そういう苦情とか減ると思う。

今はがらがらですからね。並べて車止める人なんかいませんよ。でもそういう、今後西側用地を開発するとか、要はあそこでイベントするとかにぎわったときに、そういうクレームがつかないためにも、やっぱりあそこの幅は広げておいたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

今、平野議員から、駐車場の広さについてのお話がありました。

駐車場につきましては、基本的には完全な決まりといいますか、ある程度の一定の、ルールじゃないんですけれども、これぐらい、今の車、昔と比べて車も大きくなっているものですから、車の駐車場の幅というもの、ある程度の基準がありまして、それに基づいて、ある程度線を引いているような形になります。

今、平野議員のほうからお話ありまして、そこの使用状況とか、そういったものが今後、物すごい激変するようであれば、例えばもっと駐車場を造らなきゃいけないとか、そういったところも、今空いている用地の中で考えていくということも一つあるかと思いますので、そういった懸念があるということであれば、そういった中で、また検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　懸念があるようであればというんじゃなくて、そういうところには経験がないと。行って、ぶぉーっと、そういう経験は課長は持っていないと、たまたま私が持っただけだという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　すみません、今、平野議員からお話あったように、私も風が強い日に車が開いてしまったということはございますので。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　次に、５点目の消防署なんですが、消防署の移転に関しては、移転地の候補が決まると思うんですが、それは住民説明というのを考えているんでしょうか。こういう候補として挙がっている段階で、住民説明して住民の声を聞くのか、吉田町がよくやる、決まった上で、ここに造ります、御理解くださいというような説明会を開くのか、説明会なんか開く予定はありませんというのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊　誠君）　防災課でございます。

新しい消防署の移転先候補地ということですが、これは、来年度実施させていただく予定の基本方針の中で固めていくような方向になります。その中では、幾つか候補地を絞って、検討を重ねながら、最終的に一つに絞っていくような形になろうかと思います。

そのときの進め方については、詳細についてはこれからというところにはなるんですが、例えば外部の検討委員会みたいのをつくって、そこでもんでもらって決定するのか、町のほうで決めて、ある程度のところで住民の理解を求めていくか、いろんな方法あろうかと思うんですが、それは必要に応じてやっていきたいとは思うんですが、ただ、今、このように説明会をやるとか、そういうところまで、まだ決定には至っていないという状況でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　それが決定するのは、いつ頃と考えればよろしいんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊　誠君）　防災課でございます。

先ほど申し上げましたとおり、その候補地というのは、令和７年度の基本構想の中で決定させていただきたいと思います。この業務は年度、早々と着手して進めていきたいと思いま

すので、令和７年度中には、先ほど申し上げました検討委員会とか説明というのも考えていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　候補を決める際に、私の家から真夜中、パトカーや救急車のピーポーピーポーというのが聞こえるわけです。そうしたときに、候補が決まれば、近隣の方というのはしょっちゅうそれを聞くことになると思うので、そういう騒音というか、そういうものに対する配慮も選考の中に入るんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊　誠君）　防災課でございます。

消防署ができることによって、出動の際の音というところで、それは大変、住民の方も気になるところであるというのは理解できます。それに関しましては、候補地を絞っていく中で、そこは特に近隣の方には説明が必要だと思いますので、そういった方の声を聞きながら、対応できるものを考えていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　続きまして、防災訓練についてお伺いします。

答弁の中で、昼間と異なる環境下における避難行動を通じて、非常持ち出し品の再確認や避難経路、避難場所における課題の洗い出しなどを実施していただきたいと考えておりますと。

これ、例えば参加した方に対してアンケートを取るとか、これをどのように集めようとしているんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊　誠君）　防災課でございます。

訓練の検証の結果というところをどのように募るかというお話でございますが、これは今でも実施していることでございますが、訓練ごとに、訓練の前に各自治会、各自主防災会に説明して、訓練計画を立てていただくとともに、訓練終わったときには、訓練成果としてそういった声も提出していただくように、今やっているんですけれども、それを継続して、訓練終わった後に各自主防災会からの意見を募って、それを次に生かしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　町民は自主防災会に、あそこが危ないという話を直接自主防災会に話さないと、町に声は届かないと。今は聞かれませんよ、アンケートなんか出していないですよ。出しているところはあるのかもしれないけれども。

それだったら、出していただきたいというんであれば、しっかり参加者に対してアンケートを取って、それを自主防災会が集めて町に届けるというような体制を取らないと、これ文言上だけであって、昼も夜も変わりませんよ。その辺はどうでしょう。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊　誠君）　防災課でございます。

今回、夜間訓練というのは初めての試みになりますので、検証して、それをまた生かしていくというのは当然必要になってきます。そのためには、参加していただいた町民の皆様の声が絶対必要になりますので、その集め方につきましては、先ほども申し上げましたとおり、事前に説明会を実施していますので、そういう中で、どのように意見を募るかというあたりも協議をして決めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　そうしたときに、ここの避難所、ちょっと街灯がないので暗くて通りづらい、ここちょっと段差があって夜はこけると、そういうクレームというか、ここを直してほしいという要望があれば、町は、優先順位をつける必要はあると思いますけれども、その対策をしていくと。夜間の避難に対して、安全性を保つために対策を打っていくというお考えはあるのでしょうか。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊　誠君）　防災課でございます。

初めて夜間でやることによって、そういった危険箇所とかを見つけるというのも目的の一つでございます。そういうのを集めた上で、町としてやらなきゃいけないことであれば、当然やっていかなければいけないというふうに考えます。

ただ、それは規模であったり、いろんなものがあると思いますので、それは情報が集まった時点で、どのようにすべきかというのは検討が必要になるかと思うんですが、その上で、町がやるべきことは進めていく必要があろうかと考えます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　では、令和８年度の当初予算、期待しております。そういう対策の費用をいかに取ってくれるか。

ＴＣＰやろうと思っていたんですが、４分しかなくなってしまいましたので、結構いろいろ言いたいことあります。６月は、実はまち・ひと・しごとを予定していたんですが、６月、この答弁を含めて一般質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

私の一般質問は以上で終わります。

○議長（大石　巌君）　以上で、７番、平野　積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時10分とします。

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時０８分

○議長（大石　巌君）　それでは、皆さんおそろいですので、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 山　内　　均　君

○議長（大石　巌君）　続きまして、８番、山内　均君。

〔８番　山内　均君登壇〕

○８番（山内　均君）　８番、山内　均でございます。

私は、令和４年９月に議会で質問いたしました、神戸川の冠水が及ぼす主に住宅の被害について聞きました。

神戸川沿川の被害に対する対策は、２年半、何も変わっていません。住民は常に大雨による被害の恐怖に縛られております。今回は、聞き取りをした結果、企業へも深刻な被害をもたらしていることが見えてきました。

大雨による被害は昔からありましたけれども、最近では被害が大きくなっているような感触を持っています。温暖化の影響も心配であります。町も検討はしてくれておりますが、早い対応と対策を期待するものであります。

質問の趣旨に入ります。

地球温暖化が叫ばれ、各地で豪雨災害が頻繁に発生するようになった。能満寺の北側を流れる神戸川でも、資料に示すとおり、令和４年９月23日、台風15号、１時間の雨量が84ミリ、２時間雨量128ミリ、令和元年10月、台風19号では、１時間雨量48ミリ、２時間雨量が87ミリ。平成25年豪雨では、１時間雨量63ミリ、２時間雨量105ミリなど、これまで何度か豪雨による住宅への床上・床下への浸水が繰り返されてきた。

令和４年９月議会では、神戸川冠水及び排水系統の見直しについて、神戸川の住宅の土地への冠水、床上・床下浸水被害の対策や被害の解消の基本的な考えを聞いた。また、２月17日には、神戸川沿いの製茶工場や製茶販売会社関係の代表者からも話を伺い、神戸川の氾濫によって何度か大打撃を受けている事実を知った。

今回は、神戸川流域全体の水害に対する町の新たな対策・対応を再確認する。

そこで、質問します。

(1)令和４年９月の議会の答弁では、水害に対し、河川改修の実施や内水氾濫対策強化を進めるため、令和４年度に湯日川流域治水対策検討業務委託契約をした。１年目は、流域における内水被害調査、地形調査などの基礎調査をして、内水被害などの特性を把握する。２年目となる令和５年度は、内水処理方式の検討、内水解析モデルの策定などを実施した後、流域の治水安全度等が確保できる施設、規模を計画すると説明があった。

①湯日川流域治水対策計画は確認できたが、施設、規模の計画とはどのようなものか。

②この計画内容は地元関係者への説明は。

(2)降水シミュレーションについて、基礎調査からデータ上、３Ｄによるモデル地形図を作成して雨を降らし、川幅を広げるとか、かさ上げをするとか、データ上で被害の検証について、検証結果の成果及び過程は公表するとしているが、公表の予定は。

(3)今回は、神戸川沿いの被災した工場の代表者や製茶販売の代表者から話を伺い、被害は実に深刻であることを確認した。

①改めて被災者全員から被害状況を調査するべきであると思うが、調査はするのか。

②１社は冠水のために操業を断念して、工場ごと移転を決定したという。何らかの支援などはないのか。

(4)榛原幹線用水路からのあふれた水や神戸川の排水について。

①榛原幹線用水路からのあふれた水の対応は考えているか。

②神戸川の冠水の解消は直接排水することであり、住民を災害から守ることである。坂口谷川水害対策プランは、本川水位が低かったため、ポンプ排水を主体とした整備メニューが設定された。しかしながら、湯日川流域では、本川水位が高く排水できない時間帯に、背水影響による家屋浸水が発生している。そのため、流出抑制対策、河道改修計画、浸透対策、可搬ポンプ排水を組み合わせた流域治水対策を推進するとある。改めて、神戸川の水を直接用水に流すための水路を整備することはできないか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大石　巌君）　それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長　田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君）　湯日川水系・神戸川流域での水災害及び治水の再検証についての御質問のうち、１点目の令和４年９月議会での答弁では、水害に対し、河川改修の実施や内水氾濫対策強化を進めるため、令和４年度に湯日川流域治水対策検討業務委託契約をした。１年目は、流域における内水被害調査、地形調査などの基礎調査をして、内水被害などの特性を把握する。２年目となる令和５年度は、内水処理方式の検討、内水解析モデルの作成などを実施した後、流域の治水安全度等が確保できる施設、規模を計画すると説明があった。

①湯日川流域治水対策計画は確認できたが、施設、規模の計画とはどのようなものかについてお答えいたします。

町の治水対策につきましては、近年、頻発化・激甚化する集中豪雨に対応し、浸水被害の軽減を図るべく、喫緊の課題として対策を推進しているところでございます。この対策の一環として、二級河川湯日川流域において、吉田町湯日川流域治水対策計画を昨年７月に策定いたしました。この計画では、長期的な取組と短期的な取組を設定しており、長期的な取組といたしましては、河川整備水準として、５年に一度の降雨を流下させる確率規模を目標とした流下能力が不足する河川や護岸の未整備河川を優先とした対策を計画いたしました。

また、短期的な取組につきましては、長期的な取組で設定した大規模な河川改修が完成するまでの間、浸水被害の軽減を図ることができるよう、調整池や校庭・公園貯留、透水性舗装による流出抑制対策など、総合的な流域治水対策を実施してまいります。

次に、②この計画内容の地元関係者への説明予定はについてお答えいたします。

吉田町湯日川流域治水対策計画の策定に当たりましては、治水対策の方策について、地元関係者の皆様に説明を行い、御意見を伺った上で策定しております。計画策定後の昨年７月には、町ホームページにおいて公表し、計画内容についての問合せなどには個別に御説明しているところでございますが、今後事業に着手する際には、地元関係者の皆様に工事などの説明を行っていく予定でございます。

次に、２点目の降水シミュレーションについて、基礎調査からデータ上で３Ｄによるモデル地形図を作成して雨を降らし、川幅を広げるとか、かさ上げするとか、データ上での被害の検証について、検証結果の成果及び過程は公表するとしているが、公表の予定はについて

お答えいたします。

議員の御質問にあります検証結果につきましては、吉田町湯日川流域治水対策計画において、今回のシミュレーションの対象外力として採用した令和４年９月に発生した台風15号の雨を降らせた場合の再現浸水シミュレーションの結果や流域治水対策実施後のシミュレーションの結果を盛り込んで、既に公表しており、今後この計画に関する問合せがあった際には、丁寧に説明をしてまいります。

次に、３点目の今回は神戸川沿いの被災した工場の代表者や製茶販売の代表者から話を伺い、被害は非常に深刻であることを確認した。

①改めて被災者全員から被害状況を調査すべきであると思うが、調査はするかについてお答えいたします。

吉田町湯日川流域治水対策計画の策定に当たり、令和４年度と令和５年度の２か年で実施しました二級河川湯日川流域治水対策検討業務委託において、水文調査、内水被害調査、地形調査、流域状況調査、想定湛水区域状況調査など、計画策定に必要な調査を行っております。その際、近隣住民から浸水状況などの聞き取りを行った上で、これらの調査結果を照会し、内水特性の把握や内水解析モデルの作成などに生かしておりますので、改めて被害状況を調査する予定はございません。

次に、②１社は冠水のため操業を断念して、工場ごと移転を決定したという。何らかの支援などはないのかについてお答えいたします。

台風や暴風雨などによる風水害、地震、津波などの災害によって建物等が被害を受けた場合、その災害の規模や状況などにより、国や県をはじめとした公的な支援制度を活用することが可能となるわけですが、議員御質問の支援につきましては、これまで本町において発生した災害の規模からは、これに該当しないものと考えております。

なお、万が一、町内で災害が発生した場合には、町では被災者の皆様から、日常生活などにおける困り事や心配事について相談を受け付けるとともに、必要に応じて他の専門機関や窓口へ橋渡しをするなど、相談支援業務を行うこととなります。

次に、４点目の榛原幹線用水路からのあふれ出た水や神戸川の排水について。

①榛原幹線用水路からのあふれ出た水の対応は考えているかについてお答えいたします。

榛原幹線用水路における普通河川神戸川周辺の構造につきましては、町道向原６号線の西側を流れ、町道中原能満寺線を横断した後、神戸川の上を通過し、町道中原10号線を牧之原市方面に向かって流れていく用水路で、大井川土地改良区が管理しているものでございます。この用水路につきましては、大雨時にオーバーフローをして神戸川へ流入し、周辺道路等に影響を与えることがあることは、町としても確認をしております。

このような状況を踏まえ、大雨が予想される際には、大井川土地改良区への用水路の流入停止措置を依頼して対応していただいておりますが、今後は、より降雨の状況などを想定した上で、大井川土地改良区と情報共有を密にし、さらに迅速で確実な流入停止措置を要望してまいります。

また、吉田町湯日川流域治水対策計画に基づき、校庭や公園などを活用した貯留施設の整備などの対策をできる限り早期に実現させることにより、浸水被害の軽減を図ってまいります。

次に、神戸川の冠水の解消は直接排水することであり、住民を災害から守ることである。坂口谷川水災害対策プランは、本川水位が低かったため、ポンプ排水を主体とした整備メニューが設定された。しかしながら、湯日川流域では、本川水位が高く排水ができない時間帯に背水影響による家屋浸水が発生している。そのため、流出抑制対策、河道改修計画、浸透対策、可搬ポンプ排水を組み合わせた流域治水対策を推進するとある。改めて、神戸川の水を直接用水に流すための水路を整備することはできないかについてお答えいたします。

議員御質問の直接用水に流すための水路につきましては、令和２年７月から設置しておりました神戸都市下水路下流部の仮設ポンプ設備の設置により、準用河川安田川と県営中央用水路に放流していたことをイメージしたものと捉えてお答えいたします。

この仮設ポンプ設備の設置につきましては、令和２年７月の大雨により、農業用水を用水路へ送り込むための山崎頭首工のゴム引布製起伏ゲート設備を破損したことに伴い、神戸都市下水路の水を仮設ポンプ設備によりくみ上げて、安田川や県営中央用水路を経由し、吉田田んぼなどへ用水を供給するための緊急措置として設置していたものでございます。これは、農業用水を水田に行き届かせるために緊急的に行った措置であり、本来の農業用水路の用途から考えますと、排水を流すことは認められておりません。

これまでの緊急的な措置とは違い、湯日川流域である神戸川の水を坂口谷川流域の用水に流すための水路を整備する場合には、流域変更が必要になるとともに、坂口谷川流域において、新たな被害の可能性が危惧されることが考えられます。これらを踏まえ、流域変更となる場合に、河川管理者である静岡県との協議により、坂口谷川の構造や容量等について、慎重に判断していくことが求められますことから、実現は困難と考えておりますので、流域変更が必要となる整備は考えておりません。

町といたしましては、今後の水害対策の在り方として、河川管理者が行う河川改修や流出抑制対策などのハード整備を進めることはもとより、流域に関係する皆様が協働して行う持続可能な流域治水の考えに基づき、避難体制を強化するなどのソフト対策も含めた総合的な治水対策を推進してまいります。

○議長（大石　巌君）　答弁が終わりました。

再質問はありますか。

８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　山内です。

今、答弁を聞いていた中では、できないという言葉が３回、４回出てきました。

まず、質問する前に、ちょっとこれだけお願いをしたいんです。神戸川のお宅のＳさんというお宅です。昨日行きました、おとといかな。そのとき、神戸川の、あそこに川との境がありますよね、柵がね。知っていますか、川と道路との境の柵。山益の工場、名前出しますね、場所が分からないから。

そのところ、西へ行く道があるでしょう。その水路のところの、やっぱり確認していませんか。聞かれたのが、色が黒いんですよ、焦げ茶なんです。ところが、雨が降ると見えない。せっかくやってくれた手すりが見えない。それで、やってくれる人に言ったらしいんですけれども、この色は変えてと。そうしたら、我々は指示されただけだという返事をもらいました。

でも、河川、夜、雨が降って、暗くなった河川のところに茶色の手すりは、あってもなく

ても同じです。やっぱり白くしなきゃ駄目ですね。それは大至急やってください。

実は、もしこれで、今私、聞いたことを言いました。事故があったら、これは場合によったら、多分過失を問われますよね。そうでしょう。そう思うんですけれども、その辺は、そのところの確認と、やらなきゃならん必要性に関しては、ちょっとお答え願えますか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

今、議員のおっしゃられた黒いと言われたものというのは、転落防止柵のことをおっしゃられているかと思います。これにつきましては、景観上等の配慮をさせていただいた中で、あのような色の転落防止のほうを設置のほうをさせていただいたという経緯がございます。

ただ、今議員おっしゃられたように、そこのところで何か、けがといいますか、何かあった場合とかというようなところになりますけれども、あれにつきましても、高さのほう、従前、今あったよりも低い転落防止柵のほうが設置されていたかとは思うんですけれども、それの高さのほうを、今ある基準に設けたものの設置をしてございまして、安全的な対応のほうを図る中で設置させていただいたものというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　今の答弁聞いたとおり、それが景観とか言っていますけれども、景観て何ですか。景観は、何の景観を対象にしたんですか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

こちら、静岡県が定めております景観のものがございまして、その中に色の使い方といいますか、そういうものが決められておりまして、それに合わせたものを町のほうも取り入れたということになります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　谷澤理事、昔あなた、景観法に関して、外国まで行って、いろんな知識を得てきたと思います。ただ、景観で、あの茶色に塗る色が景観法ですか。まさか違うと思いますよ。理由は、ほかのところ、ほとんど白く塗ってあるんですよ、危険ですから。それは、今の答弁聞いていると、あれはもう整備後のもので、やらないよという話ですけれども、やらないんですか。大至急やっていただきたい。

今言った転落防止が、もし落ちたらどうしますかと。幅がありますから。人間の通る幅がありますから。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

高さにつきましては、今ある、地盤高より1.1メートルの高さのところで整備されているものでございまして、これにつきましては、基準というような形、取ってしまうんですけれども、決められた基準に基づいた高さのものでやっているものでございまして、そこのところで落ちるということがないような高さになっているものでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　今、決められた高さでと言っていますけれども、あれは建築基準法上も、1.1メートルないと許可できないはずなんです。それは理由じゃなくて、そういうことを聞いているわけじゃなくて、住んでいる人がそういう危険性を感じたときに、やってくださいね、ただそれだけです。そのことなんです。

今日、来てくれればよかったんですけれども、そういうことですよ。だから、やりましょうとか、そういう返事をもらいたいんですよ。できませんか、そういう、こんな簡単な返事。白いペンキなら自分で塗りますよ、許可もらえれば。どうなんですか。

〔発言する人あり〕

○８番（山内　均君）　本当にそうよ。子供が歩いていたら落ちますよ。本当にそういうところなんですよ。

○議長（大石　巌君）　傍聴者は発言を許可していませんので、静かに傍聴をお願いします。

○８番（山内　均君）　こんな簡単なことを、できると言えないんですか。

でも、町長、こういう答弁聞いていて、やっぱり町の役割、町の人たちの安全を確保して、命を守ることですよね、どんな状況が起きても。そう思いませんか。こういう話聞いていくと、もうやらないよ、何の質問していたという感じを持っているんですけれども、どうですか、それ。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

今ある転落防止柵をどうというところは、確かにあるのかもしれませんけれども、それに対する別の方向で、反射材をつけたりとか、何か見えるような対策のほうを取っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　何言っているの。本当にそんなこと考えているの、まともに。反射材をずっとつけるんですか。

夜の大雨のときに通っていくと、あそこが暗くて見えないよと。それで、ＪＩＡＭでよく行ったんです、そういう講習にも。それでもやっぱり、そういうところにはちゃんとしなさいと、人間のためにということです。これ以上やりませんけれども、やってください。お願いします。

○議長（大石　巌君）　理事、佐藤慎一君。

○理事（佐藤慎一君）　佐藤です。

転落防止柵につきましては、従来、白色が主流だったと思うんですけれども、ちょっと前から、白色だと環境的に白色が浮くということがあって、多分、焦げ茶色の防止柵だと思うんですけれども、一般的に焦げ茶の転落防止柵というのは、いろんなところに設置されていると思います。

今回、意見を伺ったものですから、一度現場を確認させていただいて、ちょっとその上で、いろいろ考えることがあるかどうか判断していきたいと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　時間さえ言っていただければ、連絡しておきます。地元の人たちの意

見を聞いてください。本当にそこに住んでいる人たちが大変な思いをしていますよ、今、今日来てくれた人もそうなんです。それを解消するいろんな方法があったときに、できませんという言葉はあんまり欲しくないんですね。言っちゃいかんと思いますよ。

それと、今、資料をちょっと見てほしいんですよ。裏側は湯日川流域治水対策計画ですから、その裏側に大雨の資料がありますよね。これの平成に入ってから、まず平成14年７月ですね。次が、これは前の大きな洪水とは20年差があって起きました。その２年後に、また平成14年に、これは２時間79ミリ、１時間49ミリ、その次が、全く同じ年に１時間雨量が87ミリ、２時間雨量が116ミリですね。９年後の平成25年は、皆さん知っていると思います。これは、１時間雨量が63ミリ、２時間雨量が105ミリですね。その次の令和元年に起きたのは、この間は７年間です。これが大きかったですね、48ミリと87ミリ。それで、最も大きかったのが令和４年９月23日から24日、１時間雨量が84ミリ、２時間雨量128ミリです。これは県の情報から来ています。

見たとおり、何を言いたいのかというと、最初、本文で言いましたけれども、災害の回数が、地球温暖化でしょうね、それはそうだと思います。これだけ短くなっていくんですね。

そうすると、先ほど町長の答弁でありましたけれども、そういうものに関しては、例えば救済であるとか、そういうものはやらないよと。でもこれ、今まではそれでいいと思いますけれども、そういうものに関して、沿川の人たち、本当に困っている人たちがいて、実はもっと言うと、あそこは昔、給食センターがありました。あそこの奥の平家の家があります。あの家は、土地をかさ上げしていないものですから、大雨のたびに家へ入るんですね。神戸川だけじゃないんですよ。その心配があるものですから、これどうにか、どこかでやってもらわにゃいかん、何かを考えてもらわないと。

そういうことで、そういう現地の、もう一回本当の調査、ここに書いてありますけれども、これ西会館でやってくれたときの話でしょう、そうですよね。西会館でやってくれたときには、確かにありがたいことにやってくれましたけれども、こんなデータ出ていないです。住民から調査していないはずです。私も主催した中にいましたから。ここにいる方も分かっているでしょう。でも、あんなものを調査といって、そしてそれで、できないよと言われちゃうと、町ってやる気ないのかねという話ですよね。

やっぱり、私も知らなかった、中に書いてあったけれども、お茶屋さんが、本当にすごい被害ですよ。今建物やっています、4,000万円、5,000万円かかっていますよね。そういう人らに対して、何もしないよということはないように、現地を調査してほしいんです。できたら一緒に行きましょう、本当に。

どうですか。その辺の調査の仕方、調査、もう一回改めてやっていただきたいんですけれども、どうですか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

先ほど、まず、説明会というような話の中で出たものにつきましては、令和５年７月27日に地元の皆さん集まっていただきまして、現地の説明会といいますか、計画の説明会のほうをさせていただいたところでございます。その後、合同の現地の調査ということで、令和５年８月23日に、神戸都市下水路と、あと神戸川のところに行きまして、住民の皆さん立会いの下、現場のほうの確認のほうもさせていただいている状況でございます。

そういうところも踏まえまして、現状町のほうも、各、今言われました、お茶屋さんというようなお話ありましたけれども、そちらのところでも、過去災害があったときに、お話も聞かせていただいているところの状況もございますし、内容的にもこちらでも把握しているところがございますので、現時点におきまして、そこのところで再度調査のほうといいますか、そちらのほうの調べをするということは考えてはいない状況でございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　調査って、あれは調査と言いません。私も向こうの大学のときに、建設省でやったことがあるんですね、調査って。べたっとくっついて、そして、ずっとデータ取ります。それでないと、理事、そうですよね。データの取り方って、一堂にぱっと集まって、それでみんながわーっと話をして、これでデータ取りましたというわけにいかんですよね。基本的にはそうだと思います。

どういうものですか。

○議長（大石　巌君）　理事、佐藤慎一君。

○理事（佐藤慎一君）　すみません、ここでいう調査というのは、ちょっと細かく分かっていないですけれども、内水被害の調査をするときについては、内水被害が発生した地点の各ポイントの、どこまで水につかったというのを一番主として調査すると。そういう調査のことを言っていると思うんですけれども。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　今、理事が答えてくれたような、国ではそういうふうにやっていますよということですよね。責任ある立場でやるわけですから、そこまでやっぱりやってほしいんですね。

最初写真を示した、ここに来ているお宅のやつですけれども、床下浸水、水面から20センチか25センチ上がっています。考えられますか、皆さんの家で。そういう調査をやってください。とにかくやってください。どうですか、やりましょうというあれはできませんか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

今、議員おっしゃられたように、水位の高さというお話でございますけれども、これにつきましても、現場のほうに確認をさせていただいておりまして、立ち会えていただいた方でも、どこまで水位が来たというような形で、水の履歴といいますか、そういうところも確認のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　理事、いただければ。

○議長（大石　巌君）　理事、佐藤慎一君。

○理事（佐藤慎一君）　先ほど言った痕跡調査というのは、雨が降った直後に、その洪水がどこまでつかったかというのを痕跡で調査するんですね。だから、その後、雨が降っちゃったり、期間がたっちゃったりすると、同様の再調査というのは、今の段階では難しいと思います。

ということで、さっき建設課長も言ったんですけれども、そういう調査もしていますし、

聞き取りもしているということなので、調査はしているという話になるかと思うんですけれども。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　そうすると、一つ聞きますね。

榛原幹線用水の一番出口に２軒ありますよね。名前言っちゃうね、タナカさんという家と、もう一軒の家です。そのところ見ていますか。そういう調査ってしていますか、どこにまでいったか。知らないでしょう、どうですか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、用水のところの話、今出ましたけれども、そこのところにつきましても、現場のほうを見させていただいておりますので、当時のときというわけではないんですけれども、後々になってから、そこのところで話を聞かせていただきまして、ここら辺まで水が来たというような確認のほうを取らせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　今、そういう返事ですので、改めて本当はやってほしいんです。

私がこのために動いたときに、あっちこっち行っていたときに、次から次に出てくるんですよ。それで、最悪は、さっき、家が、鉄骨の建物が移転をしています。今、トンネルの出たところへ、病院の脇に行ってやっています。でも、簡単に言いますけれども、恐らく4,000万円かかっていますよ、土地から。そういうことなんですよ。

もう一軒の私の調査した、製造している、名前は言いませんけれども、そこは床下がかなり高いんですけれども、床が全部やられて、お茶の葉を分ける筒の下に入っていたと。それは全部撤去して、上げて使っているんですね。それは言っていました。１回目、２回目は保険なかったと。

でも、現実、私が言いたいのは、そういうところの現実をやっていただきたいんです、調査をね。その辺をぜひ、くどく言いますけれども、やってください。そして、先ほどの話じゃないけれども、もしやるんだったら、いつ頃行きますよと言ってください、全部集まってくれますから。みんな本当に大変な思いして、困っていますから。

どうですか。その辺の約束ってできませんか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　被災した関係の方のというお話かとは思うんですけれども、それにつきましては、また、そういう際に町のほうにお越しいただければ、そういう相談とかもお受けさせていただいたりさせていただきますし、また、何かそういう支援できるようなものがあれば、ほかの機関等にもそういうものがあれば、御案内させていただくとか、そういうような対応をさせていただくようになるかと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　分かりました。今の答え、そっくり出します。そうしておいて、何十

人来るか分からない、とにかく来てもらいます。今の話聞くと、信用できなくて危なくて、ちょっと困るんですよね。

あと、形変えますね。シミュレーションをやってくれているということですよね。

先ほどの資料で、一番新しいのが２時間128ミリ、１時間84ミリ、このシミュレーションの想定する雨量は、段階的にどの段階くらいまでやっているんですか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

今回のシミュレーションにつきましては、町のほうでは、先ほど議員のほうが、各洪水のところのお話、列挙していただいたかと思うんですけれども、うちのほうにつきましては、最大となっておりました令和４年９月のあの雨、これをモデルのところに落とし込むといいますか、流させていただいて、それに対する検証ということをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　改めて聞きます。

先ほどの最後の、裏側にあります湯日川流域治水対策計画、この中に、一番最後にありましたよね、質問の中に。坂口谷川の水位が低かったから、今回、吉田町がポンプをつけること、それができたと、排水ができたと。これは私は詭弁だと思っていますけれどもね。

なぜかというと、海、水平ですから、あれから来た水が上がっていたりするわけないし、大体、飛行場、あの辺が全部来ますので、県は同じように、坂口谷川と湯日川へ入ってくれるようにしてくれてあります。多分そういう計算をします。多分そういうことだと思いますけれども、理事に聞いていいかな。

理事、例えば、飛行場ができました。そして、湯日川と坂口谷川、両方へ飛行場の水を、あそこへ降った水を落とします。それが流れていきます。そのときに、水位って違うと確認しますか。おかしいですよ、これ。

○議長（大石　巌君）　理事、佐藤慎一君。

○理事（佐藤慎一君）　佐藤です。

静岡空港ができるとかという話は、ちょっとあるんですけれども、県の計画として、坂口谷川も湯日川も一定の流量確率規模を基に整備しているので、河川にどれだけの確率規模の降雨が降ったとき、流量に対して川の水が流れるという検討はしています。

それに対して、先ほど山内議員が言われたのは、あくまでも令和４年９月の洪水のときの再現シミュレーションをした場合はそうだったという話なので、雨の降り方によっては河川ごとに水位が違うというのは、あり得るという話かと思います。そういうことでよろしいですか。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　多少の水位の違いは当然ありますよね、それが２メートル、３メートル下がることはありませんから。

そういう意味で、そういうものをうまくそれを考えて、全体を考えた排水をやることが町の役割ですよね。これに関しては、神戸川にしましたので、ちょっと心配ですので、全体を

やりながら、もう一度やるかもしれません。これに関しては、もっと本当に情報をたくさん取って、そうしてやることでないと、我々は、さきの西会館でやってくれたあの会合が情報収集だとは、とても思っていませんので。１回だけでいいですから、私と一緒に行ってください。

どうですか、そういう約束できませんか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

御要望のほうを承りまして、また、どのような対応のほうができるかというところがあるかと思うんですけれども、そこはまた御相談させていただきながら、対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　ありがたいですね。

実は西会館へ来たときに、課長も来てくれましたけれども、その下の補佐であるとか、本当によくやってくれた、本当に聞いてくれたんですね。だから、そういう人たちを育ててくださいよ。とにかく育ててください。それが皆さんが、水害であるとか災害であるとか、それに対する安心した町の施策を任せることができるわけですね。私はそう思っていますので、ぜひそうやってください。

その辺はどうですか、やりましょうということは、検討しますじゃなくて、やりましょうという言葉は出ますか。町の人たちにちゃんと、優しくデアッタ調査法、くどく言いますけれども、それしかできませんので、シミュレーションも。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　先ほどと繰り返しになって申し訳ありませんけれども、そこのところの話、また御相談を受けながら、どのように対応させていただくかというのを、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　本当に大事なことですから、お願いします。

あと、聞きたいことはたくさんあります。災害の先ほど言った移転の話、ありましたよね、建物を移転をして。あの家も初めてじゃなくて、何回かやっているんですね。そのときに、そういう今、例えば国の大きな災害は、激甚災害として国が判定して、そして国のお金で、補助金でやります。県は、熱海の土石流も含めて、あれは県が許可を出しましたから、県が県のお金で、補助金で出したと思います。最終的には行政執行になるかもしれませんけれども、それでも県になります。

吉田町に関しては、吉田町の一般会計の中でやるわけですから、吉田町がやっぱり判断をしてほしいんですよね。ここしか分かりませんから。そうすると、その判断基準というのを、吉田町は吉田町で、国は国で、先ほどの答弁にありましたけれども、任せてありますよではなくて、吉田町は吉田町の独自のそういうシステムをつくること、そして、吉田町の税金、町の人たちの税金の中から、そういう中で補助金を考えるということはできませんか、どうですか。どなたでも構いません。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊　誠君）　防災課でございます。

災害支援ということで、防災課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、国内において災害が発生した場合に、今議員おっしゃられましたように、大きな災害ですと、激甚災害制度というものがございます。これは、ある程度、かなり大きい災害ですけれども、災害そのものを指定したり、あと地域を指定したりというパターンがあるんですが、激甚災害に指定されますと、主には公共土木施設災害復旧事業等に係る特別の財政援助ということで、要は国の補助金がかさ上げされるというのが主なもので、これは公共施設の災害復旧になりますので、ほとんど公のものになります。ただ一部、激甚災害に指定された場合に、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等ということで、一部民間を援助するようなものもございます。

もう一方で、災害救助法というものがございまして、これはある程度、災害の規模というのは指定される条件があるんですが、それに適用されますと、財政的支援であったり、あと救助するための法的強制権、もう一つは、被害の程度にもよるんですけれども、各種制度の適用がございます。例としましては、国の被災者生活再建制度というものがございます。また、県の制度としまして、被災者住宅再建支援、また、中小企業災害対策資金というものが、そういった災害救助法適用になった場合には、適用を受ける可能性があると。

ただ、これに漏れたというか、そうじゃない場合も、県では独自の支援としまして、災害救助法適用外であっても、ある程度の家屋が倒壊したとか、そういうのであれば、県独自の被災者自立再建支援という制度もございますので、町としては、こういった支援を御紹介というんですか、案内するということで、特段、町のほうで今、補助金を制定するという予定はございません。

ただ、当町でも災害援助資金の貸付けといったり、災害弔慰金の支給等に関する条例というのを昭和49年に制定していまして、この中でも災害に対するものもございます。また、中小企業に対する公的支援制度ということで、様々なものがございますので、こういったものを活用しながら、災害支援のほうをやっていただきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　今、いろいろ説明していただきました。その中で、やっぱりどうしても、災害救助法もいいですよ。ただし、今、れいわ新選組は能登半島地震やっていますよね。出ないんですよ、すぐにね。すぐに本当に出ないんですよね。

ところが、冠水されたお宅は、浄化槽は毎回やっているはずなんです。好気性菌逃げちゃいますからね、微生物なので。そうすると、ちょうどあれにありましたよね、１年に２回、２か月の間に。こういう状況が、これから出てくる可能性が十分あるわけです。特に線状降水帯が入ったときには、もっと大変でしょう。

そういうときに、そういうものの、今言われた災害救助法であるとか、そういうものの対応というのは、本番でやりたい、どこかでやりますけれども、後出しではなくて、ちゃんと持っていて、そして、すぐ出せる状況をつくることが必要だと思うんですけれども、そういう一般会計の中のシステムというのを、これからは触ってこにゃいかんと思うんですけれども、どうですか、その辺は。

どうですか、出ませんか。そういうのを検討するというか、町の中で、町の人たちを救うためのシステムをどこかで構築できませんか。地球温暖化ってそういうことだと思います。

○議長（大石　巌君）　理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君）　理事、谷澤です。

今、予算の関係、お話ありましたけれども、先ほど防災課長のほうからも、いろいろ国・県の制度の補助があるということの中で、災害の適用になった場合に。

ちなみに、県の補助金は一部、町も２分の１負担ということになりますので、そうしたことで、町が全くないというわけではなくて、そうした指定を受ければ、町のほうも支援をしているということは御理解いただきたいと思います。

それから、個人のところに補助というのは、やはり個人財産ということの中で、そもそも補助事業というのが、なかなか難しいというところがございます。一つは、そうした補助制度というのは、なかなかちょっと難しいところはあるんですけれども、その場合は、一つは事前防災ということの中で、例えば、私たちもそうですが、住宅等で保険に入ったりとかするわけですが、そうした呼びかけも含めて行っていく、また公共施設、道路の関係とか、そうしたものになれば、やはり予備費ということで、予算関係、計上は今ありますので、その中で対応していくということの中が、一つあるかとは思います。

なかなか制度を、災害のほうも毎年のように計上していくというのは、なかなか難しいというところはあるかと思いますが、町全体に関わってくる話であれば、当然、補正予算なり組んでいかなきゃいけないというふうには思っておりますので、そうした柔軟な対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　そういうものができていただけると、本当にありがたいですよね。本当に助かる人がいっぱいいると思いますよ。

それと、何で床下浸水・床上浸水が駄目か、ちょっと確認をしていただきたいんですけれども、鉄骨の建物で、多分御存じですよね、一番の弱点は水です。腐敗です。それ木造、何で木造の心配するのは、まずは水による木材の腐敗、素材の腐敗。それと、今問題になってきていますカビです、カビと害虫の発生。住宅では、特に人体への影響が、病気や、特に怖いのは感染症ですよね。そういうものがあるものですから、ぜひ今言った、水をどうやって収めるかというのをやってほしいんです。

最後になりますので、お願いしますけれども、今、水のシミュレーション、坂口谷川と湯日川の高さがすごい違って、ポンプをつけましたよね。このポンプの中で、秒速0.68トン、あと、本体使って0.25トンが２基、これで計算していくと、２基分で１時間に4,248トンが排水できるんですね。ただこの数字言っても分からないんですけれども、あの今回つけたものの能力というか、どういうようなイメージで、コンサルタントは出していますか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　今言われているところの、坂口谷川の水対策プランの中で計画をされた中で、町のほうで実施をしようとしているところのポンプのものでございます。これにつきましても、河川の、先ほど議員のほうでお話のほうをいただいている、大雨の降ったときの災害があったかと思うんですけれども、そのところのものも参考として、大雨が降っ

た中で、吉田町だけではなくて、牧之原市のほうの対策もありますし、あとは静岡県でやる対策もあるんですけれども、そういうところを総合的にやった中で、吉田町としては、ポンプでは宮裏川のところに設置するんですけれども、そのポンプ能力のほうを出して、この能力である程度の改修のほうが図れると、流域に対する浸水の被害のほうまで軽減が図れるという中で出されたものとなっているものでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　大体イメージとしては分かるし、実は先ほどの答弁の中で、県の中で坂口谷川の水位が低かった、湯日川は高くて排水できなかった、何を意味していると思いますか。結果、何もしませんよ、できませんよという話ですよね。住んでいる人たち、我慢してくださいという話でしょう、県も。こんな回答って、県は出すんですね。これ、プロいると思うんですけれどもね。

それはなぜかというと、今回、住吉やってくれたでしょう。あのやつは、１億何千万円かかっていますよね。別に２億円かけても３億円かけても、みんなが助かるんだったらいいじゃないですか、やってほしいんですよね。もっともっと大事なところには金をかけてほしいと思っていますけれども、その辺はどうですかね。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

先ほどの話でもなりますけれども、まず坂口谷川の対策の中では、ポンプ設備のほうが効果があるという中で、ポンプということを設置をするということになってございます。

議員おっしゃいました湯日川につきましては、河川本川の水が高いときに、宮裏川のところにつけたようなポンプ設備をつけますと、今度、河川水位が高い中で水を出していくという形になりますので、そうすると、もともとの湯日川の本川上のほうがあふれてしまうという危険性があるというところがありまして、なかなかポンプ設備をつけるのは難しいというようなことで判断されたものでございまして、吉田町としましては、そういう中で、流域治水の対策が必要という中で、校庭貯留であるとか公園貯留、そういうものの貯留をする中で、本川側、湯日川にはなってくるんですけれども、そちらのほうに流れる水を抑制していくというような、流水抑制の対策をしていくというような計画で、今回、こちらの湯日川の計画のほうを立てたという状況でございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　いろいろ聞かせていただきました。

最終的には、住んでいる方々が水の恐怖感を抱きながら住んでいくことに関しては、絶対よくないことですので、最終的に、町長お願いしますね。本当お願いしますね。起こるのを待たないでください。本当に起こりますから。僕が言っても、結構皆さん真剣になってやってくれますので、これからもちろんやっていきますけれども、ぜひ今言った、できる範囲のことはお願いします。終わります。

○議長（大石　巌君）　以上で、８番、山内　均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は13時10分とします。

休憩　午後　零時０８分

再開　午後　１時０７分

○議長（大石　巌君）　それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。

引き続き一般質問を行います。

◇　楠　元　由美子　君

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

〔４番　楠元由美子君登壇〕

○４番（楠元由美子君）　４番、楠元由美子です。

私は、令和７年第１回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、事前に通告してありますとおり、町民のコミュニティ活動を活性化するためのまちの取り組みについてをお尋ねします。

町は、「豊かで活気にあふれ　心を魅了するまち　吉田町」を将来都市像とした第６次吉田町総合計画のにぎわいづくりにおいて、県営吉田公園南側用地整備を民間活力の活用性を探りながら、官民一体となったにぎわい創出拠点の整備を進められようとしており、新たな町の魅力に期待をしております。

一方、コロナ禍により、様々な地域活動や伝統文化であるお祭りなどの自粛から、町民同士のコミュニケーションの場が薄くなり、地域全体の勢いが弱くなっていることを心配しております。

様々な知恵や知識、魅力的なアイデアを持った町民がもっと活躍され、共に地域を活性化することは、活気にあふれる町づくりにつながることと強く感じております。そのような魅力ある地域住民たちが生き生きと活躍できる場を行政が設け、地域の活動を盛り上げている近隣市町も目立ってきております。

我が町は、カムカム補助金やコミュニティ活動団体が実施するための備品購入、地区集会所の建設等に対する支援などは継続的に行っており、それもよい取組ですが、男女問わず、町民の魅力的な知識やアイデアを掘り起こす行政側からの仕掛けづくりは、町の将来都市像実現に向けた取組として必要であると考えます。

以上を踏まえ、以下を質問します。

１、コロナ禍後、町民の地域活動に何か変化はあったのか。町はどのように感じているか。

２、これまでに、コミュニティ活動意識の高い町民の発掘や、町民（中学生、高校生、大学生、20代、高齢男性なども含む）の活動意識を高めるために、町が取り組んできたことはどのようなことか。

３、既存の活動団体の活気を永続的にするため、新たな活動団体の育成、活動意識の高い住民を育成するために、町が行うサポートはどのようなものがあるのか。

以上が私の質問の要旨であります。明確なる答弁をお願いいたします。

○議長（大石　巌君）　それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長　田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君）　町民のコミュニティ活動を活性化するためのまちの取り組みについての御質問のうち、１点目のコロナ禍後、町民の地域活動に何か変化はあったのか。町はどのように感じているかについてお答えいたします。

地域活動には、自治会や町内会活動をはじめ、町内を花に囲まれた環境にしていただいている花いっぱい活動団体など、特定の目的を持った活動やイベントを行っている団体、実行委員会、ボランティア団体など様々ございまして、いずれの団体も、住みよい町づくりを共通の目的として活動いただいております。

コロナ禍後においては、町民同士の直接的な交流が制限され、この地域活動も縮小を余儀なくされておりましたが、令和５年５月に新型コロナウイルスが感染症法上の５類に引き下げられてからは、地域の祭事をはじめとした様々な会合やイベントが続々と開催され、地域に活動が戻ってきていると感じております。

その一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響以前から、核家族化の進行や単身世帯の増加、また、女性の社会進出や高齢者雇用の増加、ライフスタイルの変化などにより、地域コミュニティに関わる機会や時間が減少していることで、全国的にコミュニティ意識が希薄化していると言われております。

その状況は、本町においても同様であると認識しておりますことから、町といたしましては、町民の皆様が積極的にコミュニティ活動に参加をし、地域活動が自発的に進められている状態を目指す必要があると感じております。

次に、２点目のこれまでに、コミュニティ活動意識の高い町民の発掘や、町民（中学生、高校生、大学生、20代、高齢男性なども含む）の活動意識を高めるために、町が取り組んできたことはどのようなことかについてお答えをいたします。

町では、活発なコミュニティづくりを推進するため、各分野におけるコミュニティ活動に対して、人材育成や財政的な支援のほか、意識の醸成を図る取組など、様々な事業を展開しているところでございます。

これらの取組の一例といたしましては、町教育委員会の所管になりますが、町づくりを担うコミュニティ活動の指導者となり得る人材の発掘や育成を図るため、静岡県コミュニティづくり推進協議会が主催するコミュニティカレッジへの受講支援や、地域の子供の健全育成を図る地域教育推進協議会の４団体に対して、補助金の交付や運営の支援を行っております。

なお、コミュニティカレッジは、これまでに65人の方が受講し、コミュニティ活動を進める上で必要なスキルや知識を習得していただいており、コミュニティカレッジで培った知識と経験を生かし、片岡きらめき塾や自彊わくわく教室など、それぞれが所属する団体が開催するジャガイモの植付けや収穫、門松作り、通学合宿などのイベントの企画運営において中心的な役割を果たし、地域活動において活躍をされております。

また、コミュニティカレッジの受講者で構成をするコミカレ・ねっとわーくよしだでは、地域活動について情報共有する定例会を開催しており、町では、団体や個人のつながりとコミュニケーションを図る活動の場を支援しております。

そのほか、町民の皆様が町づくりに参画し、地域活動に対する意識を喚起する方策として、第６次吉田町総合計画の策定や、吉田公園南側用地の整備において、小・中・高生をはじめとした多様な方々に協力していただくことで、その機運を高めてまいりました。

今後も、あらゆる機会を通じて、地域活動への参画意欲の向上を図るため、意識の醸成に取り組んでまいります。

最後に、３点目の既存の活動団体の活気を永続的にするため、新たな活動団体の育成、活動意識の高い住民を育成するために、町が行うサポートはどのようなものがあるのかについてお答えをいたします。

町が行っているサポートといたしましては、地域教育推進協議会や国際交流協会など、地域で活動する社会教育関係団体が互いの活動を理解し合い、地域の問題や団体の課題解決に向けた意見交換やイベントの開催を通じて社会教育の振興を図り、各団体が連携し協働していくことを目的とする吉田町社会教育プラットフォームつながろうよしだを開催し、町内社会教育関係団体の相互連携の促進を図っております。

なお、令和５年度には、このプラットフォームにおいて、社会教育への興味と関心を高めるため企画・立案されました社会教育フェスティバルを初めて開催をし、地域の子供や大人が交流するとともに、各社会教育関係団体の活動について情報共有をいたしました。

現在は、来年度のイベント開催に向けて準備を進めておりますが、前回の課題や改善点を踏まえ、団体同士の連携や地域活動の発展につなげられるよう、引き続きイベントの内容や運営方法について協議を重ねてまいります。

また、町内の各地域において、地域住民の創意と工夫によって活動され、地域コミュニティの担い手の一つである自治会に対しましては、自治振興費補助金を交付し、自治会、町内会、隣組の活動を支援しております。

この自治振興費補助金においては、地域における男女共同参画を推進するため、平成27年度から、女性を役員に登用した場合に補助金を加算する制度を創設しており、10年目を迎える本年度は、自治会のさらなる活性化を図るための見直しを行い、女性役員の登用だけではなく、自治会活動を活性化させる事業や自治会の加入促進につながる事業を実施する場合に補助加算ができるよう、令和７年度予算に計上をし、自治会の皆様の活動を支援してまいります。

さらに、既存の活動団体だけではなく、新たな活動団体や活動意識の高い住民の皆様の育成につきましては、さきに申し上げましたコミュニティカレッジへの受講支援に加え、地域づくりなどに関する講演会や勉強会などを計画される場合には、県や静岡県市町村振興協会の事業を活用し、地域づくりに関する研修会の開催やアドバイザーの派遣などへの支援も行っております。

実施に当たりましては、関係機関やアドバイザーとの調整が必要になりますことから、実施を希望される既存団体や新たに地域活動に携わりたいと考えていらっしゃる方々は、気兼ねなく町へ相談をしていただきたいと考えております。

本町の将来都市像である「豊かで活気にあふれ　心を魅了するまち　吉田町」の実現には、町民の皆様が主体的に地域活動へ参加をし、誰もが個性と能力を十分に発揮できる環境の整備が重要であると考えておりますので、引き続き地域の皆さんと共に知恵を出し合い、地域活動の活性化に向けた取組を進めてまいります。

○議長（大石　巌君）　答弁が終わりました。

再質問はありますか。

４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　４番、楠元です。

町長より御答弁をいただきました。ありがとうございました。

町の発展のため、活性化のために、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、質問１の再質問になります。

先ほど、町の答弁のほうで、やはり町のほうでも、コロナ禍において町民同士の直接的な交流が制限されて、地域活動が縮小を余儀なくされたようなことがあった。しかし、令和５年５月からは５類に引き下げられて、地域の祭事など、様々な会合やイベントが開催されるようになって、地域に活気が戻ってきていると感じているということで、少し皆さんの動きが活発になりつつあるということで、安心はしているところではありますが、やはり全国的に、そういった地域のコミュニティに関わる機会、時間が減少している、全国的にそういった希薄化が目立ってきており、我が町でも同じようなことを感じているということで、認識をさせていただいたところであります。

私が今気になっているところ、子供が関わる団体の活動です。例えば子供会、またはスポーツ団体、先ほど少し、地域の推進事業団体の御紹介、活動の状況などのお話はありましたけれども、いま一度そちらのほうの影響、また、コロナ禍後の現在の活動状況に何か変化があったのか、教えていただければと思います。お願いします。

じゃまず、子供会の育成会のほうの団体さんの動きはどうでしたでしょうか。

○議長（大石　巌君）　こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君）　こども未来課でございます。

子供会については、児童館を中心に私たちのところで担当しておりますので、回答させていただきます。

議員御質問のコロナの頃はどのような活動だったかということと、その後の様子ですが、従来、子供会育成連合会につきましては、ドッジボール大会を全町的に行っていたんですが、コロナ禍につきましては中止をしておりました。その後、昨年は、ドッジボールではなくて、違う企画をしましょうということで、ファミリーウオークを実施しております。

そして、今年につきましては、運動会を開催しております。コロナにかかわらず、皆さんが新しい活動として、四つの地区がどのようにしたら連携して、楽しい子供会事業を行うことができるかということを、育成連合会の方たち、役員の方と児童館の職員と知恵を出し合いまして、新たな活動をし始めているところです。

あと、子供会の会員数ですが、コロナに関係なく、子供会の会員数は徐々に減ってはいるところです。町全体で見ますと、若干減りつつあるんですが、減りの少ない地区などもありまして、子供会としての活動を有効だと考えている、必要だと考えてくれている地区もあるということは聞かされております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　４番、楠元です。

ありがとうございます。

コロナ禍で、なかなか活動が自粛されつつある中でも、連携が取れる児童館の方々、児童館まつりとか、あとファミリーウオークとか運動会のほうを、何とか関われる団体と協力して開催をしたようなイメージがあるわけなんですけれども、例えば、以前にドッジボール大会がされていたときは、その子供会だけの集まりで、そこの場所で違う小学校の児童たちとも、一つの場所で関われるような活動だったと思っているんですけれども、新しく活動された運動会は、それに近いものがあったのかもしれないんですけれども、例えばファミリーウオークとかというと、結局、個の団体で動くようなイメージがあって、もちろん活動自体を行ったのは、すごいいいと思うんですけれども、４地区の関わりが深まるようなものになったのかどうかが、ちょっと自分的には疑問に思うんですけれども、その辺はどう考えますか。

○議長（大石　巌君）　こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君）　こども未来課です。

主眼として、各地区の子供たちが交じり合うといったことだけではなく、子供たちが、子供会そのものの目的になるんですが、子供が参加して、集団の中で望ましい成長を遂げるということで、自分たちがどういう行動を取るかといったものを学ぶのが子供会の活動になりますので、遊びを通じて社会の一員としての成長を考えるといったところを、保護者、連合会の役員の方たちが支援をしていくというようなものになっておりますので、必ずしもほかの地区の子とペアで話をしなければならないとか、そういったものではございませんので、自分たちの参加することで、集団への望ましい活動ができるといったところの学びを得る場所だと考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　４番、楠元です。

子供会のそもそもの目的に合った活動にはなっているというところで、安心はしたところではありますけれども、子供の児童数が減っている、また子供会に関わる方も、ちょっと減少を感じているという中で、話が先ほどありました。

そういった大きな関わりの活動ではなくて、単体の子供会の活動も、コロナ禍前のような、ちょっと子供たちが、そのときでないと得られないような活動を促すような、何か町からのアドバイスとか、そういったものを求められることはなかったんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君）　こども未来課です。

こども未来課に対してや児童館に対して、子供会の活動へのアドバイスといったことの助言を求められることはなかったんですが、児童館についての活動で、児童館での活動を促すというようなことは、町のほうから子供会、もし活動ができない場合でも、児童館が開いているときにつきましては、コロナの咳エチケットだの手洗いだのというところも注意して活用するようにという話はさせていただいております。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　ありがとうございます。

いろいろと規制がある中でも、できることを町のほうはアドバイスしながら関わってきたということは、重々理解したわけなんですけれども、ちょっと心配するところが、地元の子供会の方のお話によると、やっぱり子供が少なくなってきて、今まで自分たちが一つの子供

会として活動できていたところが、子供が少なくて、ほかのところと合併して一つの子供会として存続しているような現状の中、なかなかその中で、何かを行うというようなことを発言される方が少ないのか、どういう活動をしていいのか分からないまま、何かがあれば活動するけれども、何もないまま終わってしまうような子供会もあるという話も聞いたものですから、また、そういった子供会の活動に、連合会の方々と一緒になって盛り上げるような、何かアドバイスをしていただければと思いました。

続いて、地域推進事業団体です。

こちらは、先ほど御答弁いただいている中で、コミュニティカレッジへの受講支援ですとか、４地区でのコミュニティ活動は、企画運営なんかも活動されて、今も進められているというようなお話がありました。

コミュニティカレッジの受講支援なんですけれども、去年、令和６年、令和５年と見るんですが、そこのところで、決算書を見ますと、そちらのほうに参加されるような方がなかなか見つからなかったようなことも書かれていたんですけれども、その辺のところは心配と思っているのかどうか、その辺はどう考えますか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

今言った県のコミュニティ活動推進協議会で実施している会議というか講義に参加している方が、令和５年度、令和６年度ということについては、結果的にいなかったということはあります。

これまでも自治会なり中央公民館等で、コミュニティカレッジに関する周知等をしていますが、令和４年度に１名で、コロナ明けには１名ということで受講にはなっています。ただ、地推協、各地区、住吉・川尻・片岡・北区で地域推進協議会というものがあるんですけれども、ここにも書いてあるように、過去にコミュニティカレッジを学んだ方々のネットワークで会議を定期的に開いていまして、その中で連携が取れている。

そういうことから、コロナ明けについても事業とか、打合せをすることによって顔見知りが増えたり、イベントをやることによって、いろんな情報共有もできているということで、今もいい関係という、細かいところはちょっと理解していない部分あるんですけれども、そういう関係ができた中で活動ができていると思っております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　自治会にも協力をして、そういった関心があるような方を、やはりさらに活動ができる場に促すというのは、すごく大事なことだと思いますので、引き続きそこにも力を入れていただきたいところではあります。

先ほど答弁の中でございました、各団体が連携して協働していくことを目的とする吉田町社会教育プラットフォームつながろうよしだ、こちらを開催できたことは、よかったかなとも思う中、このプラットフォームの開催は、本当、コロナ前にすごく盛り上がって、いろいろ皆さんで会議を重ねていたような記憶が自分の中ではあるわけです。実際、つながろうよしだを開催した第１回目が、関わった人数のほう、決算書を見ますと、170人、子供が98人、大人が72人関わったようなイベントだったということであります。

これに対して、町のほうは、この結果をどう考えますか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

決算でもちょっと話が出たところにはなると思うんですけれども、開催時期だったり周知方法とか、ほかのイベントと重なっているとか、いろいろ課題がある中で、まず、初めて開催したもので、いろいろ課題は残ったものの、活動としてはいい活動ではなかったと思います。

ただ、来年度の予算にも関わってくるところですけれども、今後も今計画しておりますので、その中でも令和５年度の課題について整理しながら、改善していきたいということで協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　第１回目のこともあったということで、見えていなかった部分がいろいろと分かってきた部分もあると思うので、そういった部分を生かしながら、次に、よりよいつながろうよしだにつなげていただきたいところではあるんですけれども、すごく心配するのが、関わる団体がすごく少なくなっているようなイメージがあるんですけれども、その辺の心配はないですか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

令和５年度開催したときには、13団体で事業を実施しています。今年度の会議の中でも、そこだけに限らずというか、こだわらずに、もっといろんなところの団体ともちょっと共有して、みんなでイベントをできたらということの話も出ている中で、幾つか前向きに考えてくれている団体もあるようなので、そこがいなくなっちゃうとかというところら辺だと、いろいろコミュニティが活発にならないので、不安もありますけれども、今は増えるような話も出ている、参加してくれるようなことも聞いていますので、そこら辺はちょっと注視していくところなのかなとは思っております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　４番、楠元です。

前回開催をされたときに、子供が、大体小学生が関わるケースが多かったかなというふうに認識しておりますが、こういった社会教育の関係のイベントですので、関われるのであれば、中学生などもいらっしゃってもよかったのかなとも思うところではあるんですが、その辺の、どういうところまでを範囲の枠で考えるのか、その辺はどう考えますか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

来客する方なのか、どちらかというところもあると思うんですけれども、周知をしていく中で、社会教育フェスティバル、年齢制限とか、子供から高齢者まで、どんな方でも参加できるイベントではあると思いますので、そこら辺は制限せずにというか、参加できるような形で運営できるようなことで話が進めばいい、各団体の意見とかそういうのもやりながら、運営というか運用していくような形になっていくと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　ありがとうございます。

では、続きまして、質問２の再質問に移りたいと思います。

こちら、先ほどの答弁の中で、今、吉田町社会教育プラットフォームのこともそうだったんですけれども、その前に、答弁の中でありました第６次吉田町総合計画の策定や吉田公園南側用地の整備において、小・中・高生をはじめとした多様な方々に協力をしていただくことで、その機運を高めてまいりましたという答弁がありました。

具体的にどのようなことが行われたのか、協力されたのか、お願いします。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

第６次吉田町総合計画につきましては、総合計画をつくるに当たりましては、随時タウンミーティングということで、各自治会を回りまして、住民の方を対象に吉田町の町づくりについての説明をして、そこで意見交換をするということは毎回行っておるわけですけれども、今回は、その中に今度、高校生の町づくりミーティングというものを開催させていただきまして、高校生が考える将来の、吉田町の今の現状と課題をまず認識していただいて、未来の吉田町をどう考えるかというところについて、この開催につきましては、当日欠席された方もいらっしゃいますので、あれなんですけれども、実質８名の高校生が参加していただいて、その中で将来の吉田町の将来都市像について、こんなことがあったらいいなとか、いろんな意見が出て、そういうものを若者の意見として、参考にさせていただいたというミーティングでございます。

あと、吉田公園の南側ということでございますけれども、これにつきましては、中央小学校の探求の時間を使いまして、それこそ南側用地をどう、将来の吉田町の町づくりとして活用していければいいかというところを小学生なりに研究していただいて、最終的には授業の発表ということで、皆さんに聴講していただけるような形を取っていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　ありがとうございます。

そうすると、中央小のそういった発表をされた学年というのは、６年生とかが主な関わりをされた形ですかね。何か小中一貫教育振興事業費などで見ると、小学校３年生から中学校３年生までで、地域と絡めた学びの場があるんですけれども、そういった中の一環で、そのようなことも行われたというような認識でよかったですか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

このシーガーデンの構想のものにつきましては、中央小学校の６年生112名が対象となって、研究していただいたというものでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　了解しました。ありがとうございます。

では、こちらの活動意識を高めるために町が取り組んできていただいたことが、答弁の中

では示されているんですが、もう少し聞きたいのですが、高齢者を対象としましたシニアカレッジがございます。新たな知識の習得、仲間づくり、社会活動、シニア世代が生き生きと充実した生活を送る学習の機会の提供を目的とされているものであります。

こちらを受講される方は、やはり積極的な人生を送られ、地域社会への関心も深いのではと予想しております。そのような方々が、この場で得た知識を生かした、さらなる活動へつながるようなことが起これば、健康寿命はもちろんですけれども、地域の活性化にもつながると感じております。

今まで、そのような活動につながった方が実際いらっしゃるのか、また、そのような活動を推進するような町からの取組などがありましたら、お願いします。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

シニアカレッジの目的は、今議員おっしゃったようなものが主となっていると思います。現在30人の方が受講していまして、シニアカレッジを学んだことによって講師になったという方は、ちょっと把握はしておりませんが、こういうことを学んで、今後も豊かな人生を送るために、こういうものを経験に、地域活動、コミュニティ活動に参加するとかということも、前向きに考えてくれる方もいると思いますので、それこそ今日、たまたまなんですけれども、今日それこそシニアカレッジの講座の中で、地域デビュー講座ということで、新たに地域活動をやるための取組とかということを偶然今日やっているので、そういう方から出てくれれば、支援していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　ありがとうございます。

そのような方がさらに活躍ができるような取組につながっているということで、安心しました。

では、質問の中にも入れました20代、毎年行われるはたちの集いがございます。こちらは、二十歳となる若者と、また中学生のボランティアを募って、アイデアを取り入れた式典開催となっていまして、とてもよい事業と私は感じております。

そのような若者たちが、その後、町づくりについて考える場ですとか、町の活性化につながる活動へ気軽に関われるようにするために、何か町が取り組んでいることがありましたら、お願いします。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

今の質問については、はたちの集いにボランティアとして参加した中学生が、その後、地域活動をしていくこと、どういうことをやったかということでよろしいんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　中学生もそうですけれども、二十歳の御本人さんたちも多分、式典開催に向けた準備等で関わっているかと思うんですが、その二十歳の方々も含めてになります。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

毎年行っている成人式で、ボランティアとして参加している中学生、また、はたちの集いに向ける実行委員会としてやった方が地域活動をしているかどうかということは、その後どうなったかということは追跡していないので、状況は分からないんですけれども、中学生でいえば、ボランティアとして参加した人たちが、自分たちがはたちの集いをやるときに、よりよいものをつくるための参考として、今後も実行委員会としてなってくれることは祈っております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　そういう祈りは、本当大事だと思います。

ただ、もう少しその場を、さらに町の活性化も含め、御本人さんたちの今後の活躍の場を広げるためにも、何かできないかなと、自分なりに考えたんですけれども、式典を開催するに当たって、何回か交流して、会議を重ねるような場があるかとは思うんですけれども、そういったところの中で、もちろん式典のことがメインではあるんですが、そこで吉田町、自分たちが今後関わる吉田町って、どういう吉田町がいいのかとか、そういったのを考える場ですとか、例えばはたちの集いの中で、せっかくそこに、実際は、いつもは町内ではなく、県外だったりとかに生活されている二十歳の子たちが戻ってきて、吉田町を見て、ああ、吉田町、こういうところ、こうなったらもっといいかなとかという御意見とかもあるんじゃないかなと、自分は思ったりとかするんですけれども、そういった場でのアンケートですとか、今ですとスマートフォンでのアンケートとか、そういったものとかも取り入れていたら、もっと若者の意見も取り入れた町づくりにつながるのかなと自分は思うんですけれども、そういった話とかは特にはないんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

はたちの集いのために実行委員会を立ち上げてやったので、それ以外のものには触れていないんですけれども、当然、中学生までなり高校生までこっちにいた方が、そもそも吉田町のことをどれだけ知っているかというところは、すごく疑問になるところはあります。そこについて、アンケートを取ったり議論をしたというものでは、実行委員会の中ではやっておりません。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　現状をありがとうございました。

なかなか若者が少ない町のイメージが強い中、そういった方が集まるはたちの集いは本当に華やかで、本当にきらきらしている場で、本当に若者のエネルギーを感じるわけですね。なので、そういった方々にも、もっと町づくりに関われるような何か取組も必要かなとも、自分は考えるところであります。

例えば、これはちょっと中学生の関係になるんですけれども、地域推進事業の中で、例えば通学合宿、そういったところで、中学生のボランティアの協力を今もされているところではあるんですけれども、興味を示す学生が少ないのかなというふうに見受けられています。

地域防災訓練では、中学生が本当に積極的に参加されているというのを感じております。このような関わりの差を、私はとてもすごく残念に思うんですけれども、町はどのように考

えますか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　地推協でボランティアで参加している方の中学生、高校生が、防災訓練に参加する方よりも少ないことについてということですか。

当然、各団体ごとでスタッフがいると思うんですけれども、そこの連携とか、例えば、さっき言った教育フェスティバルとかで、そういう団体で活動したいという方がいれば、紹介したりすることもあれば、進めていきたいと思いますけれども、そこがなかなか各団体の課題として、それぞれのスタッフが高齢化なり、減っているということもあるので、そういうところの協力が得られるようなことが考えられれば、すごくいいと思いますけれども、なかなか、どういうふうにしていくかというのが課題だと思っております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　４番、楠元です。

理想はやっぱり、そこの地域推進事業に携わっている方々からのつながりで、中学生、高校生などにボランティアの協力をお願いできれば理想かなとも思う中、なかなかそういった方とつながれるような地域推進事業のスタッフさんというのは、やっぱり少ないのかなというのが現状だと自分は感じております。

こういったのを、例えば吉田中学校とか高校生とかに、高校に直接お願いに伺って、そういったボランティアに、チラシなり何かを作成して協力を得るのか、そういった試みというのは難しい話なんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

コミュニティ活動というものについては、地域住民が主体的にやってもらうような形になっていく事業だと思っています。その中で、例えば、学校に行くというのはあるのかもしれないんですけれども、例えば地推協の団体の中で、こういう活動していますという情報発信をする中で、そういうところができたりすることも、検討できるのかなとは思っております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　４番、楠元です。

活動団体おのおので、そういった情報発信ができればいいのかなとは思うところではありますけれども、今後の新しい活動団体の育成ですとか活動意識の高い住民を育成するために、町が行うサポート、先ほど答弁はいただいているんですけれども、それも大事だと思うんですが、活動団体の活動状況の発信というのもすごく、行政も関わって発信すれば、もっと若者だったりとか、また地域の人たちなんかも関わりやすくなるかなと自分は考えました。

そのような広報紙、吉田町の広報よしだで、例えば一例で団体名さんを挙げますと、湯日川をきれいにする会さんとかですと、例えば、いついつに活動しますよとかという御案内は、もちろん載っていたりとかするので、それは全然いいと思うんですけれども、そういった方々が、こういうふうに活動しましたよとかというような活動状況の報告というのは、なかなか見ないかなと自分は思っております。

そういった活動団体、ほかにもあるかと思います。そういった活動されている方々の活動

状況を、紙面ですとかホームページなどとかを利用して、町が主体となって発信するということも、今後行う必要があるかなと自分は考えるんですけれども、町はその辺はどう考えますか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

コミュニティ団体というところで、どこのところまでというところはあると思いますけれども、例えば町のほうの支援を使って、こんなコミュニティ活動しているとかということであれば、把握できる範囲の中で、例えば、各課でコミュニティ支援を使った活動団体がどういうものをしているかというようなものを、例えばホームページで紹介していくとかということは、今後、周知も含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　４番、楠元です。

明るい前向きなコメント、ありがとうございました。

ただ、気になるところは、各課での御案内とかではなくて、イメージ的にはボランティア通信みたいな、ボランティア掲示板みたいな、そういったところで、そういう活動されている方々を載せて、紙面もそうですけれども、ホームページとかで載せていただければ、例えば、町内で時間が空いている学生さんや地域の方々も見やすかったり、また町外・県外とかでも活躍されている大学生ですとか、ちょっとこの日、家のほうに帰るから、ボランティアに参加してみようかなというような、前向きな行動につながるのかなというふうにはイメージしているんですけれども、ぜひそういったことも考えていただいて、新たなものをお願いしたいと思います。

続いての質問をさせていただきます。

近隣地の取組としまして、地域の活性化、にぎわいの創出、地域課題の解決を目的とする活動を対象とした、自主的に地域づくりにチャレンジしようとする高校生、大学生などの若者の世代を応援するための支援交付金の創設をしているところもあります。吉田町で、そのような支援への考え、また取組の事例などがありましたら、お願いします。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

今、先ほどのコミュニティの続きになると思いますけれども、若者支援というばかりではなくて、例えば答弁書にもありましたとおり、コミュニティということで、地域でこんな課題がある、こんなボランティア活動をやっていきたいと。もしそういうことがあれば、先ほど答弁の中にもありましたとおり、講師とか、あと勉強会を開くであるとか、例えばコミュニティ団体の立ち上げとか、そういうものに関しては、町としても支援をしていきたい。

それに今度、どういう活動内容につきましては、じゃそういうものに対して、どういう補助金制度があるのか、どういう支援対策があるかというものについては、関係各課のほうに橋渡し等もできますので、そういう方面については、町としても支援していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　現在も多分、相談された方に、町のほうも良心的に、関われる方へのつなぎとか、県の補助金ですとか、そういったことを促すように支援をしていただいていることは、重々理解しているところではあるんですけれども、どこに相談に行けばいいのかというのが、なかなか見えてこない方もいらっしゃるかなとも思うので、先ほどの情報発信の中の部分で、そういった枠をつくるのがいいのか、ちょっと分からないんですけれども、もっと皆さんが気軽に相談できるような窓口というか、そういったものがはっきりと明確にできるようなものも、ぜひお願いしたいと思いますが、その辺はどう考えますか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

今の窓口という話でございますけれども、先ほどみたいに、例えば目的がはっきりしていて、例えば何か子供会であるとか、何か生涯学習課に関係するものであるとか、そういうものに関しましては、各方面に行っていただければ構わないとは思いますけれども、企画課のほうではコミュニティということで、全般的なものも扱っておりますので、まず、うちで全てを取り扱うというのは、なかなか難しいということになりますけれども、窓口として、じゃほかのどういうものに関連して橋渡しができるかというものについては、うちのほうで検討させていただいて、そういう課のほうに橋渡しをするということは可能だというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　ありがとうございます。

では、窓口は企画課が主に、今、関わっていただけるという認識でよかったでしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

橋渡し等については、企画課のほうで橋渡しをさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　ありがとうございました。

では、最後の再質問をしたいと思います。

現在、町内にある３小学校で放課後子ども教室が設置されて、それぞれ100人以上の児童が参加されている活動でございます。このような活動に関わるスタッフの高齢化の課題もある中で、ボランティアで関わる学生さんが少ないのが現状であります。

町は小・中学校の学びのつながりを推進されています。今まで、スポーツ活動を通した小・中学校のつながりというものも見受けられてはいましたけれども、今現在、部活動の地域移行の推進を含め、スポーツ少年団へ関わる児童も、とても貴重になっているような現状があると認識しております。

現在、そういった部活動、クラブチームに所属されていない中学生も何人かいらっしゃると聞いております。各小学校での活動する放課後子ども教室に関われることが、そういった中学生の、もちろん中学校の授業の状況もあるので、全てが全てというわけでもないのですが、今、中学生が職業体験で、年に一度、関わってくれてはいるんですけれども、それ以外

にも関われることが可能であれば、新たな小・中学校のつながりの教育の一つの取組になるのではと考えるのですが、町はどのように考えますか。

○議長（大石　巌君）　学校教育課長、粂田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（粂田真男君）　学校教育課でございます。

小・中のつながりの中で、中学生が放課後子ども教室とかのボランティア等に参加できることができないかというところだと思うんですが、実際、放課後子ども教室をやっている時間帯が、小学校の４時間授業のときの放課後で実施している事業ということになりますので、中学生が参加する場合は、中学校の教育課程が大体、５時間目とか６時間目ということになりますので、４時間授業の後に中学生が参加するというのは、なかなか現実的に難しいのかなというところではあります。

ただ、議員おっしゃるとおり、つながりの中で、小学生と中学生がつながって、一緒に交流するということは非常に重要なことですし、価値のあることだと思いますので、そういったことが実現できるのであれば、やれればなと思いますが、どうしても教育課程の関係で、なかなか難しいのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　ありがとうございました。

こういったコミュニティ活動を、大人になってからやっぱり関わるというのも、なかなか、その方の生活スタイルによって難しいのかなと思う中、やっぱり小さいときから、そういったものに活動されていることで、そういった優しい心というんですかね、周りを気遣う心とか、そういった心が育って、またそういったものも、何かいざというときの防災のときの関わりも含め、積極的に生きるような力につながっていくのかなと自分は認識しています。また何かそういう機会があれば、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

コロナ禍によりコミュニティ活動が弱まり、伝統文化であるお祭りなどは、また、ほかのイベントも復活されてはきているものの、以前のような活気があふれるまでには至っていない現状を、町と共通認識したと思いました。既存で活躍されている団体を盛り上げ、また、新たに活躍を求める団体や意識の高い方の育成について、幾つか町へ提言しました。

住民のコミュニティ活動の充実は、町の将来都市像への大きな原動力となると私は思います。積極的に生きる活動意識の高い住民が多くなるような吉田町になることを祈り、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大石　巌君）　以上で、４番、楠元由美子君の一般質問が終わりました。

◇　大　石　裕　之　君

○議長（大石　巌君）　続きまして、１番、大石裕之君。

〔１番　大石裕之君登壇〕

○１番（大石裕之君）　通告にのっとり、町長の施政方針について、幾つか質問させていただきます。

令和７年第１回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けた施政方針並びに各種施

策の方針や概要等について、町長自ら発表されました。町内の課題、近隣市町との課題、県との課題、社会的な諸問題など、様々な対応を迫られる中で、令和７年度の大きな方針が示され、それに沿った過去最高額の149億4,900万円の予算案を今議会に議案提出されております。このことは、吉田町にとって、大変重要な意味を持つ施政方針になると考えております。

そこで、その内容について、以下の点について質問いたします。

(1)災害に強く、安全・安心に暮らせる町づくりにおいて、住吉海岸防潮堤の盛土工事が来年度から始まり、土砂の搬入も夏頃から開始される予定とのことですが、その搬入の規模や運搬路・進入路などの計画と、子供たちなど町民への安全対策はいかがか。

(2)災害時の避難所運営において、各避難所が秩序の保たれた安全で安心な生活拠点として機能するように、それぞれの運営マニュアル作成を進め、住民主体の避難所運営体制の構築を目指すとされていますが、現在の避難所の運営マニュアルでは行き届かない部分や問題があるからだと考えます。その理由と、新たな避難所運営マニュアルに反映させたいものは何でしょうか。

(3)静岡市、島田市、牧之原市、川根本町と吉田町の３市２町で構成する広域消防の中で、広域消防の継続と、令和８年度以降に適用する新たな運営計画を策定することが決定されました。その計画では、吉田町のみを管轄する吉田消防署が設置されるとのことです。いざ災害が起きた場合など、非常時の中心的指揮は危機管理監が担うと考えますが、前任者が退任以降、危機管理監は防災課長が兼任しているままの状態となっています。専門性を持った危機管理監の必要性について、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

(4)新たな都市計画マスタープランを、本年度から２か年かけて策定を進めています。これに合わせて、町の都市づくりを進めるに当たっての課題解決を図るため、令和７年度から令和９年度までの３か年をかけて、立地適性化計画を策定していくとのことですが、この計画の概要や考え方など、説明をお願いしたいと思います。

(5)町内に住む外国人の方のため、吉田町はじめてのにほんご教室を本年度から、吉田町国際交流協会と連携し、実施されています。令和７年度も継続して進めていくとのことです。この日本語教室は、多文化共生のベースとなるもので、続けていくことに意味があると思いますが、今後も増え続けるであろう外国人住民との様々な課題の解決のためには、次のステップも考えていかなければならないと思いますが、何か考えているものはありますでしょうか。

(6)自治体ＤＸの推進における行政手続のオンライン化の中で、総合体育館、小・中学校の体育館やグラウンド、中央公民館など、オンラインで施設の空き状況の確認や予約を可能にし、支払いもクレジット決済が可能となる公共施設予約システムを導入し、これに合わせて、鍵を借りたり返したりする必要のない電子キーの導入も進めていくとのことですが、今後の進め方と実施スケジュール、町民をはじめとする関係者への周知方法などは、どのように進めていきますでしょうか。

(7)中学校における部活動の地域移行について、教育委員会では、吉田中学校の生徒にとって望ましい部活動環境の構築と教職員の働き方改革の両方の実現を図るために、昨年度、吉田町部活動の在り方協議会を設置し、協議を重ねています。部活動の地域移行について、人口がある程度存在する、いわゆる都市部ではない地域で、生徒たちにも教職員にもよい理想的な環境や体制はどういうもので、そこにどう近づけようとしているのか、現状とお考え

をお聞かせください。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大石　巌君）　それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長　田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君）　町長の施政方針についての御質問のうち、１点目の災害に強く、安全・安心に暮らせる町づくりにおいて、住吉海岸防潮堤の盛土工事が来年度から始まり、土砂の搬入も夏頃から開始される予定とのことですが、その搬入の規模や運搬路・進入路などの計画と、子供たちなど町民への安全対策はいかがかについてお答えいたします。

本議会定例会における私の施政方針でも申し上げましたとおり、令和４年３月の川尻海岸防潮堤の完成以降、住吉海岸防潮堤の事業着手に向けて、国や県と協議を重ねてまいりましたところ、今後も引き続き調整する事項はございますが、令和７年度以降、防潮堤整備工事に着手できる運びとなりました。

今後は、設計図書や施工計画の作成など、工事発注に向けた準備に取りかかり、早期に着手できるよう、着々と準備を進めてまいります。

議員御質問の搬入の規模や運搬路・進入路の計画と、子供たちなど町民への安全対策はいかがかにつきましては、これから工事発注に向けた施工計画を立案する中で、地元関係者の皆様と十分な調整を行い、できる限り工事現場周辺や運搬経路沿線の皆様に負担とならない安全な運搬方法や経路の設定を行ってまいります。

なお、決定しました運搬経路などにつきましては、工事に着手する前に、地元関係者の皆様に御説明いたします。

次に、２点目の災害時の避難所運営について、各避難所が秩序の保たれた安全で安心な生活拠点として機能するように、それぞれの運営マニュアル作成を進め、住民主体の避難所運営体制の構築を目指すとされておりますが、現在の避難所の運営マニュアルでは行き届かない部分や問題があるからだと考えます。その理由と、新たな避難所運営マニュアルに反映させたいものは何ですかについてお答えいたします。

本町におきましては、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、令和２年度に作成しました避難所運営マニュアルがございますが、これは主として職員向けの内容となっております。また、令和６年第４回吉田町議会定例会における平野議員の一般質問でお答えしましたとおり、県が昨年２月に作成しました避難所運営マニュアルは、大規模災害発生後に避難所の利用者が避難所運営を円滑に行うために必要な基本的事項をまとめたものでございまして、各地域の特性までは反映をされておりません。

このため、町では基本的な共通事項について、県の避難所運営マニュアルを参照しながら、地域の特性を取り入れ、令和６年12月に改定された内閣府の自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインの内容を踏まえた上で、実際の運用に向けた避難所ごとのマニュアルを作成していく予定でございます。

この地域の特性といたしましては、避難所における初動開設の方法や施設設備・環境、避難所のルールや役割分担などをマニュアルに反映する予定でございますが、具体的には、令和７年度から実施する予定の避難所運営マニュアル作成に向けたワーキンググループにおいて、内容について検討しながら、整備を進めてまいります。

次に、３点目の静岡市、島田市、牧之原市、川根本町と吉田町の３市２町で構成する広域消防の中で、広域消防の継続と、令和８年度以降に適用する新たな運営計画を策定することが決定されました。その計画では、吉田町のみを管轄する吉田消防署が設置されるとのことです。いざ災害が発生した場合など、非常時の中心的指揮は危機管理監が担うものと考えますが、前任者が退任以降、危機管理監は防災課長が兼任しているままの状態となっています。専門性を持った危機管理監の必要性については、どのように考えますかについてお答えいたします。

初めに、危機管理監を設置した経緯について御説明申し上げます。

町が対応すべき危機事案には、地震・風水害のみならず、感染症、サイバーテロ、職員の不祥事など様々ある中で、事案ごとに所管課長が掌理している状況でありましたことから、危機管理に係る全ての事案を掌理し、職員を指揮管理することで業務遂行の集約化や事案への速やかな対応を図ることを目的として、令和２年４月に危機管理監を設置することといたしました。令和５年４月以降は、防災課長が危機管理監を兼務するとともに、理事も危機管理事務を所掌する組織体制としているところでございます。

今後も、自然災害や大規模事故など、様々な危機事案が発生し得る状況にありますので、専門性を持った危機管理監を設置することは必要であると考えております。したがいまして、引き続き危機管理に対応することができる職員の育成を図っていくとともに、外部人材の登用も視野に入れた体制づくりを進めてまいります。

次に、４点目の新たな都市計画マスタープランを本年度から２か年かけて策定を進めています。これに合わせて、町の都市づくりを進めるに当たっての課題解決を図るため、令和７年度から令和９年度までの３か年をかけて、立地適正化計画を策定していくとのことですが、この計画の概要や考え方などの説明を願いたいについてお答えいたします。

これまでの都市計画による町づくりにおきましては、行政がインフラを計画・整備するとともに、人口の増加や強い民間の開発需要を前提として、都市計画マスタープランにおいて土地利用の方針や規制を定め、コントロールを行ってまいりました。

しかしながら、都市における今後の町づくりについて、国では急激な人口の減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面・経済面において持続可能な都市経営を可能とすることを大きな課題としております。これは本町においても例外ではなく、少しずつではありますが、人口は減少し、高齢化率も上昇している状況でございます。

そのような状況の下、新たな町づくりにおきましては、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地をし、高齢者をはじめとする住民の皆様が公共交通により、これらの生活利便施設などにアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、コンパクト・プラス・ネットワークの考えで進めていくことが重要であることから、立地適正化計画制度が創設をされました。

この計画の基本的な考え方といたしましては、それらの課題を解決するために、人口、土地利用、交通の現状、将来の見通しを勘案しながら、都市計画区域の中でも、特に住居を誘導して人口密度を一定以上に維持する居住誘導区域と都市機能の誘導を図る都市機能誘導区域を設定し、公共施設だけではなく、住宅や民間の生活サービス施設も対象に誘導を図り、持続可能な町づくりに寄与しようとするものでございます。

次に、５点目の町内に住む外国人の方のため、吉田町はじめてのにほんご教室を本年度から、吉田町国際交流協会と連携し、実施されています。令和７年度も継続して進めていくとのことです。この日本語教室は、多文化共生のベースとなるもので、続けていくことに意味があると思いますが、今後も増え続けるであろう外国人住民との様々な課題の解決のためには、次のステップも考えていかなければならないと思いますが、何か考えているものはありますかについてお答えいたします。

国内の外国人住民は年々増加しており、国では多文化共生の推進を図っているところでございます。また、県では令和元年度に、静岡県地域日本語教育推進方針を策定し、その中で、外国人県民を含む全ての県民にとって、最も身近な基礎自治体として、県が検討・策定した静岡県地域日本語教育推進方針に基づき、地域の実情に沿って、多文化共生社会の実現に寄与する日本語教育の場づくりを推進することが市町の役割として求められております。

その状況を踏まえ、町といたしましては、日本語習得を含めたコミュニケーションを図るための支援として、吉田町国際交流協会と連携をし、町が県からモデル事業を受託して、初期レベルの吉田町はじめてのにほんご教室を初めて実施いたしました。このはじめてのにほんご教室は、町と吉田町国際交流協会が令和４年度から２年をかけて調整と準備を重ね、本年度、ようやく実施に至ることができましたことから、まずはこの事業を地に足のついたものとしていくことが必要であると考えております。

令和７年度は、引き続き県の補助金を活用して実施をする予定であり、外国人住民が日本人住民と交流を持ちながら、より一層、地域の生活習慣を理解し、地域で快適に暮らしていくことができるよう、次のステップとして、座学だけではなく体験学習も取り入れるなど、内容の充実を図ってまいります。

続きまして、６点目、７点目の御質問につきましては、教育長から答弁をさせてもらいます。

○議長（大石　巌君）　それでは、引き続き、教育長、答弁お願いします。

教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君）　それでは、６点目の自治体ＤＸの推進における行政手続のオンライン化の中で、総合体育館、小・中学校の体育館やグラウンド、中央公民館など、オンラインで施設の空き状況の確認や予約を可能にし、支払いもクレジット決済が可能となる公共施設予約システムを導入し、これに合わせて、鍵を借りたり返したりする必要のない電子キーの導入も進めていくとのことですが、今後の進め方と実施スケジュール、町民をはじめとする関係者への周知方法などは、どのように進めていきますかについてお答えいたします。

公共施設予約システムにつきましては、パソコンやスマートフォンなどから24時間365日、いつでもどこからでも空き状況の確認やオンラインで予約ができるもので、町内の公共施設16か所を対象として整備していく予定でございます。

実施スケジュールといたしましては、来年３月から運用を開始できるよう、８月に入札によって業者を選定し、業者の選定後は、システムの構築や設備の改修に係る施設管理者、受注業者と協議をしながらシステムを構築していくとともに、各施設の設備を改修する予定でございます。

また、システムの運用開始前には、町民の皆様や施設利用者の皆様などに対して、広報よしだ、町ホームページ、町公式ＬＩＮＥにより、運用案内などを掲載して周知を図るほか、

操作説明会を開催する予定でございます。

最後に、７点目の中学校における部活動の地域移行について、教育委員会では、吉田中学校の生徒にとって望ましい部活動環境の構築と教職員の働き方改革の両方の実現を図るために、昨年度、吉田町部活動の在り方協議会を設置し、協議を重ねています。部活動の地域移行について、人口がある程度存在する、いわゆる都市部ではない地域で、生徒たちにも教職員にもよい理想的な環境や体制とはどういうもので、そこにどう近づけようとしているのか、現状とお考えをお聞かせくださいについてお答えいたします。

昨年12月18日、スポーツ庁と文化庁は、部活動の地域移行に向けた取組を検討する地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議による中間とりまとめの提言を公表いたしました。その提言の中で、学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプトを示しており、部活動改革の理念や地域クラブ活動の在り方をより的確に表すため、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更することとしております。このコンセプトの下に、部活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく地域展開を推進していくことは、生徒にとって地域に根づいた持続可能な活動になっていくとともに、教員にとっても負担軽減につながるものと考えております。

本町では、令和８年度に３年生となる生徒が部活動を引退する時期を境目として、まずは休日の部活動において、できるところから段階的に地域に移行していくことを目指しておりますので、令和７年度中に、地域クラブ制度の構築などについて協議していくこととしております。

地域全体で支えていく理想的な地域クラブを運営していくためには、指導者の確保と経費負担などが大きな課題となってまいります。体育協会や文化協会、スポーツ少年団などで活躍している方や、退職職員などから協力できる人材を発掘したり、国や県の補助金の活用や受益者負担などによる財源確保の方法について検討したりして、持続可能なクラブ運営ができるような制度を構築してまいりたいと考えております。

○議長（大石　巌君）　答弁が終わりました。

再質問はありますか。

１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　御答弁ありがとうございました。

では、再質問をさせていただきます。

まず、(1)の質問でございますが、詳細はこれからだというようなことでございましたので、これ以上という感じではございますが、十分に安全対策を施して、問題ない形で、地域住民の方、特に問題ない形で進めていただきたいなというところで、お願いをしたいと思います。

(2)の新しい避難所の運営マニュアルの件でございますが、これ、私も以前、避難所運営マニュアルの質問を一般質問でさせていただいたことがあるんですけれども、そのときに私、お話しさせてもらったのが、ペットの同行避難の部分の話を中心にさせていただきました。今回、運営マニュアルが各避難所ごとに策定されるということでございますので、これはそういう意味で、すごいチャンスなのかなというように思っております。

避難所の運営マニュアルの中に、ペットとの同行避難の部分は、今までのものを見せてもらったりしますと、大きい話としての運営マニュアルに入っているんですけれども、やはり

避難所によって、間取りとか設備とか装備とか、そういったものが違ってきます。そういった中で、どう具体的に、ペットと同行避難をされた方々に対して対応するのかというのは、大きい一つの規格に当てはめられるわけではないものですから、そういったものをこの中にしっかり入れ込んで、策定していただきたいなというように思っておりますが、その点について、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊　誠君）　防災課でございます。

議員おっしゃられましたペット同行避難、これ、非常に今重要なことで、家族の一員として、避難するときはペットが同行というのは当然のお話でございます。

その中で、先日２月16日には、避難所におけるペットの災害対策講座というのを地区本部、自主防災会長、地域防災指導員を対象に行いまして、その中でも、やっぱり避難所におけるペットの災害対策講座ということで、避難所におけるペットの飼育管理、飼い主の日頃の備え、スターターキットでペットのスペースをつくるというのを実際にやって、実践したところでございます。

今後、避難所ごとにつくろうとしています避難所運営マニュアルのほうですけれども、当然、ペットスペースや飼育ルールというのを各避難所ごとに設定して、それを訓練等で実践に向けて運用していきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　ありがとうございます。

ぜひ避難所ごとに、しっかりしたものをつくっていただきたいなと思います。

ペットも結局、じゃどこにどれぐらいのゲージの大きさのものがどれぐらい並ぶのか、スペースがこの避難所にはどれだけあるのかということで、やはり体制というか、避難所のつくり方、マニュアルが変わってくるはずなので、そういった細かいところまで分かってつくっておかないと、結果として現場の方々が混乱するというふうに私は思っておりましたので、今回の新しい運営マニュアルの中にそこが入り込むということであれば、大変ありがたいなと思っているところでございます。

そういう中で、一つまたお願いしたいのが、以前にも申し上げたんですが、ペットの同行避難は飼い主の方たちの理解だけじゃなくて、非飼い主の方々、一緒にそこに避難される方々の理解もないと成り立たないですし、とにかく混乱が起こってしまうという状況になり得ますので、やはりそこの周知に関しての対策というか、そういった部分に関して、どんなことを考えていらっしゃるのか御答弁を、マニュアルをつくるに当たって、そういったことも入り込んでいけるかどうか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（大石　巌君）　防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊　誠君）　防災課でございます。

避難所にはいろんな方が来られますので、やっぱり皆さんがペットに理解のある方だけとは限りませんので、そういった配慮も当然必要になってくるかと思います。

先ほども申し上げましたけれども、今回マニュアルには、ペットスペースや飼育ルールということをちゃんと明記します。当然、スペースはやっぱり隔離すると。ルールというところは、飼い主もそうですが、それ以外の方のルールというところもありますので、そういう

ところで啓発というんですか、ペットとはこういうものだということで御理解のほうをしていただくように呼びかけていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　ありがとうございます。ぜひ丁寧にやっていただきたいなというふうに思っております。

次に移ります。

(3)の専門性を持った危機管理監の必要性についてのところで、再質問をさせていただきます。

現状、そこに私も申し上げたとおり、防災課長が兼任しているままということになっております。御答弁にもありましたとおり、災害だけでなくて、サイバーテロとか感染症とか職員の不祥事等々、いろいろな危機管理という部分の仕事が今ありますよということでございますので、御答弁の中で感じを受け取りますと、外部人材も、いい人がいれば採用したいよと、職員の育成も同時に図りながら、いい人がいれば採用して、危機管理監に任用するというぐらいのニュアンスだと思うんですが、そこの辺は、具体的にはいつ頃までにとか、一生懸命探しているんだというような姿勢なのかどうなのか、そこら辺のニュアンスの部分も、ちょっとお答えしていただきたいんですが。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

職員の人事のことですので、最終的には町長が決定されるということになりますけれども、前任の危機管理監退職以降、町長と打合せを重ねておりますので、私から答弁のほうをさせていただきたいと思います。

現在今、危機管理監につきましては、調整を図っているところでございます。配置されることが決定されましたら、また皆さんにもお知らせをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　ありがとうございます。

専門性を持った方で適任者の方がいれば、それにこしたことはないというように私も考えておりますので、そういった方と、また町内の、ある意味専門家の方々と意思の疎通をしながら、いろんな局面に対して対策を講じていければというように思っておりますので、ぜひ早い任用をお願いしたいというように思います。

次に、(4)都市計画マスタープラン策定を進めている中で、課題解決を図るために、令和７年度から令和９年度まで３か年かけて、立地適正化計画を策定していくということでございました。

これは、特に近年よく言われている、吉田町だと面積が全体が狭いのであれですけれども、中山間地を広く持っているところなんかですと、非常に人口が減っていく中で、ぽつんと一軒家みたいなところが点在をしている中で、何か災害等が起きたときに非常に効率が悪いという中で、集約をする、コンパクトシティ・プラス・ネットワークというような形の町づくりが必要だというように言われております。

面積自体が小さいながらも、吉田町も人口減というのは、ほかと同じような状況になりつ

つありますので、そういった中で、立地適正化計画というものがどのような中身になるのかというのは、まだこれからでございますけれども、非常に興味深く期待をしながら、またその内容を見させていただきたいなと。また必要に応じて、中身が示されたときに、また議論をさせていただければなというように思っております。

(5)に参ります。

町内に住む外国人の方のための吉田町はじめてのにほんご教室に関して質問させていただきます。

現状やられている吉田町はじめてのにほんご教室というのは、私もこれはこれで非常に有意義だというように思っておりますし、まず意思の疎通ができるというのが大前提であり、重要であるというように認識はしております。

そういった中で、これも私も以前から質問させていただいている部分でございますが、それだけでは今の町内にある課題解決には、なかなかつながりにくいんではないかという中で、例えば町民、住民、自治会なんかも含めて、そういったところの方々と、もっと近い関係を外国人の方がつくれるような仕掛けが、やはり必要なんだろうと私は思っておりまして、御答弁でいうと、まずは、日本語教室をまだ始めたばかりなもので、地に足のついたものとしていくというのは、それはそれで私も重々理解するんですけれども、それと同時に、御答弁にある座学だけではなく、体験学習を取り入れるなどの内容の充実を図ってまいりますという部分を広げていっていただきたいと思っているんですが、なかなか同時に今の日本語教室とこれを、段階としてはまだ計画ですよね。具体的な取組の前の計画とか、そういったところの議論を、来年度から始めてほしいというように思っております。

日本語教室も、２年かけて調整と準備を重ねてやってきたということでありますから、スタートを早くするには、今からそういう計画を進めてもらえないかというふうに思うんですが、その点についていかがお考えか、お聞かせください。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

はじめてのにほんご教室ということで、今年度から始めているわけでございますけれども、やはり外国人の方との問題の中で、一番問題になるのは、コミュニケーションというところが一番の問題になるというところで、今回は、日本語を勉強するというよりは、日本の文化に慣れてもらう、地域のコミュニティに慣れてもらうというところを第一に考えた教室になってございます。

内容につきましても、例えばごみの出し方であるとか、防災の点であるとか、町の行事であるとか、そういうものを、地域に入っている支援者がいるんですけれども、そういう方が実際に話をして、吉田町の今どういうふうな形になっているかというところを、コミュニケーションを交えながら話をしていると。今回のものについては、ある教室の中で、話を聞きながらやっていったということでございます。

今、答弁の中にありましたとおり、じゃ、ごみを出すのに、どうやって分別をしなきゃいけないかというところを、例えば清掃センターに行って、今、町としてはこんなごみの燃やし方をしている、だから分別しなきゃいけないんだよとか、そういうところも含めて、目で見て体験することを今後、今年度習ったものについては、体験を交えて、よりコミュニティを図るというところは考えていきたいと思っていますので、令和７年度につきましては、そ

の辺も含めた中で、それが令和７年度から実際に行動に移るのか、令和８年度に移って、そこに第２段階としてステップを含むのかというスケジュール感はございますけれども、検討していきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　御答弁ありがとうございます。

今のお話ですと、なぜこれをやっているかという、そこの必要性、理屈から理解してもらいたいよという、そこから始めていきたいんだというようなことだと思うんですが、私が考えるところでいうと、それはそれで別に、大事なことではあろうと思うんですけれども、やはり地域の町民の方々とのコミュニケーション不足という点が、とにかく一番大きいのかなと、私なんかは思っておりまして、なかなか現実的に、外国人の方と触れ合う場所、職場が一緒の方々は、もちろん触れ合える機会というのはあるんですけれども、そうじゃないと、触れ合う機会というのがなかなかない。そういった中で、顔を見合わせていればちょっとしたことで済むことが、コミュニケーションができていないばかりに事態が大きくなってしまうというようなことというのが、私は多いのかなというように感じておりまして、そういったところを日本語を覚えていただいて、その次のステップとしては、そういうコミュニケーションが取れるような場をつくっていけないのかなというように思っているんですけれども、その点についてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

今回のはじめてのにほんご教室、国際交流協会の方と連携しながらというところもございますけれども、実際今、町内にサポーターとして学習支援のほうに携わっている方が、全部で38人いらっしゃるんですけれども、その中の28人は町内の方、国際交流だけではなくて、自主的にやはりこういう活動に参加みたいという方もいらっしゃるものですから、まずそういう方とのコミュニケーションを通じて、地域のほうに波及していくということは考えてございますので、そういうまず身近というか、まず日本人の方と慣れるというところから始めていかなければいけないかな、それがその人の交流によって地域に波及していくというところは、狙っていきたいないうふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　私なんか、自治会に協力していただいて、何か自治会ごとにできないのかななんて思っていたりはするんですけれども、そんなことも意見として申し上げますけれども、先ほど申し上げたように、コミュニケーションが取れる、少なくとも顔を見りゃ挨拶ができる程度の関係性というか、そういったものを構築するのが私は重要だと思っていますので、ぜひそんなことも含めて、御検討をお願いしたいというように思います。

次に、教育長が御答弁いただいた(6)番、(7)番のほうに移らせていただきます。

自治体ＤＸの中で、オンラインで空き状況の確認や予約ができる、支払いもクレジット決済が可能になるということで、非常に町民にとっては楽になるなというように思っているところでございます。

これ、しっかり混乱のないように進めてもらいたいなと思っているんですけれども、至極

個人的な話になっちゃうので、ちょっと聞きにくいところもあるんですが、私らソフトボールとかやらせてもらっていまして、そういった中で、吉中のグラウンドの照明の鍵とか、そういったのも今、受け取りをしていたりするんですけれども、その鍵なんかは多分、この電子キーには入ってこないですよね。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

今おっしゃったナイター設備があるのは、住吉小学校と吉田中学校になるんですけれども、ナイター設備のところについては、スマートキーというか、受け取りに来なくてもいい施策ができるような対策を取りたいと、現時点ではスマートキーをやる方向で考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　ありがとうございます。

そうなんですね。それがそうなると、みんなありがたいなというふうに正直思うんですけれども、吉中のグラウンドだと、外部の人間が使う部分と内部の人間が使う部分と、いろんな方々が使ったりもするものですから、そこら辺のルールも含めて、そういった体制を構築するのは、なかなか大変なのかなと思うところもありますが、ぜひじゃ、そういった形をしっかり、混乱のないようにやっていただければなと思います。

では、次に、(7)の最後の質問に移らせていただきます。

吉田町部活動の在り方協議会が昨年度設置されて、協議を重ねてこられております。私もそこの議論の内容みたいなものをまとめてあるペーパーを頂いて、全て目を通させていただきましたが、その中で質問を幾つかさせていただきます。

現状、地域のスポーツクラブというのは町内に幾つあって、そのスポーツクラブで子供たちを預けることができる人数というのはどれぐらいになるか、そこら辺の数字は持たれていらっしゃいますでしょうか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

地域のクラブ活動数と受入れの人数ということについてですけれども、ここのところの細かい、どこで運用してくれるか、受入れが何人かというところについては、まだこれからやっていくものになって、現時点では把握しておりません。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　じゃ、スポーツクラブをどれぐらいつくりたいとか、現状幾つあって、それが幾つぐらいまでとかという目標みたいなものもないですか。

○議長（大石　巌君）　学校教育課長、粂田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（粂田真男君）　学校教育課でございます。

今、在り方協議会のほうで議論している中で、吉田町の新しい地域クラブの案の中では、現状ある吉田中学校の部活動から想定されるクラブ数ということになるものですから、野球部から入れて20弱ぐらいのクラブ数を想定して、中学校からそのまま、それが全て地域クラブに移行した場合ということで、数としてはそれぐらいの数を考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　在り方協議会のほうで議論をされた中で、令和６年８月５日のものなんですけれども、事務局からの提案として、吉田中学校部活動の地域移行の進め方としては、地域クラブを創設し、事務局または協会が運営するというような提案を事務局がされているようでございますが、今の御答弁でいうと、20ぐらいは、教育委員会側でというか、働きかけをして、クラブをそれぐらいは創設するというふうに目標を持ってやっているという理解でいいですか。

○議長（大石　巌君）　学校教育課長、粂田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（粂田真男君）　学校教育課でございます。

最終的にはそれぐらいのクラブができれば、理想として考えていきますが、できるところからやっていくということになりますので、初めは指導者等確保できた段階から始めていくということになります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　では、もう一つ、在り方協議会で出されている、これは事務局として出されたわけじゃないんですが、意見交換の中で、村本常葉大学准教授のお話の中で、指導者の確保というところで、指導者バンクというのが必要なんじゃないかと。吉田町内外から指導者を集めるなどの施策を考える必要があると、指導者が奪い合いになるためということで御提言があったようなんですが、この指導者バンクについてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（大石　巌君）　学校教育課長、粂田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（粂田真男君）　学校教育課でございます。

指導者バンクのことについては、意見の中では出ていた中で、それも含めまして、今後の令和７年度以降に検討していくということになります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　もちろん、これまだ、当然結論は何も出ていないということで、令和８年度に３年生になる生徒が夏の大会が終わったら移行していくということで進んでいるので、若干まだ時間があるといえばあるし、ないといえばないという状況だと思うんですけれども、私的には、非常にこれ厳しいし、簡単じゃないなというのが正直な思いでございますが、地域移行というか、名前が変わるということでしたので、地域展開ということになるようなんですが、メリット・デメリットというのを整理した資料を見ますと、これをやることでのメリットというのは、生徒の選択肢が増える、専門家による指導が受けられる、教員の勤務環境の改善が図られる、地域全体で子供を育てる教育につながるというのがメリットとして出されておりまして、デメリットとしては、受皿となる団体が不足している、指導者不足、場所の確保、生徒の移動手段が大変だ、家庭の金銭的負担も増えるであろうということがデメリットとして出されております。

私が思うに、非常に受皿となる団体不足、今の話も20というのは、目標としてはありますけれども、簡単ではないだろうと。つくったらつくったで、今度は指導者が本当にいるのかと、簡単ではない。それも、二、三年やってくれという話だったらいいですけれども、それ

を継続的に続けていくというところがなかなか大変なんだろうという部分、あと場所の確保も、それぞれがそれぞれ独立してやるということになると、場所も少し足りなくなるかもしれないな、もしくは満足に練習時間が取れなくなってしまうのかなという部分、あとは生徒の移動手段、こういったのも大丈夫かなと。

家庭の金銭的負担、これは各関係者の方々と、行政もそこにお金を出すというような形になっていくのかもしれませんが、とにかくデメリットが大きくて、解決、それは本当に簡単にできるものじゃないなと、私は個人的には思っています。ただ、国がやろうとしていることなもので、何とかせにゃいかんというのが前提にあるとは思うんですが、その状況、これ本当に、それまでに本当に形がつくれるのかどうなのか、地域差がこれは全国あると思っておりますが、そこら辺は教育長の御認識としてはどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大石　巌君）　教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君）　今、全国のほうでも実行会議をやっていて、その中でいろいろ課題が出されています。その中では、今申し上げていたとおり、指導者の確保と経費負担をどうするかというのが非常に大きな問題になっています。

指導者に関しては、働いているというような状況を考えれば、平日に中学校の部活動を指導していくというところに関われる人材がどれだけいるかというのは非常に難しいというところで、国のほうでは、2026年度ですから、再来年度から６年間をかけて、少なくとも休日は地域展開ができるようにというようなことを中間とりまとめのほうで示しています。

本町においても、休日にそうした子供に関われるというような方がどれだけいるかという人材を発掘していくというようなところで、その確保をしていかなきゃいけないかなというふうに思っていますが、その課題が解決できていけば、学校との連携の中で、地域の指導者がうまく子供たちに関わっていくような体制ができていくと、移行がしやすくなっていくかなというふうに思ってはいます。

ただ、議員おっしゃるとおり、そう簡単にいくかどうかというのは、何とも今言えないところですので、場合によって、今中学校で部活動をやっている教員の中でも、部活動に関わりたいというふうに思っている人もいるのが現状ですので、そうした兼職・兼業で教員が働くというようなことも、その中に入っていかざるを得なくなってくるかなというようなところは視野に入れています。現状としてはそんなところになります。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　ありがとうございます。

現状を踏まえて、率直な御意見をいただきました。本当に、こういうのは国が旗振り役なものですから、非常に苦しいところがあろうかと思いますけれども、そういう中で、何とかやっていかなきゃいけないのかなという思いがあります。

それは、そういった意味でいうと、部活動の在り方協議会でも議論されているのかもしれませんが、部活動の在り方というか、定義自体を変えてしまう必要があるのかなというような思いもあります。

そんなふうな思いをしていたところに、今年の１月22日の静岡新聞の記事で、小山町の地域移行が、７時限目に部活に代わる諸活動という形で、部活動としてやっていくんだというような小山町の取組が静岡新聞に掲載をされておりました。町が検討するのは、７時限目の

午後３時15分から午後４時15分に諸活動を設ける計画であるというようなことであります。

要は部活動は、大会への参加や勝利のみが大切なわけではなく、生徒のコミュニケーション能力や体力の向上、上下関係と役割などを理解する貴重な機会でもある。教育的な意義を尊重し、諸活動の形で学校側に残そうとする小山町型の試みは、地域移行の一つのモデルケースとなり得るというようなことで記事が出ておりました。

私は、こういう定義をせざるを得ないような状況に、逆に追いやられてしまっているのかなという思いもあります。私も部活動とか、スポーツをずっとやってきた人間として、もちろん楽しくやる面もありますけれども、やっぱりやるからには勝ちたいという部分だって当然ありますし、勝つことが最大の意味があるというふうには思ってはおりませんが、そういったのも一つの勝利ということも、一つの取り組むための要素ではあろうかというように思っております。

ただ、そんなことも言っていられないような状況で、小山町型のこういう地域移行の在り方というのが出されてきているのかなと思いますが、この小山町の７時限目に部活に代わる諸活動という形で残していくというような取組に関して、どのように評価をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（大石　巌君）　教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君）　現在、学校のほうでも、先ほど申し上げましたとおり、休日先行でいかざるを得ない状況かなというふうに思っています。そうしますと、平日には部活動、いわゆる子供の活動の場をなくさないようにするということを前提に考えて、子供主体に、どういうことができるかということを考えていかなくてはいけないかなというふうに思っていますので、休日の指導者が見つかっていって、休日移行したとしても、平日についてはまだ学校の部活動というような形で、活動を残していくというようなことは考えざるを得ないかなと思っています。

現在の吉田中学校の部活動の状況でも、全員加入というようなかつてのような状況ではなくて、今、希望加入制になっていて、子供によっては学校の活動ではなくて、ほかのクラブ、いわゆるクラブチームですね、サッカーならサッカーとかという、そういったところで活動している子供たちもいますので、そういった子供たちは、授業が終わればそっちの活動に行くというような形になっています。

ですので、小山町はそういう、７時間目という設定というふうな話が今ありましたけれども、学校のほうで時間を固定して、そこにみんなが参加をしなくてはいけないというような形というのは、なかなか難しいかなというふうに思っています。

繰り返しになりますけれども、子供の活動の場をなくしてしまうというようなことは避けたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　ありがとうございます。

とにかく、私も、お子さんたちとか、お子さんをお持ちの保護者の方々と部活動の話になって、要望なり御意見を伺っているんですが、やっぱりとにかく、ある程度早く方向性をしっかり出してほしいよというようなことが総論としてはございます。

まだまだ協議中だということで、無理に時間を早めて結論を出すということではない、拙

速に出すということではないにしても、やはり、まだ先々、その下の子供たちがまだいるからとかというようなことも含めて、御心配をされている親御さんたちもたくさんいらっしゃいますので、なるべく早く方向性を出して、つくっていただいて、御対応していただけるようにお願いをして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大石　巌君）　以上で、１番、大石裕之君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大石　巌君）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

散会　午後　３時０５分

開議　午前　９時００分

◎開議の宣告

○議長（大石　巌君）　改めまして、おはようございます。

本日は定例会12日目でございます。

本日は、３番、盛純一郎君から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は11名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石　巌君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第１３号の質疑

○議長（大石　巌君）　それでは、議事に入ります。

本日は初めに、第13号議案　令和６年度吉田町一般会計補正予算（第８号）の質疑を行い、続いて、特別会計並びに企業会計の補正予算及び当初予算に関する議案の質疑を行います。

なお、特別会計及び企業会計の補正予算及び当初予算の議案の質疑につきましては、総務文教常任委員会の所管課に係る議案の質疑を先に行い、続けて、産業建設常任委員会の所管課に係る議案の質疑をそれぞれ議案番号順に行います。

途中、説明員の入替えを行い進めてまいりますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようにお願いをいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないように御協力をお願いをいたします。

また、質問については、質問箇所のページ数をお願いをしたいと思います。

日程第１、第13号議案　令和６年度吉田町一般会計補正予算（第８号）についてを議題とします。

これから第13号議案について質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。

引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

それでは、初めに歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

１款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

次に、２款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　コミュニティ助成事業費、説明書21ページ。

コミュニティ助成事業費570万円の減額で、予算現額が210万円になります。

担当課にお伺いしましたところ、昨年度に応募があった４件のうち、年度当初に採用が１件だということが判明したということでした。

年度当初に不要と分かった予算を直ちに減額しなかった理由は何でしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

コミュニティ助成事業ということで、当初４件見込んだのが１件ということで、これが判明したのが年度当初４月に振興協会のほうで内示をいただいたということでございます。

その内容のことにつきましては、補助金という形で予算取りしてあるんですけれども、今回はコミュニティ助成ということで備品の購入ということで、補助金のほう、当初予算のほうへ手当てさせていただいたんですけれども、この振興協会の補助金につきましては、ほかにもコミュニティ関係の助成事業等ありますので、それがうちのほうに申請が上がってきたときに対応できるようにという形で補助金の差額については年度末まで動けるような形にしておいて、最終的に今回補正させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　今のお話にもありましたけれども、この予算が財源としてはコミュニティ助成事業助成金ということで、これは要するに自分たちが考えたものに当たったもの以外に使えることができるということなんですか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

今回の当初予算につきましては備品の購入ということなんですけれども、この予算の中では補助金という形で予算取りしてございますので、そのコミュニティ関係であれば、備品の購入以外にも、例えば、この前お話させていただいた講師の派遣であるとか、そういうものもそのコミュニティ助成の補助金の一環になりますので、そういうものでも利用できるということで考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　そうすると、570万あるわけだから、自分たちがコミュニティ活動促進に対して、どういうことができるのかということを考えて、この570万を有効に使うという、その自治会からの待ちではなくて、自分たちで考えて積極的にこれを使っていくということはできないんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

そのコミュニティ助成の事業というものに関しましては、周知するということもございますけれども、今回の例えば、自治会であるとか、こういう備品の購入に関しては今、期限が決まっていますので、使うのはちょっと難しいという中では今後、こういう講師であるとか、そういうものであれば、もし地元からそういう相談があれば、こういうものも使って、こういうことができますよということはうちのほうでも検討の中で話をさせていただきたいというふうには思っています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　今もおっしゃいましたけれども、自治会から上がってくるのを待つのではなくて、担当課が積極的に何か使えないかということを探していくような行動はとらないのかということです。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

コミュニティ事業はその自治センターの補助事業という中で、町といいますか、あくまでもコミュニティ、地元として、どのような課題があって、どういうものをコミュニティとして使いたいかという考えがあると思いますので、そういう中では自治会のほうから、地元から上がってくるというところが第一のあれにはなると思いますけれども、先ほど議員がおっしゃった町のほうからこういうお金もあるので、ぜひ使っていただいて、地元のコミュニティに使っていただきたいということに関しては、うちのほうからもう少し周知をさせていただいて、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　９番、増田です。

説明書の23ページをお願いします。

情報化推進費の中の自治体標準システム移行に係る業務委託料、これ２月17日の全協のときにも説明がございました。自治体標準システム移行に係る業務委託料の延伸に伴う減額、その理由としてベンダーさんが年度内、対応が不可能になったというようなことでお聞きしております。

これに関して、委託料の契約上、こういったことが起きますよということはあらかじめ分かっていての契約なのか、それとも契約上、年度内にやってもらわないと困るよという契約で、ある意味契約違反になるのか、その辺のところのまず説明をお願いしたいと思います。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

当初、契約をしたときにはこのように延伸するということは想定をしておりませんでした。していない中で事情がありまして、事情というのは国のほうのしっかりした仕様書的なものができ上がらなかった国も進みながら、ガバクラのほう、標準化のほうをやっているところと、国のいろいろな制度改正、例えば、児童手当の大きな改正があったとか給付金があった

りだとか、というところで、リソース不足というものがございました。

そういった事情で、今回、私たちが結んでいた契約よりも延伸するということになるわけなので、今年できる契約のものを減額したというところになります。それは工事の契約とかも同じように、事情があって、金額や期間を延ばしたり、減らしたりというのは同じだと思いますので、うちのほうもそれに倣いまして、今回減額をしているということになります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　９番、増田です。

今回、これ減額という形をとっているんですが、これ絶対やらなきゃいけないことですよね。その中で、繰越しというような形は取れなかったのかなとすごく思うんですよ。

年度で切っちゃうというか、やらなきゃいけないし、契約上ずっともし、あるんだったら、同じところとずっとやるんだったら、これ繰り越してもいいのかなとも思ったんですが、その辺の繰越明許とするそのものと、しなくて落としちゃう、その違いというのはどういうところにあるんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

議員御承知のことだと思いますけれども、繰越しというものは財源を持って繰り越すということが前提になります。

ここの事業は全て単費ではなく、総務費雑入に入っておりますデジタル基盤改革支援補助金というものを使いながら事業を進めておりますので、そのもらう元ですね、元が繰越しの作業をしてくれないと、うちのほうもなかなか繰越しというものはできない。

今回は今年度このぐらいの事業、ここで事業が完了するというところが明確にできておりますので、予算のほう減額として、来年度予算で令和７年度でもう一度計上し直したということになります。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　９番、増田です。

今は補正なので、なかなか次の予算言っていいか分からないんだけれども、次も出ていますよね。

それはそれで国の補助というのはもう確実に取れるという形でそういうことをした、それはもう見込みじゃなくても確実性があって、やったということでよろしいでしょうか。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

一つ訂正なんですけれども、国の予算ではなく、地方公共団体情報システム機構というところからお金をいただいてやる事業です。

元をただせば、国の予算なのかもしれませんけれども、うちの入ってくるところはＪ－ＬＩＳというところから入ってきます。その予算も令和７年度に見込むことができましたので、また令和７年度には予算のほう計上させていただきます。

○議長（大石　巌君）　ほかに。

８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　山内です。

21ページを見ていただけますか。

第18のほうですね、通学路防犯カメラ設置助成費の補助金のマイナス50万の金額です。

まず、最初にお伺いしたいのは、この防犯カメラ、こういうものに関しては、最近いろんな犯罪とか、特にうちの周りでも他県ナンバーの車が時々通るんですね、ゆっくり。そういうところにあったときに、物すごい大事なことだと思うんですよ。

聞きたいのは、この防犯カメラに関しては、もう設置するその何年計画だとか、何基ごとの契約、計算、そういうのは持っているんですか。

要するに、５年間で何基ぐらいでお願いして使うとか、そういう計画が確立されているんですか。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長兼防災統括（田邊　誠君）　防災課でございます。

この通学路防犯カメラ設置補助事業補助金なんですが、これは県の補助をいただきながら、通学路を守るという意味合いで設置をするものでございます。

今、向こう何年間という計画、持ち合わせていないんですが、各年度に各自治会が設置する場合に補助するものになりますので、年度年度で自治会のほうに要望を聞いて、それを県のほうに上げて、県のほうでお認めをいただいたものについて設置のほうをさせていただいているということでございます。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　実は毎日立哨やっていて感じるのは、車が30キロのところを40キロ、50キロ、60キロ、恐らくどこかで事故とか人身があるかと心配しています。その中で、自彊小学校の裏にダミーの看板がある。防犯カメラの絵を描いた……境のところに貼ってあるんですけれども、そういうのは御存じですか。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長兼防災統括（田邊　誠君）　防災課でございます。

恐らく今議員がおっしゃられましたのは、以前増田議員の一般質問のときにもお伺いした黄色い看板だと思います。結構、町内各所にも残っていまして、これは町というよりは警察署と自治会が協議して過去に設置したというもので、それが今に残っているというものでございます。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　今の返事だと付けてもらうことが難しいかもしれないですけれども、実際にああいうものがついていると、期待をするわけですよね。つけてくれるだろうと。そういう期待を、安全を守るためにそういうところにつけますよとか、あらかじめ皆さんに知らせておくこと、それも必要なことじゃないかと思うんですよ。そういうような契約的なものはできれば、そういうところの設置をしておきたいし、そういう通学路、自彊小学校は子どもたちが増えていますので、そういうものに関して、車のスピードを感知するとか、そういうのを含めてできるだけこういう安全に関することについては県でもどこでも要望して、そしてやっていただければ、町の安全を守ることになると思います。ぜひ、その辺は強く要求をして、いろんな形でできるだけ、計画されているところにつけていただきたい、そう思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長兼防災統括（田邊　誠君）　防災課でございます。

通学路、補助全体の話になるんですが、当然、交通安全対策を推進していくことは必要でございます。

いろんなやり方があるかと思うんですが、そういったカメラもその一つだと思います。この補助金に関しては通学路に設置する自治会に補助するというものでございますので、このカメラにつきましては、またそういった自治会からのそういう視点でまた協議をして、要望上げていただいて、予算あっての事業になるんですけれども、県のほうに要望していきたいと思っています。

○議長（大石　巖君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石　巖君）　なければ、これで質疑を終了します。

次に、３款民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石　巖君）　なければ、いいですか。

質疑なしと認めます。

次に、４款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石　巖君）　質疑なしと認めます。

次に、６款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石　巖君）　質疑なしと認めます。

次に、７款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石　巖君）　質疑なしと認めます。

次に、８款、土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石　巖君）　質疑なしと認めます。

次に、９款、消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巖君）　質疑なしと認めます。

次に、10款、教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石　巖君）　質疑なしと認めます。

次に、13款、諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　説明書67ページの財政調整基金費。

財政調整基金積立金１億4,883万円はここ数年の３月定例会の積立金増額補正としては最も高い額になっています。

その理由は何でしょうか。

○議長（大石　巌君）　財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君）　財政管理課でございます。

今回、財政調整基金のほうがこれだけ多く積めるというようになった理由としましては、まず、今回補正に当たりまして、その補正財源の捻出という部分、それと財政調整基金残高というところを見た中で、そこの部分を積み増ししていきたいということもございまして、今回の補正に当たって、各課のほうに決算見込みで、その分を減額できるものは減額するようにと指示を出させていただいた結果、こういう形で確保できたということがございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　そういう指示を出されたのはいいことでしょう。

とは思うんですが、結局最初の質問と同じで、要するに、総事業として余るお金をその事業目的に対してどう使うかというのを課の中で議論する。積極的に町民サービスへ向けるというような風潮をつくる、余ったら返せじゃなくて、そのお金をどう使うかというような風潮ができれば、より有効に予算を使うことができると思うんですが、そのあたりどうお考えがあるでしょうか。

○議長（大石　巌君）　財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君）　財政管理課でございます。

基本的に予算構成でしているものにつきましては、各事業を執行するに当たって、そういうものが必要だろうということでのものもございます。

そうした中で、年間通してやっていく中ではある程度事業を進めている間に違う費目で支出したほうがいいとか、こういうふうに改良してやったほうが事業目的達成できるだろうということがやはり出てきますので、そうした場合にはそれこそ補正でそういった対応をするとか、あとはそこがもし必要で緊急であれば、また流用なり、そういうことで事業目標を達成するためにそういった組み換えをするということがございますので、基本的にこれに基づいては支出だけということで、それぞれ事業をやっているだけではなくて、やはりその事業を達成するために、その予算を有効にどう活用するかと日々考えながら、業務をやっているという中で、今後につきましてもなるべくそういった部分で事業進捗図れるような予算の使い方等は検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　それはごもっともな話なんですが、最後に集めるではなくて、というかいろんなケース・バイ・ケースだと思うんですよね。そこに関しては必要なものは早く申請しなさい、減額を申請しなさいと。

でも、やっぱり全体の予算上、まだちょっと余っている事業において、持ってこなくても

いいというようなことを言える、それを管理するのが財政管理課かなと思っているので、その各課の予算執行状況をしっかり見ながら、ここは余っているけれどもどうなんだ、もうちょっとうまく使えないかとか、そういうアドバイスを財政管理課のほうからやっていくというようなことはできないのかということです。

○議長（大石　巌君）　財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君）　財政管理課でございます。

財政のほうとしても、執行率というところを各課どういうふうにいっているのかというのは補正のタイミングでいろんなタイミングで各課と話をしていっているものもございます。

そういう中で、なるべくそうしたところを財政のほうからも有効に活用するようにというようなことはこれからも発信していきたいと思いますので、それについてはなるべくそういう形で各課に財政のほうから働きかけをするということはしていきたいと思います。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石　巌君）　なければ、これで質疑を終結します。

以上で、本議案についての質疑を終結したいと思いますが、全般にわたり、特に質疑があれば、許可をいたしますが、いかがですか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石　巌君）　ないようですので、これで質疑を終結します。

13号議案についての質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩　午前　９時２６分

再開　午前　９時２８分

○議長（大石　巌君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は11名です。

◎議案第１４号の質疑

○議長（大石　巌君）　日程第２、第14号議案　令和６年度吉田町土地取事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

◎議案第１５号の質疑

○議長（大石　巌君）　次に、日程第３、第15号議案　令和６年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

◎議案第１６号の質疑

○議長（大石　巌君）　日程第４、第16号議案　令和６年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

◎議案第１７号の質疑

○議長（大石　巌君）　日程第５、第17号議案　令和６年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

◎議案第１９号の質疑

○議長（大石　巌君）　日程第６、第19号議案　令和７年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

◎議案第２０号の質疑

○議長（大石　巌君）　日程第７、第20号議案　令和７年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　説明書の２ページ、国民健康保険税についてお伺いします。

国民健康保険税の医療給付費分の現役課税について当初予算ではありますが、令和４年度から令和７年度までほぼ、ちょっと細かく1,370万円ぐらい減額というふうになっています。

これは、被保険者の減少が主な理由なんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君）　町民課でございます。

この国民健康保険税の現役課税については、被保険者の減少が主な要因と考えております。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　実は先日ですね、吉田町統計要覧が配られまして、その国民健康保険事業に関するデータを見ますと、令和元年度から５年度まで被保険者は612人、比率としては10.5％減少している。それに対して、吉田町の人口はこの５年間で2.4％の減少。日本人だけ見ますと、3.9％の減少というふうになっております。

つまり被保険者の減少は吉田町の人口や吉田町の日本人の減少より高い比率で減少している。この要因は何かお考えはありますでしょうか。

○議長（大石　巌君）　町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君）　町民課でございます。

被保険者の数につきましては、議員がおっしゃいますように年々減少しております。令和５年度中におきます国民健康保険資格喪失を理由で、一番多いものは社会保険への加入でございます。率にしまして、16.6％、その次が後期高齢者医療への移行で6.5％、その次が転出で3.2％、その後が死亡による資格喪失が0.9％の順番となっております。

また、社会保険からの離脱、また転入、出生で、新たに国民健康保険への加入する方がおりますが、令和５年度中だけでもその国保の喪失者と加入者を比べますと、その差は192人減少をしている状況でございます。

このことは、ここ数年とも同じような状況で推移をしておりますので、当町の国民健康保険被保険者の減少の要因は、主として社会保険適用拡大による社会保険加入によるもの及び団塊世代の後期高齢者の移行が主な要因と捉えております。

ここ数年は同様の推移で減少していくと考えています。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　社会保険で変わると、逆もあるはずなんですね。それとそれとのそれぞれの減少と増加という点では令和５年度はどのくらいになるんですか。

○議長（大石　巌君）　町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君）　人数でそれが先ほど申し上げましたように、192人の差があります。人数でいきますと、人数のほうが今持ち合わせておりませんが、令和５年は全体で加入

のほうが1,246人、社会保険等への離脱のほうが1,484人ということで、192人の減少をしているような状況でございます。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　続きまして、説明書18から20ページの国民健康保険事業納付金についてです。

この納付金は令和２年から７年まで５年間で13.3％減少している。吉田町にとってはいいことかなと思いますけれども、被保険者の減少もあるのでしょうが、それ以外に考えられることはありますでしょうか。

ちなみに、以前１人当たりの納付金が県下ナンバーワンであったということが話題になりました。それが令和５年度３位、令和６年度７位、令和７年度は10位と下がっているとのことであります。

この順位の低下というのは何か理由があるのでしょうか。

○議長（大石　巌君）　町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君）　町民課でございます。

納付金の順位低下についてでございますが、納付金は医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の３つに分けられております。

こちらの納付金の算定ですが、過去３年間の所得、それから人数、この人数の中には被保険者数、世帯数も含まれます。あと医療費指数など様々な数値に基づいて、県が各市町の納付金を算定しております。

令和７年度の納付金は令和３年度から令和５年度までの過去３年間の数値に基づいて算定をされております。

順位低下の要因といたしましては、所得や人数におきましては、当町におきましても県内他市町と同様の動きとなっておりますが、当町の場合は令和４年度の医療費指数が大きく低下しております。

そのため、令和４年度が算定年度に入っております令和６年度、令和７年度の納付金が減少となっているところでございます。

このため、令和８年度につきましても、算定年度のほうに令和４年度が含まれますので、県内全体での順位は上がらないと想定をしております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　静岡県の国民健康保険課の資料を見ますと、将来的に保険料率の完全統一を目指すが、第一段階として納付金ベースの統一の2030年度達成を目指すというふうに記載されておりました。この納付金ベースの統一というのはどういうことなんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君）　町民課でございます。

納付金ベースの統一化についてでございますが、こちらの納付金ベースというのは今は、先ほども申し上げましたが、医療費指数だったり様々な数値に基づいて算定をしておりますが、こちらのほうは今後医療指数が年々反映されていかないような数値となっていきます。

県が市町とともに行う安定的な国保事業を運営するために運営方針というものを策定して

おります。その中では将来的には県内におきまして同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、どの市町でも同じ保険料ということで、先ほども議員が申し上げました保険料の完全統一を目指しております。その中で、2030年度を目指して、納付金ベースの統一をしておりますので、当町におきましても、まずはその前に負荷方式の統一というものがありまして、それに目指して、令和８年度までに改正をしていく予定でおります。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　最初の質問で吉田町の医療水準が下がってきているという話を聞いたのでちょっと……。この統一化によって、吉田町は得するのか、損するのか。

最初、吉田町高い水準だと思っていたので、そうすると、納付金は減り、ひいては保険税も下げることができないかというふうに思ったんですが、あまり吉田町の医療水準は現在それほど高くないというのが、４年が特別で、あとちょっとやっぱり、それが除かれるとまた上がってくるということになるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（大石　巌君）　町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君）　町民課でございます。

令和４年度が吉田町のほうが医療費指数が低いという理由につきましては、やはり考えられるのがコロナ禍の医療費の受診の控え等が考えられます。

現在はコロナのほうも５類のほうに移行しておりますので、今後医療費指数につきましては、当町におきましてもまた上がってくる可能性はありますが、そこにつきましては、現在、今、県のほうが考えておりますのが、この引き下げで医療費指数が上がったとしてもそこのところについては交付金等で財源措置をするような話がありますので、その点については県の動向を見ながら、町としても努力をしていきたいと考えております。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　最後にします。

結局その納付金のベースの統一化というのは吉田町にとって、お得な制度改正か、それほどでもないのか、その辺をお伺いします。

○議長（大石　巌君）　町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君）　町民課でございます。

お得でないかどうかというのは、今後の推移もありますので、一概には言えないんですけれども、県内での納付金のベースがどこの市町も統一化となれば、そこについては公平性が保たれるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　これで質疑を終結します。

◎議案第２１号の質疑

○議長（大石　巌君）　日程第８、第21号議案　令和７年度吉田町後期高齢者医療事業特別会

計予算についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

◎議案第２２号の質疑

○議長（大石　巌君）　日程第９、第22号議案　令和７年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　説明書15から18ページです。保険給付金。

保険給付金21億96万円は令和６年度に比べて１億1,313万円の増額、その中でも介護サービス等諸費20億2,032万1,000円は１億994万円、5.7％の増額、その中でも施設介護サービス給付金が539万2,000円、地域密着型介護サービス給付金が3,340万3,000円の増額になっています。この増額理由は何でしょうか。

○議長（大石　巌君）　福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君）　福祉課でございます。

介護保険におきまして、保険給付費は当町に限らず年々増加の傾向にございます。

当町におきましても令和６年度から８年度の３年間の第９期介護保険事業計画によりまして、年々増加していくことが見込まれております。

令和７年度の保険給付費の予算要求に関しましては、この９期の介護保険事業計画の給付費の推計見込みを予算化をしております。

高齢者人口の増加が大きな要因ということになりますが、中でも地域密着型介護サービス給付費や特別養護老人ホームなどの施設介護サービス給付費はその比率の高さから大きく給付費が増額の見込みとなっております。

特に、今年度令和６年度から７年度の計画値の増の要因につきましては、まず、施設介護サービス給付費の増につきましては、平成30年に施行されました介護保険法改正により創設をされております介護医療の整備が全国的に進んできておりまして、当町におきましても町内、それから近隣市町で介護医療院への転換が進んできております。

この介護医療院は長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象としておりまして、高齢化に伴い、医療と介護が必要な人が急速に増えていくということが、これは全国的に言われていることですが、当町の見込みといたしましても、そうしたことから６年度から７年度の施設介護サービス給付費の増の大きな要因となっております。

それから地域密着型介護サービス給付費の増につきましては、認知症対応型共同生活介護、グループホームですね、グループホームの施設整備も今年度、町内９床から18床にするという計画のもと、７年度につきましては９床増ということの見込みの増ということになってお

ります。

このグループホームにつきましては、７年４月１日に開設、サービス開始が計画どおり進んでおりますので、そういった見込みから予算計上をさせていただいております。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　今の説明の中で施設介護サービス給付費に関しまして、介護医療院、それが増えてきている、それは町内外ということですけれども、吉田町にそういう施設というのは増えてきているのか、人数が増えてきているのか、その辺はどうでしょう。

また、町外との比率はどんなものでしょう。

○議長（大石　巌君）　福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君）　福祉課でございます。

こちらの施設整備につきましては、もともと介護療養型医療施設から介護医療院への転換、いわゆる病院から施設への転換というものが主なものになりますので、当町におきましても１か所、そういった60床が転換がされたという経緯がございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　このサービス給付金の中で、介護医療院、それは町外に入られている方と吉田町内で入られている方に対するサービス、給付費の比率はどういうふうになっているか。

○議長（大石　巌君）　福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君）　福祉課でございます。

町内の介護医療院につきましては、７年２月１日の転換がされたところでして、町内の施設というところになりますと、まだ恐らく２月１日からですので、まだこちらで把握している数値は持ち合わせておりませんので、町外の施設を利用されている方が大部分であると思われます。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　地域支援事業サービス、説明書19から26ページ。

その中で介護予防生活支援サービス事業が対前年度520万1,000円減額。それに対して包括支援事業サービスが878万円増額になっています。全体的に増えるのかなと思ったら、減るものもあれば、増えるものもある。その辺の理由は何でしょうか。

○議長（大石　巌君）　福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君）　福祉課でございます。

介護予防生活支援サービス事業費の減額の要因でございますが、まず幾つかの事業の実績から見直したことによる減額となっております。

まずは、介護予防生活サービス事業の委託料のところでございますが、全協でも少し説明をさせていただきましたが、通所サービスＣと言われる理学療法士や言語聴覚士等の医療専門職が指導に当たる運動機能、口腔機能の向上を目的とした教室が令和６年度想定を大きく下回る状況となっておりました。

この人数を下回る原因としましては、特に要介護認定の結果、要支援となった方がこのサービスを使えるわけなんですけれども、最長６か月間の期間を設けて、使えるサービスとなりますが、期間終了後にその後何かサービスを引き続き使いたいといったときに、期間の制

限のない通所サービスＡというものがあるんですけれども、この意向を望む方が多い。ですが、通所サービスＡというところが定員がいっぱいになることが多くて、引き続きサービスを使うことができないということで、なかなかこの通所サービスＣの利用よりもほかのサービスを使いたいといった傾向があったということがこちらでは状況を把握しております。

そうしたことから、令和７年度につきましては、その期間を定めて、サービスを提供する通所サービスＣのうちの運動機能向上教室を週２回から週１回にして、そこに参加者を集中させて、マシンを使った器械をその期間の中に入れるだとか、そういった少しプログラムの見直しを事業者と行ったこと、それから、口腔・栄養教室は口腔機能に特化したカリキュラムに見直すことによりまして、回数が短縮をされたということから予算の減額につながっております。

それから、住民主体のボランティアによります介護予防体操やレクリエーションを受けることができる通所型サービスＢというものがありまして、それが18節の補助金のところでございますが、そこの補助事業ということになっておりますが、ボランティア団体からの申し出によって、週３回を目指していたんですが、６年度から週１回の開催ということになりましたので、その分の減額ということにさせていただいております。

こちらにつきましては、なかなかその通所型サービスＣの内容が皆さんになかなか使いにくいものとなっていることであるだとか、その後、教室にどこかのサービスを使いたいといった要望が多いということは事業所やケアマネージャー、生活支援コーディネーターからこれが地域課題と捉えていいのではないかというような意見が地域ケア会議等で出されておりますので、こちらの教室の在り方であるだとか、介護予防の様々な事業があるんですけれども、そこを連動させるような形の改善を図っていきたいというふうに７年度は考えております。

それから、包括的任意事業の増額の要因につきましては、こちらは地域包括支援センターの事業の委託料であったり、生活支援体制整備事業の委託料であったりといったところが委託料の増の要因が人件費の増ということで、こちらが増加の要因となっております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　なければ、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩　午前　９時５７分

再開　午前　９時５９分

○議長（大石　巌君）　それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は11名です。

◎議案第２３号の質疑

○議長（大石　巌君）　日程第10、第23号議案　令和７年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木　栄君。

○１０番（八木　栄君）　10番、八木です。

資料ナンバー13の２で、４ページのところですね。

令和７年度の水道事業主要工事一覧表とありますが、これは説明のほうから計算したら100ミリが736メーター、75ミリが246メーター、50ミリが11.3メーター、40ミリが81メーターというような数字で、７年度の工事の予定がされているんですけれども、有収水率、それを上げるために、これ一応布設替えなのでこの中には老朽管があって、水漏れをする可能性もあるということで、何回も自分が決算のとき言っているもので、こうやってなるたけメーター数上げて布設替えしてくれて大変ありがたいもので、ですけれども、これ以外に配管を変える以外にも何か有収水率を上げるような方策というか、そういうものを考えていることありますか。

○議長（大石　巌君）　上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君）　上下水道課でございます。

議員にはこれまでも水道事業経営の効率化について高い関心を持っていただき、たしか９月議会でも来年度も水の損失を抑えて、お金の無駄にならないように有収水率を上げていくようにと御意見をいただいております。

我々もそれは同感に思うところでございますので、７年度には新しくＡＩとビッグデータを活用した水道管の劣化リスクの予測診断を行う予定でおります。

今回、予定するＡＩ診断は当町が保有する水道管の布設年次、管の種類、漏水の履歴などのデータ、それから企業側が持つ人口、土壌、気象、標高、傾斜、交通網など９種類の環境ビッグデータの組み合わせ、これをＡＩに学習をさせて、傾向をつかみまして、将来の破損確立を算出するものであります。

劣化リスクの高い水道管、つまり漏水する危険が高い管、これを見える化することができまして、今後の老朽管の更新計画に反映させることができるというふうに考えております。

このように新しい技術も取り入れまして、効果的な更新を進めていくことで、有収水率のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大石　巌君）　10番、八木　栄君。

○１０番（八木　栄君）　10番、八木です。

今ですね、ＡＩを使った形で配水管の劣化を調べるということですが、それは同時に漏水しているところも分かるということですか。

それと、町内道路に埋まっている配水管というのはたくさんあると思うんですけれども、今年度は大体何割ぐらいやるとか、全部やっちゃうのかどうかとかあるんですかね。

○議長（大石　巌君）　上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君）　上下水道課でございます。

質問に対するお答えが順番逆になりますが、まず何割ぐらいになるかということを先にお答えをしますけれども、このＡＩ診断は吉田町全域、それから坂部、細江などに行っている当町が保有する水道管約299キロメートル、これについてまず全てかけます。

さきの御質問の同時に漏水も分かるかという御質問ですが、このＡＩ診断では現に起きている漏水というのは見つけることはできません。

ですので、７年度に予算をお認めいただければ、７年度に一度ＡＩ診断をかけます。かけますと、劣化リスクの高い順にランキングというか、リスト化することができます。

その次は、我々はその中で、例えば、その水道管が避難所へ配水する水道管だとか、医療機関へ向かう水道管であれば、それは丸ごと入れ替える、更新をする、布設替えをすることが必要だということで、優先順位が高いんですが、劣化リスクは高いんだけれども、さほど重要ではないという管が出てまいります。

そういう管は慌てて入替えをするということができないと考えています。建設、更新にかける費用にも限りがございますので、そうすると、例えば、次の８年度以降はそういう管に対して、もう一回漏水調査をかけて、現に漏水が起きていれば、そこを修繕するだけでもうちょっと使い続けるというようなすみ分けをしていく必要があると思っています。

戻りますけれども、ＡＩ診断で今、漏水が起きているかということまでは分からないということであります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　10番、八木　栄君。

○１０番（八木　栄君）　了解しました。

あと、いつも決算のとき、有収水率を見て、その漏れている割合が分かるんだけれども、この予算のときに年間の配水量ってありますよね。これって、あくまでも漏水をゼロとしての計算でやっているのかどうか、お伺いします。

○議長（大石　巌君）　上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君）　上下水道課でございます。

予算のときの配水量というものは漏水じゃないものとして、見込んでおります。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　なければ、これで質疑を終結します。

◎議案第２４号の質疑

○議長（大石　巌君）　日程第11、第24号議案　令和７年度吉田町公共下水道事業会計予算についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　今日、単純なことをお聞きします。

まず、４ページの一覧表ありますよね、工事の。それとここに図面がつけていただいてあ

ります。これを見て、まず川尻南部汚水管線工事が8,720万円、これが314メートルですね。

それで、片岡１号線、要するに、役場の北側ですね、ここにあるのが、4,100万円で194メートル。単価を調べたところ、川尻南部のほうが２万7,770円、メーター当たり。

それで、片岡１号線、この役場のすぐ北側ですけれども、これが２万1,134円。

要するに、金額が２割ちょっとぐらいメーター当たり違う、その差額が何で出るかというのを聞きたい。

この狭い道は管理するのに非常に大変だと思うんですよ。車がたくさん通りますからね。そういう面で、こっちが高くなるんじゃないかなとは思っていたんですけれども、それは何か特別な理由ありますか。

○議長（大石　巌君）　上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君）　上下水道課でございます。

ちょっと今計算機持っておりませんので申し訳ありません。

メーター当たりの単位が２万ということはない。二十何万じゃないかと思うんですが、27万と21万というような比較の話だと思うんですけれども、下水道管が埋設する深さが違えば、たくさん掘るだけ、単価高くなりますので、こういう違いは場所によって往々にしてあります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　聞きたいのは、私も設計屋ですから、高さが違うのは分かりますよ。ただし、その特別な理由ってどうなんですかと、今言った管理の部分では21万、片岡１号線のほうが非常に、当然かかりますよね。毎日人がついて誘導して、そういう面でやって、金額が違うのは何で２割強違うのか、深さだけの関係ですか。

○議長（大石　巌君）　上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君）　上下水道課でございます。

川尻南部にしても片岡１号にしても、交通整理員をつけて安全を図るということは同じでございまして、そこによって単価が違うということではありません。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　じゃ、いいです、そういうことで分かりました。

あと、それはそれでいいでしょう。

普通同じような見積もりがあるときに何で２割強の違いが出るか、27万と21万、それがちょっと当然として疑問を感じます。

あと、債務負担行為です、その前に工事の予算で聞きます。

一般会計の出資金、繰入金それが４億5,788万4,000円です。これありますね、資料。

それと、この金額がいろいろ資料いただいた中で見ていくと、どこがこの金額４億5,788万4,000円に結び付いていったか、いろいろ調べたんですけれども、どこがそれに該当しますか。ちょっと教えてください。

○議長（大石　巌君）　上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君）　上下水道課でございます。

同じような御質問、これまでも何度もいただいております。下水道事業予算のまず３条収益的収支のほうで他会計負担金というのがございます。それから、他会計補助金というのも

ございます。

４条の資本的収支においても他会計負担金というのがございます。これらを合わせたものが一般会計からの繰入金の合計となります。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　私が言ったのは４億5,788万4,000円に数字がどの数字を合わせると、これになるんですかと。確認をしたいんです。

○議長（大石　巌君）　上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君）　上下水道課でございます。

すいません、お待たせいたしました。

参考資料のナンバー14の１、これの14ページがまず３条の収益的収入及び支出でございます。

大きい枠の下に営業外収益というのがございます。営業外収益の中に他会計補助金というのがあります。一般会計補助金として4,275万9,000円という数字がございます。

それから少し下へいくと、他会計負担金というのがあります。一般会計負担金として１億1,517万4,000円というのがあります。

それから、ページをおめくりいただいて17ページにこちらは４条、資本的収入及び支出でございますが、その上の収入の上から３つ目の他会計負担金という欄がございます。ここに一般会計負担金として２億9,995万1,000円があります。これを足していただくと、先ほどの金額となります。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　言いたいことは他会計であるとか、いろんな負担金ということが、私が言いたいのは一般会計から全部出ますよと。それを確認をしたかったということです。

それと、あと一つ聞きますけれども、公共下水道事業、債務負担行為、それに関してはこの金額10億、８年９年で、10億4,584万を使いますよね。これはですね、当然、工事契約というのは随意になるわけですか。随意を計画していますか。随意契約でやるということですか。

○議長（大石　巌君）　上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君）　上下水道課でございます。

随意契約は予定はしておりません。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　これは一般競争入札でやるということですね。

そういうわけですね。

○議長（大石　巌君）　上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君）　上下水道課でございます。

そのとおりです。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　いいです。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　なければ、これで質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（大石　巌君）　以上で本日の日程は終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

散会　午前１０時１６分

開議　午前　９時００分

◎開議の宣告

○議長（大石　巌君）　改めまして、おはようございます。

本日は、定例会15日目でございます。

本日は、３番、盛　純一郎君から欠席の届出が出されております。

ただいまの出席議員数は11名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石　巌君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

◎議案第１８号の質疑

○議長（大石　巌君）　日程第１、第18号議案　令和７年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから、第18号議案についての質疑を行います。

日程表を御覧ください。

質疑は、最初に歳入の１款から11款まで及び21款についての質疑を行います。

引き続き、歳出は、款別に区切って質疑を行いたいと思いますが、説明員を入れ替えながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合もありますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いをいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう御協力をお願いいたします。

また、質問箇所のページ数もお願いをしたいと思います。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入の１款から11款まで及び21款についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　町債についてお伺いします。ページ数は、36ページです。

令和７年度当初予算では、町債が10億390万円、公債費の元金分が９億4,450万3,000円で、令和２年から５年ぶりに町債が公債費の元金分を上回ります。令和６年度、令和７年度の津波防災対策分と通常分を担当課にお伺いしましたところ、令和６年度は津波防災対策分が町債の全体の45.5％、令和７年度は52.1％となっています。また、令和５年度の決算段階での

残高は、津波防災対策分が33億4,390万5,000円、通常分が58億5,475万2,000円で、津波防災対策分の残高は全体の36.4％を占めています。

この津波防災対策分を設ける制度は、いつまで続ける予定でしょうか。

○議長（大石　巌君）　財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君）　財政管理課でございます。

津波防災分の起債のルールにつきましては、今のところ、いつまでという形の年限自体はちょっと設定はしておらないんですけれども、住吉地区の防潮堤とかが今回始まりまして、そういった部分で起債を充てることが多くなってくるということがございます。あと、治水についても、いろいろ今回もポンプであるとか、そういったものがあるんですけれども、そういったものもちょっと多くなってきているということで、まず喫緊でやらなきゃいけない部分がございますので、そこについては、ちょっと当然町債を後世に残していくのもあんまりよろしくないとは思いますけれども、まずやらなきゃいけない部分ということで、まずはちょっとそこについてはやっていきたいと思っております。ただ、やりながらも、なるべくそういった部分の将来負担を抑えていくようなこともちょっと考えながら、借入れのほうはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　津波防災対策分は、津波避難タワーを設置するときに設けられたものであります。津波対策分と通常分を分ける定義というのはあるのでしょうか。津波防災対策分は津波対策と私は理解していました。しかし、現在は津波対策と防災の両方に津波防災対策と解釈しているように思うのですが、その辺の定義をお願いします。

○議長（大石　巌君）　財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君）　財政管理課でございます。

確かに、津波避難タワーというところであのときやっている部分がメインにはなっておりますけれども、今の全周防御という中では、その治水であるとか、そういう関わりのある分もございますので、今回、そうしたポンプであるとか、そういったものにも一応津波防災という形の中で今回対応させていただいているというものでございます。

以上です。

〔「定義」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君）　すみません、定義といいますと、基本的には、津波防災の中で事業ごとにそこに関わるものかどうかというのは判別しながらということになりますので、確たる定義と言われますと、基本的には津波防災と取り得るかどうかということになるかと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　津波防災対策分を設けるときにおいて、それまでも防災というのは、今いわゆる通常分と言われるものの中に入っていたと思うんですよね。で、津波ということで津波避難を建てるということで、結構一気にばんとそこ上がった、それは理解しますし、大切なことだと思いますけれども、やはり津波対策というものは津波対策で分けていいと思

うんですが、その防災というものは通常分の中に入れてやっていかないと、なかなかこれ、これからまた増えると思うわけですよ。それがその防災分をそこに入れていくとどんどん増えて、要するに無制限なんですよね、こっちは。通常分は制限がかかっている。だから、そういう考え方というのは、できたら住吉の防潮堤ができる令和12年度を境として、そこのトータル分はトータル分として、そこからは公債費の元金分よりは多く借りないとか何かルール決めないと、これからまた防災、防災といえば増えていく、切りがないような気もするんで、その辺をちょっとお願いします。

○議長（大石　巌君）　財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君）　財政管理課でございます。

議員おっしゃることよく分かりますので、ただ、やはり進めなきゃいけないものというところで、今回は防潮堤とか、大分起債が伸びてしまっていますけれども、今後につきましては、やはりそういう部分についてもなるべく抑えていくということはやはり考えなきゃいけないということがございますので、その起債の充て方についても、今後もうちょっと検討はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　その検討をよろしくお願いします。

それで、もう１点、津波防災対策分と通常分の区別が表示されるのが私の認識では、決算のときの主要な施策と成果に起債の説明書には記載されているんだけれども、それ以外にちょっと見当たらないんですよ。予算の場合においても、例えば予算参考資料、事業別にこれはどっちなんだと、町債。そういう表示というものをしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大石　巌君）　財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君）　財政管理課でございます。

すみません、どういう形でお示しするのがいいかというのは、ちょっとまた検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩　午前　９時０９分

再開　午前　９時１１分

○議長（大石　巌君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は11名です。

次に、歳出に入ります。

歳出の１款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　広報事業費、46ページです。

「広報よしだ」……

○議長（大石　巌君）　議会費です。

○７番（平野　積君）　議会費、ごめんなさい。

○議長（大石　巌君）　なければ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　これで質疑を終結します。

次に、２款総務費、１項総務管理費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　失礼いたしました。

説明書46ページの広報事業費、広報よしだ編集業務委託料436万2,000円が新たに予算計上されています。この内容について説明いただけますでしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

それこそ、この広報の委託料でございますけれども、令和６年度もこれ委託料を計上させていただいております。この委託料でございますけれども、これは広報の編集につきまして、今までシステムをうちのほうでレンタルを借りていまして、全て編集から広報の取材から何から全て町のほうでやっていたというものでございます。ただ、今後その広報を持続していく中で、やはりそのシステムをまず取り扱うのにかなり特殊な機械、今のパソコンとはまた違うシステムを独自に取得しなければいけないというところで、かなりやっぱり担当者が代わったところで作業の負担が生じるということが一つ。

あと、もう一つは、広報の担当者が代わったときに、まずそのシステムを覚えるところから始めなきゃいけないというところで、やはり質の維持がなかなか難しいというところで、令和６年度からこの広報の委託料につきましては、その取材とか広報の大まかな編集であるとか、そういうものは町のほうで今までどおり行うんですけれども、実際それを紙面に作業をする部分について、今まで自分たちで行っていたものを委託に出すというところで、その部分を委託料として計上させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　７番、平野です。

そうすると、６年度からやっているとすれば、その職員の業務の効率化とか、そういうのは図られているということなんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

その編集の部分というのはかなりやはり違う、先ほど説明させていただいたとおり、かなり今までとは違う独自のシステムを使いこなさなければいけないというところで、前はかな

りやはり職員の負担がかかって、残業が多かったりだとか、そういうことはありましたけれども、このシステムを導入することによって、その仕事の効率化というのはかなり図られているというふうに感じてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　平野です。

そういうふうにその効率化が図られているということであれば、どなたにお伺いすればいいのか分かりませんけれども、来年度予算を考える際に、議会だよりの編集の業務委託料というのを計上していただけないかなと。結構議員も負担がかかっているんで、そういう予算をつけていただければありがたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（大石　巌君）　財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君）　財政管理課でございます。

予算の関係なんで、私のほうからちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

まず、このシステムのほうが議会だよりのほうになじむかどうかというのもございますので、まずは議会事務局のほうとどういうシステムでできるか、そういうものはまず検討していただいた上、予算ところに上げていただいて、それでつくかつかないというのはまた検討の話になりますが、まずはそういう形で通していただければと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　９番、増田です。

説明書の65ページ、情報化推進費の中で、12の業務ですか、自治体情報システム移行に係る業務委託料ということで、先日、補正でも話をしたんですが、今回6,670万6,000円かな。入りのほうで見ますと、33ページのほうに雑入として入ってございますデジタル基盤改革支援補助金、これがＪ－ＬＩＳから入ってくるお金ですよというようなことを理解はしているわけですが、まず最初に、このＪ－ＬＩＳから入ってくるこの金額ね、これはどこまで使えるというのか、ただ移行だけなのか、ガバクラといっても、いろいろ今ありますよね。そういう中で、20業務やりますよという中で、どこまで使えるのかなというのがあるんですが、その点お願いできますか。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

議員おっしゃるように、この歳入をもってこちらの歳出を賄っているという事業となります。ここの事業につきましては、令和７年度に行う標準化した、標準化をまず20業務して、その後移行するという業務のみということになっておりますので、それ以外の例えばランニングコスト的なほう、通信にかかるものだとかというものは使えないということになっております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　９番、増田です。

では、再質のほうで、先ほど言った自治体情報システム移行に係る業務委託料という中で、

昨年度というか、今年度、ベンダーのほうが追いつかなくてという話がございました。今回、この金額でまたやるんでしょうけれども、これまで20業務ある中で、これどれくらい業務をやっていくのかということじゃなくて、全体をもう並行してだーっとやっていくということなのか、じゃある事業を一つずつこなしていって、そのためにこれだけの金額が欲しいんですよという話なのか。そのところがちょっと分からないんですよ。並行していろんな課のものをだーっとやっていったほうが効率的なのか、ある部分ずつ業務に限ってやっていったほうが効率的なのか。で、それにかかるお金ですよというのか、そこのところがちょっと疑問があるんで、説明をお願いします。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

あくまでも委託業務になりますので、委託会社がどのような進みにやるかということの考え方になるんですけれども、１個１個20業務の中の一つ一つやるのか、20業務を少しずつやるのかというところだと思いますけれども、そこは私たちのほうからしてみると、年度内中お約束のしたところまで20業務のほうを仕上げてもらって、ガバクラのほうに移行するというのが最終目的なので、そこは今後、令和７年度の予算が可決した後ですね、業者の方と調整を図りながら、その時々の遅れがないようにというふうに見ていきたいと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　でも、この金額は出たわけですよね、これくらいの金額でやりますよ。町としては、これくらいの業務をやってもらうもんで、委託。だから、委託先の都合じゃないと思うんですよ。こちらがこれだけのことをやってもらいたいからこういった金額を出したって自分は思う。で、その今の話と違うような感じなんですが、その点ちょっと分からないんです。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

あくまでも20業務のみの委託を考えておりますので、20業務以外のものはこの中に入ってはおりません。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　だから、20業務は分かっていますよ。だから、20業務の中でも、ここまで、その業務のここまでをお願いしますよという試算があってこの金額を出しているんじゃないですかと今聞いているんですよ。で、先ほどの課長の答弁だと、ベンダーさんというか、あくまでも委託だから、委託先がどこまでやるかという話だったんで、こっちの希望としてはここまでやりたいよというのがあって発注、発注というか、委託しているのかなと思ったところが何か違うような話だったんで、そこのところを整理していただければ。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　20業務を標準化にしてガバクラに移行するというお金になりますので、ちょっとそのように聞こえていなければ申し訳ないんですけれども、あくまでもこの業務というのは、指定された20業務を標準化して、ガバクラに移行するというものになります。その進み具合を一つ一つやるのかちょっとずつやるのかという話ですが、それは今後業

者と遅滞なくできるようにということを調整していくというふうに答えさせていただきました。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　頭ばかになっちゃった。よく分からないんだけれども、取りあえず置いておきます。

補正のときもそうだったんだけれども、できなかったよということで、もうぼーんと切ったと。で、今回においては、じゃその20業務をやっていく中で、この金額に達するくらいまでの業務もできないのかという話。この間の補正のときには、国の制度がころころ変わって、で、途中でいろんなもの入ったもんだから追っつかなかったという話。追っつかなかったというのは、そのベンダーさんの能力というか、そのキャパ超えちゃってできなかったのか、その辺もあるんですよ。

今回は、じゃこの金額でオーダーしますよ、やれるようにやってください。でも、途中でまた国のほうががたがた来ちゃったんでまたできませんよということがこれずっと続いていったら、いつまでたってもできないですよね。国としては、何年間だっけ、７年間でしたっけ。移行するの、全部。

〔「７年」の声あり〕

○９番（増田剛士君）　ここ、７年間ですよね。ほうと、あと５年ぐらいあるのかな。

〔「７」の声あり〕

○９番（増田剛士君）　全部で７年。そうすると、いつまでたっても国のほうが新しいことをこう出てきたら、この追っつけませんよとなっちゃう可能性があるんですよね。この間の答弁からいくと。だから、そこのところはちゃんと最低限できるところというのはどの辺までというのが言えるのか言えないのか分からないけれども言っていかないと、じゃベンダーさんだって、ほかにもベンダーさんありますよという話になるのかね。そこのところはやっぱりちゃんとしていかないといけないのかなと思うんです。毎回毎回国のせいにして、できませんでした、それじゃなかなか最後まで行かないと思うんですが、その点どういうお考えでしょう。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

20業務を標準化してガバクラに載せるというのは、あくまでも令和７年度を目指しているものなので、当町につきましては、この予算で指定されたものは移行できるというところの予算を計上させていただいているものです。

令和６年度に予算のほうを減額させていただいたのは、標準化の国の仕様が追いついていないという理由が一つと、あと標準化、ガバクラ以外の理由として、国の制度、例えば先日もお話しさせていただきましたけれども、児童手当の改正だとか、様々な給付金等があったということで、リソース不足という理由を聞いておりますので、当町はこの予算のことだけで言うならば、このお金で指定されたものはガバクラのほうに移行できるというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかにありませんか。

８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　55ページです。ふるさと納税の推進業務委託料。

前回も同僚議員が確認をした中です。その中で、この委託料に対してコンサルタント的なものは含まれているのかというものに関して、返礼品に対する協力業者の出荷調整とかあるので、そこでどういう見せ方をするとか、商品へのアドバイスを含めたものがこの中に入っていると、多分そういう回答をいただいたと思うんですけれども、この商品へのアドバイスというこの具体的に、例えばそのどういうものを指していますか。

○議長（大石　巖君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

このコンサルティングの事業の中でということの中では、まず商品、事業者の方がこんな返礼品をということで、町のほうで返礼品についていろいろ取りそろえているという中で、例えばその返礼品が単独ではなかなか目につかないのを、例えばニーズに合わせて小分けするだとか、レトルトにするだとか、そういう何かしらのその見せ方、やり方によっては、その返礼品が売れていくというか、希望、ニーズに沿っていくというものについて、そういう事業者のほうから、事業者というか、その委託業者のほうからアドバイスをさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（大石　巖君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　今のその商品のアドバイス、その中に、ふるさと納税の寄附金に対する今１番はマグロですよね。これは間違いないですね。

○議長（大石　巖君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　はい、今、上位にいるのはマグロということでございます。

以上です。

○議長（大石　巖君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　吉田町には昔から、吉田うなぎの本当に大きなブランド、日本、東京へ行っても分かるようなブランドがあったんですけれども、現在、この吉田うなぎというブランドが残念ながら静岡うなぎになりましたよね。吉田うなぎというブランドは残っていませんよね、ブランドとして。静岡うなぎの中身はあるかもしれないけれども、それに対して、吉田町には、何とかこの吉田うなぎを復活、今言われたその商品を吉田町にどういうものがあるかとか、その中で、吉田町の魅力、吉田町の食の発信をするには、ウナギの吉田うなぎの発想って非常に大事だと思うんですけれども、そういうような発想というか、そういうものに関しての吉田町はこれから本当はやってほしいんです。例えば静岡うなぎがあっても、袋の中に吉田うなぎを大きく出して、下に静岡うなぎと書けば、多分その違反にはならないと思うんだけれども、そういうものに関して、吉田町のこのブランドに対するその大事にする、大きくする、広げていく部分という考え方というのは持ってはいませんか。

○議長（大石　巖君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

今議員おっしゃることは、見せ方の問題という中では、うちのほうもそのウナギをただ返礼品として取り扱っていますよというだけではなくて、ウナギの特設サイトをつくった中に、ウナギは吉田とか、ウナギといったら吉田とか、そういうふうなキャッチフレーズをつけな

がら吉田町のウナギをＰＲしているというところではプロモーションをしているというところでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　最後になりますけれども、最後、実は同僚議員から吉田うなぎのことについてちょっと聞かされたことがあって、東京にでもそういう静岡県の食の発信するところはあるらしいんだけれども、そこではもうこの吉田うなぎというブランドはないよと。そうすると、吉田うなぎを今まで頑張っていた人たち、商工会の人たちも含めて、そういうのが、これじゃまずいよという話をしたのが出てくると思うんですよね。そういう意味でですよ、そういう意味で吉田町をアピールするため、そのブランドの復活、合法的にね。静岡うなぎとの整合性を取りながら、合法的に復活するということをできたらいいなと思っていますけれども、それはどういうものですかね、考えはありますでしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

このふるさと納税の中でうなぎを紹介するという中では、先ほど言った見せ方、どういうふうな見せ方をするかということに関しては、うちのほうもなるべく吉田とウナギが結びつくような形については、見せ方としていろんなものをどういう見せ方がいいだとか、どういう写真の撮り方がいいだとか、そういうものについてはうちのほうでも検討させていただきますけれども、ただ、事業をどうするのかという話については、それは事業者のほうでどのような今後展開をしていくかということについては、しかしこのふるさと納税とは別のところで検討していかなければいけない、事業者のほうで検討していただきたいということになると思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　今、いろいろありましたけれども、やっぱりふるさと納税の中でやっていただきたいんです。実は、私も南部鉄瓶買いました。そうして買ったんですけれども、毎月コメントというか、何かくれるんですね。そのぐらい大事にしているんですよ、自分のところは。あれを見ると、やっぱりふるさと納税の一番の有利なところって、そこにあるのではないかと思うんですよ。だから、その辺もぜひお願いをして、質問を終わりますけれども。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　１番、大石です。

今のお話のところ、55ページ、ふるさと納税推進業務委託料の部分でございます。

これ、内容確認のときにも、アドバイスが含むコンサル的な業務についても含まれるということでしたので、それを踏まえた上でお話聞かせていただきたいんですが、現状のそのふるさと納税の吉田町に入ってくる13億強の金額に対して、ポータルサイト側の評価はどのような評価をされているのか。お聞かせください。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　評価といいますか、かなり貢献していただいているという中で、

この委託料につきましては、寄附金に対する何％ということの契約の中で委託料をお支払いしているというところでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　そういうことではなくて、これくらいの人口規模の中で、吉田町としてふるさと納税たくさん欲しいですよという中で、努力もされていると思うんですけれども、そういう中で、その今の金額というのは、ほかと比べると一生懸命やって、なかなかいいんじゃないですかという評価なのか、それとも、もうちょっとこういうところが改善されればもっと増えてくるんじゃないですかとかというような、そういう評価はどのような話になっているのかをちょっと聞かせていただきたいんですが。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

それこそ、どこを基準によくやっているのかよくやっていないのかというところは、ちょっとなかなか評価のしにくいところではございますけれども、ただ、今のいろいろ今回新たに中間業者を入れた場合にあるサイトが伸びていったとか、かなりサイトによっては400％以上伸びているところもありますし、その見せ方の話であるとか、今までの実績からいきますと、令和４年、５年、６年と見てみますと、今の規模については、かなり金額のほうも上がってきておりますので、で、今、吉田町の規模でこの金額が果たしてすごいのかどうかというのはなかなか評価しにくいですけれども、県下でも上位のほうに位置しているというところでは、評価できるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　分かりました。

それで、担当課としてそういったアドバイス的なこともやり取りをしている中で、このふるさと納税に対する評価として、そのいいと、こういったところはすごくいいですよという部分とか、逆に、改善点としてやっぱりこういうところがまだちょっと足りないですねということを具体的にこう今やり取りして、今後に向けて検討している部分というのはどういうことになりますでしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

どこ、改善点というか、その業者自体は例えば事業者の評価をどうしていくかという、これから伸ばしていくという中では、企業訪問をして、そこで企業のほうにこうしたほうがいいよ、アドバイスもするだろうし、企業側からはこんなことでこんな商品があるんだけれどもというところで、じゃそこをどういうふうなふるさと納税の中で見せ方をしていくかというような話をしながら、企業を回りながらそういうことも検討させていただいているという中で、今後、その例えばウナギであるとかマグロにつきましても、どういうキャンペーンを打っていったらどういうふうにどこが伸びていくかと。で、かなりサイトのほうも今まで以上に新しいサイトも増えてきておりますので、そこをどう利用していくかというところも今後検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　そのサイトなんですけれども、今、18サイトを利用されているというようなお話だったかと思いますが、この18サイトですね、サイトとして、そのふるさと納税サイトとしてあるところはもうありとあらゆるところたくさん出したいんだという方針なのか、それとも、一定の選定基準を持って選んで出しているということなのか、その辺の基準があれば教えてください。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

サイトにつきましては、うちのほうで委託契約をしているサイトにつきましては、寄附金に対する何％という委託の契約をしておりますので、例えば寄附金が極端な話、ゼロであれば払うお金はありませんし、そういうことでやっておりますので、サイトが例えば多いから例えば効率が悪いというわけではなくて、やはりその寄附者の方になるべく目につくようなものであれば、うちのほうはサイトのほうを増やしていって、そこでＰＲしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　分かりました。

じゃ、そのサイト、何％支払うのかという金額が多い少ないというところの一つの基準と、実際今使っている中で、利用者が多い少ないというような基準みたいなものも含めて、そのサイトの中の、そのお金かからなきゃ別に出してりゃいいというのは分かるんですけれども、サイト自体を精査している部分、精査をしたりしてはいるのかどうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

サイトを精査しているというよりは、そのサイトにいかに、そのサイトを伸ばすかということにつきましては、先ほど言った委託業者とかに相談しながら、見せ方の問題とかありますので、そういう中で、その精査するということは、精査しているという言い方になるかもしれませんが、どういう見せ方、ここを、このサイトをどうやったら伸ばしていけるかということは、常に検討しているというところでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　分かりました。

そうなってきますと、吉田町側のそのふるさと納税に参加したいよという業者の方々もたくさんいらっしゃると思うんですけれども、現状出しているところとか、新しく商品開発をしたいよという部分ではいろいろ相談ができると思うんですけれども、全く新しい業者がこういうものをやってみたいんだけれどもというようなことを相談したいとき、ふるさと納税に出したいと思ってという場合の窓口みたいなものというか、相談するところというのは、その時企画課自体になるのか、それとも商工会なりとか、そういったところでもそういった窓口があるのか。そういったこと自体を業者の方々にいつも働きかけをしているのかどうか、そこら辺の仕組みをちょっと教えてください。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

それこそ、返礼品というか、このふるさと納税につきましては、町の事業として行っておりまして、町が窓口になっておりますので、企画課のほうで新規事業につきましても受付をさせていただいて、その事業者として認定しているというところでございます。

ＰＲといいますかは、もし御相談があれば、こういうことで商品を出していきたいということであれば、町のほうに来ていただければ、うちのほうからその辺についてはアドバイスさせていただくというところでございます。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　分かりました。

そこら辺の業者、特にそういったところとは関係ない、全く畑違いのようなところとかが出したいというようなことも、いろいろ今模索して一生懸命やっているところもあるもんですから、そういったところの業者の方々なんかにもそういったシステムというか、窓口ぜひ相談してくださいねというような働きかけというか、広報みたいなものは積極的にやっていただきたいなと思うんですが、そういったふるさと納税の返礼品を扱うに当たって、小規模の業者というのはなかなか細部まで全部自分たちでやるというところが簡単ではないというような場合、特に、商品の発送とかですね。受付から発送みたいなのもポータルサイトである程度やってくれるにしても、最終的な発送なんかは大体業者がやると思うんですが、そういったものも、小規模の方々のそういったニーズをサポートできる、例えばそれをじゃそういった業者を集めて、手数料はある程度もらうにしても、商工会なり、そういった団体で発送だけはこっちで受け付けますよとかというような仕組みがもしあったりすると、もっと参入しやすいというような小規模の業者の方々もいらっしゃるのかなというふうに思うんですが、そういったそこの改善点というか、そういったところに対しての対応というのは、将来的に何か考えていらっしゃることはありますでしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

今議員おっしゃるその、前におっしゃった要は委託業者の中では、この委託業務の中に受付から発送まで全て入っておりますので、受付業務から、あと電話の苦情であるとか、あとは商品の発送であるとか、事業者の調整であるとか、それは全てこの委託料の中に含まれております。ですから、そういう手間はかからないという中で、ただ、例えば小さな小規模の業者であったりすると、例えばどういうふうに写真を載せたら見栄えがするだとか、どういう写真がいいだとか、そういうプロのアドバイスというのはなかなかやはり小規模業者だと受けにくいという中では、こういう中間業者が間に入って、そういう商品の撮影の仕方であるとか、実際に商品の写真を撮ってそういうものを載せていくとか、そういうなかなかプロモーション的なところで小規模の業者というのはなかなか難しいというところについては、その中間業者が間に入って補佐をしている、補助をしているというところでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　分かりました。

そういったことまで、ある意味、手取り足取り全部いろんなことが相談受けられて、ふるさと納税の事業に参加できるんですよと、ぜひ皆さんも商品を開発してもらって、ぜひ返礼

品としてつくってくださいと、返礼品をというようなＰＲ、そういったところまでやれるよというＰＲがもっとできれば、参加したいという小規模のお店屋さんとか業者さんなんかも増えてくるのかなと、商品開発も商品も増えてくるのかなというようなふうには思いますので、そこら辺のＰＲも積極的にやっていただければと思いますが、最後にお願いします。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

その事業者に対するＰＲというところにつきましても今行っておりますけれども、例えば新しく新規事業で参入したいというところで、例えば創業支援の、うちのほうでやっている創業支援の活動であるとか、そういう中でもこういうふるさと納税というものがあって、こういう商品であれば商品を取り扱うこともできますというところら辺は、そういう事業の中でもＰＲしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　９番、増田です。

説明書の57ページをお願いします。吉田インターチェンジ周辺活性化事業用地購入費ということでございますが、事業用地といいますと、今、町のほうで計画というか、イメージをつくっているバスターミナルのことなのかなとも思うんですが、この購入費ということになっていますんで、どれぐらいの規模なのか。イメージのうちどれくらいの割合を購入するのか。今後、その都度その都度また購入していくのか。その辺がちょっとこの金額だけではちょっと分からないんで、お願いしたいと思います。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

このインターの事業用地につきましては、５月４日の町政連絡会で出させていただいたあの絵のところが今回の対象地という中でございます。

今回、この予算として計上させていただいているところにつきましては、事前に地権者の方とかいろんな話をしていく中で、あとは、今後、バスの機能ですね、どういうふうな機能を、早期に開設したいというところもございますので、そういうところをいろいろ検討した結果、今回の用地の対象地につきましては約5,000平米になりますけれども、一番南側の下り線のところを用地買収させていただいて、そこのところを事前に進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　今、5,000平米という具体的な数字も出たわけですが、今後どう買い進めていくというのか、最終的に全部買っちゃうのか、それとも、どうしてもというところは借地でやっていくのか、その点いかがでしょう。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

基本的には、用地買収を進めていきながら事業のほうを進めていくというところでございます。

どういうふうな事業の進め方というところにつきましては、先ほどお話しさせていただきましたけれども、要はどのように、早期に開設、事業のほうを開設するのと、あとは、それによって一番効率のいい、バスターミナルとしての効率のいいやり方がどこが一番いいのかというところも検討しながら用地買収のほうを、一遍に全部というのはなかなか難しいので、それに関してはそういうものを検討しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　イメージは大体分かります。でも、年々先に行くとその土地の値段がどうなっていくのかなというのもあるんですが、今回はここの地主さんはこれくらいで売ったねと絶対漏れると言ったら失礼なんだけれども、うわさがこう出ますよね。そうしたときに、次に売る方が年が経ればちょっとずつ上がる下がるはどうなるか分からないけれども、その辺も見越して、大体これくらいという感じで今後も進めていく。今買った値段とやっぱりどうしても比べると思うんですね、今後。その点はどうお考えでしょう。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

それこそ用地買収につきましては、基本は建設課等で用地買収するのと同じように鑑定評価をいたしまして、その値段を基準に買っていくというところでございます。ただ、やはり用地の地権者の方の意向もございますので、事業に全てが今賛成していただいて、すぐ売っていただけるという家もあれば、なかなか売ってくれないという家もありますので、そこは用地交渉を進めながら進めていきたいと思いますけれども、基本的にはその鑑定評価を基準にさせていただいて、用地買収のほうを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　自治振興費、説明書58ページです。

自治振興費は、令和６年度に比べ若干の減額です。令和６年度の行政評価結果報告書には、この事情が含まれる自治会活性化推進事業についての令和７年度の方向性として、見直しの上実施で、女性登用補助加算制度について、自治会加入率につながる施策や自治会活動が活性化するための施策に対して補助金を交付する新たな制度として実施していくと記載されています。

令和７年度は従来の女性登用補助加算制度を変更するのでしょうか。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

議員からの御質問の自治振興費ですけれども、若干の金額の変更、減額というのは、グラウンドゴルフ大会が例年２回行っていたものを、どうしても猛暑でやるのが大変だということに決まりましたので、ちょっとその辺のお金がまず減額されているという事情があります。

本題の女性登用のお話ですけれども、平成27年度から10年間をめどにということでスタートさせていただきまして、令和６年度がちょうど10年目ということになっております。当町はこの制度に関して一定の評価、成果があったというふうに捉えております。これを令和７年度以降、見直しをしながら運用していこうということで、今回、見直しをさせていただき

ました。予算につきましては、前回と同様、120万という予算で計上しておりますけれども、その中の主な柱立てを、今までは女性登用ということで１本でやってきたんですけれども、今度は、女性登用のことについてがまず１本目、二つ目としては、自治会の加入率促進についての事業をやった場合にも補助を出そうと。三つ目は、自治会が自らの地域活動が自発的に進める町づくりができた場合、そういったことをやる場合にも補助を出そうと、この３本柱で補助をインセンティブ加算というものをしていこうというふうに考えました。そこでこれから女性の登用も図りつつ、私たち、それから自治会の皆様も問題意識を持って加入率を促進していこうというものも解決する。それから、第６次総合計画の目指すべき状態を達成しようということに考えました。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　そういう制度に変えていくということは、予算としては120万、従来と同じ額ではあるけれども、女性登用ということからすると、余っていたわけですね、予算が。その予算を自治会の活性化とか加入率の向上というところに目を向けるということだと思うんですが、これは先週の一般会計補正予算のときにも申したように、要するに余る予算をいかに有効に使うかということに関しては、私はいい例だというふうに思っているので、この辺はぜひ全課で広げていっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大石　巌君）　財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君）　財政管理課でございます。

やはり補助制度を予算の査定等のときにそういったところで各課のほうと話しながら、よりよい制度というのをまた構築していければいいかなと思っておりますので、そういったところはまた予算の編成等においていろいろ話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　平野です。

で、先ほどの予算の話に戻りますけれども、これ自治会にもう120万の範囲でどういうタイミングで支給していくのか、その辺説明願います。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

三つの柱があるというお話をさせていただきました。まず、女性登用につきましては、もう４月の最初には女性登用、女性が登用された数も決定されますので、そこで金額というものはある程度確定をするということになっております。女性登用の支払い時期につきましては、町内会長さん、あくまでも町内会長、自治会長と副自治会長ということになりますので、町から会長、町内会長のお支払いのときに併せてお支払いをするというふうに考えております。

それから、二つ目の加入促進につきましても、ここも４月の当初には加入率が分かって、また４月の当初には加入促進のためにこんな事業を計画して、私たち自治会はこんなことをやっていきたいという計画も出てきております。

それから、コミュニティーを活性化する事業も同じです。１年間の計画を４月のときにはもうしますので、こんな事業をやってコミュニティーを活性化したいという事業も計画でき

ています。ですので、４月の下旬に町のほうに事前に計画書を提出していただいて、うちのほうで計画書を見させていただきながら、大体補助額がこれぐらいになるということで、内示ということをさせていただきたいと思います。

それから、実際、各自治会のほうが活動が終わった後、こんな活動をした金額が幾らだったということを出していただきながら決定をしていく。で、年度内の事業の中でお支払いも完了するというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　こういう制度を設けることによって、自治会の活性化とか加入率、各自治会がいろいろ案を出してくださったと。そうした場合、パイは120というパイを維持して、その中で分配していくのか、いっぱい出てくればその120万を増額していこうというお考えがあるのか、そこはどうでしょう。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　冒頭で答弁させていただきましたが、令和７年度は今回初めて行うことですので、自治会の皆さんがどれだけ事業を計画し、どれぐらい予算を使うのかというものも、まだ私たちも経験上ありません。数年続けながら、120万の予算よりももっと大きな予算が必要になれば、またそこは予算のほうに要求していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　55ページを見てください。生活交通確保対策費です。

この中で、12番のところに新しい交通実証運行業務委託料。これですね、よく分かっているとおり、やっていただいているのが、今、平和タクシーと東海タクシーですね。

それで、ちょっと何か実際動いている人に聞いたんですけれども、言われたんですけれども、残念ながら、本社が、要するにこの委託料、この本社が吉田町の業者のところに入るんではなくて、結局、島田の平和タクシーの本社にくれた。初倉タクシーもそうですよね。

それと、以前、清掃業のときに、島田の業者を吉田町に営業所をつけていただいて、そこで多分そこと提携をして、支払いをそこにやっていたという記憶があるんですけれども、その記憶、私の記憶に対しては、正しいですか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

この今回の生活交通の関係で２業者、タクシー業者にお願いしているという中で、この二業者も吉田町に営業所を置いております。置いている中で、今回、この委託業者に委託しているというところでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　営業所、分かっています。ただ、そのときの決算、決済。要するに、吉田町からの補助金が七千何万入っていて、そしてその決済は、島田であるとか、吉田町以外にあるわけですね。そうすると、そのときの補助金に対する税、税金であるとか、そういうものに、本来なら吉田町に拠点があって、そこに決済のシステムがあれば、本来であれば

それが吉田町の町税ですかね、何だかのして反映できると思うんですよね。そういうものに関しての非常に、もしそうであればもったいないと思うんですよ。

それと、もう一つは、地元の業者、何でもそうですけれども、地元の業者がやることによって、地元がよく分かっているところがその地元の中でしっかりした安全を確保できると。そう思っては、そういうのはいろいろ見ていくと、確かにそういうことがあるんですね。その辺のそういう本社で、要するに決算が、決済ができるところを吉田町に何とか紙業があったじゃないですか。ありましたよね。そういうことができると思うんですね。そういうシステムを取ることによって、吉田町が補助金に対しての今度は実際にやってもらったときのその税の還付、できると思いますけれども、そういうものは考えはしませんか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

その今二つの業者につきましては、吉田町に営業所を有しているというところでございます。

それと、今、このデマンド交通を成立させるために、どうしてもそのタクシーの業者が必要だという中では、これはそれこそ、今、営業所を持っている二つの業者にお願いしているという中で、例えばほかの全然静岡にも吉田町にも営業所もない、何もないというところにお願いしているわけではなくて、吉田町に営業所を持っているところにお願いしている。ただ、その業者が本社が島田にあるというところについては、それこそ、何の事業でも同じような形で、それは会社の決算にもよりますので、どこでやるかというところはございますけれども、やっぱり吉田町に一番ゆかりの、ゆかりというか、吉田町に一番今貢献していただいているというところに今２社頼んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　言わんとしていることがちょっと分からないようですけれども、その本社でやるじゃないですか、決済をね。そういうものに関しては、そのところでの吉田町なら吉田町に持っていてくれていれば、吉田町に上がるわけでしょう。私はそこにあると思っています。やっぱり決済ができる、決算ができる営業所であれば、そういうものがあれば、吉田町としては非常に助かるんじゃないかなと思うんですけれども、私が言いたいことはそういうことなんです。それ、違いが、分からなければ。そういうものに関する何か感覚というか話というか、そういうのはないですか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

それこそ、どの業者が、そうすると、全ての業者が町に会社を持って、会社が全てやってくれという話になってしまいますが、その今の島田にいる業者が吉田町に例えばすぐ本店を移してやってくれるといえば、そうしていただければ一番ありがたいと思いますけれども、それはそれこそ会社のほうの関係でどういうふうになるかというのは、ちょっと町のほうとすればなかなか難しいかなとは思います。

今、この事業をやるに当たっては、それこそ、先ほどお話しさせていただきましたけれども、２種の免許があって、それを営業をなりわいにしていかなければいけないという中では、この２社が吉田町としては、吉田町に一番貢献していただいているという中では、適正であ

るというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　説明書57ページ、シティプロモーション事業費です。

小山城前チャレンジショップ運営事業委託費92万4,000円が計上されています。吉田町のホームページのお知らせに小山城前チャレンジショップ運営事業委託に係るプロポーザルについて、質問書に対する回答というのが出ていました。そこには、トレーラーハウス自体と附属設備の損傷があるということが記載されていまして、その損傷修理は町が負担するというふうに記載されていました。

この令和７年度の予算を見ますと、その修理代は計上されていないというふうに思います。その辺は今どうなっていますでしょうか。

○議長（大石　巌君）　企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君）　企画課です。

今の損傷というお話でございますけれども、多分その大規模修理、例えば修繕費を計上して、かなり大きな規模で修繕しなければいけないというものではないと思います。ただ、例えばどこかのところが少し破れたとか壊れたとかという損傷ではないかなというふうに思いますので、それはこの中の例えば需用費であるとか、そういうものを活用しながら、そういう中で対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　そうしていただければいいんですけれども、あそこはやっぱり吉田町を宣伝していくというか、アピールしていくところだと思うんですから、見た目、何かあそこちょっと破れているとか、そういうのはできるだけ見せないようにちょっと管理していただいて、やっぱりきれいな形で町民、また町外の人にアピールするようなことをやっていただきたいというふうに思いますので、そこはしっかりやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　なければ、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩　午前１０時０６分

再開　午前１０時０９分

○議長（大石　巌君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

出席議員数は11名です。

次に、２款総務費の２項徴税費から６項監査委員費までについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　72ページから74ページまでの戸籍・住民基本台帳事務費。社会保障・税番号制度に係る人材派遣委託料406万9,000円、社会保障・税番号制度に係る通知作成業務委託料283万4,000円が新たに計上されております。

この委託料はどのような業務を行うのでしょうか。

○議長（大石　巌君）　町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君）　町民課でございます。

こちらの業務につきましては、令和５年６月に公布をされました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律に基づきまして、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加される改正戸籍法が令和７年５月26日に施行されることになりまして、これにより、本籍人に対しまして、仮の振り仮名の通知書を発送することが国より定められましたので、当町におきましても対応をするものでございます。

御質問の、初めに人材派遣委託料の406万9,000円の内容でございますが、こちらにつきましては、今予定しておりますのは、人数は１人の派遣で、期間は施行後の今年度いっぱいを予定しております。

業務の内容といたしましては、戸籍に記載される仮の振り仮名の通知の発送作業や、発送後の届出の受付、電話相談、届出記載など振り仮名に関する業務全般を想定しております。こちらの業務につきましては、入札で事業者のほうを決定する予定でおります。

もう一つの通知作成業務の委託料283万4,000円につきましては、こちらも改正法の施行日以降に戸籍に記載をされます仮の振り仮名通知の作成をするための業務全般を委託するものでございます。戸籍情報システムから振り仮名に関するデータを抽出し、通知を作成します。国の仕様によりまして、例えば本籍は同じでも住所が違う場合は、それぞれに通知を発送、また、はがきで送りますけれども、そのはがき１枚に４人までの記載しかできませんので、５人以上の家族の場合は、はがきが２枚行くような、細かく定められております。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　今の答弁でちょっと気になったのが４人までしか書けないというのは、もう国が決めた制度なんですか。要するに大家族は２枚、３枚ということになるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大石　巌君）　町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君）　町民課でございます。

そのとおりでございます。国の定めで仕様書が細かく決められておりますので、そのはがき１枚に４人までの記載になりますので、それ以上の場合は２通行くような形になります。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　最初の答弁でもありましたけれども、これ、入札していくと。あとの事業も入札するということで、要するに、入札すれば、ここに予算としては上がっているけれども、これよりも下がる可能性はあるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大石　巌君）　町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君）　町民課でございます。

通知作成業務委託料につきましては、随意契約を予定しております。議員がおっしゃいますように、こちらも入札を実施すれば安くなる可能性があることは否定はできませんが、町としましては、随意契約を予定しております。

随意契約を予定する理由といたしましては、主に二つございます。一つ目は、効率的であること。今回の通知作成業務は、現行の戸籍情報システムからデータを抽出する作業となりますことから、仮にほかの業者が請け負った場合には、一旦、データを抽出した後にシステムに入れてから作業が開始されるなど、新たな業務が発生することになります。時間的にも経費的にも影響を及ぼす可能性がありますので、このため、現行システムの事業者に委託をすれば、効率的に業務が行うことが可能となると考えます。

二つ目の理由は、リスクの軽減でございます。こちらも当該システムにつきましては、現在予定しております業者のほうがシステムを構築しております。こちらにつきましても、仮に別の業者に業務を行わせた場合は、既存のシステム、運用に著しい支障が生じる可能性がございます。国は、通知書を発送する期間につきまして、５月26日の施行日から遅滞なく３か月以内に発送するということを決めておりますので、通知の作成について、速やかに準備を進める必要がございます。

先ほども申し上げましたが、通知作成の仕様が細かく定められておりますので、通知書に記載される漢字についても、現在当町が使用しておりますシステムであれば、より多くの漢字の字形を取り扱える仕様となっております。そのため、ほかの業者が行う場合は、データを移す際に戸籍に記載されている同じ文字の取扱いがない場合などございますので、本人が認識している漢字ではない通知が作成され、送付される可能性もありますので、問合せの増加など事務の効率の低下や負担の増加も考えられますので、随意契約を予定しております。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　70ページから71ページの賦課徴収費です。

賦課徴収費のコンビニ手数料の令和７年度の予算は、令和６年度に比べ75万2,000円の増です。ただし、コンビニ手数料の単価増額を想定いたしますと、17万5,000円の手数料増額ということになります。会計窓口に設定予定のキャッシュレス決済対応のレジの手数料がこの増額分ぐらいに当たるのでしょうか。

○議長（大石　巌君）　税務課長、山村加奈子君。

○税務課長（山村加奈子君）　税務課でございます。

今、コンビニ収納、手数料のお話ということで、税務課からお答えさせていただきます。

今回、コンビニ収納の手数料につきましては、議員のおっしゃるとおり、単価が上がりました。税務課としましては、この単価が上がった分も考慮しつつ、収納分見込件数を掛けまして算出しておりますので、算出方法としましては、あくまでも単価掛ける税務課としての収納見込みということで出しております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

キャッシュレスレジの導入をさせていただくのが総務課ですので、総務課からも補足させていただきたいと思います。

令和７年度から会計窓口のところにキャッシュレスレジのほうを導入させていただきますけれども、今想定しているものは、税務課の４税ですね、町民税、それから固定資産税、軽自動車税、国保税、それからあと上下水道課の水道使用料、下水道使用料、この六つを想定させていただいております。まだあくまでも想定ですので、今後レジの業者が決まった後、検討を重ねていくというところですけれども、この六つは既に納付書のところにバーコードが付されておりますので、すぐ導入可能だということになります。ここのお金につきましても、今税務課長が答弁させていただいたように、そこのコンビニ収納手数料の中に混ぜさせていただきたいと思っております。

ただ、うちのところは何件発生するのか、導入時期がいつなのかということはまだ未定になっておりますので、そこは使いながら、足りなければまた補正をかけさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　現在は、会計課の窓口でＪＡの方が出張して税金や各種公金を取り扱ってくださっていると。で、年間4,000件ぐらい取り扱ってくださっているということなんですが、キャッシュレス決済対応レジの導入の目的が職員の負荷軽減とか現金の取扱いの削減であるならば、私は町民課の証明書発行のところにまずはキャッシュレスを入れたほうが目的に近いことができるというふうに思うんですが、そのあたり、公金を先にするという理由はなんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

考え方ですので、もちろん町民課の窓口のところにキャッシュレスレジを置くという考え方も一つではあると思います。

当町につきましては、先ほど私のほうから答弁させていただきましたとおり、今使えるものをそのまま活用して何かできないかというところを考えましたので、一番お金の扱いが多いところ、会計課の窓口にキャッシュレスのレジを置きまして、そこで今付されているバーコードを使いながら、まず町民の皆さんに慣れていただくというふうに考えております。この機械が皆さんに浸透して、もう使えるようになれば、もちろん国のお金を補助金もらいながら、また窓口のほうにも数多く設置して、職員の負担軽減を図るということも検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石　巌君）　なければ、これで質疑を終結します。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩　午前１０時２３分

再開　午前１０時３３分

○議長（大石　巌君）　それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は11名です。

次に、３款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　４番、楠元です。

説明書の99ページになります。(4)児童虐待防止事業費の中にあります12節子育て世帯訪問支援事業委託料についてお聞きしたいと思います。

こちらは今年度新しく始まる支援事業でありますが、吉田町としまして、こちらのところを利用できる対象のお子様ですね、また環境ですね、そういったものはどのようなところを利用していただくようなお考えでおりますか。

○議長（大石　巌君）　こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君）　こども未来課でございます。

この事業を御利用する方の対象者ということですが、家事や子育てに対して不安や負担を抱える子育て世帯や、妊婦やヤングケアラー等がいる家庭も想定をしております。このお宅を支援員が訪問することで、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を実施することを考えております。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　楠元です。

ありがとうございます。

それで、例えば妊婦さん、生まれたての新生児のお子さんの方とかですと、今、吉田町でやっていますよしにこパッケージの伴走型のサービスもあると思うんですけれども、そちらのほうの利用を使われた方はこちらが使えないのか、その辺はどういうふうな予定でおりますか。

○議長（大石　巌君）　こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君）　こども未来課でございます。

よしにこでヘルパーサービスのほうございますが、こちらは産後１年以内の方を対象にしておりますので、それが済んだ中で、それでもまだヘルパーサービスが必要だという場合につきましては、計画をもってこちらのサービスを使わせていただくような形になります。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　４番、楠元です。

そうしますと、両方をもし必要とされるような方がいらっしゃったら両方が使えるようなサービスなのかなと今認識したところでありますが、町のほうも、保護者の方が安心して子育てをできる環境づくりとして、こういった新しい事業がございますので、これをどのように周知というかされるのか、またちゃんとこの支援の業務を使ってほしいような方にどのように伝えていくのか、そのあたりをどのように考えているかお願いします。

○議長（大石　巌君）　こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君）　こども未来課です。

こちらの事業につきましては、家政婦さんといったようなサービスではなくて、必要な方にサービスを届けたいと考えておりますので、保健センターで研修を受けて、その中で気になる御家庭ですとか、支援センターで利用されているお子さんお母さんたちの中で、この家は少し支援が必要ではないかといった公的支援が必要な方について計画をつくらせていただきまして、サービスを使わせていただくという形になりますので、広く広報してというよりは、必要な方を必要な場面でサービスにつなげていこうと考えております。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　４番、楠元です。

周知のほうはそんなにはされない中でも、確実にこういったサービスを利用していただきたい方をぜひ漏れなく、町のほうもしっかりそういった方を、いらっしゃったらすぐに支援していただくような体制をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　説明書92ページから93ページの地域生活支援事業費、この地域生活支援事業費は、令和６年度に比べ567万3,000円の増額になっています。そのうち、日常生活用具給付金が対前年比443万2,000円の増額で、1,216万6,000円になっています。この増額理由は何でしょうか。

○議長（大石　巌君）　福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君）　福祉課でございます。

この日常生活用具給付費の増につきましては、令和６年度、今年度につきましても、補正をこのたび上げさせていただいておりますように、この日常生活用具給付のうち、ストーマの増設といいまして、直腸機能、それから膀胱機能の障害によります人工肛門等の増設者が増えているということで、申請者が増加している状況にございます。それから、紙おむつ等の助成の申請者の増も見られております。

それに加えまして、この制度につきましては、日常生活用具給付等事業に関する県のガイドラインに準じた形で町の制度も行われておりますので、その県のガイドラインの中で基準

額等が増額になったという改正が行われておりますので、町もそこに準じまして、基準額等の見直しを行った結果、予算額が増額というふうになっております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　この事業の財源内訳を見ますと、対前年比国庫支出金が771万3,000円、県支出金が380万円の増額で、一般財源が584万の減額になっています。町にとってはお得な財源内訳だと思うんですが、これはどういう事情でこういう結果が生まれたのでしょうか。

○議長（大石　巌君）　福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君）　福祉課でございます。

この国庫補助金、県補助金につきましては、主にそのうちの地域生活支援事業費補助金の増額が増額の主な要因になっております。この補助金につきましては、先ほど、予算の日常生活用具給付費の増が主に関係していることになるのですが、この地域生活支援事業費補助金の対象事業の中の日常生活用具給付費の増によりまして、対象経費自体が増となりました。それから、この地域生活支援事業費補助金につきましては、国の予算内において国庫が２分の１以内、県費は４分の１以内という制度でございまして、その国の予算によってその年度の各市町村の内示額が変わってくるものになります。

令和７年度の予算計上に当たりましては、令和５年度の補助率が直近の明確に分かる数字でしたので、その国庫補助金の率にしますと、42％という率を対象経費に掛け合わせて計上をしておりますので、その前年、６年度の予算につきましては、令和４年度の実績が国庫補助金の補助率が20.4％、こういった少し変動性がある補助金になっておりますので、予算計上時には今の歳出から分かる数字と国の分かっている補助率を掛け合わせた結果、国庫補助金、県補助金とも増額というような結果になりました。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　103ページから111ページの保育所費、そのうちの各保育園運営費において、給食調理業務委託料について、この施策は令和５年度にさくら保育園、令和６年度はさゆり保育園でも開始いたしました。この給食調理業務委託料について、令和７年度はほかの保育園では計上されていません。その計上されていない理由は何でしょうか。

○議長（大石　巌君）　こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君）　こども未来課でございます。

令和７年度につきましては、議員おっしゃられる給食調理業務委託料については、予算化しておりません。その理由につきましては、１番の理由は、令和５年、令和６年につきまして職員不足を補うためにこの業務委託のほうをさせていただきました。令和７年につきましては職員の確保ができておりますので、直営の職員で賄えるということで、令和７年は委託の予定はございません。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　今、答弁で、その職員不足ということでさくらとさゆりで開始したということですけれども、この給食調理業務を委託するということによって、町にとってメリ

ットとかデメリットとか、そういうものはあるんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君）　こども未来課でございます。

メリット・デメリットということですが、委託をしましたところ、２年間委託をしましたところ、民間からのノウハウといったものを取り入れることができました。どんなものかといいますと、もちろんお家で調理するのとちょっと違いまして、大量調理となりますと、なかなか品質の管理や購入についての工夫が必要なところですが、民間でやっていただいている購入方法等をお聞きしまして、民間が入ることで業務の効率化が図られることができました。そのほか、メニューのマンネリ化といったものが今まであったんですが、そういったところも新しい風が入りましたところで、献立メニューの幅が広がっております。実際には、委託業者から令和５年度にメニュー化されたものは26品ございました。令和６年の提案をしていただいたのは30品目となっております。その民間から提案されるものも多いんですが、それに触発されまして、直営の給食室のほうからも令和６年度は新しいメニューの提案等もございまして、もともといた職員にとっても新しいことができるようになったというところです。

もう一つ大きなところですが、味見当番というのはどの園でも開催されるようになりました。内容は、給食を提供する前に、当番になったお子さんに給食室に来ていただきまして、給食に使われた食材の味見をしたりですとか、食感を味わっていただいたりして、その内容を今度クラスに持ち帰っていただいて、報告したり発表したり、クラスにいるお子さんから質問も受けたりしながら、自分の感じたところを語源化して表現をするといったことを行ってこられました。そうすることで、子供さんが食へ興味を持つということもできました。コミュニケーション力を高めることもそうですが、食育から保育へつながるようなこともやっていただいております。こういったものも委託の者から声が上がったものなんですが、直営の給食室につきましても同様に工夫をしまして、どの園でもこの味見当番というものもやり始めているところですので、大きくメリットのほうはあったところです。

デメリットにつきましては、委託をしますので、費用的にはやはり少しかさんでいるといったところがデメリットになります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　９番、増田です。

99ページの公有財産購入費と施設用地購入費についてなんですが、これは過日、鑑定費だとかというところで、大体場所であるとか使う目的というのは示されてございます。そうした中で、今回、購入費という形で出てまいりました。これが確実な額になっていくのか、どこかと競争して、まだほかが入ってくる可能性があるのか、これは上限だよという形での提示なんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君）　財政管理課でございます。

こちらについては、当然、相手方がございますので、基本的には鑑定評価等をした中で、基本的に言ってしまえば、予算上はこれがアッパーにはなります。ただ、今後、交渉の中で

また違うものが出てくれば、当然もっと多くなる場合には補正という形にはなるかと思いますが、基本的には、今、この金額で行けるじゃないかというふうに踏んでおります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　そうした中で、利用目的があって、で、非常にそこが利用目的に適した場所であり、早くにそこを開設というかしたいというのが一番あると思うんですよ。そうした中で、購入費は上げているのはいいんだけれども、当然、改修であるとか設計であるとか、その先の部分があると思うんですよ。それをこの年度内にできないから上げないのか、買ってもいないのに勝手にそんなことできないよという考えなのか、でも、物によってはある程度やっているものもありますよね。設計とか何とかって。確実に買っちゃったものしかやっていないのかちょっと分からないんだけれども、そう思うと、その辺ももう年度内にもしやる予定があるんでしたら予算としてのっけていったほうが、後で補正でやりくりするよりもこれくらいかかるんじゃないかというところで持っていったほうが分かりやすいと思うんですが、その点どうお考えでしょう。

○議長（大石　巌君）　こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君）　こども未来課でございます。

この予算に上げてあるということなので、議員御承知のとおり、子供の関係の施設を検討しているところです。

議員おっしゃるように、早めにどんどんやれるものはということだったんですが、この物件につきましては、この金額等を見ていただくと分かりますように、議会の議決に付さなければならない事案になりますので、まずは議会を通して、その後建物についての改修が必要な、まずは購入ができていないことには改修が必要なのかといったところも予算化できませんので、議決をされた後ですね、どのようにして速やかに事業が展開できるかといったことを検討していく予定でおりますので、あと、できるだけ財政的な部分で補助金がもらえるような姿勢も取りたいと思っておりますので、うまいタイミングで予算が取れるようなことを考えております。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　そうすると、スケジュール的には７年度から８年度にかけてというところ辺で考えているというところでよろしいでしょうか。

○議長（大石　巌君）　こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君）　議員御質問は、事業がスタートするところのお話でしょうかね。７年度中に改修が出来切るとも限らないので、７年度に事業がスタートするとはちょっと考えておりません。それ以降につきましては、取りあえず、予算議決しない限りははっきりとしたところの設計ができませんので、まだ７年、８年先といったように考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　115ページ、子ども会育成連合会助成事業費です。

この補助金40万は、毎年同額で計上されております。町はこの子ども会育成連合会の育成

ということについては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（大石　巌君）　こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君）　こども未来課でございます。

この子ども会といったものですが、子ども会連合会に対して支援を行っておりまして、子供たちが地域に根づいて生活、楽しく成長できるようにという意味で、指導者や育成会に対しての補助金、相談事業のほうを行っております。

子供の数の減少とともに会員数も減少しているところですが、町としては必要な事業と考えまして、継続して支援が必要だと考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　町は、子ども会育成連合会に一応補助金を出していると。その育成会が子ども会をちょっと面倒見ているということだと思うんですが、その子ども会というのは私が考えるには、１年生が入ってきて６年生と知り合い、その１年生が６年生になったときに、また新しい１年生を迎え入れていく。よく考えると、その子を中心にすれば、下５歳、上５歳、その10歳の間の子供たちと親しくでき、１年生として入ってきたときには協調性を学ぶとか、上級生になればリーダーシップというものを学んでいけると。いろいろ子供の親御さん、保護者とも知り合えて、安全性とかいろんなメリットはあると思うんですよね。だから、そういうことに関して、やっぱり育成会を通して、もっと子ども会、子供が減っているというのも事実だけれども、そこを活性化させていろんな活動をやっていただければ、その子供たちはいい環境で育っていくと。それは強いて言えば、吉田町に子供を増やすよう、あそこはいい子供の施策をやっているので吉田町に行こうかというような発想が生まれるかもしれないので、やっぱりその子ども会をどうしていこうかということはやっぱり子ども未来課ですからね、そういうことを考えて、補助金だけではなくいろんな施策を打っていくというようなことをお考えにはならないでしょうか。

○議長（大石　巌君）　こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君）　こども未来課でございます。

議員おっしゃられるように、いろんな活動をすることで子供たちがいろんな体験をすることができるわけなんですが、今、役員を引き受ける者も少なくなっているような状況です。いろんな活動をすることが役員に負担になっているということも聞くものですから、役員が負担にならず、できるだけ会員を維持しながらいろんな活動ができるにはどうしたらいいのかといったところを役員さんと話す機会を持たせていただいている中、あまり活動をたくさんやり過ぎると役員困ってしまうということを聞くものですから、卵が先か鳥が先かなんですが、最後に役員さんと話をしますと、役員をやってよかったよといった声を、私たちに対して言ってくれているので、そうなのかもしれないんですけれども、いろんな役員でいろんな場所へ出ることが負担にはなるんですが、いろんな人と知り合える、いろんな活動を役場でやっていることが分かるよといったことで、役員はやってよかったなという意見をいただいたりします。自分の子供さんが子ども会に属していても参加しなかった事業なんかも自分が役で出るので、一緒になって参加することで、こういう児童館の活動があるんだなとか、そういったことも子供自身も分かったりすることもあるということなので、役員は大変だろうけれども、そこは私たちも支援するので、できるだけ役を続けてみんながやってもらえる

ようにしてくださいねというお話をコツコツと積み上げていくことを今実施しているところです。良さといったところも実際の方たちからは分かっていただいているので、それを今度また次の世代へもつなげて、自分でも伝えていただけるようにお願いをすることで、子ども会活動を少しでも持続させるようにできたらと思っていますので、議員おっしゃるように、補助金の手続についてもうちのところでお手伝いはするんですけれども、お金だけではなくて、そういった支援のほうも続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　役員なり手がないというのは私も聞いて、でも今課長がおっしゃったように、やってみたらいろいろ勉強になる。それを信じるならば、最初のスタート、この役員になるギャップをいかに減らすかというところになると思うんですが、実際役員をやっている方から言われたことですけれども、何か役員やったらメリットないのかと。メリットというのは、そういう最終的に学びとかじゃなくて、何かいいものないのかという話なんで、そういう話も最初のステップを下げるためにやると、こういうことがやれるよとか、もらえるよとか、何かそういう、正直言って、もらえるいうのはないよと言っておきましたけれども、何か何がしかメリット、本人にとってこういうメリットというものが提示できれば、もうちょっと役員やってもいいかなと思うようなことになるんじゃないかなと思うんで、その辺はどうでしょうか。

○議長（大石　巌君）　こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君）　こども未来課です。

議員おっしゃられるように、何かもらえるといったものは実際にはないんですが、形でもらえるものはないにしても、子ども会活動と児童館とこのようにつながっているよ、児童館は18歳までこういうふうに使えますよということで、役員決めの場面等で少し活動について説明をさせていただければ、議員おっしゃられるみたいに、役員になってから終わるまでの間のギャップを少しでも縮めて、最初から前向きな気持ちでやってもらえるのかと思いますので、役員を決める段階のところでメリット等を説明させていただこうと考えます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　なければ、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩　午前１１時０１分

再開　午前１１時０３分

○議長（大石　巌君）　それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は11名です。

次に、４款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　124ページから125ページの地球温暖化防止対策事業費。

地球温暖化防止対策事業費補助金は、ここ数年、50万円です。令和６年度行政評価結果報告書には、地球温暖化防止事業対策について、令和７年度の方向性は見直しの上で実施、一般家庭における二酸化炭素排出量の削減のための新たな補助事業を実施すると記載されていました。

７年度の予算に新たな補助事業は反映されていないように思いますけれども、なぜその新たな補助金というのは今令和７年度ではできなかったのでしょうか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

今、平野議員の御質問の新たな事業というところでございますが、現在、既存住宅におきまして、太陽光発電機と蓄電池の同時設置したものに対して、申請者に対しまして10万円の補助を行っております。

令和７年度も引き続きそれについては実施をしていく予定ですが、同じ予算の中で、来年度、令和７年度につきましては、蓄電池のみの設置のお宅に対しても補助を行っていく方向で今検討しております。

実際またその蓄電池を設置するに当たりまして、また財源等、ほかの国の補助金であったりとか、そういったものも探しながら、令和７年度中には実施していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　僕、これの財源内訳を見ると、町単だと理解しているんですけれども、それであれば、町の考え方次第で補助金はどう出すかというのは設定できると思うんですけれども、それをやるためには補助金を必要としているというお考えでしょうか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

都市環境課としましては、単費でも行っていきたいというふうに考えています。それは実際、今、太陽光のセットで補助金を出しておりますが、実際、満額使われる年ばかりではないというところではございますので、住民の方の利便性を向上するために、蓄電池のみを設置もちょっと検討していきたいというふうに考えています。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　新たに確認しますが、令和７年度からは蓄電池のみでも補助金を出すように、今、７年度中には考えると。逆に、太陽光に関しては、それは考えていない。新築で建てる場合はセットみたいなもんですから、それは考えていないということでよろしいでしょうか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

やはり新築住宅にはＺＥＨという形で国の補助がある中で、今、町のほうでは考えていないということで考えています。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　私も今、同じことを聞こうと思いました。124ページ、地球温暖化事業。

これ、前回の委員会で確認をしたんです。そのときの課長の回答です。この具体的な内容はということをお聞きしたときに、内容は、町の公共施設に係る太陽光発電といった再生可能エネルギーの利活用。それと、エネルギー構造高度化等に資する調査事業費を実施するための委託料である。

それで、私としては、非常に大事なことだと思っています。地球温暖化の防止、国の政策にはぴったりだし、もう待ったなしですよね。実際には、新聞の記事で、今月かな、見たんですけれども、もう地球は0.5ミリ海面上昇していると。ところが実際にはその半分くらいを計算してですが、もうそこまで行っているという中で、この事業って物すごい大事なことになってきていますね。それで、ちょっとお聞きをします。

この中に、まずどういうものを対象とするか。公共施設の可能性のありますよね。で、公共施設、洗い出しをして、効率のいい施設でやっていくということで、公共施設の中から探し出す。ところが、洗い出して、公共施設が何がいいか悪いかというのを基準というのはなかなか難しくて、対象とする町の公共施設について、対象と考えている公共施設。恐らく、本当はありとあらゆるものがあってほしいんですけれども、事情を考えるとね。その中で、その町が考えている選択する公共施設、それはどういうようなものを考えていますか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

町の公共施設、校舎であったりとか庁舎であったりとか、そういったもの、基本的には対象を全てにしたいというふうに考えておりますが、実際、予算の範囲内ということもありますけれども、その対象と範囲とするものが太陽光として屋根に設置ができるかどうかというのをまず基準になろうかと思います。実際、耐震であったりとか、そういったのも含めて、最終的に設置ができるかどうかというのを判断していかなければいけないというふうに考えていますが、基本的には全部の施設が対象になるというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　山内です。

今、屋根に、平らなところに、ところが、ここにペロブスカイト太陽光電池って知っていますよね。それは屋根関係ないですよ、本当に。例えば、時計の周りにくっつけて太陽光を発電できますと、窓全体ができますよと、そうやっていくと、そのエネルギーを有効に使うためには、公共だけではなくて民間のちょっと大きな会社にお願いをして、そこで発電をしてもらって、それを利用してもらうとか、そういうことは当然考えてくると思うんですけれども、その辺のもっと発展したというか、大きな意味での太陽光、この予算というのは考えるべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

議員のおっしゃるペロブスカイト、発電機につきましては、壁であったりとか、軽量の分

だけ、そういったところにも設置をしたりとか、ガラスの代わりにそういったものを設置ができる、こちらも把握はしております。

そういう中で、先ほども申し上げました調査の中でどこまでできるかという部分はございますが、まずそういった資料を見ていくと、まだ一般的には広く普及しているものではないというところがございます。そういった中で、試行的にやっていくという市町もございますが、そういったところも含めて検討できればというふうには考えています。

ただ、今のところ、それをもうここにやりますというところまでは検討できていないというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　こういうのあった、これ、ペロブスカイト。日本の科学者が発見をして、もうめちゃくちゃ権利を取られているのは中国ですね。ほとんど中国がやっています、ペロブスカイト。それと、例えばこれってこの周りにつけても発電ができると。それはですね、ぜひそういう吉田町にそういうものをつくることによって、恐らく吉田町の地位とか知名度とか上がると思うんですよ。それも大事なことだと思いますので、ぜひやっていただきたい。そうして、その後、もし調査をしてやっていくとすると、何件ぐらいを予測していますか。公共施設。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　その全施設に設置が完了するのがという意味で、何年ぐらい。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　今、この委託料の中での計画をしている件数です。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

実際、今現在、その太陽光発電を公共施設に設置していつまでにつけるという計画もない中で、どういった施設がどういった形でつけるのが適当なのかというところを判断していきますので、その計画につきましても、今度の委託調査でやっていければというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　今、吉田町の体育館て、ほとんど丸い、あれは私ももっと発達して、そして建物の瓦の代わりにできるんであれば、設計の中で全部やろうと思っています。実際、東京都は、住宅に関しては100％、小池知事は表明しました。そのぐらい大事なことだと思うんですよね。

その中で、今言ったどのくらいの計画性を持っていくか。時間的な計画。そういうのを計画を、希望的な観測というのは持っていますか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

実際、これからの調査という中で、建物自体にまず太陽光発電が設置できる屋根なのかどうかという、じゃできないとしたら、どういうふうに設置をできるかという太陽光以外の部分でもかかってくる費用というのが考えられると思っています。そういう中で、費用のこと

もそうですが、期間的なものも含めて考えていければと思っています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　一つだけ、最後。

例えば浄化槽についています攪拌する、何ていうんですかね、浄化槽で空気を送るやつの。度忘れ。

〔「ブロアー」の声あり〕

○８番（山内　均君）　ブロアー。エアーを送れるブロアーね。ブロアーのずっと思っているのは、あの電気というのは、恐らく小さな太陽光で24時間ずっとできるはずなんですね。要するに、地震であるとか、非常にその後の避難とか、そういうのに有意義だと思うんですよ。ぜひその辺も含めて、ぜひこのやつは国のもう待ったなしの政策と思いますので、これからだんだんずっと聞いていきます。そして、恐らくこれが何年後には恐らく何十億という金になると思うんです。その辺を踏まえながら、実際、できるだけの早い形でやっていっていただきたい。吉田町を価値を上げるために、ぜひその辺は考えていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

実際、体育館であったりとか、災害のときにもそういった太陽光が生きてくるというふうに感じていますし、それが天気が悪くても電源が使えるよう、例えば蓄電池の設置であるとかということも、防災上必要なことであるとすれば、そういったことも検討しなければいけないというふうに考えていますので、そういった中で計画的にやれればと思っています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　１番、大石です。

123ページの３目の犬猫等死体収集運搬委託料なんですが、これは昨年度の予算から比べると、半額以下に大変減額されております。この金額の説明をお願いします。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

こちらの犬猫等死体収集運搬委託料につきましては、実は令和５年度から委託をしている業者のほうで、人員不足のところからちょっと毎日はできないということで申告がありまして、当初はもうできないというふうに言われたんですが、ほかの業者さんを探したところ、なかなかやっぱりやり手がいないという中で、継続してやっていただいている業者さんにお願いをして、実際、土曜日と隔週で日曜日については、職員のほうで対応しています。そういった中で、令和５年度の実績を見ながら、令和７年度につきましては減額をした中で、委託料をつけさせていただいています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　そうなんですか。私はもう犬猫のそういうのが減ってきて、環境がよくなってきたもんで、予算もそこまで必要なくなりましたと、昨年実績とか見てくるととい

うようなお話だと思っていたんですが、全く違うということなんですね。

ということは、今の説明でちょっともう一回重なるかもしれませんが、業者の方々と職員の方々がやられて、一応、毎日やれるということですか。それでも毎日はできないということなんですか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

年末年始で対応できない日はございますが、基本的には毎日対応させていただいています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　大変ですが、そこのところ、うまくしっかりやっていただければなというように思います。

これはこの収集の中身なんですが、その傾向として、多分、犬と猫が主だと思うんですけれども、この割合的なものというか、そういうの傾向みたいのは近年あるんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

それこそ、基本的には分かるものについては全て、猫であったりとか、犬であったりとか、鳥であったりとかというのは、全て把握をしています。そういう中で、最近、猫については減っている状況です。ただし、タヌキであったりハクビシンであったりというのが増えている状況です。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　分かりました。

吉田町もこの猫の避妊とかというところにもしっかり大きい予算をつけて、対策を講じているところではありますので、そういった意味で町民にも広く理解をしていただく必要もあろうかとも思いますし、先ほどの答弁で大変職員の方もやらざるを得ないような状況があるということですので、大変かと思いますが、しっかりやっていただけたらと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

12番、蒔田昌代君。

○１２番（蒔田昌代君）　12番、蒔田です。

説明書の121ページから122ページにかけて、感染症予防費についてです。

その中の19の帯状疱疹ワクチン予防接種費助成金です。制度改正で定期接種になったんですけれども、定期接種になったことで、接種の方法とか回数とか、特に変わったところとかというのはあるんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　健康づくり課長、門田万里子君。

○健康づくり課長（門田万里子君）　健康づくり課でございます。

当町では、以前から任意接種を行っております。この７年度から定期接種化されるわけですけれども、今度定期接種化されることによって、今までの任意接種は対象が50歳以上の希望する方が対象だったんですが、今度定期接種になりますと、その年度中に65歳になる方が対象になります。あとは、それと、60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルス

により免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方が対象となります。

ただ、令和７年度につきましては、その上、65歳以上の70歳、75歳、80歳といった５歳刻みの方も対象となります。これは、５年間の経過措置という扱いになります。そこの対象者が変わるということ。それについては、任意接種の今まで行っている50歳以上の希望する方、この方も、今のところは２年間ぐらいを予定しておりますが、継続をして行いたいと考えております。

あと変わるのが、任意接種の場合は、接種を御本人が受けていただいて、後で償還払いという形で、生ワクチンは4,000円、それから不活化ワクチンは１万円、１回につき１万円を町が補助をするという、扶助費という形になっておったんですが、定期接種になりますと、町の負担もそうですけれども、自己負担額を設定すると。で、接種費用が一律に同じ形になるということで、生ワクチンについては自己負担額を4,700円、それから不活化ワクチンについては１回が１万1,900円。この不活化ワクチンについては、２回接種になっておりますので、これを２回分という形になりまして、これは年度当初に予診票とか通知を節目の年齢の対象になる方に通知を送りまして、その予診票等を持って医療機関に行っていただいて、自己負担額のみを払っていただくという形になりますので、対象の年齢が変わる、それから自己負担額が変わる、それに伴う支払い方が変わるということになります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　12番、蒔田昌代君。

○１２番（蒔田昌代君）　今、対象年齢等が変わる、ワクチンの今回変わるところは、定期接種に変わることで対象年齢とか自己負担額が変わってくるということなんですが、これはやはりその接種をする人に、この当てはまる方には全員町から接種券なり、そういったのを発送するということになるということでよろしいでしょうか。どうでしょうか。

○議長（大石　巌君）　健康づくり課長、門田万里子君。

○健康づくり課長（門田万里子君）　健康づくり課でございます。

ただいま、対象者で65歳以上の５歳刻みの対象になる方につきましては、全員通知と予診票等をお送りしたいと考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　12番、蒔田昌代君。

○１２番（蒔田昌代君）　12番、蒔田です。

今回のこの予算は260万なんですけれども、令和５年度の任意なんですけれども、そのときの接種状況を見て、やっぱりワクチンのこの接種状況というのは、町はどう評価しているか、考えているかというのは、状況としては、皆さん関心が高いのか、そういった町としてはうまくいっているという思うのか、そういったところはどういうお考えでしょうか。

○議長（大石　巌君）　健康づくり課長、門田万里子君。

○健康づくり課長（門田万里子君）　健康づくり課でございます。

実績としまして、今年度、こちらが３月の当初時点、３月３日時点で、154人の方が受けていらっしゃいます。これが完全に今任意接種ということで、御希望する方だけになりますので、これが多いか少ないかと言われると、もう少し希望者あってもいいのかなとは考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　よろしいですか。

○１２番（蒔田昌代君）　はい。

○議長（大石　巌君）　ほかに。

８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　127ページを見てください。公害対策費です。

その中の12の項に環境調査及び分析調査委託料、これについてお聞きしますけれども、この分析調査する場所、エリア。恐らくどこかで規定があって、決まっていると思うんですけれども、このずっと見ていって、調査する場所というのはもうほとんど固定化されていますよね。その辺はどうなんですか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

基本的には、固定化をされています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　今、吉田町が環境、地域によって本当に変化しますから、そうして、いろんな商業施設ができたことによって、車の流れ、要するに、外から入ってきますよね。そのときに、その流れの中の当然CO_2であるとか、そういうものの濃度であるとか、環境の騒音であるとか、そういうのはもうその場所を変えて、場所を変えてというよりも、適宜、ここはどうだろうと、そういう感覚を持ってやっていただかないと、この環境が固定された部分だけではなくて違うところで起きている、要するに、環境調査というのは、吉田町全体をどうするかという話だと思うもんですので、その環境に関して敏感に場所を特定していくとか、想像していくとか、そういうことでやっていかにゃいかんと思うんです。その辺は計画として持つ必要があると思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

まず、定点的にやはり調べなければいけないというところというのは、実際やっていかなきゃいけないというふうに考えています。新たな環境について、どういったところができるかといったときには、例えば交通量が変わったところで騒音調査であったりとかというのは考えていかなければいけないというふうに考えています。

ただ、実際、令和５年度から一旦騒音調査は停止している状況がございます。というのは、実際川尻会館等の前でやっていた騒音調査だったんですが、実際もう交通の流れが変わってきている状況がありましたので、一旦、騒音調査については、今現在停止をしております。ただ、今後、必要な状況に合わせて、そういった調査等、必要な調査等をやってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　ちょっと具体的に言っちゃうと、吉田町、神戸の地域が本当に危険なくらい変わっています。それを含めて、ぜひ、周りの方に聞くと、大体分かるんですよね、どこが騒音が多いとか、環境悪いとか。いろいろとその環境部分というのは敏感にやっぱり考えていかないと、後ではえっという具合にはいきませんので、ぜひその辺は十分な調査を

していただいて、そしてやっていきたいと思います。していただきたいと思いますので、その辺はどうでしょう。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

調査の内容については、毎年Ｄシートのほうで掲載させていただいてありますが、もしそういったこういったところがということであれば、また御相談いただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　124ページのごみ減量・リサイクル推進事業です。

この事業の予算額は441万円で、令和６年度に比べ約400万の減額。この要因は、チップ堆肥化業者の変更によるコストダウンというふうに聞いております。

しかし、昨年度の一般質問の町長の答弁で、鹿児島県大崎町を視察して、ごみに対する町民の意識や行動を目の当たりにして、当町でも来年度ぐらいからある自治会もしくはある町内会をモデルにして、補助金を出して一度やってみようと思うという趣旨のことを述べられております。

しかし、予算を見ると、その補助金というのは計上されていない。このモデル地区のその形成の進捗状況はどうでしょうか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

こちらのモデル地区につきましては、最初は、令和６年内に職員のほうで行かせていただきました。そこで、こういったのを見てもらうというのを決めた上で、今年の２月に入りまして、モデル地区に指定をさせていただきました北区の自治会の役員の方に行っていただいています。

そういった中で、今、感想等を提出いただいて、それを取りまとめを行っていますが、今後、自治会の役員さん含めて、どういったことができるのか。実際、大崎町につきましては、焼却場がないという町という成り立ちの中で様々なものを分別していると、資源化を行っているという状況がございます。そういった中で、住民の方々と協議をしながら、どういったことができるかというのを含めてやっていきたいと思っていますが、今、まだこれからそういった協議を重ねてまいりまして、モデル地区でやるべきことというのをまず一旦決めていただいてというように考えています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　今のお話ではモデル地区というのは、令和７年度はちょっといろいろ調査やって、開始するのは８年度ぐらいという話なのか、令和７年度でも補正かけてそういうのをやっていくと。それは、今のお考えとしてはどちらでしょうか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

実際、その協議の中でどういったことができるかというのを決めていきますが、例えばそ

の回収に当たって業者にお願いをしたりとかというようなお金が発生する場合については、その補正をやっていかなければいけないのか、当初で上げていかなければいけないのかというのを見極めながら決めていきたいと思っています。ただ、どういったことをやっていくかというのは、早々に協議をしてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　この施策というのは、私、いい施策だと思っていて、このモデル地区を基点として町内に広げていくということは、ごみ減量リサイクルに有効なことだと思いますので、ここは時間かけずにしっかり調査して、できるだけ早く進めるということでやっていただきたいと思います。お考えありますか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　はい、なるべく時間をかけずにやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　９番、増田です。

今と同じページなんですが、18の事業かな、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金ということで、150万毎年のように。もうこれこの事業が始まって10年過ぎましたかね。もう12年くらいやっていますよね。で、成果はどうだといったところで、まず上がってこないと思います。そうした中で、この要綱として、一つの団体ですよね、団体に補助金を出すという形で来ております。この十数年の間、その団体の数というのは増えたのか、まず。というのがあるし、その団体の活動というのが、ここいっとき非常に活発にやってお金あって、補助金も多く出しているときがあったんですが、この10年の変遷の中で、今後もまだこれ要綱も変えずにやっていくのかというところが非常に疑問があります。

というのは、私の知り合いの中でやっぱり猫が好きで、その辺にいる猫を捕まえて、捕まえてと言ったらおかしいんだけれども、もちろんその方も飼っているんだけれども、やっぱり不妊というか、避妊と去勢、物すごい高いんだってね、今。手術してもらうのに。で、Ｖ字カットしてもらう。その方は個人で、個人なんで、別にそういう団体があるのも知らなくて、やっているよ。そういう団体に入れば、その人と一緒にやりゃ安く、安くというか、補助金もらえるんだね、何か不公平じゃないみたいな話になったですよ。その団体自体もじゃどういう活動をされていて、この人を増やすとか、そういう方いるのが多分猫仲間というのか知らないけれども、そういう中で情報はあると思うんですよ。その団体自体が今どうなっているのかもよく分からないんだけれども、活性化してどんどん人が増えているのか縮小しているのか分からないんですが、その辺のチェックというのは当然やられているということで、何かあればお願いしたいと思います。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

申し訳ありません、10年、その始めた頃の団体数というのは、すみません、今ちょっと資料にないもんですからお答えできないんですが、私が聞いている限りでは、もともと２団体、途中まであったというふうに聞いています。今、実際活動されているのは１団体ですが、そ

の１団体につきましては活発に活動していただいています。ただ、人数が増えている減っているというのは、すみません、今把握はしておりませんが、活発にやっていただいて、この補助金については対応していただいているというところでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　そうした中で、ここ数年150万というような。ここのところの物価高もあって、多分上がっているんですよね、その手術料。そうすると、その団体の方々は打ち止めというか、150万補助金がもらえる分はやるけれども、それ以上はやらないのか、それとも、それ以上やっていて、で、補助金分はこれで賄っていますよ、そういった情報というのを持っているんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

実際、その150万毎年満額やっていただいている、そのできる限りのこの活動はしていただいているというというふうに考えています。

その団体の中で独自だけでやっているかというのは、そこは、すみません、把握していません。ただ、実際、その地道な活動が先ほど報告させていただきましたとおり、猫の死体回収が前にも報告させていただいていますが、年々減っているというような状況がございます。実際、猫の死体処理件数が平成26年でいうと194体、猫だけでありました。令和５年度が63体まで減っています。さらに、令和６年度、今、３月５日現在でございますが、46体というところまで減っている状況がございます。これが地道に活動を続けてきた成果というふうには捉えておりますが、実際それに限った話ではないもんですから、実際の数は猫の数は分からないんですが、確実に死体回収で減っているという、その徘徊している猫が減っているんじゃないかという推測はできるかというふうに思っています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　その死体というかね、それは減っている、それはすごくいいことですよ。だから、それイコールその活動に結びついている、何をもってそうして、毎回言うんだけれども、統計上そういうふうになっているんだったら、その辺で亡くなっている猫が減ればその地域にいる猫は減っていますよというデータがあっての話なのか、その辺が非常に曖昧なところがあると思います。まあそれはいいです、置いておきます。

とにかく、その団体に入らないと、やっぱり今の条項というか、補助金の要件ね。だから、そこはちょっと考えていく時期かなと。この補助金を始めるときもいろいろあって、いろいろ話はしたんだけれども、やはりその獣医さんのほうに補助を出すというのもほかの自治体なんかやっているところありますよね。そうすれば、どなたが捕まえて持っていっても、獣医さんのほうでその分安くというか、減額してできますよ。結局、その会の人たちって、前、以前聞いたときは、本当に安いところを探してとんでもないところまで行って、その手術をしてくる。で、今の状況だと、それこそ、ガソリン代はかかる、それ以外の費用が物すごいかかるわけですよ。それよりも、近くの獣医さんでできて、それなりの金額になるような補助金。そっちのほうがよっぽどのこの使えるというのか、いいんじゃないか。だから、もうそろそろそこの要綱というのか、補助金要綱、考え時かなと思うんですが、今年度はもうこ

れで行くしかしようがないと思うんですが、その辺の検討というか、考え方。どうでしょう。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

議員のおっしゃるとおり、経過して十数年たっているという状況がありますので、その要綱を一旦近隣の市町と比べながら、一旦ちょっと研究していきたいと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　なければ、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩　午前１１時４０分

再開　午前１１時４２分

○議長（大石　巌君）　それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は11名です。

次に、５款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、河原崎昇司君。

○１１番（河原崎昇司君）　河原崎です。

１点お伺いをいたします。ページ134の職業訓練校補助金、これは285万円。この生徒数は、今は何人ぐらいおいでるか、一つお伺いをいたします。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

ただいま、６人ということで、現在のところ聞いております。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　11番、河原崎昇司君。

○１１番（河原崎昇司君）　11番、河原崎です。

吉田町からの生徒はいかがか。何人ぐらいか。いま一度教えてください。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

吉田町の生徒につきましては、現在いないというところでございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　河原崎昇司君。

○１１番（河原崎昇司君）　河原崎です。

先日、とある大工さんにお会いしまして、困ったことだと、生徒数も減ってきちゃったと。予算は頂いているわけですが、もし災害があって、建築、大工さん、それから左官さん、あるいは板金屋さんですか。こういう仕事があったときに、大変困ると。地元の大工さんがい

ないということは大変厳しいと。何とかして活性化できないかというような話も伺いました。今では大手の住宅会社が来て、大体もう吉田町、毎月何軒という家が建っているわけですが、地元の大工さんを使って建てる人が減っちゃったと。何とかしてこれを活性化しないと大変なことになってしまうと。ぜひ町のほうでも、予算はつけても生徒がいないということになると、困ったことだなと。ぜひ活性化するようにお願いをしたい。もう一度お願いします。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

ただいま、河原崎議員のほうから、生徒数といいますか、その建築の従事者が減っているというところで、この減っていることについて大変だというお話がありますけれども、当然町としましても、そういったところを解消する施策として、こちらの職業訓練校で生徒さんを育てていただいて、そういったところに巣立っていっていただくようなところの施策になりますんで、町としましても、そういったところをバックアップできる点につきましては、最大限バックアップしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　なければ、これで質疑を終結します。

次に、６款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　138ページ、12です。農業振興地域整備計画作成委託料。

この非常に興味を持っています内容をちょっと教えていただけますか。理由は、お茶をやっている人が本当に困っています。それを、もうお茶の木って６メートルになっているところが結構あると思うんですよね。で、この委託料、どんな計画をしようと思って委託が入っているんですか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

ただいま、山内議員から農業振興地域整備計画の関係で御質問ございました。

この農業振興地域整備計画につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第８条に基づきまして、農業振興地域整備計画につきましては、おおむね10年を見通しまして、優良な農地の確保、保全、あと農業振興地域の各施策を計画的に集中的に実施するために、町が定めます総合的な農業の振興の計画でございます。

こちらにつきましては、県の基本方針に適合するとともに、法律に基づく地域振興に関する計画や総合的な開発計画及び農業振興に関する諸計画と調和を取りながらやっていくものになります。こちらにつきましては、おおむね５年ごとに基礎調査に基づく総合的な見直しを行うこととされております。

こちらにつきまして、まず農業振興地域整備計画におきましては、この基礎調査におきまして、農用地の面積、あと土地利用、農業就業者人口の規模、農業生産などの現況及び将来の見通しの調査をまず行います。その基礎資料を作成いたしまして、農業生産の向上を図るために行う基盤整備は、施設整備、あと担い手育成の方針等を定める農業振興整備計画の案

及び農用地として利用すべき土地の区域を指定する農用地利用の計画の案というものを作成いたします。こちらのものが全て整い次第、関係団体であります農協さんや土地改良区、あと農業委員会の意見を聞いた上で、県知事へもう一回そちらの計画につきまして意見を求めまして、その同意を得まして、こちら農業振興整備計画の策というものになります。

こちら、当然、その法律に基づくものになりますので、青農地の見直しというような形になるんですが、山内議員からお話があったように、今後をやっていく人がいないとか、そういうものについてというところではなかなかちょっとこの整備計画の中で見通しするのは難しいもんですから、そういったものにつきましては、荒廃農地の関係とか、そういったところで、あと県の要綱等もありまして、そういったところで改善していったりとか、あとは、担い手さんでそういうものを例えば吉田町だけではなくて、今、茶畑の関係ですと、牧之原市の方がやっている部分もありますんで、そういったところでやっていただけないかとか、そういったマッチングのほうもやっていくというところになりますので、今お話しさせていただいた整備計画につきましては、その青農地の見直しというようなところになります。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　実は、皆さん御存じのとおり、山の上の杉の子のやっていますよね、あの方とよく時々顔を見合わせて、もう会話はしないんですけれども、やっぱり元気な顔をしています。要するに、この希望、あの土地そのものが本当希望だと思うんですよね。唯一の希望かもしれない。そうすると、この調査を視察をちょっとしていだいて、ちゃんとアフターもしていただいて、そして彼らを擁護することが恐らく今言った青農地からの転換というか、野菜の転換であるとか、そういうものに行くと思うんですよね。今、農業離れかなり進んでいますので、だからそういう意味で、県の補助も受けながら、もしやれば。今言った委託料、作成の中にはそのものも当然入ってきていませんか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

こちらの整備計画につきましては、あくまでその計画、こちらの青農地の見直しの計画という形になりますので、今山内議員からおっしゃっていただいたような、例えば転換政策とか、あと今、それこそ、茶畑をイチゴに転換されて、すごい成功されている方も中にはいらっしゃいますし、あとはレモンとか、そういったものに転換するとかというのがあります。今回の計画の中ではそういったものが、全然見ないということではないんですけれども、主目的というのはあくまで青農地の見直しになりますので、今山内議員からおっしゃっていただいたものにつきましては、ほかのその補助制度とか、そんなところでアフターしていくと、ケアしていくというような形になります。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　そうすると、今の話を聞いていくと、あまり希望が持てないんですけれども、その中でいろいろなこのありますよね、１番、３番ずっとその中の細かい。これの中でのそういうさっき言った上のこの整備をしていく、あれはどういう。この中には抵触していないの。入ってきませんか。要するに、ああいうものをやっぱりしっかりと調査して、結果を出してやって、そうしてそれをやることに、その出すことがやっぱり農業、吉田町の

農業の人たちがみんな今言った牧之原に貸しちゃうんじゃなくて、それができる唯一の方法だと思うんだけれども、私としては。その辺はどこかでこういう中に入ってくるといいんですけれども、そういうのをまた検討するような余地をつくっていただければ、彼らも目的がはっきりしますから、ぜひやっていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

今、ちょっと説明をすみません、私のほうで不足していたんですが、多分、山内議員おっしゃっているその茶畑の部分につきましては、青農地の部分になりますので、当然この計画の中で、転換とかそういったことではないんですけれども、状況を調査したりとか、今どういう状況にあるとかというのは、当然この計画の中で把握していくものになりますので、そちらを踏まえた上で、じゃどういうふうに転換政策するのか、荒れ地をほかの人にやっていただくのかと、そういうような方向性にまた改善を見いだしていくとか、そういうところで取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　144ページから146ページの漁港管理費、そのうち、水産物供給基盤機能保全事業費の設計委託料2,673万円。これは何の設計を委託するのでしょうか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

ただいま、平野議員から設計委託料の関係について御質問がございました。

こちらにつきましては、町長の施政方針のほうでもちょっと触れさせていただいたんですが、この吉田町漁港機能の保全計画の更新というものを考えてございます。こちらにつきましては漁港施設の長寿命化計画でございまして、こちらは漁港施設の維持管理や更新などを効率的に実施していくために、平成28年度から50年間の計画期間として作成されたものでありまして、この国のガイドラインにおきましては、これをおおむね10年ごとにこの見直しを図ることが示されておりまして、令和８年度にその策定から10年を迎えますことから、令和７年度に防波堤や岸壁などの詳細な点検を実施いたしまして、漁港施設の健全度を再度評価した上での計画更新を行っていくものとなります。こちらにつきましては、こういったことをやることによりまして将来にわたりまして効果的な維持管理方法を検討いたしまして、長期的な事業の効率化、ライフサイクルコストの縮減に努めていくというものになります。

具体的なものを申し上げますと、令和７年度、防波堤と岸壁、護岸、導流堤の11施設につきまして調査をするものでございまして、調査方法としましては、目視や、あと水中の物、構造物もございますんで、そういったものは潜水をして確認するとか、あとは、鋼矢板を用いた構造のものにつきましては、例えば肉厚の測定をしてみたりとか、あと、電気で電気的なもので調査をしていくというものになります。

あと、こちらの業務委託につきましては、あくまで長寿命化を目的としたものではございますけれども、実はこちらの業務委託をやることになりまして、今後町で計画しております今進めております吉田漁港の津波対策の中のものをやっていくような形になります。というのは、こういった状況を進めていく上で、現状ある構造物の状況とかを確認することにより

まして、今後新しく計画していく構造物について、上乗せして大丈夫なのかも、Ｌ２津波に対応できない場合があるもんですから、そういった場合は取り壊して新たに構築していくと、そういったところにもつながりますので、今、町のほうで鋭意進めておりますその津波対策についてもつながっていくような業務委託となってございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　今の答弁の中にも含まれるのかもしれませんけれども、令和６年度の当初予算では漁港管理費の中に津波・高潮危機管理対策事業費として3,472万1,000円の設計委託料が計上されておりました。しかし、令和７年度がその事業がなくなっています。で、結局、その設計委託した結果というのは、どういうふうに生かそうとしているんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

今、平野議員から御質問がございました業務委託につきましては、ただいま繰り越しさせていただきまして、今後漁業者の皆様と、今、住吉の防潮堤につきまして、もともと背後地で予定していたものが海側に変わったことによりまして、その防潮堤の法線が変わってきます。そういった中で、漁業者の方と今後のその配置を今お話合いを進めているところでございまして、最終的にその漁業者の方の意見がある程度いただいてまとまって、町の方針というものを出していくような形となります。なんで、それで、今、あくまで進めております業務委託につきましては、まだあくまでその概略設計的なものになりますので、今後、その配置等がしっかり決まりまして、じゃそれについてその詳細設計というものを今後行っていく形になりますので、その今お話しさせていただいた長寿命化のものにつきましては、今後もっと先にやるような詳細設計の中の一部を前倒しでやるようなイメージで、そういった形で生かしていくというところになります。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　この調査費用の中には、漁港の開口というかをちょっと狭め、25メーターぐらいにしようとか、30やったらどうかというシミュレーションをやって、漁業者と話をするという話がありましたけれども、大体のその開口というか、ここの幅、運航幅というのはもう決まったんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

もともとこの設定していたその開口幅35メートルという幅は、あくまで机上の、津波を前だけで受けるような形については、35メートルにしないとその津波が防げないというものがございました。当然、その幅ですと、漁業者さんがその船を行き来する際に危険であったりとか、あと使い勝手とかという部分もありますので、そういったところも含めまして、今ちょっとお話をさせていただいておりますので、まずその開口幅が確定的に決まっているというところではございません。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　なければ、これで質疑を終結します。

次に、７款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　９番、増田です。

150ページお願いします。12の事業、３大まつり委託料。

今回からなのか分からないけれども、昨年度までは各まつりごとの予算計上がされていました。で、今回は一括したような形になっていて、金額は前年度、令和６年、今年度の総額とほぼ一緒です。こうした一括で上げることによって、どういったメリットがあるんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

ただいま、増田議員から、３大まつり委託料について、今までは分けられていたものを一括という形で御質問がございました。

実は、こちらの委託料につきましては、今回一括にさせていただいた上で、今入っていますその３大まつりの中で、ある程度やはり予算の凸凹があるもんですから、そういったものを最大限活用できるような形で一つに、一つの委託料という形でまとめまして、その凧揚げまつり、今までは凧揚げまつり、花火大会、あと小山城まつりというふうにしていたんですが、実は、以前に楠元議員からの御質問があったように、多目的広場も今実は花火大会での開放をちょっと考えておりまして、そういった中でやはり警察と今協議を鋭意進めているところなんですが、そういった中でやはり警備費がかなりかかってきたりとかしてしまうもんですから、その辺をちょっと何とかその３大まつりをまとめることによってそちらのほうに少し充てて、何とかそこの多目的の開放ができないかというところでやるような方向で考えておりまして、そこでまとめさせていただいて、その中でフレキシブルに、警備費がやはりちょっとのしてしまうもんですから、その辺工夫しながらやっていきたいというところで一つにまとめさせていただいて、上げさせていただいたというものになります。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　警備費は警備費でこれついていますよね。警備保障業務委託料、これはまた別個のことということでありますね。今の話だとね。これまでも警備費というのはある程度かかってきていますよね。今回、一括で委託料、各事業が、事業というか、おまつり、凧揚げ、花火、小山城。これ委託先というのはみんな違うんですか。それももう１か所にどんとやっちゃうということで考えているんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

今、増田議員から、委託料の話なんですけれども、そちらにつきましては、もともと観光協会のほうに委託をするようになっておりまして、今までのものですと、枠がそれぞれに予算的に設定されてしまっているもんですから、今後その花火大会で警備費が上がっているところで、今の現状、そのなかなか警備費、人件費の高騰とか、あとは、なかなか多目的広場を開放していくという形になりますと、やはり人数をつけなさいとか、投光器をこれだけつ

けなさいということがかなり金額として大きなものになってくるだろうという想定がされておりまして、そういった中で、予算を一つにまとめることによりまして何とかやりくりをして、そちらの多目的の開放を目指していくというようなところで、こういった形で今回上げさせていただいております。あくまで、委託、今まであった三つのまつりにつきましても吉田港観光協会の委託というところになっております。今回、この1,652万円につきましても、吉田港観光協会への委託というところでございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　今のところです。

くくった理由は分かりました。その６年度の行政評価結果報告には、令和７年度はその見直した上で実施で、形骸化する既存のイベントについては、町観光協会及び関係機関と連携を図り、より誘客が望める形にしていくということに記載されているんですけれども、それは今説明があった多目的広場、花火大会に多目的広場を開放するということを意味するのか、もっと３大イベントを盛り上げるために、観光協会とか関係者、関係はどこが関係しているのかよく分かりませんが、そういうことをやっていこうとしているのか。その辺はどうでしょう。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

ただいま、平野議員から、行政評価のちょっと関係でお話いただきまして、こちらにつきましては、当然今お話しさせていただいたような多目的を開放することによって、皆さんでより花火を楽しんでいただくというところは、大きなところでございます。

それと併せまして、ただいま、イベントの集客力の向上や安全性の向上を図るために、そのイベントを実施した後に関係者であります観光協会に参加していただいている役員の皆様のアンケートですとか、あと意見聴取などを行いまして、意見交換等を行ったことによりましていろんなアイデアが出てきますんで、そういったものを取り入れたりとか、そういったことを少し併せてやっております。来年度、例えばちょっと例示を上げさせていただきますと、今度、今回ですね、来年度行われる凧揚げ大会につきましては、音響設備の見直しを図ったりとか、凧揚げの教室の周知がちょっと足りないんじゃないかというようなお声がありましたので、今度は小学校へ、生徒の皆さんにそういったチラシの配布をさせていただいたりとか、あとは、たこの数なんかもやはり150で用意しているんですけれども、その辺ももっと皆さん物すごい来ていただいて、売り切れになってしまったりするもんですから、そういったものを増やして、今度、来年度につきましては、300にしようというようなお話があったりとか、今現在、例えば取り組んだものとしましては、花火大会のときに、例えば今年度、花火玉のスターマインを行いまして、寄附を募りまして、それでスターマインを事業者の方の寄附でやったりとか、あと打ち上げ方法の変更で、一時、昨年度とか途中で中断してしまったりとかというのはあったんですけれども、そういったものも空港事務所さんと早くあらかじめ調整させていただいて、何とかそこが止まらないように工夫をしたりとか、あとは、地震がありまして、そういった中で、やはりその警備、地震が発災したときに、港から

じゃどういうふうに逃げるとかという話が当然今年度大きな地震が、地震の関係があったもんですから、そういったもののその警備方法の見直しとか、そういったものに取り組んでやっております。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　９番、増田です。

151ページ、展望台小山城受付業務委託料、これ、これまではなかったですよね。で、７年度からこういった委託料をつけるようになったんだけれども、これまではあそこの売店の方がやってくれていたのかなという意識があります。わざわざこれ委託料としてこう上げるというのには何か理由があるんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

ただいま、増田議員から、展望台小山城の受付業務の業務委託のお話がございました。

こちらにつきましては、実は来年度、今年度で１人会計年度さんが退職されるということになっていまして、それをやはりお休みとかの関係もあって、なかなか会計年度さんで回し切れないところがあるもんですから、ちょっとその辺を工夫いたしまして、こちらシルバー人材センターさんのほうを活用させていただいて、シルバーさんにつきましては向こうに人数がいるもんですから、ある程度例えばお休みを取られたいよとかというときに、代替の方を出していただけたりするもんですから、そういったところで、今回、こちらの業務委託を出すという形になっています。経費につきましても、今まで会計年度さんを雇うよりは少しお安い形で回していけるもんですから、そういったところで経費の削減というところも考えながらやっております。

ただ、やはりこれを全部実際にできればいいんですけれども、シルバーさんのほうでも人数の限りがやはりあるもんですから、そのできるところから工夫して、こう経費を下げていくようなことで今回考えて、こういった業務委託を出したいというふうに考えるものでございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　そうしますと、この受付等の等の中には、売店の管理であるとか、そうしたものも含まれているんですか、委託料の中に。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

今議員おっしゃったようにお金の関係とかもあるもんですから、全てやれるかというところはあるんですけれども、そういった中でも動いたりとかという部分もあるもんですから、そういったところも活用しながらというふうには考えてございます、売店のほうもですね。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　９番、増田です。

答えがよく分からない。販売行為はしませんということなんですか。その受付業務という

のは何を指しているんですか。私が思うものは、そのチケットをお客さん持ってきて、お金払って、判こ打って渡しますよね。そういったことの受付業務だと思っていたんですよ。ほうと、違うのか、ただ単に、その何をするのか分からないけれども、雑用係じゃないでしょうけれども、ちょっと話が今見えなくなっちゃったんです。もう一度お願いします。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

失礼いたしました。

今、増田議員がおっしゃったように、受付業務がメインで、チケットのもぎりとかというのがメインになります。あとは、すみません、その等の中には、手が少し空いたときとかで木の剪定をしていただいたりとか、そういうあとは中の、今回もあったんですけれども、中の手すりが少しいばらになってしまっているんで、そこをちょっと削っていただいて、ニスを塗っていただいたりとか、そういった細々した業務もやっていただいているもんですから、そういったところも含まれてございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　そうしますと、あそこで働いている方は、会計年度と今度この委託するシルバー人材の方という形になってきますよね。

必ず会計年度の方はいなきゃいけないとか、何人かね。その売店。みんながその委託先の方になっちゃう時間帯があるとか、そういったこう中のスケジュールというのは何か決まりがあるのかないのか分からないですけれども、当然そのちゃんとした、ちゃんとしたといったら失礼なんだけれども、会計年度職員が必ず常駐しなきゃいけないとかというふうにしておいたほうが、そのお金、もちろんお金を扱うところであるし、委託先もちゃんとしているから大丈夫だよというのはもちろんあるとは思うんですが、何が起きるか分からない。そうしたときに、その責任ある立場の者をやっぱり置かなきゃいけないのかな。そうした場合はやっぱりちゃんとした町で雇った職員という、会計年度が必要かなと思うんですが、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

今、増田議員から、責任といいますか、会計年度の責任とかという形がお話があったんですけれども、やはり今人手不足のところもございまして、なかなかこの会計年度任用職員さんを募集しようとしても、なかなか人が集まらないというところも一つ問題点としてはございます。あと、増田議員おっしゃったように、当然会計年度さんのほうがいいんじゃないかというお考えもあるかもしれないんですけれども、売店のほうにもその会計年度さんがおりますので、当然その今上でやっていただいている会計年度さんと下でいらっしゃる会計年度さんと何か有事が起こった際につきましては、常に町のほうに報告するとか、そういった体制も取っているもんですから、そういった形も含めまして、一つは、その今今回つけましたシルバーさんを活用してやっていって、そういった形で今責任あるところは当然その会計年度任用職員さんたちももう重々承知ですので、そういうところで町のほうにもきちんとした報告等いただけると思いますんで、そういった体制でやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

10番、八木　栄君。

○１０番（八木　栄君）　10番、八木です。

151ページの観光ＰＲ事業費の一番下のところですけれども、照明機器の設置・撤去手数料と、これは小山城のライトアップだと思うんですけれども、これはシーズンごとに１年間通してずっとつけているわけじゃなくて、それでこういう形で設置で、撤去、これ年間これだけのお金がかかるとして、毎年これをやったとしても、じゃ常設にしてやった場合、１年通してもいつでもつけられるし、何かあった場合はつけられるし、桜だけじゃなくても、秋でもつけられるし、そういうことを考えると、これ常設にしちゃったほうがいいかなという考えあるですけが、やっぱりコスト的にそのランニングコストとか考えると、やっぱりこうして毎年つけて外してのほうがいいかどうか、その辺どう、お伺いしますけれども。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

ただいま、八木議員から、照明器具の関係で御質問ございました。

こちらにつきましては、やはりその常設というところもあるんですけれども、やはり例えばその小山城を照らす際に、より目立つような光量でやっていたりとか、そういったところで効果的にこうやっていくという部分と、やはり常設にすると、なかなかその維持管理費もかかってきてしまう、あとは、だんだん経年劣化というものもございますんで、産業課としましては、その都度単発的にやっていったほうが効率的じゃないかというふうに考えまして、こういった形で運用させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　10番、八木　栄君。

○１０番（八木　栄君）　10番。

今の効率的にやるということですけれども、それは一応試算をした結果、そういう何年間で実際常設でつけたものが、毎年メンテをするだか、何年ごとでメンテナンスか分かりませんが、電気代もかかりますが、何年かを計算してみたら、そのときにつけて外してのほうがよりコスト的に安かったという、それはちゃんと比較した結果でしょうか。

○議長（大石　巌君）　産業課長、髙塚進吾君。

○産業課長（髙塚進吾君）　産業課でございます。

今、八木議員から、試算的なものというところでございました。過去にはそういった試算をしたという経緯はございますけれども、今、当然物価高騰とか、そういったところで近年大分経費の関係とか人件費、あとそういった機器類とかも変わってきていますんで、また今そういったことでお話いただきましたので、再度、今後もう一回、今の物価高騰とか、その辺を見直しまして、再度そういったところもちょっとやっていきたいというふうに考えてございます。過去にその直近でどれぐらい、じゃ何年のスパンで、例えば耐用年数が何年でこれぐらいとかというのをちょっと私今存じておりませんけれども、今当然お話しいただいたように、最少の経費で最大の効果というところでやっていくべきですので、そういったところも含めてちょっと今後検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　なければ、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午後　零時１６分

再開　午後　１時１６分

○議長（大石　巌君）　それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は11名です。

次に、８款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、河原崎舜司君。

○１１番（河原崎舜司君）　11番、河原崎です。

ページ156、橋梁維持補修費２億9,800万、大変こう大きな数字が出ておるわけですが、これの、全協でちょっとお伺いしたとは思いますが、内訳を少し教えてください。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

橋梁維持補修費の内訳でございます。こちらのほうにも記載ございますように、調査の委託料3,410万円あります。こちらにつきましては、まず橋梁の点検でございます。あと、橋梁の補修設計業務委託、これは今後直していかなければならない橋梁がございますので、そちらの橋梁の点検を、補修の設計を行うものでございます。

14の維持修繕費の１億6,640万円でございますけれども、こちらにつきましては、３橋の橋梁の補修と１橋の撤去。３橋の橋梁の補修についてにございますけれども、こちらは大幡にあります４号橋、川尻にあります第４号橋と神戸にあります　　橋の３橋の補修と１橋の撤去ということで、念佛橋の撤去、これを予定しているものでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　11番、河原崎舜司君。

○１１番（河原崎舜司君）　11番、河原崎です。

ただいま、念佛橋の撤去と、こういうことを伺って、この念佛橋の撤去については、予算はどのぐらいこの中からかかるか教えてもらいたい。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

念佛橋の撤去につきましては、6,100万円を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　11番、河原崎舜司君。

○１１番（河原崎舜司君）　11番、河原崎です。

大変大きな予算でありますが、あそこら辺、橋梁も危険であるかなと。それから、そんなことを言っては何ですが、もう四、五年前ですか、一般質問やって、同僚議員が質問したと

きには、撤去するよということでした。それからまた私は、地元の要望もあったもんだから、再度質問したところ、残すと、撤去せずにそのまま何とか残すよということであったわけですが、その後また聞くには、撤去だよと。今回撤去が実現をされるわけでございますが、この撤去して、将来的には架橋があるのかないのかどうか。いま一度お願いしたい。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

当時の一般質問の中で、そういうようなお話のほうがありまして、再度、念佛橋の見直しをというようなお話があったかとは思います。その中で、町のほうもちょっと検討させていただく中で、河川に架かっているところは２級河川、湯日川になるんですけれども、そこら辺は静岡県の管理になりますので、その静岡県とも協議する中で、実際にはその橋の構造であるとか、あと損傷具合、そういうところをちょっと見る中で、なかなか存続させていくというところが難しいという判断の中で、撤去させていただいたというような経緯がございます。こちらの橋自体も架設年度が1960年で、今年で大体65年ぐらい経過しているような橋になりますので、そういうところもありまして、撤去ということになってございます。

あと、今後、その後の架け替えはというようなお話かとは思うんですけれども、これにつきましては、今あります念佛橋のほうを取り壊させていただいてといたしましても、上流に山崎橋がありまして、下流にも同様のような橋がございます。そういう関係がございまして、現状、今のところで新たにそこの念佛橋に代わるものを架け替えというところは考えてはおりません。

以上です。

○議長（大石　巌君）　11番、河原崎舜司君。

○１１番（河原崎舜司君）　11番、河原崎です。

将来的には架橋はないと、こういうふうに伺ったようでありますが、あそこのすぐ南側ですね、あそこには、その昔の話ですが、吉田高校の後援会のコウランカンという同窓会というですか、あれがあって、それを今一般的に分譲して、五、六軒家ができたんですかね。先日、あのところの人にお会いしたところが、残念だと。あの橋を目当てに来たような話もしたんですかね、至極残念でありますが、撤去ということについては、それじゃいつ頃撤去に、工事に入るかお伺いしたい。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

まず、河川の工事の撤去という、橋をかかっているところにはなりますんで、河川に係る工事ということになりますので、出水期にかかるときにはできませんので、町としては、工事実施時期につきましては、11月以降に取りかかっていくというような予定になるかと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　11番、河原崎舜司君。

○１１番（河原崎舜司君）　11番、河原崎です。

大変念佛橋といえば、昔の何か戦国時代の由来があって、あそこで山崎のとりでに来た武将を落としたというか、戦争の時代だもんで、それであそこへ、昔は大井川ですので、そこへ投げ込んで、そこで納めたという話を聞いて、それで、先輩に聞いたその話の中では、そ

このところで毎年念仏を申し上げたと。だからそういう有名な橋で、撤去は残念だよということも伺ったわけですが、町内から一つの名のある橋が消えるということになります。ぜひその工事が始まる前に、近所の皆さん、あるいは片岡自治会のほうにも御挨拶というか、撤去だよということをいま一度連絡をしていただきたい。その点はいかがか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

議員おっしゃるとおりでございますので、もちろん町のほうといたしましても、工事発注をさせていただきまして、その段階になる段階では地元の皆さんのほうにも御説明もさせていただきたいというふうに思っておりますので、また工事につきまして、また御理解のほうをいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかにありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　同じところで、同僚議員もおっしゃいましたけれども、念佛橋に関しては、撤去、修理、撤去。で、撤去と決まってからも、数年たっている。これはどういう経緯でそういうふうにころころ話が変わり、決まったにもかかわらず全然工事が進まないと。これの原因は何なんですか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

町のほうといたしましても、先に撤去というような前提の中で進めさせていただきまして、先ほどの河原崎議員がおっしゃられたように、地元の皆さんからというお声があったという中で、どうにか存続ができないかというところでも検討させていただいたんですけれども、なかなか構造的なものもありまして、今回、撤去ということでさせていただいたという経緯になります。

あと、そこのところの中で、これのものを、すみません、経緯的なものはそれになりまして、あと、そのほか、何をというんですか、すみません、申し訳ありません、何か、お願いいたします。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　じゃ先に、最初、撤去といったときには、構造的にも修理が無理だという説明があって、撤去だと。にもかかわらず、住民の声があったので、修理に変えたと。なぜそれを変えたのか。最初は構造的に無理だと説明していたにもかかわらず、構造的に修理でもつと考えた理由は何ですか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

修理でもつかというような話というわけではなくて、もたせることができるかどうかというところの検討の中で、そちらのほうの作業のほうをさせていただいたということになります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　それなら、撤去のときに、それを考えなかった理由は。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

まず、架設面がかなり長くなっている橋梁ということも、１点ございます。あと、そちらの橋梁につきましては、先ほどもちょっと話にもなりましたが、代替となります橋もあるということも考えまして、最初に撤去というような判断をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　その辺やったら切りがないんで、もう一つは、撤去が決まってから時間がかかった。それは予算が取れなかったという話なのか、そこは何ですか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

時間がかかったところの経緯でございます。

まず、こちらの橋につきましては、その上流に山崎の頭首工がございます。工事自体の関係がございまして、山崎頭首工と念佛橋やるところの距離がかなり近いところもございまして、両方の工事を一遍に行うというところも難しいというところがございまして、まず農業者のほうで喫緊の課題となっておりました用水の確保が必要だというところがありまして、先に山崎頭首工のほう工事をやらせていただいて、今回念佛橋の撤去のほうをさせていただくというような流れになったところでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　でも、念佛橋のほうが下流ですよね。それと、工事との関係というのはどうですか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

山崎頭首工は、すみません、上流にありますので、そことの距離が近いということがあるということで、一体的に、一体といいますか、そこのところで一緒にできるというのはちょっと難しいというところで、別々の工事でさせていただくということで、今回、撤去工事につきましては、今年度予算のほうを計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　要は、山崎頭首工の工事が時間がかかり過ぎたと、何だかんだで。そのために念佛橋が遅れたということでよろしいかとですねという、まあ、それはいい。

結局、私思うのは、その島田土木事務所との交渉とか関係とか、もういろいろ県のほうがうるさいことを言うと。それに対して、なかなか対応できなかったという印象を持っているんですが、島田土木事務所の関係というのは、何か今その工事をするときには、河川工事か。うまくやれているのか、なかなかうまくやれていないのか、そこはどうなんですか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

場所が県の河川ということもございますけれども、土木事務所さんとの関係につきまして

は、町のほうで工事する際におきましても、いろんな工事関係のものを事前に説明させていただいて、向こうのほうの御意見をいただきながらの修正をさせていただくというようなこともさせていただいてございますので、関係が悪いとかということはございませんで、良好に関係を保ちながら調整のほうをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　157ページ、お願いします。治水対策です。

この治水対策は、一般質問でもやりましたけれども、前回、内容を聞いたときに、残念ながら、答えが現状冠水量とか床下浸水とかが軽減されると考えているという、何か答えとしては駄目ですよね。要するに、なぜ駄目かというと、この答えというのは変わりませんか。ちょっと残念だけれども、こういう答えをもらえるとは思っていなかったもんですから、どうでしょうか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

治水対策のほうの関係でということで、まず町のほうで実施していく治水対策のほうを短期的な取組という中で、やらせていただくに当たりましての校庭貯留であるとか公園貯留があるということで、湯日川の流域の対策についてはということで御説明をさせていただいたかと思います。

これにつきましても、なかなかその単発だけといいますか、町のほうで実施する対策だけで全て解消するというところが難しいところがございまして、まずといいますか、できるところの対策の中でをした場合でも完全解消というわけではなく、治水、安全度を高めるという中で流域全体における浸水被害の低減を図っていくというようなところを主に出してやっていくものとなっておりますので、答えとしましてはちょっと変わりなく、全部解消というわけではなく、低減を図っていくというような内容になります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　確かに、軽減を図っていく、それが目的でしょう。ただ、私が言いたいのは、排水能力を尋ねましたね。そのときに言われたのが、排水能力が１機は毎秒0.68トン、可搬ポンプ２機のうち、１機当たり0.25トン。この数字が出ているわけですね。それと、0.68トンと0.5トン、要するに、合計毎秒1.18トンでいくと、１時間当たり4,248トン、計算が出るわけですね。そのときに、この計算は床の面積、土地の面積をこれ出せば、これは単なる単純な割り算でできます。できるはずですね、当然。体積があって、床面積があって、その時の高さが出るわけですから。それと、その駄目というか、これはおかしいよとは思いますけれども、ただしこの数字が出たとき、4,248トンという数字が出たときに、恐らく前回あった大雨の１時間当たり102ミリであるとか84ミリとか、そういういろんな数字が出たときに、この数字をもって、それを１時間降水量をやっていくと、どのぐらい、何センチぐらい下がるだろうか。水深がね。そうすると、それを出してやらないと、住んでいる人たち、心配でしようがないです。

それと、もう一つは、幾つか出すことによって、これ以上はもうしようがないよと。例え

ばハリケーンが、アメリカみたいにハリケーンになったときには、しようがないですね。そういうものの目安をやっぱり出さにゃいかんね、出しておくべきだと思う。当然、これだけもう数字が出ていますから、出ますからね。

それと、もう一つ大事なことは、シミュレーションかけたでしょう。また、金かかってもいいからやってもらって、そしてそのシミュレーションの中に、コンピューター入れればすぐ出ますから、そういうもの中で、このどのくらいの能力があって、これではもう駄目だと、もうちょっとやれということになれば、町の人たちを助けるんであれば、別にこの３倍４倍かけたっていいじゃないですか。可搬じゃなくたって、もう固定しちゃえば。東京都はやっていますよね、大きなところは。そういうのを計算してやっていかないと、やっぱりその最終的に、一番最初言った全部解消できませんよ、確かにそのとおりですけれども、最初からそんなことをやっていると、残念ながら、聞いた人たちは、ああ何かやる気がないのかということになっちゃうんです。だから、少なくともコンサルタントにこういう数字で、何ミリぐらいに、どのぐらい耐えられますよとか、例えば15センチ下がれば、床下浸水で止まると。それから土間で、それが出てきますので、そういうものの目安をやっぱり町民の人たち、当然、神戸川もそうですよね、宮裏川もそうですね、問屋川もそうですよね。みんなそう、毎回出る、雨が降るたびに恐怖心を持ってやっているわけですから、ぜひその辺のエビデンスの中でやってくださいよ。そうして、そういうやつを情報を出してやれば、出してやればそのときに初めて町の人たちがこれはもう諦めるしかないよとか、これだったら何でやってくれないだとか、そういうのができると思うんです。その数字的なものからやっぱりシミュレーションかけてやるとか、何らかのその数字を出してください。降水量当たりにどのくらいならこれだけ下がりますよと。そうすると、逃げる目安ができるわけだね、安全を確保する目安が。その辺もぜひやっていただきたく思うんですが、それ、予定としては、どうでしょう、やっていただけますかね。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

今議員のおっしゃったところの内容につきましては、まず計画の中に湯日川のところの中に盛り込まれております。これは令和４年９月の雨が降った場合のシミュレーションをかけまして、その後の町の対策をやったやつがどのような形になるかと。それの正誤表といいますか、前後の表を図で示させていただいておりますので、結果としましては、周知ができるようなといいますか、結果が載っているというような形になっております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　ちょうど先日行った坂口谷川が水位が下がったからやれることができたと。それで、湯日川は高過ぎたと。地形的から言うと、湯日川は詰まるはずですよね、港に出ますからね。ところが坂口谷川は、そのまま駿河湾に出ますから、そこではやっぱりその能力というのは違うと思うんですよ。ただし、今言った、今、こういう状況をと　　ていても、もうやらなきゃならんことは、全体の町のもう俺は災害と思っています、水害と思っていますから、そのやつをどう軽減するかというと、全体的に考えてやっていただかないと、この何も解決しなくなったじゃないですか。その辺のやつをやっぱり数字を出して、科学的なデータって出ますから、そういうのをやっていただきたいんですが、その辺はどうで

すかね。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

町全体のというところの話でというのはあったんですけれども、坂口谷川のほうにつきましたら、そちらにつきましては、今、第３号ポンプ場の整備であるとか、湯日川でありましたら、今後、校庭貯留であるとか、また大幡川につきましては、今、河川のほうの関係ですね、大窪川の整備をするというような形でもやってございますし、そのシミュレーション云々というよりも、町のほうとしましては、そういう治水対策も進めているというような状況でございまして、今後もそちらにつきましては進めていくというような形を考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　ぜひやっていただきたいと思います。

その数字でしか表現できないし、それともう一つ、私の一般質問で考えたときに、坂口谷川と湯日川、坂口谷川が下がったからやれるとか、湯日川が高かったら排水できないとか、もう最終的には水面、海水面同じですから、その瞬間的にはそうかもしれない、出るはずなんですよね、同じところが同じ高さにね。それも含めて、県もちょっと心配していますけれども、そういうものを含めて、またもう一回こうやっていただけるようなことは考えてほしいんです。それによって、町の人たちが全体として助かるんであれば、さっき言ったもう固定の能力のあるやつ、それをもうつけて、常に使えるような状況でやっていけば、やってもそれは町の人たちは容認すると思うんですよ。ぜひその辺を考えていただきたいと思いますけれども、どうですか。やっていただきます。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

それこそ、坂口谷川であれば坂口谷川の水対策プラン、湯日川であれば町のほうの計画というところもございまして、これにつきましても、また年次におきまして、どれぐらいのときでというところはありますけれども、県のほうの計画もありますし、また町のほうの計画も、また、見直しを図っていかなければならない時期ももちろん来るかと思います。そういう中で、そのタイミングタイミングで見直しのほうを図っていくような形になるかと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　158ページを見てください。先ほど言われた話に出ましたけれども、大幡川改修事業です。

実はこれ令和６年の３月、議会の中で聞いたのは、大幡川が全部計画どおりやっていくとどのくらいかかりますかと。そのときの答えが令和16年から20年間の工事であるということをいただきました。ただ、その20年間て随分あって、それで、もっと本当は早くできて、ほしいと思うんですけれども、そういうこの20年間。それで特に今度第２大窪川の話が、しましたね。課長の話では、大幡川水系であるから、当然やっていくと。同時にやっていきます

よ。そのときにこの16年からの20年間出してくれたやつ。このやつは確かなところって欲しいんですけれども、どのみちまだこの数、年間というか計画でいけるんですか。できたら、縮めてもらいたい。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

当面、今出ている計画につきましては、令和16年というところの中での計画になってございます。ただ、現状、今の工事進捗の中で、そこまでで全てのところが完成するかというのはちょっと難しいというところも考えているところがありますので、それは見直しのタイミング、先ほどの話にもちょっとなるんですけれども、どのタイミングでとなる場合はありますが、またそういうタイミングの中で、変更とかをまずさせていただきながら、計画のほうを見直していくというような形になると思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　ぜひお願いします。

実は、この問題は大きな問題を持っていると思いまして、東名富士見幹線、今ありますよね、ノジマとかね。あそこを越える川が少な過ぎちゃって、恐らく向こう側はこれから問題起きるでしょう。そういうのを含めて、しっかりとした計算の中でやっていただきたい。

それと、もう一つ、喜ばしいことは、大幡川までやってくれていますよね。ところが、そのやってくれていることに関して、やってもらって助かったという人がいるんですよ。本当にそういう人がいるんです。要するに、皆さん、みんな期待しているわけですよ。だから、その期待に応えるために、できるだけ早い時期にやっていただきたいと思います。その辺はどうですか、そういう予定はまた組みなおすようなことはまたありませんか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

大変ありがたい御意見いただいているかと思います。町のほうとしましても、治水対策は大事なものだというふうに考えてございますので、こちらの事業につきましても、できるだけ早く事業進捗が図れるようにしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに……

〔「議長、もう一ついいですか」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　はい。

８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　ＴＯＵＫＡＩ－０についてお伺いします。

ＴＯＵＫＡＩ－０が令和７年で最初は予定をやめると。ところが、能登半島地震とか、あれの悲惨な状態を受けて、県知事が早々出してくれました、連続をすると。継続をしていくと。ただし、その継続をしていってもらうのはいいんですけれども、その後のフォローがなくて、まずＴＯＵＫＡＩ－０の我が家の耐震診断等、あと一体型の補強事業、それに対しての補助金の、私は分かっているんですけれども、皆さんに知らせてもらうために、どういう形で、あとは、継続すると思うんですけれども、そのやつの数字的、数字を、数字、条件、それをちょっと。我が家の耐震診断と一体型のありますよね。それをちょっと発表していた

だきたいと思います。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

ＴＯＵＫＡＩ－０事業につきましては、令和７年度も継続をされるということで、もともと我が家の専門家診断事業が令和６年度で、本年度で終了するということで進めておられたのが、そのやっぱり能登半島地震等で継続するという形になって、令和７年度までを一応継続するということになりました。

一応、我が家の専門家診断については、令和７年度は20件の予定をしています。木造住宅耐震化事業につきましては20件、一般世帯が10件と高齢者世帯10件、合わせて20件の耐震補強工事を予定しております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　今の言われたその20件という数字がやっているとよく分かるんですけれども、なかなかネックなって、お金がネックになって、進めるに当たってどんどん下がっていったと。そして、その数字の目標の数字が本当は上げておいてほしかったですね。我々もそうした使命としてやっていますから。

ただ、その中で、今言ったそのネックになるのが、高い、お金がかかると。それで、たまたまここに新聞に発表されたやつがあるんですよ、静岡新聞で。１週間くらい３日４日くらい前かな。ここに、見てみてください。また、低コスト工法で負担ゼロ。要するに、目的というのはこういうことだと思うんですよ。で、こんな安いだったら、高知県の津波が50メートル、60メートル来るというところの、その町がもう本当はかなりやっているんだけれども、それでも少ない、もっとやらにゃいかんということで、もうゼロ、こういうスタイルを出しているんです。これがもう名古屋大学の先生がやっているという情報なんですけれども、静岡県はまだこういうものに関してのそのキャパシティーというか、あれはないですよね。そういう情報ってなかなか、そのくらいもう狭いですよね。そう感じますけれども、どうなんですか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

そういったそれぞれの建築士の皆さんが分かっている部分でも、今、実際、県のほうからのそういった技術的な説明というのは、今、町のほうにはないという状態です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　本当にこれ町長にお願いしたいのは、全員、皆さんにお願いしたいのは、この頭打ちになってきたものをそのまま放っておくと、間違いなく能登半島の同じことが起きますよ。それはもう目に見えていて、で、国もその死者を、その被害者、死んでいく人をいかに減らすか、やっているわけですから、こういうシステムがありますので、理事、どうですか。こういうのって考える余裕ってありますか。

○議長（大石　巌君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

今現在、その町が行っている補助につきましては、国の補助、あるいは県の補助と合わせて協調補助をしている中で行っている中で、その県のほうがやっぱりやっていただく中で町

がその分を負担するというのはなかなかちょっと考えにくいなという状況があります。できる限り県のほうにも要望を伝えながら、そういった県の状況を注視しながら進めていきたいと思います。

○議長（大石　巖君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　最後にします。

多分御存じだと思いますけれども、長泉町は昭和55年、平成12年まで、実はあそこは耐震ないんですね、私の家もそうですけれども。阪神大震災の後に建築基準法本当に変わりましたよ。そうして、12年以前の家はもたないんです。計算上は数字が出ない。そういうのを含めて長泉町もやっていますし、神奈川県はもう御存じでしょう、随分やっています。東京都もやっています。だから、そういうものに関して、もっとその目的を達成するためのはっきりとした構造的なシステム、つくっていただきたいと思うんです。でも、その辺を時間をかけてやっていきたいと思うんですけれども、その辺の回答をお願いします。

○議長（大石　巖君）　都市環境課長、鈴木　久君。

○都市環境課長（鈴木　久君）　都市環境課でございます。

その辺のシステム、随分話を伺っている中で、今現在、県のほうでは、令和７年度についてはその12年までのというのは、2000年までの状況というのはやらないという結論が出ています。そうしても実際県と同調してやっていくという中では、本年度については基本的にはまだやらないという状況ですが、今、県のほうでは、令和８年度以降の建築物の耐震補強というのを考えている中で、そういったものがもし出てくるんであれば、町も実際協調してやっていきたいとふうに考えています。

以上です。

○議長（大石　巖君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石　巖君）　なければ、これで質疑を終結します。

次に、11款災害復旧費についての質疑を行います。

８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　今、災害復旧費に関して、先ほど、前一般質問でもお聞きしました。

災害復旧って、もともと災害復旧、そういうその概念、災害復旧の概念というのは、どういうものを災害復旧としてやる、どういうものが災害復旧として認めようとしていますか。

○議長（大石　巖君）　財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君）　財政管理課でございます。

11款のほうで載せているものは、全協のときもちょっと御説明したかと思います。公共施設の災害復旧というものになります。その中で、例えばですけれども、道路が例えば陥没とか舗装が駄目になったりといったものを原形復旧する部分を、そういうところで各項目において計上したり、あとは学校施設、そういったものも、それで災害があって修繕しなければいけなくなったら、そこを復旧するといった、そういったものをここの予算では計上していくという形になります。

以上です。

○議長（大石　巖君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　その意味としてはよく分かりますけれども、やっぱり残念ながら、今、

台風で、大雨で、前回資料を出しましたけれども、１年に２回浸水があったと。そういう人たちが一番困るのは、浄化槽が全部毎回毎回ここを好気性が薄まっちゃってやっているはずなんですね、浄化槽の点検をね。大雨で冠水するたびにね。下水道はやらなくたっていいんですよ。浄化槽の人たちはそうなんですよ。そうすると、その人たちが毎回毎年同じところでそういうふうになった人たちが年間を通してずっとその浄化槽の点検をやらなきゃならん。そういうものに関して、私はなぜ災害を聞くかというと、国家で予算でやるやつは激甚災害を国が指定して、それを国を出しますよね。前回も言いましたけれども、県の許可の部分に関しては、県がお金を出しますよね。吉田町の一般質問ですから、これは吉田町がそういう概念をしっかりとして持っていて、そこに合った吉田町をつくる、助ける。助ける必要があるんですね。そういう意味を持ってやっぱりやっていかないと、そこに住んでいる人たちがもうよく言わなくなっちゃうんですよね。ここに住んでいることを後悔する可能性があるんです。そういう意味では、排水って物すごい大事なことです。私も見ていますけれども、つかるところはもう決まっています。そういう意味で、さっきのポンプ、排水ポンプもそうですけれども、全体の中でやって、そうしてその中で起きた災害は吉田町が認定をして、吉田町で救済を出すと、そういうのが概念的には、私の概念としてはそういうものですけれども、そのあれは町のほうというか、町はもう公共の施設しかやらないよと話が。その辺の概念てちょっとずれているんですけれども、そういうのどうなんですか。困った人を救済するかが災害救助法だと思うんです。

○議長（大石　巌君）　財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君）　財政管理課でございます。

今、11款の質疑をしていただいている中で、こちらの款についてはあくまでも公共施設というところだということをまず御理解いただきたいのと、あと、その民間のほうで、どこまでどういう形の場合、町が補償するかであるとか、そういうのはなかなか今の現時点ではなかなかどういった形になるというのは回答としては難しいのかなと思います。

国のほうとかで激甚災害等の指定があって、そういったところに国のほうのいろんなものが出るということであれば、それはそういうのを適切にまた予算に計上しながら進めていくという形になろうかと思いますので、また、少なくとも、今、町のほうで、台風で浸いたものを全て補償するというようなことはなかなか難しいのではないかと思っております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　私の今日こう言わせてもらった目的は、そういう困っている人たちをどうやって救っていくか。一番は、水を排水することですね。そういう全体的な中から考えてもらって、災害とは何だということを、やっぱりしっかりとした概念決めてもらわないと、やっぱりそういうなった人たちが毎年毎年床上浸水したら、もうアウトですよね。そういう心配がありますので、こういう形でたまたま、私の気持ちとして、やるべきことだろうと思ってやっています。ずれているかもしれませんけれども、そういう意味でやっていますので、ぜひその辺もしっかりとした対応ができるような状況をこうやっていただきたい。

ちょっとある人に聞いたら、それは補助金、財政調整基金であるとか、いろんな補助金が出ますよ、出すことができますよと言うけれども、例えばそういう出すに当たって、ずっとと手続を取るもんですから、１か月２か月かかったときにはもう生活はアウトになりますの

で、でもその辺のすぐやることがありますので、そのすぐやるために災害救助費1,000円ではなくて、ある程度対応できるような状況をつくっていただきたいということで、今、ここで、項目でやらせていただきましたけれども、ぜひその辺も考えていただきたい。頭の中に入れていただきたい。私の役割はこれを発表することで、役割済みましたから、あとはお任せしますので、よろしくお願いします。ぜひ回答をお願いします。

○議長（大石　巌君）　財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君）　先ほども申し上げたように、あくまでここの部分については、さっき言ったように、公共施設のものというのがまずあって、あと全体としてのその治水等、そういった対応については、先ほど建設課長のほうから答弁ありましたとおり、やれることは町としてはやっているというところもございます。あと、お金の関係で、例えば何かお金を出さなきゃいけなくなった場合というところで、その状況がどういう状況なのかというのはまたちょっとその都度にならねば分からない部分がありますが、例えばですけれども、町のほうでは予備費というお金も、2,000万ほどですがございます。なので、そういうもので対応できるならば、そういうことも対応が可能だと思います。それ以外に、もしどうしても予算を取らなければならなくなれば補正をするというような形になっていこうかと思うので、どっちにしてもその都度その都度、ケース・バイ・ケースな部分にはなろうかと思いますので、またそういう部分があったときには、そういういろんな対応を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　求めていた言葉は、今の課長が言っていた言葉です。それはやっぱりその意識をしてもらって、今言いました私はこれで私の役割は終わりましたので、あとは執行部がそれをやるかやらないか。町の人たちに対してやってくれるか。それを求めていくわけですから、ぜひその辺も気持ちを据えてやっていただきたいと思います。もし、回答がありましたら。

○議長（大石　巌君）　財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君）　財政管理課でございます。

あくまでも個人の部分については、今すぐ何かを出すというような制度もない中ですので、あとは国の対応であるとかいろんな対応が出てきて、それについてどう考えるかというところにはなろうかと思いますので、何かあったら町のほうがすぐ個人のほうにお金を支出していくというのはなかなかちょっと今の現段階では言えませんので、そこだけは御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石　巌君）　なければ、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩　午後　１時５７分

再開　午後　１時５８分

○議長（大石　巌君）　それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

出席議員は11名です。

次に、９款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　173ページの感震ブレーカー、先ほど、午前の話でも出てきましたけれども、20件、40件、トータル20件ずつですね。40件という話ですね。それで、先ほど言われていた金額が２万から５万という数字が出ていますよね、１機当たり。出ていますよね、２万から５万という数字が、ちょっと確認をします。その数字がその中の当てはまる数字で出ています。どのくらいのこの金額、１機当たりの金額はどのくらいかかりますか。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長兼防災統括（田邊　誠君）　防災課でございます。

感震ブレーカーの設置費というお話だと思いますが、当町のほうで補助をさせていただくその感震ブレーカーは、分電盤タイプというものを設定しております。この分電盤タイプ、既存建物にあるこの分電盤タイプに感震ブレーカーをつけようとすると、一般的には約５万から８万円かかるだろうという資料等で確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　私の数字では、その半分以下です。という数字をもらっています。で、実際やる人、吉田町でやっている人たち。ただ、その辺はそんなにかからないと思いますので、そのつもりでちょっと聞いていただきたいんですけれども、この感震ブレーカーというのは、皆さん、ここ最近、国の防災課からもありましたよね。阪神大震災で長田区があれだけ焼けた。それと、能登半島もあれだけの被害。この地震に関しては、電熱器が倒れたまま通電をしちゃった。それによってあちこちから火が出たんです。それがこの地震のときの二つのいい例。ほかにも出ると思いますけれども、台風もそうです。

それで、何を言いたいかというと、そうすると感震ブレーカーに関しては、地域のここをやったからいいよというものではなくて、やるだったら全体やらないと何の意味もないし、恐らくたくさんの数字があれば、２万か３万でできるでしょう。もちろん分電盤を、その分電盤が動かなくて、そのままできることを前提ですが。で、分電盤をやると４万、５万かかりますから、それはもう別口でお客さんからもらえばいいわけですから、私そう思っていますので、ぜひその辺を、ちょうど昔、防災ラジオ配ったじゃないですか。あれだって１万弱でしょう、多分。ああいう形でもしやることができれば、吉田町の安全を守るためですから、ノーを出す人はいないと思うんですよね。今やっている煙の感知器のあれもそうですけれども、そういう意味で、その20機とか40機とかじゃなくて、その全体的にやることというか、それが本当のやっぱり目的だと思うんです。それは考えませんか。この20機はどういう意味を持っているんですか。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長兼防災統括（田邊　誠君）　防災課でございます。

来年度予算としまして、今、感震ブレーカーの補助金として、議員おっしゃいますように20機。これは先日も御説明させていただいたように、既存建物に５万円かかったとして、掛ける20件。新築の場合は材料費だけということで、１万円掛ける20件の計120万円計上させていただいているところでございます。足して40件ですね。

ただ、この40件の設定なんですが、なかなかこの制度を制定して、申請がどれぐらいあるかというのは、推測が難しいところがございましたので、もうこの制度を取り入れている自治体の数値などを参考に、まずは20件、20件、40件というふうに設定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　私はこの商売をしていますから、この自治体、周りの話も聞いています。多分ここだけです。牧之原やっています。島田もやっています。やっている人たちが、こういう形でやっているかどうかは知らないけれども、結構やっています。それで、一般の電気屋さん、電気工事をやる人たちも結構やっているんですよね。そういう意味で、最大の目的は、そこから火を出さない、火によって人命を損傷しない、守るためにやるわけですから、その辺の全体でやることが私としては大事だと思うんですよ。それをこの町の業者で、町の中でやってくれれば、このライフラインに関しては近くでやることが絶対重要ですから、それをやってくれれば、町の人たちの疲弊した解消できるだろうし、そういうのも含めて全体をこうやっていただければ、これからの構想を練っていただきたい。この金額は大きな金額になっていくかもしれませんけれども、ぜひその辺も考慮していただきたいという意味で質問させてもらいました。ぜひやれるかどうか、その辺の考えを持つかどうかを決意みたいなものをいただければと思いますけれども、どうですか。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長兼防災統括（田邊　誠君）　防災課でございます。

まず、この感震ブレーカーの補助なんですけれども、これは要綱のほうで目的として、地震による住宅の出火及び延焼を居住者自らが防止し、被害の減少を図ることを目的にしようと設定のほうを考えてございます。

このように、感震ブレーカーそのものは、自所で実施する者に対して町が補助することで感震ブレーカーの設置を推進しようという考えがありますので、40件という数字が多いのか少ないかというのは、ちょっと今は不明なところではございますが、令和７年度実施してみて、そのときの状況を踏まえて、またそれ以降の台数は設定のほうを考えていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　ぜひ今言ったその地域性を持って、塊でもってやってくれても同じことが起きますので、できるだけ火災によって人が死なないこと、地震だけじゃないと思います。それを含めて考えていただきたいと思いますので、答えはいいです。よろしくお願いします。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　説明書174ページ、防災意識向上事業費。

地域防災指導員養成講座委託料が令和７年度はなくなっていると思うんですが、これをなくした理由は何でしょうか。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長兼防災統括（田邊　誠君）　防災課でございます。

その委託料が減額されている理由なんですが、これまでは地域防災指導員フォローアップ講座と、あと中学生にやっていますジュニア防災士養成講座、この二つを抱き合わせで業務委託として、常葉大学のほうに委託してございました。ただ、常葉大学の今まで来ていただいた教授も大分高齢になって、なかなか難しいところということもございましたので、今年度からジュニア防災士養成講座につきましては、県の中部地域局の職員に派遣していただいて、その講座を実施したということで、来年度もそれを継続したいというふうに考えています。したがって、常葉大学に委託していた分がなくなったということで、減額となってございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　これジュニア防災士だけの話だったのか、何か私の意識では、地域防災士を養成する講座の昔我々も受けたんだけれども、そのことかなと思ったんですが、これはジュニア防災士の話ですか。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長兼防災統括（田邊　誠君）　防災課でございます。

これまでは、地域防災指導員フォローアップ講座とジュニア防災士養成講座を抱き合わせた業務委託となってございました。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　今なくなったかもしれませんが、ＫＰＩで各自治会に地域防災士用に２名ずつ役員に入れるという話があって、それをどんどんその人を増やさないとそれは達成しにくいと思うんですが、そういう以前の防災士の資格を持った人を増やしていくというところはないということですか。その今ある防災士をフォローアップしていくという話なのか。その辺ちょっともう一度お願いします。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長兼防災統括（田邊　誠君）　防災課でございます。

今、町のほうで地域防災指導員を増やそうと、これは継続しているお話でございます。ただ、これの養成講座はまたその業務委託とは違うところで、これは県のほうで実施しています静岡県ふじのくに防災士養成講座というのがございます。これは町はこれを利用させていただく形で、町としてもこういうのがございますというのをいつも年度当初に広く全戸に回覧のほうで周知させていただいて、地域防災指導員を、なっていただける方を募っているということでございますので、先ほどの業務委託とは別のところで、県がやっていますそのふじのくに防災士養成講座というのを進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　じゃ、それは予算の当初予算、町の予算には入ってこないということで、分かりました。

次に、その防災公園指定管理委託料が防災意識向上事業費の86％を占めているわけです。前にも述べたと思うんですが、防災公園が防災意識向上にどのように貢献しているのか説明願います。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長兼防災統括（田邊　誠君）　防災課でございます。

議員おっしゃられますように、防災公園の指定管理料をこの意識向上事業費のところに当初から計上のほうをさせていただいています。防災公園の位置づけが防災の公園ということで、当然、発災時にはそういう防災施設を利用するということもあるんですが、平常期においては、あそこでやはり防災を啓発していくということで、いろんなものをやったり、あそこで展示しているものもございますので、防災啓発をする物を展示もしたりしていますので、そういった意味合いでここのところで計上させていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　それに関わる経費というのは極めて少ないと思うんですよ。何か浄化槽的なものの管理とか、そういうことで私とすれば、指定管理料というのは何かその目的に合った別の事業として補助金を出していったらどうかと。要は、それがあることによって吉田町は防災意識向上に極めて大きな金をかけているというふうに見えるけれども、実際は86％は防災公園に行っているわけですよ。何かその事業の経費とやっていることの乖離があると思うんですが、その辺に関してはどうお考えでしょうか。

○議長（大石　巌君）　危機管理監兼防災課長、田邊　誠君。

○危機管理監兼防災課長兼防災統括（田邊　誠君）　防災課でございます。

議員おっしゃられますように、この事業費の中で86％ということで、かなり大きい数字がこの防災公園の指定管理料になっています。先ほど申し上げましたとおり、この防災公園ではそういった防災啓発も行っていますが、やはり費用としては、ここに指定管理してございますので、人件費であったり、そこを維持管理していくための費用、それがほとんどになりますので、これは今始まった課題というわけではないんですけれども、やはり議員おっしゃられますように、ここの事業で載せるべきかというところはちょっと検討の必要があるかと思いますので、ここは検討のほうを進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　なければ、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩　午後　２時１３分

再開　午後　２時１５分

○議長（大石　巖君）　それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は11名です。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

10番、八木　栄君。

○１０番（八木　栄君）　10番、八木です。

中学校費の中、196ページです。13の事業で自動車借上料、これは聞いたところ、大会なんかがあって、よそへ出かけていくときのバスの借上料というように聞いたですけれども、今、部活動がクラブへ移行という中で、この間伺ったときにも、中学校の野球部とサッカー部が人が足らなくて、よそと共同でやらにゃいかんというのを伺ったですよ。それで、今現在、自分が知っている中では野球のほうが牧之原市の三つの中学校と一緒で四つの中学校の合同で、この間もしんきんカップという県大会があったんですけれども、それへ出てくれて、で、結局、５回コールドで負けちゃったと、弱かったですけれども、そういう中で、ちょっと伺ったら、牧之原市ではその榛原中学校に110万、牧之原中学校に85万というタクシー代を払って、子供たちがその練習会場までそれへ乗って、学校へお金を渡して、学校が事業者と契約して委託して、そのお金で練習に通っているということでありますが、吉田中学校のほうがどうなっているか、ここに載っているのがバスのお金だったもんですから、そういうものは見ていないということだもんですから、その辺でちょっと伺いたいですけれども。

○議長（大石　巖君）　学校教育課長、粂田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（粂田真男君）　学校教育課でございます。

吉田中学校維持管理費の中の13節の自動車借上料137万5,000円の内訳でございますけれども、こちらは137万5,000円のうち、１万円が生徒が例えば救急で病院とかに搬送しなければいけなくなったときに、タクシーを擁して病院等に行く場合の送迎代が１万円分、あと136万5,000円分につきましては、部活動の志太・榛原地区大会とかのバスを借り上げて会場に行く場合のバスの借上代ということで計上しているものでございます。

議員御質問の中の牧之原市の合同部活動によるタクシーの送迎代ということでございますが、本町につきましては今現在、野球部、サッカー部について、牧之原市と合同で合同チームという形で、土日のどちらかで合同で練習、それから練習試合等をやらせていただいているという状況になっております。先ほどの牧之原市の場合は、相良のグラウンドでやっているというようにお伺いしていますので、榛原中の子供と牧之原中の子供のタクシー代を、グラウンドに行くまでのタクシー代を出しているということでございますが、それ牧之原市に聞いたところ、平日も行きだけ、平日の行きは保護者がまだ仕事等をやって対応できないということで、その分で予算化をして、榛原中と牧之原中の野球部、サッカー部等がそのグラウンドに行くために行きの分の送迎代としてタクシー代を補助しているという話を伺っております。帰りについては、帰りと、あと土日の行き帰りについては、保護者が対応できるということで、その分のタクシー代はないということになっておりますので、本町からいきますと、現在野球部とサッカー部は合同チーム土日のみで行われておりますので、現在のとこ

ろは保護者のほうの対応でできるかと思いますし、牧之原で予算化しているものについては保護者が対応できない平日の行きだけということで考えますと、そちらの予算化というところは現状のところはないのかなと思っています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　10番、八木　栄君。

○１０番（八木　栄君）　10番、八木。

今のところ、サッカー、どこでやるとかちょっと分からないですけれども、野球は相良のサブグラウンドだかって、中学校のところに専用のグラウンドがあるんで、そこで主にやっているのを聞いたですけれども、今、平日はこっちでやっているよということで、ですので、明らかに、この間見た限りでは弱かったもんですから、せっかくやるならちょっとでも強くなったほうがいいかと思って、そのためには練習から一緒にやらないと、監督さんも子供たちを選ぶに、どのスポーツもそうですけれども、ある程度ずっと見ていないと、ただ土日だけのその練習とか試合だけ見てその子がどうと判断するよりも、ある程度、常に練習から見て、それである程度それで練習をやらないと、合同で練習をやるとなかなかその合同チームでもチームワークというものができないと思うもんで、もし仮にそういうことでじゃ練習から一緒にやるような形になったとしたら、こういう形でなったとしたら、その交通費というのは出すような形になるんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　学校教育課長、粂田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（粂田真男君）　学校教育課でございます。

現在、吉田中学校の部活動が合同チームということで、あくまでも吉中の野球部、吉中のサッカー部ということで部活が構成されているという状況でございますんで、将来的とか、今、部活動の地域移行、地域展開ということでなされている中で、どうなるかというところは分からないんですが、その状況の中で考えていくということになろうかと思いますんで、今の時点で送迎代出しますとか、そういったところについては、ちょっと言及できないということになります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　４番、楠元です。

199ページです。12節の公共施設予約システム構築・運営保守業務委託に関してになります。

こちらのほう、公共の施設のほうの予約のシステムの導入の委託料ということで聞いておりますが、この事業自体を委託するに当たって、今まで町が行っていた予約のルールですね。そういったものが存続しながら委託ができるのか、それとも、委託先のルールにのっとった形のシステムのほうが導入されるのか、そのあたりはどうなっておりますか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

この公共施設予約システムのものをこれ業務委託でやっていくものであります。基本的には、今までやってきた、今までにつきましては、月１回、体育館で利用会議を行って、前払いで使用料を払ってという形で、事前にやった上で、場所にもよりますけれども、中央公民

館なりに鍵を借りに来て、で、施設を利用して返すというシステムでやっていたんですけれども、今後はそこのところがオンラインで空き状況の確認、キャッシュレスで決済ができるという形のシステムを構築するという形で実施していくものになります。基本的には、今までのやり方を踏襲しながら、鍵を借りに来なくてもいい、オンラインででもできるという形のシステムを構成するものになります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　４番、楠元です。

基本的には、今までの町が行っていた予約のルールに沿った形のものでシステムのほうの構築というふうに今聞きましたので、少し安心したところではあるんですけれども、少し心配するところが、今後、その24時間このシステムのほうがいつでも対応できる中、今まで、既存で常に利用されていた団体さん、町内の方が優先なのか、その辺がちょっと分からないところではあるんですけれども、これが町外の方もこちらの予約のほうに参入しやすくなる、町にとってはすごく画期的で良いものとは思うんですが、逆にこの町内の方が利用しづらくなるのではないかなというちょっと心配もしております。そのあたりは町はどう考えますか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

今までの人たちが取りにくくなるとか、そういうものでは全くなくて、当然、一定のルールの中で、条件も付すんですけれども、今までの人たちが過度に今まで取っていたのであれば、そこら辺ちょっと細かいところのルールの変更はあるのかもしれないんですけれども、基本的には当然町内の方、今まで利用した団体が使いやすいというか、すごく利用しやすくということで考えているんで、特別今までやっていた人たちがすごく不便を感じる、そういうものをつくろうとするものではございません。

以上です。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　４番、楠元です。

ある程度町民の方が利用しやすいものにつなげるためというふうに認識はしておりますのですが、例えば、大きなイベントの団体さんが利用したいといったときと、町民の方が使いたいといったときのこのちょうどドッキングしたときとか、そういったところのどちらを町が採用するかというところも考えていらっしゃるとは思うんですけれども、町にとってもよりよい方向性に行くために、町民の人たちにも使いやすいようなことも考えつつ、その辺も考慮しながら、より良いシステムにしていただきたいと思います。これはお願いです。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　今の関連質問ですが、今までのルールを踏襲して予約するということが想像できないんですよ。例えば、４月からどういう予約、１か月前とか２か月前とか、何かそういうルールはあるんでしょうか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

今まで、中央公民館だったり、今回新たに中央公民館も予約システムできるようにする方向で今進めていくものになります。スポーツ施設についてとかのものの事前予約するに当たって、予約ができる時期とかがまちまち、それぞれ１か月前、２か月前であったり、その辺のルールが様々になっているものもあります。今回、予約システムをつくるに当たりましては、業者からの提案も含めながら、今までの業者の実績も含めて、どういうほかの自治体の取組も含めて整理しながら、事前にそのシステムを構築するに当たっても利用者にもこういう説明をしながら、調整をしてやっていくものと考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　平野です。

そうすると、今までのルールを継承するとすれば、今、総合体育館でいけば使用者会議があって、予約を入れる。そうすると、一般、その人たち以外の人たちよりも使用者会議に出る人たちの予約を優先して先に入れると。一般が入ってくるよりも先にその使用者グループがぶわーっと取って、それから開放するというようなシステムになるんですか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

今議員おっしゃったような形のものを基本としてやっていくものになります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　そうすると、大体それで詰まってしまうという形なのか、まあ空いているところはありますよ、ありますけれども、そうした人たちが各、一般公開までに入れてください、予約を入れてください。で、それ入れ忘れていたらほかの人が入るかもしれませんよということになるということですか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

議員おっしゃるとおりなんですけれども、そこの今までの登録団体と言われている団体と一般開放する時期が違うんですけれども、施設によっては、大分こう、予約が多く入っているんで、そこら辺の条件、週に何回取れるかというところの条件については、他の自治体のところら辺の取組もちょっと参考にさせながら、運用前に利用者にこういう形で運用しますよという話をしながら、ちょっとそこは進めていきたいところになると思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　これいろいろ聞きたいことはあるんですが、一つだけ、その鍵は電子化するという話が同僚議員の一般質問であったんですが、空調施設はどうお考えでしょうか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

今回、システムに当たりまして一番ネックなところがそこの空調設備のところになるんです。ここのところも本当はオンライン予約システムの中で整理できれば一番理想なんですけれども、ここのところがちょっと今現時点では、空調を使う場合には中央公民館にコインを貸してということで進めるような形で考えています。ただ、今後、業者選定するに当たりま

して、そこのシステムの改修も含めてできるというところが出てくるのであれば、新しくこういうのがあるよと提案ができるのであれば、そこら辺もちょっと参考にしながら、検討していきたいところにはなります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに。

10番、八木　栄君。

○１０番（八木　栄君）　10番、八木。

今のところですけれども、何か今の話聞いていると、あくまでも、体育館とか、そういう建物の施設のことを言っているみたいで、公共施設、屋外の施設でいうと、グラウンドとか、そういうところ、清流グラウンドとか、そういうところがあるですけれども、そういうところは、今南京錠もかかっていて、こっちに借りに来て、それで開けるようになっているんで、その辺はまた変わるんですかね、それか、そのままなんですかね。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

河川敷の高島でいいますと、今、大井川の河川敷につきましては、国交省のところを占用させてもらって使わせてもらっているんで、今開けている南京錠につきましても、国の施設、鍵が国のものを使っていますんで、そこにつきましては、現時点のシステム構築に当たっては、鍵を取りに、中央公民館みたいに切っていただいてという形で考えています。そこも先ほどの空調と同じにはなりますけれども、例えば大井川の河川敷でもそういうスマートキーとかでできるところがあるようであれば、参考にしていきたいとは思っています。

以上です。

○議長（大石　巌君）　10番、八木　栄君。

○１０番（八木　栄君）　10番。

先ほどと同じようなことになるかもしれませんが、この予約システムができると、これまで利用者会議、利用者会議って体育協会へ所属している人、そういう人がある程度この１年間の行事で、町の行事が一番優先されるという話の中でやっていますけれども、それで余ったところを一般の町民の方が借りるようになっていますけれども、それが大体１か月前にこれまでは優先的に、早いもん勝ちのような形になっているというのは分かるんですよ。わざわざ仕事を休んでここへ来て、開くのを待って、予約をするというのは大変なことだもんで、そういう形になっているわけで、それが今度システム化すると、ここへ来なくてもできるとなると、なかなか何か一遍に重なっちゃうということはないかなというふうに感じるですけれども、その辺は何かチケットの予約なんかもたくさん重なっちゃって困るというのはあると思うんですけれども、そういうところはどうですかね。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

ここの予約システムにするときに、そこの重なったりした場合のところについては、現時点は抽せんで決まるような形を考えております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

10番、八木　栄君。

○１０番（八木　栄君）　10番、八木です。

207ページ、図書館の管理費というところで、修繕費と電気使用料とこれ並んであるですけれども、修繕費、今、以前にも言ったことあるですけれども、ソーラーのあれが機能していないということで、ここでも話したですけれども、前の課長にも話をしたっけですけれども、今回もこれ別に修繕費って、ソーラーの修繕じゃないということでありますが、そもそも、あれはどういう目的というでは、何のためにソーラーでやっているかなということはあるんですけれども、一つ先にそれを教えてください。

○議長（大石　巖君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

この図書館につきましては、その太陽光は図書館の建設当時からついているものになりまして、環境対策と、あと理科館が併設されているんで、そういう理科館の教育関係のことも含めて、太陽光を使って循環のということで当時は設置したものだと思っております。

以上です。

○議長（大石　巖君）　10番、八木　栄君。

○１０番（八木　栄君）　10番、八木。

実際にちゃんと機能していれば、この電気使用料もかなり減っていくじゃないかなとも思うですよ。どれくらい容量があるかというのはちょっと私も分からないですけれども、それで、その図書館で電気を使うのが目的なのか、それとも売電が目的なのかとちょっとその辺が分からないんですけれども、あのソーラーというのはどういう。全部使うような形ですか。余ったら売るという、そういう形ですかね。

○議長（大石　巖君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

ここの太陽光につきましては、その売電契約は結んでいますが、それ以上に電気の使用量が多いんで、実際売電で収入が入ったというものには、実際になっていないです。それ以上に図書館全体の電気使用量が多いので、そこで補うような形で、太陽光を活用して使っていたものになります。

以上です。

○議長（大石　巖君）　10番、八木　栄君。

○１０番（八木　栄君）　10番、八木。

あれがちゃんと機能していたとしたら、この電気の使用料、今回の予算1,022万8,000円ですか。これはどのくらいになりますかね。分かったらでいいです。

○議長（大石　巖君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

すみません、その数字持っていないですけれども、その当時から比べると、電気代も上がっていますし、太陽光をつけた後にもうＬＥＤ化も進んでいる中で、消費電力も減っているというところもありまして、それで、そこら辺の細かい数字は、すみません、持っておりません。

○議長（大石　巖君）　10番、八木　栄君。

○１０番（八木　栄君）　10番、八木。

山脇課長に言ってもあれかもしれないけれども、以前、中山課長のときもちゃんと話をし

て、お願いもしたと思っていたんですけれども、それから何も手をつけていないというように思うですよ。あれがただ、そのままにしていると、このソーラーパネルの下がテラスみたいな感じで使えれば有効的なものであるかもしれませんが、そうでなかったら、ただの無用なものがあそこにあるだけで、オブジェかなという形になっちゃうんですけれども、先ほど地球温暖化対策のほうでも、課長さんが公共施設にできりゃ屋根がつけられるような形であれば、そういうものをつけていきたいということをさっき言ったですよ、ちょっと前のときね。であるにしろ、あそこにあるだけえが、それが動かしていないもんで、言っていることもちょっと変ですよね。片や、そういうものをつけていかにゃいかん、片や、ついているだけえがそれを動かしていない。それについてどう思いますかね。

○議長（大石　巌君）　理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君）　谷澤です。

今、議員から御質問ありました太陽光の関係ですけれども、先ほどの都市環境課の調査につきましては、公共施設ということで調査を行っていくわけですが、その中には当然図書館のほうも入っておりまして、そちらのほうも調査を、調査というか、その設置の新しい新エネルギーの関係のほうで調査をしていくという形になります。

ちなみに、図書館につきましては、先ほど生涯学習課長が申し上げましたとおり、建設当時につけた大変出力も低く、そうしたものになっていますので、今回の調査で図書館のほうも含めた中で、どういったその一番いい太陽光というか、そうしたエネルギーがいいかということを調査していきますので、一応、そういう形で対応のほうをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　10番、八木　栄君。

○１０番（八木　栄君）　10番。

これまで、修理がどのくらいお金がかかるかと調べていないと思うですよ。仮に、あれがちゃんと機能するように直したときに、その費用と、それじゃそれを使わないで、ずっと何年か電気代を払っていたとき、どちらが安いかなと考えたら、それは分からないですけれども、そういうところまで今計算してもらって、それだけ、せっかく、公共の建物だもんで、周りに先駆けてああいうパネルをつけたということは、実際事実だと思うですよ。なんで、それを皆さんがそれを見てまねをしてくれればいいなと思うもんで、せっかくそういう目的というのを、多分その辺にあるだとは思うですけれども、そういうためにつくったもんで、やっぱりあるものは使えるようにしないともったいないもんですから、それではあ何年か言っていて何もしていないというのは、ちっと怠慢だと思うですよ、自分からするとね。結構口うるさく言ったと思うです。前々回かですか。それでもやってくれていないというのは、ちょっとなめられていると思うもんですから、ぜひ何とか、本当に使うような気持ちあったとしたらちゃんと調査して、修理して、当たり前に使えるという形にしていただきたいと思いますが、どちらが分かりませんが、どうですか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

その今壊れているところで、壊れているのがパワーコンディショナー、蓄電池のところになると思うんですけれども、そこのところに見積りは1,000万以上かかるということで見積

りをもらっています。設置後も26年たっているものなんで、それこそ国の政策の中でも、2030年までに再生可能エネルギーを使ってどういうような取組、ちょっと細かいやつは分からないです。何十％以上にするとか、ミックスでいろいろ再生可能でやるということもありますんで、それこそ、可能性調査をやっていく中で、今、国産の次世代型太陽電池というのも開発されているんで、その辺も注視しながらどういうことができるかということで、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　説明書の180ページから181ページ、教育振興費、この中で、教材備品１億4,400万円と教育用コンピュータ設定手数料が1,584万円。これを合わせれば１億5,984万円になります。これの財源内訳はどうなりますでしょうか。

○議長（大石　巌君）　学校教育課長、粂田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（粂田真男君）　学校教育課でございます。

ただいまの質問の教材備品の１億4,400万と教育用コンピュータ設定手数料の1,584万、これの財源内訳ということでございますが、今回のＧＩＧＡ第２期における財源に関しては、補助金額が国の試算されたのが１台当たり5.5万円に対して、３分の２の補助が出ますよということで、児童・生徒数にプラス15％の予備機も含めた金額が出るということになります。

今回の端末を購入するに当たっては、静岡県一括で共同調達ということになっておりまして、共同調達の中で現在の見積りが出ている金額が１台当たり６万円という換算になっているものですから、６万円の2,400台ということで１億4,400万円を設定させていただいています。

設定手数料に関しては補助が出ないということになるもんですから、こちらについては単費というところになりますので、現在のところ、その６万円の2,400台に対して３分の２ではなくて、5.5万円に対しての2,400台分の３分の２が補助率ということになります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　教育振興事業費では国庫支出金がゼロになっていたので、これは国の方針なのに何で国庫支出金がゼロになっているのかという、そこに疑問を感じたわけです。

で、県は、これ違うのかもしれません、情報機器整備事業費8,800万円の補助金が出て、これは補助金として出ている。これが充てられているのかなと思って、まずは、今の説明だと、国が結構持つような説明しているんだけれども、実際の財源内訳には国庫支出金が出ていないと。この辺、事情は。

○議長（大石　巌君）　学校教育課長、粂田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（粂田真男君）　学校教育課でございます。

予算上は、県の補助金の教育費県補助金の中に入っているものが先ほど申し上げたものになりまして、国のほうは基金交付ということで、国から県のほうに都道府県が基金造成補助事業創設ということで、国のほうから来るんですけれども、静岡県が一括して補助事業として市町村に補助事業を出すという流れになっておりますので、吉田町の予算としては、県支出金の県補助金の中に入れ込んでいるというものになります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　今、３分の２とかいろいろ説明されたんですが、ちょっと細かい数字は分からないんで何とも言えませんが、これ更新は５年後に更新するというのは大体分かっていたんですかね。そのためにその一般財源といわず、ふるさと納税の指定寄附金なんかを積み立てていたのか、もう単年度なんで、そのとき取ってこられる金を使っているのか、その辺の考え方というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（大石　巌君）　学校教育課長、粂田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（粂田真男君）　学校教育課でございます。

ＧＩＧＡ第１期の令和元年度の時点では、ここで補助が出ますよということで国のほうで算定したわけですが、その後、５年後ぐらいで替えるに当たって、補助がそもそも出るのか、ＢＹＯＤといって自分で買って、ランドセルを各家庭で買うように、その中に一つ端末も各家庭で買ってしまうというような形、既にもう県立高校等についてはＢＹＯＤで自分で買ってもらっているというやり方をしていますが、そういうやり方になるかもしれないという話もありながら、今回第２期についても基金を国のほうで交付して、補助金で出すますよという流れになったのが直前というか、今年度最初の頃とかにそういう話が出てきたということになるものですから、町としてそこをどうすべきかというところで、ＧＩＧＡのための基金をどうするかというところについて、なかなか正解の流れというのがない中で動いてきたというところですので、具体的なその基金創設とか、町の単独の基金という形ではやっていなかったというものになります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　９番、増田です。

先ほどの107ページの図書館管理費の中の修繕料なんですが、これ今までは大体駐車場の凸凹、穴ぼこの修理ということでなってきておったわけですが、このたび、やっと念願で土地が買えて、で、町のものになった。そうした中で、あそこの駐車場の整備、これ修繕料の中へ入っているのか分からないんだけれども、まずこの修繕料でどこまでの修繕をしていくのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

この図書館整備の中で、用地交渉終わった形で、舗装のほうも入っていきたいということを考えていたんですけれども、この修繕の中にはこの舗装をやるということで枠として今持っているものではなくて、現状の形のところを修繕する舗装修繕だったりというものと、あと大きなものが図書館の高圧の設備の更新が必要になっていまして、そこのところが一番大きなものとして額等入っているものになります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　そうしますと、あそこの土地はまだ手つけずに大体今の現状でいくというような形かなとも思います。さんざん早く買え、早く買えみたいな感じで我々言ってい

たんだけれども、じゃ、買いました。じゃその後、じゃあそこをどう利用していくのかというのがまだ今年度というか、７年度には何も、予算上も出てはきていないんだけれども、どういう使い方をしていくんでしょう。先ほどの土木のほうでもあったんだけれども、念佛橋がなくなったおかげで、あそこの葬祭場というか、セレモニー、あそこに行く人が結構図書館のあそこの通りを通って、行く人が結構いるんですね、自分もそうなんだけれども。そうすると、あそこをどう生かせていけるのかなというのが非常に今後課題になってくるのかなと思うんですが、予算上出ていないんで何も言えないかもしれないけれども、買った上でじゃどうしていくのかという何かプランがあれば。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

ここの図書館用地になりますんで、図書館を利用するための駐車場として、今、半分は未舗装の部分があります。当然、利用者の中でも、未舗装のところから来る方については、多少のやっぱり凸凹等があって使い勝手が悪いということで、いろいろお問合せもいただいている部分もあるので、そこについては、現時点は予算がついていないんで、現状維持、維持管理をしながら、トラブルのないような形には進めていきたいと思います。

あと、図書館全体として考えれば、図書館もあって理科館もあるんで、そういう全体的にどういうふうなデザインというか、ということも今後考えていかなければならないのかなと思っています。課題だと思っております。

すみません、以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　182ページから183ページの確かな学力定着事業費、令和６年度に比べて授業支援業務委託料が569万1,000円の減額、ＩＣＴ教育支援業務委託料が168万円の増額。この減額と増額の理由をお願いいたします。

○議長（大石　巌君）　学校教育課長、粂田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（粂田真男君）　学校教育課でございます。

183ページの12節、授業支援業務委託料のまず500万円ぐらい減ったものにつきましては、これはベネッセのミライシードという授業支援業務委託なんですが、この減った部分については、これまでは学習支援ソフトとかドリルパークです。ドリルをやるものについてと、あとそれに加えて、ＩＣＴ支援員という人材をつけていたんですが、この減った分はこのＩＣＴ人材を減らしたものがこれだけ、500万円ぐらい減っているというものになります。

もう一つのＩＣＴ教育支援業務委託料、これについては、業者さんに毎週１回、各学校に週１回はＩＣＴ支援員さんを丸１日配置するというもので業務委託をしているもので、それ以外にもいろんな困ったときがあったら、電話、ネット等で対応ができるということで業者さんにお願いしているものなんですが、人件費の高騰等に伴いまして上がっているものと、あと、校務支援システムがクラウド化ということでグーグルと連携した形になったもんですから、そういった校務支援システム等の業務の支援もしていただくということで、支援内容がプラスされたということで増えていると、金額が増えるというものになります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　７番、平野　積君。

○７番（平野　積君）　今の答弁を聞くまでは、授業支援というよりもそのＩＣＴ教育にどんどんシフトしていくのかなというふうに思ったんですが、説明だとそうでもないという感じはするんですけれども、そもそもそのＩＣＴ教育というものがここの項目に入っている確かな学力定着事業とどう結びつくんですか。ＩＣＴ教育をやれば、確かな学力定がどんどん定着していくということに関しては、どのようにお考えでここの項目に入っているんでしょう。

○議長（大石　巌君）　学校教育課長、粂田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（粂田真男君）　学校教育課でございます。

確かな学力定着事業費の中にこのＩＣＴ教育支援業務委託料入っている理由ということでございますけれども、これは単純に言うと、ＩＣＴ支援員の派遣業務ということになります。ということは、ＧＩＧＡが始まって５年たとうとしているんですけれども、当然、ＩＣＴを活用した中で授業を展開していく、先生方は授業に集中してもらうためには、子供たちがちょっと困っているところに手を出して、ＩＣＴ支援を助けたりとか、当然、先生方がＩＣＴを使った授業でこういったものをやりたいということに対してアドバイスをして、よりスムーズな授業展開ができることをやる手助けをしてくれるＩＣＴ支援の業務ということになりますので、先生がより授業に集中できる時間を確保できるためのＩＣＴ支援員ですので、そういった意味でここの確かな学力定着事業費の中に組み込まれているという解釈であります。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　これで質疑を終結します。

これをもって第18号議案についての質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（大石　巌君）　以上で本日の日程は終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会　午後　２時５６分

開議　午前　９時００分

◎開議の宣告

○議長（大石　巌君）　改めまして、おはようございます。

本日は、定例会19日目、最終日であります。

本日は、３番、盛　純一郎君から欠席の届出が出されております。

ただいまの出席議員は11名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石　巌君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから、議案審議に入ります。

初めに、一般会計並びに特別会計及び企業会計の予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。

審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。

引き続いて、予算に関する議案を除くその他の議案審議を議案番号順に行います。

それでは、審議に入ります。

◎議案第１３号の討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第１、第13号議案　令和６年度吉田町一般会計補正予算（第８号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１４号の討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第２、第14号議案　令和６年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１５号の討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第３、第15号議案　令和６年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１６号の討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第４、第16号議案　令和６年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１７号の討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第５、第17号議案　令和６年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１８号の討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第６、第18号議案　令和７年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１９号の討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第７、第19号議案　令和７年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２０号の討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第８、第20号議案　令和７年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２１号の討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第９、第21号議案　令和７年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２２号の討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第10、第22号議案　令和７年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２３号の討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第11、第23号議案　令和７年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２４号の討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第12、第24号議案　令和７年度吉田町公共下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

８番、山内　均君。

〔８番　山内　均君登壇〕

○８番（山内　均君）　８番、山内　均です。

私は、令和７年３月吉田町議会定例会に議案提出された第24号議案　令和７年度吉田町公共下水道事業会計予算について、反対討論をします。

第24号議案、令和７年度公共下水道事業主要工事一覧表より、１、川尻南部汚水幹線工事、314メートル、8,720万円、２、片岡１号汚水幹線工事、194メートル、4,100万円、３が取付管設置工事、11か所、1,500万円、管渠建設改良費小計が１億4,320万円、４の浄化槽センター建築改修工事１億2,000万円、５、浄化槽センター設備更新工事５億2,612万円、処理場建設改良費小計が６億4,612万円となります。

令和７年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書によると、８款４項４目の公共下水道費、公共下水道事業繰入金は４億5,788万4,000円、この４億5,788万4,000円は、令和７年度公共下水道事業会計予算実施計画明細書、(1)収益的収支及び収入から下水道事業収益が７億9,650万7,000円、そのうち営業収益が下水道使用料１億3,068万1,000円、その他の営業収益が８万円、営業外収益は６億6,574万6,000円、受取利息及び配当金は２万1,000円。

①の他会計負担金4,275万9,000円、一般会計からの補助金です。国庫補助金は2,673万円、２の他会計負担金１億1,517万4,000円、一般会計からの負担金です。長期前受金戻入が４億1,530万8,000円、消費税還付金が6,575万4,000円。(2)の収益的収支、収益的収入及び支出の収入では、３として、３、他会計負担金２億9,995万1,000円、一般会計からの負担金です。

この他会計補助金の１、２、３は全て一般会計からの繰入金であり、合計公共下水道事業繰入金は４億5,788万4,000円となり、令和７年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書４億5,788万4,000円と一致する。

次に、債務負担行為の５条、債務負担行為をすることができる事項は、ストックマネジメ

ント計画策定事項6,221万6,000円、内訳は、国庫支出金3,045万9,000円、一般財源は3,175万7,000円。浄化センター設備更新工事管理業務は1,436万8,000円、内訳は、国庫支出金ゼロ円、企業債１億1,436万8,000円。浄化センター設備更新工事10億4,564万円、内訳は、国庫支出金５億6,410万2,000円、企業債が４億8,153万8,000円。

債務負担行為をすることができる事項は、国庫支出金５億9,456万1,000円、国の補助金です。企業債が４億9,590万6,000円プラス利子です。一般財源は3,175万7,000円、企業債、一般財源は５億2,766万3,000円、これは町民税からの繰入れになる。下水道料金の改定が行われ、令和７年度の公共下水道事業予算の収益的収入において、下水道使用料の予算は１億3,068万1,000円となった。

令和７年度吉田町一般会計及び特別会計からの繰入金４億5,788万4,000円と債務負担行為における企業債、一般財源５億2,766万3,000円、合計９億8,554万7,000円となり、比較にはならない。公共下水道事業は、独立採算制を求めなくてはならないと思っている。令和８年度、下水道区域と浄化槽区域が確定をする。浄化センター設備は、管理は公費で行われる。浄化センター設備の管理は公費で行われる反面、浄化槽の管理は設置者個人に義務づけられている。現在の状態では、下水道事業には公共性は存在しない。

水洗化が求めるものは、生活環境及び良好な水環境の保全のためである。環境保全を早期に確実になすためには、下水道事業と合併処理浄化槽による水洗化事業を同時に進め、税の公平性を確保し、公共下水道事業と公共浄化槽事業による水洗化を求めることを提案し、第24号議案　令和７年度吉田町公共下水道事業会計予算の反対討論といたします。

以上。

○議長（大石　巌君）　反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、蒔田昌代君。

〔１２番　蒔田昌代君登壇〕

○１２番（蒔田昌代君）　12番、蒔田です。

私は、第24号議案　令和７年度吉田町公共下水道事業会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、債務負担行為、企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金について、当局から説明や資料の提出により説明を受けました。議会において慎重に審議、議論した結果、公共下水道事業の計画に沿って今年度も強力に進めていくことを確認できた。

よって、第24号議案　令和７年度吉田町公共下水道事業会計予算について賛成します。

以上をもって私の賛成討論といたします。

○議長（大石　巌君）　賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　ほかに討論がなければ、これで討論を終わります。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は、原案のとおり決定をすることに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大石　巌君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計並びに特別会計及び企業会計の予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、これまで議決した議案を除くその他の議案の審議に入ります。

◎議案第２号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第13、第２号議案　吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いをします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第３号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第14、第３号議案　特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第15、第４号議案　議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第16、第５号議案　吉田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第６号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第17、第６号議案　吉田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第７号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第18、第７号議案　吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第８号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第19、第８号議案　吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　４番、楠元です。

全員協議会の中で、配偶者等についての内容確認をさせていただいております。そこで、町のほうの考え方として確認したいんですけれども、吉田町でパートナーシップ制度を利用可能になっております。こちらの制度のほうに関わるような職員に関する方にはどのような対応を考えておりますか。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

当町におけるパートナーシップ宣誓制度の対象制度は、県の制度に倣い実施をしております。過日、令和５年度におきましても全員協議会の中でお時間をいただき、議員にもその旨御報告をしているとおりでございます。その項目を確認しますと、今回のような職員の制度に関するものは、現在見当たりません。今後、当町の職員から当制度の申出があった場合、速やかに対応ができるように、また県との協議を重ねていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　この件に関しては了解しました。

もう一つ、こちら15条の４のところで、勤務環境の整備に関する措置が書いて、こちらのほうが示されております。職員に関する、この制度を利用される職員に関する方には、ある程度保護されてとてもよいと思うんですけれども、その職員が介護の関係となると、ある程度役職の就いた方が関わるのではないかと推測します。そうしますと、やはり民間でも見受けられますけれども、上司、ある程度の役職がある方がお休みされるケースですと、仕事に支障が出ることが見受けられるわけです。こちらのほうの、行政に関わることでありますので、その辺の体制、その辺はどのように考えておりますか。

○議長（大石　巌君）　総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

議員からの御質問、本条例の15条の４に勤務環境の整備に関する措置が明示されております。その中で、今後、議決をいただいた後に職員に対する、このような制度ができたということで、まず第１号で研修の実施をさせていただきたいと思います。総務課から介護制度に関する制度の説明としまして、仕事と生活の両立支援パンフレットというものをつくって、まず職員のほうに周知するということを考えております。

二つ目の２号につきまして、相談体制の整備ということもしっかりやっていかなければいけないと考えております。総務課内に今育児休業を取りやすくするための相談体制としまして、総務課長補佐に育児休業支援監というものを命じております。今度この条例が可決された後には、育休だけでなく介護の相談も受けやすい体制を整えるために、今、仮称ですけれども、ワークライフサポーターという名前に変えまして、また課長補佐にそういった相談体制を整えることも命じていきたいと考えております。

あと、三つ目に勤務環境の整備ということで議員からの御質問があったところだと思いますけれども、ここに対しては、早めにまず総務課のほうに相談してもらうということを第一に考えて、その後、できるだけ人事的な配置も考えていきたいと思います。組織の中で、今置くことができるということで明示されております。例えば課長補佐の配置を考えていったりとか、できることなら職員の人員を増やすとか、そういったことで組織全体で考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石　巌君）　４番、楠元由美子君。

○４番（楠元由美子君）　答弁ありがとうございました。

比較的１人の方に集中して作業が偏ってしまうケースも民間とかですと見受けられてすごく、なかなかそれを相談できなかったりとか、仕事の分配の仕方もやはり困っているような状況を確認、自分は民間のほうで確認しているところであります。行政ですと、やはりいろいろと日々の仕事を詰めることも多いと思いますが、そのような体制をしっかり整えていただいて、いろいろな方の職員の方が負担にならないような仕組みをしっかり構築していただくようにお願いしたいと思います。答弁は大丈夫です。ありがとうございます。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　これで質疑を終結します。

討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第９号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第20、第９号議案　吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１０号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第21、第10号議案　吉田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例及び吉田町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１１号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第22、第11号議案　個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１２号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第23、第12号議案　情報通信技術の活用による行政手続等に係る

関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎議案第２６号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第24、第26号議案　指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２７号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第25、第27号議案　指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２８号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第26、第28号議案　指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　１番、大石です。

指定管理者の指定ということなんですが、特に反対をするというような話ではないんですけれども、指定管理者をやるときに、過去の実績として、今までやってもらっていたから今後もやってもらいたいというような意識が強く出てしまって審査が的確にしっかり行われていないような状況というのは、どうしても長くやっていると出てきてしまうというところがあると思っております。本来なら、５年ごとの指定を再指定するときに競争原理が働いたりして、町民サービスなり費用対効果の向上ということが図られていくのが正しい形ではないかというように思っております。

そういった中で、26号議案、27号議案も同じように、指定管理者の指定なので同じようなことを一つ一つお聞きしたいところもあったんですが、重なってしまうので予算規模が一番大きいこの議案に対して質問をさせていただくことにしたんですが、今回再指定をされるに当たって、一番重要視した審査の中身というか、そこの点はどういうところだったのかを御質問します。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

この神戸コミュニティ・センター、通称よしきたになるんですけれども、ここは吉田町町民、神戸の方が主に使っているんですけれども、管理棟と芝生広場があります。ここを北区自治会に指定管理している中では、グラウンドゴルフだったり地域の活動をここでやっています。主にここ金額が大きいのは、人件費、あと光熱水費、あと保守点検、芝生の維持管理等で金額は高くなっていますけれども、地元で神戸のコミュニティを図るために、地元、北区自治会が中心となって今までも活動していますんで、今回審査の中では、今まで２期やったことを継続してやっていきたい、さらには、もっと活用してというところはあるんですけれども、北区自治会が適正ではないかということで判断しております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　御答弁ありがとうございます。

審査が具体的にどうだったのかというところまで我々も精査できないもんですからあれですが、今の御答弁で、今後の５年間は以前より、少なくとも以前より町民サービスの向上が図られたという御認識でよろしいでしょうか。

○議長（大石　巌君）　生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君）　生涯学習課でございます。

コロナもあったんで一概には言えないんですけれども、この施設の活用も以前よりも活発というか、利用が増えているんで、さらにということは、また打合せというか協議をしながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２９号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第27、第29号議案　町道の路線廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　９番、増田です。

今回の道路の廃止についてなんですが、この後も認定もあるわけなんですが、一番聞きたいのは、この東西に走る部分を要は廃止されるわけなんですが、これは廃止するに当たって何か町にメリットがあるのか、どういう理由でここの線だけ廃止をするんですか。お答えください。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

今回の路線廃止につきましては、この当該道路というものを関係するところの事業者さんのほうから、この土地についての利用についてと要望のほうがございまして、その関係で町のほうもいろいろ協議させていただく中で、こちらのところの道路を廃止することでも問題はないのではないかということで、こちら近隣の住民の皆さんとも説明のほうをちょっとさせていただく中で、こちらの廃止のほうを議会のお認めをいただくというところが大前提ではございますけれども、そういう中で決めさせていただいたというようなところでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　９番、増田剛士君。

○９番（増田剛士君）　そうしますと、その廃止後のここの扱いは、地主なり何なりどうなるとか分からないけれども、推測できるのは、ＪＡ榛南吉田支店の方々が非常に便利がよくなるのかというところが一番あると思うんですが、その扱いというのは、もう町道じゃなくなることによってどういった扱いになるんですか。ここの区間は、誰かの所有だか管理になるんですか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

議員がお話いただいたとおりでございまして、利用につきましては、地権者さん、地権者といいますか隣接する土地の方のほうからのお話がございますので、そちらのほうで一体的な利用というような形で今後の使用のほうはされていきたいというようなことを申出のほうがあったというところでございます。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　一つ聞かせていただきたいのは、今、同僚議員の言った位置が全体の流れの中から一部が閉鎖されると。ただ、心配しているのは、通常のとき、平常のときは一向に構いません。ただし、実際にあそこでバザー、いろいろものを売ったり、農協ですからありますよね。そのときの人たちが支障なくいけるのか。それと、いざというときの安全性の確保というのはできているのか、ちゃんと相談をしてできているのか、その点だけ確認をいたします。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

まず、今回路線の廃止ということでお認めいただいた場合は、これその部分のところにつきまして廃止ということになります。今後の利用というような形といいますか、ここのところは隣接いただいたところの事業者様のほうが今後取扱いをどうしていくかというところにはなるんですけれども、それにつきましては、そこの中でお考えいただくということになるかと思いますので、今までのというような、道路としての利用というような形ではなく、事業者さんの中でお考えいただいた利用ということになるかと思います。

以上です。

○議長（大石　巌君）　８番、山内　均君。

○８番（山内　均君）　安全性が確保されていればそれでいいんですけれども、ただ、今回ＪＡへ下ろしますよね。そのときに、道路、市場経済というのは変わりますからね、そのときに言いたいことは、例えばフェンスでやるとか、そして行き来ができなくなるとか、そういう不都合がもしできたら非常に困りますので、そういうものに関してのやはり協定というか、それまでちゃんと、常に行き来ができるような、行き来というか、安全、危険性というか、安全のときにはできるだけ配慮ができるような状況というのは話合いの中でされているんですか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

今後の利用というような話になるかと思うんですけれども、こちらにつきましては、現状の今の利用といたしましても、当該道路のほうをお使いいただいてＪＡさんのほうの上とか下とか、駐車場があったり店舗があったりというような形であるかと思うんですけれども、そちらのほうも利用されているような状況でございますし、今後それが、所有のほうがちょっと変わるという形になったとしましても、そのような利用をされていくというふうに思っております。

以上です。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　１番、大石です。

ここの道路なんですが、これ私が小さい頃は、まだ道らしいような状況がありまして、あそこがＪＡがきれいにした後は、私、地元なんであれですけれども、そこはもうＪＡのもんだと思っていたんですよね。ですから、もう通れない、通っちゃいけないものになっちゃったという認識でずっと育ってきたんですよ。それが今回こういう議案が出てきたので、そういう意味で驚いているところも正直あるんですが、それで私も周りの人間に聞いてみたら、みんなやはり、みんなといっても何人かですけれども、同じ認識を持っていたということでありますが、ここは町としては、町道が通っているという認識をずっと持っていたかどうか確認をさせてください。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

今、議員のおっしゃられたように、中にはあそこのところの道、所有者さんのほうのところの敷地かなというようなお話も私もちょっと伺ったこともあるんですけれども、その当該道路につきましては、もちろん町としまして町道認定させていただいている道路でございますので、町のほうで管理している道路という認識でございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　大石です。

当然認識していたということだとはもちろん思うんですが、ただ、現実問題として、あそこに別に線が引いてあるわけでもない、何でもない、倉庫の前の大きい、広いところがあるというだけの場所なので、今まで農協さんのほうで優先的に全てを利用していた状況がずっと続いてきたと思うんです。もう30年、40年近く、そういう状況がずっと続いてきたというふうに私は認識をしているんですが、その点についてどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

当該道路自体につきましても、東西のほう通り抜けできるような道でもございますし、あそこのところにつきましては、もちろん町のほうのところ、管理しているという道路という認識で、利用のほうを町民の皆さん等もしていただいているというような認識でおるんですけれども、現状、今そこのところにつきましては、農協さんのほうの利用のほうというところもありますし、もともとその道自体は、町のほうで管理しているところの道というところは変わりがないというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石　巌君）　１番、大石裕之君。

○１番（大石裕之君）　これ今回農協さんのほうから一体的に使いたいので再整備するということなのかもしれませんけれども、話があったという先ほどのお話もございましたが、そういうことでなければ、私の認識でいえば、完全に町道としての機能はほとんどなくて、農協さんの敷地面積として使われていた、そういう状況が今後もずっと続いていた可能性があるというふうに思われます。

そういうところでいうと、今回きれいに線が引けれてしっかり町道認定外してということで、手続上はきれいになるというのはいいと思うんですけれども、これを機に、それと町内に同じような状況の町道が残っていたりするか、しないか、同じような状況があったりすると、またそれはそれで問題になってしまうというふうにも思うので、そういったところも一応今最後に御質問だけさせていただきたいと思います。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

町道といいますか道路になりますので、こちら一般コースのように供される道ということになります。ですので、その利用につきまして適正でないという場合になりましたら、町のほうで是正するように指導していくということでございます。

以上です。

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はある人いますか。

10番、八木　栄君。

○１０番（八木　栄君）　10番、八木です。

土地が町のものがほかの人のものになるというと、道路の中に埋設物とかそういうものが仮にあった場合、それを撤去しなければいけないと思いますが、そういった場合は、それは誰が撤去をやるんですかね。

○議長（大石　巌君）　建設課長、栁原真也君。

○建設課長（栁原真也君）　建設課でございます。

これ今回の予算のほうにも計上させていただいてあるんですけれども、現状、今ここにつきましては、町のほうでまずは撤去といいますか、そちらのほうをさせていただくという形になります。ただ、それにつきましては、相当分の金額を、その分をまた町のほうに入れていただくというようなことで対応のほうもしていくところでございます。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３０号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第28、第30号議案　町道の路線認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３１号の質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第29、第31号議案　吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君）　第31号議案につきましては、私個人のことに関わる議案でございますので、退席の許可を求めます。

○議長（大石　巌君）　教育長、山田泰巳君の退場を許可いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午前　９時５３分

再開　午前　９時５４分

○議長（大石　巌君）　ただいま出席議員数は11名です。

これから第31号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定をいたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午前　９時５４分

再開　午前　９時５４分

○議長（大石　巌君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は11名です。

◎発議案第１号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第30、発議案第１号　吉田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、蒔田昌代君の趣旨説明を求めます。

12番、蒔田昌代君。

〔１２番　蒔田昌代君登壇〕

○１２番（蒔田昌代君）　12番、蒔田です。

発議案第１号　吉田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

吉田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、吉田町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

令和７年３月21日提出。

吉田町議会議長、大石　巌様。

提出者、吉田町議会議員、蒔田昌代。

賛成者、吉田町議会議員、大石裕之。

同、楠元由美子。

同、福世義己。

同、三輪美由紀。

同、平野　積。

同、山内　均。

同、増田剛士。

同、八木　栄。

同、河原崎昇司。

それでは、本議案の趣旨説明をいたします。

情報通信技術の活用による行政手続に係る関係の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和６年６月７日に公布されました。この法律の改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について条項ずれが生じることから、引用している例規の必要な改正を行うとともに、併せて所要の規定の整備のための改正を行うものです。

本条例の主な内容ですが、第２条及び第12条の改正は、法令の改正による条項ずれを改め

るものです。また、その他の改正につきましては、略称規定について用いる条、章を指定することまたは略称規定を用いる条項の指定を外す改正が主な改正内容となります。

なお、本条例の施行日は、令和７年４月１日としています。

趣旨説明は以上です。

○議長（大石　巌君）　説明が終わりました。

これから発議案第１号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

蒔田昌代議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第２号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（大石　巌君）　日程第31、発議案第２号　吉田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、蒔田昌代君の趣旨説明を求めます。

12番、蒔田昌代君。

〔１２番　蒔田昌代君登壇〕

○１２番（蒔田昌代君）　12番、蒔田です。

発議案第２号　吉田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

吉田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を別紙のとおり制定いたしたいので、吉田町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

令和７年３月21日提出。

吉田町議会議長、大石　巌様。

提出者、吉田町議会議員、蒔田昌代。

賛成者、吉田町議会議員、大石裕之。

同、楠元由美子。

同、福世義己。

同、三輪美由紀。

同、平野　積。
同、山内　均。
同、増田剛士。
同、八木　栄。
同、河原崎昇司。
それでは、本議案の趣旨説明をいたします。
令和４年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律（令和４年法律第101号）により、議会の議員に係る請負に関する規定の明確化及び緩和がなされることとなりました。改正前の地方自治法第92条の２の規定では、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人であることができない旨が規定されており、議員個人と町との請負が認められていませんでしたが、この法改正により、「各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く」が加えられ、政令で定める一定金額、300万円までは議員個人による町との請負が規制の対象から除かれることとなりました。
また、令和４年12月16日付、総行行第351号による総務大臣通知において、「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、取組を併せて行うことが適当であること」との助言がなされました。
つきましては、吉田町議会においても請負の透明性を確保し、もって議会運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、吉田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定しようとするものです。
本条例の構成ですが、第１条では、この条例の目的を定めています。第２条では、地方自治法第92条の２に規定する請負に対する議員の報告義務を定めています。第３条では、議長が請負の報告を受けた場合、一覧表の作成と公表を行うことについて定めています。第４条では、請負の報告と訂正に関し、議長が保存しなければならない期間及び閲覧のまたは写しの交付を議長に求めることができることについて定めています。第５条では、議長への委任について定めています。
附則では、この条例は公布の日から施行することとし、令和６年４月１日に始まる会計年度における請負から適用することとしています。
趣旨説明は以上です。
○議長（大石　巌君）　説明が終わりました。
これから発議案第２号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕
○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。
蒔田議員、御苦労さまでした。
これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎委員会活動報告

○議長（大石　巌君）　日程第32、委員会活動報告を行います。

初めに、総務文教常任委員会副委員長から報告をお願いします。

12番、蒔田昌代君。

〔総務文教常任委員会副委員長　蒔田昌代君登壇〕

○総務文教常任委員会副委員長（蒔田昌代君）　12番、蒔田昌代です。

総務文教常任委員会より所管事務調査報告の取りまとめについて報告をいたします。

令和６年６月の委員会で所管事務調査として重層的支援体制についてを決定し、これまで委員会で調査を進めてまいりました。その調査結果を取りまとめ、調査結果報告書を３月21日、議長に提出をいたしました。報告書の発表をもって報告とさせていただきます。

お手元に配付してあります委員会の報告書を御覧ください。

１ページ、１、調査事項、２、調査の目的、３、期間、４、調査の経過、５、調査結果、６、まとめとなっております。

２ページを御覧ください。

別紙１は、令和６年６月５日から令和７年３月13日までの９回、委員会を開催しました。内容は、２ページから３ページまでまとめてありますので御覧ください。

３ページをご覧ください。

５ページから７ページまでは５の調査結果になっております。委員会の中で出された事業を取上げ、そのほか調査内容、委員会の意見を載せております。

６、まとめについてですが、お手元の資料、７ページをご覧ください。

まとめについては読み上げてまいります。

６、まとめ、国の重層的支援体制整備事業の一つである「相談支援」については努力が伺えるが、「参加支援」には担当部署との連携や体制整備が不十分である。

体制整備には、庁内関係部署を一元的に統括する役職の下に関係機関・団体（社会福祉協議会・民生委員児童委員など）との調整機能が欠かせない。併せて、より効率的運営のために関係機関・団体の担当者による情報共有と意識改革を行う必要がある。

重層的支援体制の構築は、他市町の事例を参考にして、当町の状況に合ったものにしてい

くことが必要だと考える。既存の組織、制度を活用し、早期に重層的支援体制が構築されることが望まれる。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（大石　巌君）　報告が終わりました。

委員会活動報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

副委員長、御苦労さまでした。

これをもって、報告済みといたします。

次に、産業建設常任委員会委員長から報告をお願いします。

８番、山内　均君。

〔産業建設常任委員会委員長　山内　均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内　均君）　産業建設常任委員会より所管事務調査の報告を行います。

委員長の山内　均です。

産業建設常任委員会では、調査事項、空き家等対策の推進について、調査目的を空き家対策の推進について、住民の生活環境の支障となる空き家等に対して適切な管理や利活用について調査・研究をする。

令和５年６月５日から令和７年３月14日まで、委員会を28回、１年９か月にわたり委員会を開催し、調査をしてきました。

まず最初、第４回の委員会では、吉田町の現状及び状況について調査をしました。吉田町の現状は、空き家対策の開始の時期では、令和元年12月、吉田町空き家バンク事業実施要綱を施行、令和２年３月、吉田町空き家対策協議会を設置、令和６年３月18日、第１回協議会を開催。空き家の調査報告の数では、空き家56戸を確認した。３、空き家バンクの制度の対応の数では、令和５年度末までに２件の確認をした。４、令和５年６月に静岡県司法書士会と空き家等対策の推進に関する協定を締結した。

第７回委員会では、企画課から移住定住についての説明を受けた。

第９回委員会では、視察する自治体４か所、袋井市、掛川市、藤枝市、富士市を選択した。

第12回委員会では、吉田町空家等対策協議会についての説明を受けた。問いは、吉田町空き家等対策計画策定が他市より遅れているので急いでほしい。答えは、計画期間は令和３年から12年であるが、早めにと考えているとの回答でした。

第15回委員会では、富士市の視察・調査を行いました。視察・調査は、別紙、富士市視察調査を参照してください。

第18回委員会では、掛川市の視察・調査を行いました。委員会及び調査報告結果は、別紙、掛川市調査報告を参照してください。

第23回委員会では、藤枝市の視察・調査を行った。視察及び調査結果は、別紙、藤枝市視察報告を参照してください。

第25回委員会では、袋井市の視察・調査を行った。視察及び調査結果は、別紙、袋井市視察報告を参考にしてください。

第27回委員会では、４市のまとめについて再確認をし、第28回委員会では、最終報告の確認をいたしました。

視察報告について報告をいたします。

富士市視察報告です。

富士市都市整備住宅政策課職員10人のうち５人が空き家対策を担当。

１は、空き家対策の開始の時期、平成29年、富士市空家等対策協議会を設立、令和３年３月、空き家条例を制定。

２、空き家及び特定空家の数は、一戸建て空き家2,228戸、管理不全空き家813戸、特定空家８戸を確認。特徴については、空き家の管理に関するガイドブック、損をしないための知識や方法を紹介している本の全戸配布もした。

委員の意見です。

富士市の空き家対策は、当町に比較すると進んでいると感じた。自分たちで汗をかき、苦労し、試行錯誤を重ねながら取り組んでいる姿に共感を覚えた。

事業者を取り込むことで、スピード感を持って住みやすい住環境の実現を目指すため、多岐にわたる制度が用意されていると感じた。

富士市では、上水道事業等のからの視点でも実態調査を行っていることも聞いた。実態の把握が最重要課題であると考える。

掛川市の視察報告です。

掛川市都市建設部都市政策課、建築・空き家対策係都市政策課17人のうち、建築・空き家対策係７人が担当。

１の空き家の対策開始の時期については、平成26年４月、掛川市空き家等の適正管理に関する条例を施行。平成29年８月には、掛川市空家等対策計画策定。平成30年２月には、市とＮＰＯ法人かけがわランド・バンクが空き家対策に関する協定書を締結、同年４月から掛川市空き家対策を本格始動。

２、空き家及び特定空家の数は、空き家候補総数は2,730戸。令和元年７月に自主防災会にアンケートを実施したところ、戸建て住宅の空き家数は1,490戸となった。

３、特徴については、平成30年２月には、市とＮＰＯ法人かけがわランド・バンクが空き家対策に関する協定書を締結。目的は、空き家、空き地の放置問題を解決することで、地域の活性化及び空き家の利活用につなげる。

委員会の意見では、ＮＰＯ法人かけがわランド・バンクが業務委託を行い、民間との協力により空き家の利用が多方面にわたって利活用されている。空き家問題に対して強い危機意識を持ち、市全体が重要課題と位置づけて活性化を目指し、かけがわランド・バンクとの協定等、課題に対応していることが感じ取れた。また、人の重要性が感じ取れた。

藤枝市の視察報告です。

藤枝市都市建設部住まい戦略課、課長、係長、主査、３名に対応をしていただいた。

１の空き家対策の開始は、平成29年度に空き家対策に特化した部署として空き家対策室を設置。また、同年度に空き家対策等計画を策定し、空き家対策事業を開始した。

空き家及び特定空家の数は、平成20年、4,250戸、平成25年、5,720戸、平成30年、6,980戸に増加し、増加に対し、令和元年、空き家ゼロサポーターを発足、令和４年、条例制定等、空き家対策制度の制度を行い、令和５年、5,990戸まで空き家減少に導いた。

水道使用量での空き家把握の新制度も導入していると。

特徴については、空き家ゼロにサポーター制度を導入。空き家ゼロにサポーター制度とは、藤枝市の空き家対策に意欲的な民間事業者の集まり。空き家所有者が抱える問題は多岐にわたるため、当市が相談窓口を担い、ワンストップ的対応を行うことで課題の迅速かつ効果的な解決を目指す。

委員からの意見では、藤枝市では空き家件数が平成20年、4,250戸、平成25年、5,720戸、平成30年、6,980戸と右肩上がりで増大となった。この間、平成29年に空き家対策室設置、空き家対策計画策定。令和元年に空き家ゼロにサポーターを発足、令和４年、条例制定と空き家対策制度を制定し、対策を行った結果、令和５年には5,990戸と減少した。

空き家対策に特化した部署として空き家対策室を設置し、空き家対策計画を策定。空き家対策事業を開始したのが平成29年度と聞いた。事業を実施していくのがスピーディーであると感じた。

袋井市視察報告。

袋井市都市建設部建築住宅課、課長、課長補佐、ふくろいすまいの相談センター所長が対応。

空き家対策開始の時期は平成30年。

空き家及び特定空家の数は、平成27年、766戸、令和２年、714戸、令和７年１月末で508戸、特定空家はゼロ。

特徴は、ふくろいすまいの相談センターが空き家相談の窓口として空き家バンク業務を担っている。空き家の所有者等の悩みや困っていることを幅広く、気軽に相談できる相談窓口を本庁舎ではなく、旧中村洋裁学院の建物を活用している。

委員の意見では、袋井市では、ふくろいすまいの相談センターを歴史的建物の中に設置して窓口を設け、空き家に関する利活用や管理方法などの問題の解決や見守り業務、相続相談業務を行っている。そこには民間企業の協力があり、官民一体で空き家に対する問題解決を担っていることも大いに興味を持った。民間の力を活用することで、最大の効果を出していると思われる。吉田町も民間の力を活用し、スピード感を持って取り組む必要があると考える。

最後の意見の総評です。

富士市、掛川市、藤枝市、袋井市への視察を実施して感じたことは、視察した全ての市は、担当部局職員が２人から５人態勢でスピード感を持って、しっかりと組織的に積極的に苦労を重ねながら、個性を持って知恵を絞り出し合い活躍していた。全国的な課題となっている空き家問題に４市とも早くから取り組んでいて、その速さと的確さには驚いた。

平成30年には空き家等対策計画を策定したところもあるように、高い危機意識の下、スピード感を持って対策が幾重にも講じられている。その対応も職員自らがいろいろアイデアを出し、空き家等対策に力を入れている。

当町では、この４市に比べ、空き家対策の推進について、具体的な対策はまだ手つかずの状況で随分遅れていることが分かった。

空き家等対策の中で、現実に空き家の数を減少させ、成果を出している対策に共通していることは、民間のビジネスに寄り添いながら、民間の力をうまく最大限に活用していることであると感じた。

今後町として取り組んでいく必要があることは、管理の行き届いていない空き家、所有者不明、相続人不在空き家等、多くの問題解決を図る必要がある。既に待ったなしの吉田町の空き家対策を、スピード感を持って効果的に推進していただきたいと思う。

１年９か月の調査ですので長くなりました。

以上が産業建設常任委員会の調査結果の報告です。

以上です。

○議長（大石　巌君）　報告が終わりました。

委員会活動報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

これをもって報告済みといたします。

◎請願の継続審査について

○議長（大石　巌君）　日程第33、請願の継続審査についてを議題とします。

今期定例会において、総務文教常任委員会に付託をしました請願第１号　公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書採択に関する請願については、副委員長から会議規則第71条の規定によりまして、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

本件は、副委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、副委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続審査とすることに決定をいたします。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大石　巌君）　日程第34、議会閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71条の規定によりまして、お手元に配付をしましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石　巌君）　異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石　巌君）　以上で、令和７年第１回吉田町議会定例会の全ての日程が終了をいたしました。

閉会に当たりまして、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長　田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君）　これで令和７年度は動くことになりました。どうぞよろしくお願いします。

○議長（大石　巌君）　ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（大石　巌君）　令和７年第１回吉田町議会定例会を閉じるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、３月３日以来、19日間にわたりまして諸議案の審議をいただきました。

本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆さんの御健勝を心から御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（大石　巌君）　以上をもちまして、令和７年第１回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会　午前１０時２８分